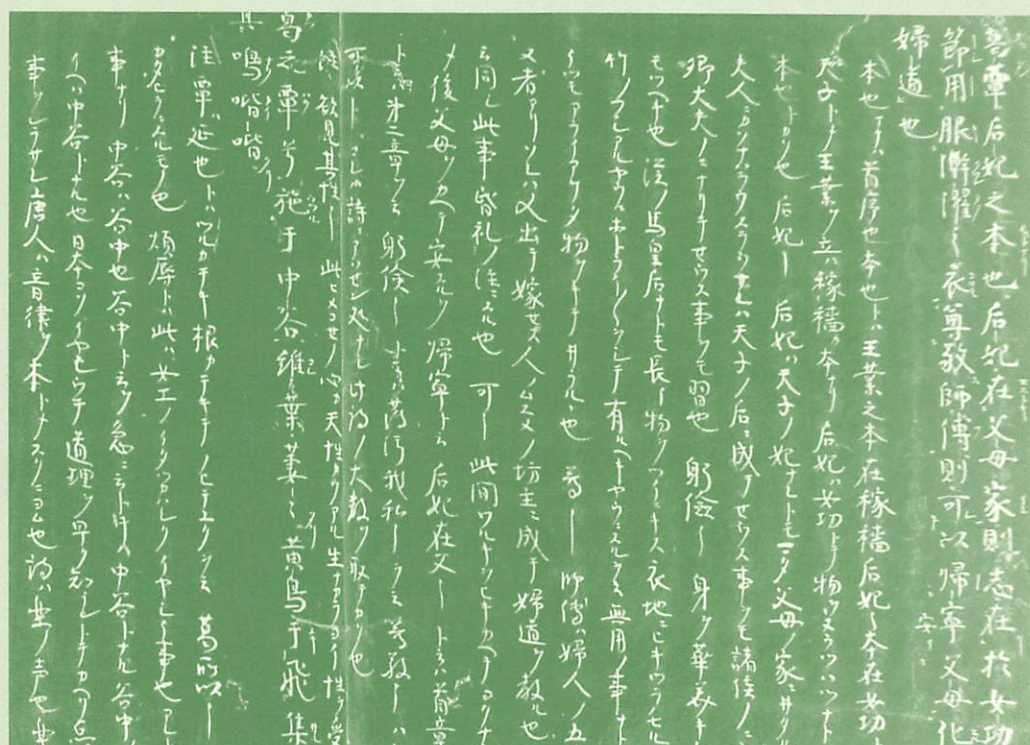


論集

伝承と受容(日本)



平成10年度～14年度 文部科学省科学研究費補助金 特定領域研究(A)118

「古典学の再構築」研究成果報告集Ⅶ

B02「伝承と受容(日本)」班研究報告

VII

神戸 平成15年3月

平成10～14年度 文部科学省科学研究費補助金 特定領域研究 (A) 118

「古典学の再構築」研究成果報告集VII

B02「伝承と受容(日本)」調整班研究報告

論集

「伝承と受容(日本)」

神戸 平成15年3月

はじめに

B02「伝承と受容(日本)」調整班代表 木田 章義

B02班は、「外国文化の受容」を中心テーマにした班である。日本での外国文化の受容と言えば、奈良時代から平安時代の中国文化の輸入、鎌倉時代から室町時代に掛けての五山文化の受容の時期が大きな山となっている。幕末から明治以降の日本では、西欧の文化の受容があったし、中世末期のキリシタン文化の受容もあった。しかしこれらをすべて研究対象とすれば、数組の研究グループでは、收拾がつかなくなることは明かである。少ない人数で、ある程度の纏まった成果を上げるために、対象を狭く設定することにした。中国・朝鮮・西欧との接触があり、やや複雑な状況を見せる中世に焦点を当て、特に、重要な研究分野でありながら、研究者の数が少なく、日本文化史を構築する際に、欠けてしまいがちな分野である、五山文化・文学、キリシタン文化を中心とすることにした。この二つの分野を中心として、日本の国家体制を作り上げた律令の影響についての研究や言葉の問題を扱う班などが加わって、第一期の研究は始まった。

第二期に至って、全体の流れを把握するために、鎌倉以前の、中国文化の輸入の時代を考慮に入れる必要があり、日本における漢文受容や仏教受容の研究班が加わった。これでやや近代には薄いけれども、日本文化の流れが一貫して把握できる体制になった。

文化系の学問は、すべて個人の中で行われるものであり、学際的研究でさえ、個人の中でできあがって行く。時間とともに集積されてゆく知識や判断は、体系となってゆくが、それも個人の中において体系化して行くのであって、その個人の逝去とともに、その世界も消えて行く。彼が書き残した論文はその体系の一部を示しており、それらを通じて、一部分だけは後人に継承されて行くが、同じ個人が存在しないように、学問の体系も、決して同じものが現れることはない。従って、文化系の学問は時間軸に沿って発展せずに、横にずれて行くだけということも少なくないし、後退してしまうこともある。

また、文化系の学問は、成果がでるまでにきわめて長い時間を要するものである。本科研でさまざまな領域の研究者が集まって、一つの新しい環境を作ったが、その中で生まれてきたものを消化し、形に結びつけてゆくのはたやすいことではない。新しい領域を理解するための基礎的素養を身につけるだけでも、長期間にわたる努力を必要とする。老舗の呉服屋の旦那でも、洋品店を開くには、雑巾がけから始めなければならないのである。

この研究成果報告書の研究は、相互に関連が薄く見えるけれども、外国文化の受容という点から共通した現象を背景に持っており、多くの問題点が浮かび上がってきている。第二期の2年の期間で挙げられる成果は、多くはないの仕方ないことであるが、本報告書の論文はそれぞれの研究が、かなりの深さにまで到っていることを示している。しかし、この班の本来の研究成果は、10年後にもっとはっきりとした形となって、大きく表れてくることになるだろう。

B02班の班員は、本研究報告書以外に、「古典学の現在」や「ニューズレター」にも多く寄稿しており、また、単著としてポルトガル語の正書法の文脈付き索引を三冊も出版した班員もあり、幅広い活動を行った。

B02班の運営にさまざまな方々からさまざまな協力を得たことを謝しつつ、「はじめに」を終える。

2003年1月7日

目 次

はじめに	i
研究班参加者・研究課題一覧	iv
中世における外国文化の受容と展開	木田章義 1
日本語文体史資料としての中世禅宗仮名法語の研究 ——連体修飾節に用いられる「～底(ノ)」を中心に——	李 長波 12
中世における外国文化の受容と展開	丸山 徹 26
キリシタン文献の文化横断的研究	米井力也, エンゲルベルト・ヨリッセン 38
正倉院聖語蔵経巻の文献学的研究——隋・唐経を中心に	末木文美士, 月本雅幸, 杉本一樹 42
日中幼学書の比較文化的研究研究代表者	黒田 彰, 三木雅博 44
日本における唐律令・礼の継受と展開	大津 透 61
古代・中世の漢文訓読文資料の文体史的研究	金水 敏 72
「江東避乱聯句」(仮称)の研究	朝倉 尚 82
大唐六典の受容と制度通の撰述	礪波 護 89
聴覚表現における中国古典の影響——「コエ」と「オト」—— 「抄物の原典参照データベースの構築—「韻府群玉」と「玉座抄」を例として」	出雲朝子, 豊島正之 97
発表成果一覧	109

研究班参加者・研究課題一覧

(1) 計画研究

中世における外国文化の受容と展開

- 研究代表者 木田 章義 京都大学大学院文学研究科 教授
分担者 丸山 徹 南山大学人文学部 教授
分担者 鈴木 広光 奈良女子大学文学部 講師
分担者 李 長波 京都大学大学院人間・環境学研究科 助手

キリシタン文献の文化横断的研究

- 研究代表者 米井 力也 大阪外国語大学外国語学部 教授
分担者 エンゲルベルト・ヨリッセン 京都大学総合人間学部 助教授

正倉院聖語藏経巻の文献学的研究——隋・唐経を中心に

- 研究代表者 末木文美士 東京大学大学院人文社会系研究科 教授
分担者 月本 雅幸 東京大学大学院人文社会系研究科 助教授
分担者 杉本 一樹 宮内庁正倉院事務所保存課 調査室長

(2) 公募研究

古代幼学書の基礎的研究

- 研究代表者 黒田 彰 佛教大学文学部 教授
分担者 三木 雅博 梅花女子大学文学部 教授

日本における唐律令・礼の継受と展開

- 研究代表者 大津 透 東京大学大学院人文社会系研究科 助教授

古代・中世の漢文訓読文資料の文体史的研究

- 研究代表者 金水 敏 大阪大学大学院文学研究科 教授
分担者 朝倉 尚 広島大学総合科学部 教授

大唐六典の受容と制度通の撰述

- 研究代表者 礪波 護 大谷大学文学部 教授

抄物の原典参照データベースの構築—「韻府群玉」と「玉塵抄」を例として—

- 研究代表者 出雲 朝子 青山学院女子短期大学国文学科 教授
分担者 豊島 正之 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 助教授

「伝承と受容(日本)」

中世における外国文化の受容と展開

木田 章義

【要旨】

中国文化の受容については、学者・貴族・僧侶たちが、商人に依頼して中国の典籍を輸入している様子が日記などに散見され、かなり熱心に中国舶載書を購入していたことが分かる。現在では、それらの書籍は残っているものが少なくなっているが、輸入された宋元版を元にして覆刻した五山版の存在から、現存の宋元版がごく一部であり、想像以上に、膨大な中国書籍が舶載されたことが推定できる。このような受容に関する研究はそれほど進んでいないが、禅籍に関しては、近来、椎名宏雄『宋元版禅籍の研究』（大東出版社，993）のような研究書が出版され、また、若い人々がこの舶載書の実態を中国宋元文化との関連から分析するようになり、かなりわかり始めている（『古典学の現在』V，特定領域研究「古典学の再構築」総括班，2003）。

一方、それらの舶載され、受容された典籍が、いったい日本国内で、どのように消化・吸収されていったのかという問題については、未だまとまった研究はない。消化・吸収してゆくさまを跡づけるには、中国典籍の注釈の歴史をたどる必要がある。当初は中国由来の注釈書を利用していたが、後に、日本人の手になる注釈書が多く作られる。これらは、漢文注のものと「抄物」と呼ばれる漢字仮名混じりの日本文で注釈されたものがある。国語学の立場から、この漢字仮名交じりの抄物の紹介があり、漢文注の場合には、書誌的な研究があるが、総合的な研究には至っていない。

本研究では、これらの注釈の中で、漢字仮名交じりの日本文で、日本的な解釈をし、日本的な理解を見せる「抄物」がどのように成立しているのか、どのような広がりがあったのかなどをテーマとした。調査の対

象は、京都大学に所蔵される、写本の抄物とした。特に、これまであまり注目されていなかったものを中心とした。

【他領域との連携による成果】

他領域との関連については、中国文化、特に中国・朝鮮の出版文化との関わりが深い。というよりも、日本でのこれらの調査は、中国を中心とした東アジアの出版文化の一環として理解すべきものである。朝鮮における諺解本と日本の抄物とは、ずいぶん性格が異なる。それはそれぞれの文化の相違による部分も大きいであろうし、同時に直接大陸につながっているか、海を隔てた島に位置するかというような、地理的な要因も無視できない。これらの分析については、まだこれから始めなければならないが、本調査は、その基礎の一部を補うことができる。

【位置付け】

上記のとおり、本調査は、中国を中心とした東アジア文化の一環として行っているが、本研究の成果は、中国文化が周辺の国々にどのように伝播して行ったのかの一つの例となる。

日本人がどのようにして外国文化を理解し、吸収して行ったのかという問題を明らかにすることによって、日本人の特質なども明らかになる可能性がある。

【研究成果】

室町時代中期よりつくられ初めた抄物の数は膨大な量に上る。室町末期までのわずかな期間に、急速に、高度な知識をもった層が広がっていったことが分かる。五山僧や公家の持っていた知識が、講義や著作を通じ

て、僧侶・公家の間にこれらの知識・学識が広まり、さらに武士・庶民に浸透してゆき、江戸時代の漢文学隆盛の基盤ができあがっていることが理解される。

そのような知識層の広がりを分析してゆくために、これら抄物の研究が重要な糸口になることは明らかである。しかし、膨大な抄物資料群を調査対象とすれば、際限なく研究範囲が広がり、收拾がつかなくなる。そこで、京都大学に蔵する「写本の抄物」という限定を加えることにした。

もともと抄物の研究者は多くはなく、何人かの先人の精力的な調査によって、多くの資料の存在が明らかにされてきたのであるが、若い後継者はさらに少なく、研究は先細りの状況にある。これからの研究に役立つように、「写本の抄物」の中でも、これまであまり注目されていなかった抄物を中心に調査することにした。

京都大学の抄物は、主として附属図書館と文学部に所蔵されている。附属図書館には明経家の清原家の典籍が寄贈されてできた「清家文庫」があり、そこには清原宣賢の著作を中心とした、多くの貴重な抄物がある。これはさまざまな形で紹介され、しかも、重要なものばかりであるので、ここでは扱わない。また、寿岳章子氏が収集され、文学部に寄贈された「寿岳文庫」がある。この文庫の重要な部分は、「向日庵抄物集」として刊行されているので、ここでは扱わない。この二つの文庫に属さない、貴重な抄物を調査することとした。

抄物は「しょうもの」とも「しょうもち」とも呼ばれる。中国原典に対して、仮名で解説注釈を加えたものである。抄物には、講義をするためにあらかじめ調べたことを記録した「手控え」と、実際の講義を聞いてノート採った「聞書」がある。実際には、講義を聞いた後、先生の手控えを書写したものもあり、講義の後から原典や参考文献の原文を書き加えてゆくこともあった。

抄物は講義に関わるものであるため、原典の解釈だけでなく、当時の流行していることに触れていたり、口語的な表現が現れたりして、当時の社会や言葉を知る上でも重要な資料となっている。このような仮名による注釈活動や講義活動は、室町中期頃から盛んになったようで、資料も室町中期以降のものしかない。このような仮名による注釈についても、当初はかなり抵抗感があったものらしく、明経道の博士家に生まれた中原康富は、その日記『康富記』の応永二四年（一四一七）に、「予、乍比興、論語聞書注置者也、万一而已」と書き込んでいる。聞書を作ることに後ろめたい思いを抱いていたらしいことが分かる。明経家にとっ

ては、訓点資料に見られるように、原典に点を加える先祖伝来の方法で読みを記録するのが正しいやりかたで、聞書のように具体的に内容を記録し、様々な周辺の知識を文字にしてしまうことは、憚られることであつたのであろう。抄物が現れるのが室町中期であることと符合する記事である。おそらく、そのころ、聞書類は五山僧たちの側で始められていたのではないかとと思われる。

「左伝抄」（清家文庫Ⅱ1-65Ⅱサ1）をみると、この抄物の作成のために、清原家の常宗（清原良賢、一三四八—一四三二）の中原康富聞書（？—一四五七）、常忠（清原業忠、一四〇九—一四六七）の勉之清玉（清島）聞書（一四二七—一四六七—？）を参照し、一三八八年の奥書のある本文で点を加えたことが記録されている。一五世紀前半に、明経家の中原康富が、清原良賢の講義の聞書を作っていたのはおもしろい。上述のごとく、康富は聞書を作ることにやや後ろめたい思いを抱いていたようであるからである。勉之清玉は、一四四五年、十九歳の時、清玉を清島（せいきょく）に変えたらしいのであるが、一四六〇年でも「玉」で書かれることがあつたのであろう。宣賢の署名が「宗尤」となっているので、彼が出家した一五二九（享祿二年）以降に書いたものであることが分かる。本書は、抄物が作られてゆく過程が見え、興味深いものである。中原康富が丁度日記に「予、乍比興、論語聞書注置者也、万一而已」と書き付けたその年には、康富は良賢講義の「左伝聞書」を作っているのである（講義は前年から始まっているので、聞書は前年から書かれているはずである）。従って、日記で康富が言う「聞書」は、自分の心覚えのためのもの、つまり手控えを作ることと言っているのではないかと思われる。

抄物がさかんに作られる頃には、一度の講義に二〇〇人もの僧・公卿が集まることも珍しくなく、知識層はかなり広がったようである。そういう場でも聞書が作られ、手控えが書写されていたであろう。そして講義を直接受けなくても、そういう抄物を読むことによって中国典籍が理解できるようにもなったのである。これは日本の知識人の層を厚くすることには大きな働きをした。さらに、印刷技術が発達しはじめた時期にも重なったために、多くの中国典籍や抄物が出版されるようになり、いっそう知識人の層が厚くなっていった。

抄物は、いくつかの分野に分けることができる。漢籍の抄物のうち、儒教經典は明経博士家が管掌していたので博士家の周辺で作成され、もとの紀伝道の管掌

した史記、漢書、それに各種の詩集などは五山僧が扱うようになっていた。これは紀伝道の家が家学を維持できなくなったことや僧俗との交わりを好まなかったということも考えられるが、古注などに依る必要もなく、中国語の力さえあれば読めたという事情が考えられる。禅籍の抄物はもちろん禅僧たちの周辺で作られた。神道関係のものは、清原宣賢の実父である吉田兼俱の周辺で作られていた。

一般的に漢籍の抄物は比較的その由来が分かることが多いのに対し、禅籍の場合にはその由緒をたどることが難しい。漢籍の場合には、經典については明経博士家たる清原家が健在で、そこに中心がある。史記、漢書、詩集などについては、五山僧であっても、これらの典籍を講義できるくらいの僧侶は、宮中に参内して、講義を行うことができるほどに、高い見識の持ち主と判断された。実際に、禅僧が宮中で杜甫の詩の講義したり、公家に対して漢書の講義を行ったりしている記録が日記類に散見する。しかも漢籍の場合には古注を初めとする古くからの研究の集積があるので、解釈については一定の方向と枠組みがあるため、解釈によって何に依っているのかが分かることが多い。一方、禅籍の場合には、全国の寺院で、多くの僧侶たちに講義されていたのであるから、さまざまな種類の抄物ができあがる。禅宗の性格からみても、内容自体が注釈を拒否するようなものもあり、漢籍のような一定の解釈が生まれにくいのである。

禅籍の場合には、近畿を中心とする臨済宗系統の抄物と、東国を中心とする曹洞宗系統の抄物がある。曹洞宗の抄物（「洞門抄物」と呼ばれる）は、抄文の中に、関東方言が現れたり、独特の表記法をとることがあり、関東方言や関東の風習などの資料を与えてくれることがある（「江湖風月集」，「無門関註」参照）。

抄物の中には、もう一種、特定の中国典籍の注釈ではないものがある。中国史を学ぶ教科書（「灯前夜話」），詩文を書くための参考書（「湖鏡集」，「摘英集」）というにふさわしいようなものが出現し、江戸時代の漢文学隆盛の基礎が固まっていることが感じられる。

（1）毛詩国風篇聞書

京都大学文学部 国文Ⅱ TgⅡ 41，一冊，仮表紙，糊付装，二十七。〇×二一。二纏，帙の題簽には「永正七年三条西実隆筆」とあり。内題「毛詩聞書」その下に小さい字で「宜竹談 清少聞 永正七五」とある。毛詩聞書は十五丁まで、十六丁には「左伝五」と内題があり、左伝の聞書が三丁ある。

「宜竹」は景徐周麟（一四四〇―一五一八），「清少」は清原少納言の略で、清原宣賢（一四七四―一五五〇）のこと。

『実隆公記』永正七年（一五一〇）五月四日の条には、「於慈勝院，宜竹和尚被講毛詩，宣賢発起也，為聴聞相公罷向，異体雖不可然，近日習俗故如此也，卷耳篇以下三編被講之，言語道断殊勝之由語之」とあり、宣賢が発起した宜竹軒の毛詩講義が始まっており、相公（三条西公条，実隆の息子）も「卷耳」から参加したようである。本書は、ちょうど毛詩国風の初めの「関雉」から「卷耳」の題名までの聞書であり、前回の宜竹講義の分に当たる。従って、前回の講義の内容を知りたいために、宣賢に聞書を持ってこさせて写したと考えれば、内題下の注記「宜竹談 清少聞 永正七五」とぴったり符合する（以上のことは土井洋一「毛詩抄について」ですでに述べられている）。従って帙題簽の言うように、実隆の自筆である可能性がある。

一方、四日後の九日の条には「宣賢来，相公左伝読書（第十七／終功），毛詩聞書持来，重宝之間，可写留之由談之，抑留了」とある。宣賢に重宝の「毛詩聞書」を持ってこさせ、書写するために、手元に置くことにしたのである。実際に、十一日の条に「宣賢毛詩聞書立筆」とあり、十二日の条に「毛詩聞書終日書写之」と書かれており、実隆が毛詩聞書を書写したことは間違いない。

実隆は文龜三年（一五〇三）にも宣賢に対し、「毛詩」の合点を求めており、永正元年（一五〇四）には、宣賢が公条に「毛詩」の講義を行っている。そういう折の聞書という可能性は無いではないが、本書と『実隆公記』永正七年の記述が偶合とは思えない。

後半の「左伝第五」の部分は、少し字が小さいために、筆勢の異なる部分はあるが、「毛詩聞書」と同じと見て良い。

『実隆公記』によると、永正六年から、宣賢は、三条西公条に対して、左伝の講義を行っている。永正七年には右に引用したように「第十七」が終わっている。左伝の講義は、必ずしも巻の順番に行われたのではないようであるが、「第五」はこのとき以前に済んでいたと思われる。これが宣賢講である可能性は高いのであるが、宣賢講とすれば、やはり公条の手になると考える方がよい。とにかく、帙題簽が言う実隆自筆というのは、あながち突飛な言ではなく、『実隆公記』の記述と符合すること、こういう中途半端なものを誰かが捏造するとは考えにくいことなどを考えると、本書が三条西家に伝わっていたもので、実隆か公条の手になる可能性は高い。

カタカナの字体は直線的で特徴が出にくく、カタカナとともに書かれた漢字もカタカナの筆勢を受けて特徴が出にくいのであるが、本書の漢字には実隆の字の特徴が見られ、書き慣れた流麗な筆跡で、実隆自筆と見て良いと思われるのであるが、あるいは、以上の事情から考えて、三条西公条の手跡である可能性も残っている。公条は永正七年は二四歳で、これだけの手慣れた漢字・片仮名が書けたかという疑問もあり、実隆や公条の片仮名本を探し出し、比較してみるまでは、結論は出せないようである。なお、「宜竹」「清少」などという書き方も実隆もしくは公条の手になると見て差し支えないが、実隆の方がふさわしい。

清家文庫にも「毛詩聴塵」(清家文庫、1-63 Ⅱシ 6 貴)という宣賢と業賢の書写した抄物がある。一般的には宣賢の講義の手控えと理解されており、実際の講義録である林宗二写「毛詩口義」(両足院蔵)と比べてみれば、講義の手控えと呼ぶにふさわしいものと思われる。

伝三条西実隆筆「毛詩聞書」(以下「伝実隆本」と呼ぶ)は、景徐周麟の講義を清原宣賢が聞書したものであると、初めにメモがあるが、その内容は「毛詩聴塵」や宣賢講の「毛詩抄」などとほとんど同じである。本書の

(A) (B) 雌鳩ハミサゴ也、水ノハタニハ井レドモ、水鳥ニハアラズ、カケツメナケレバ也、此鳥河水辺ニ居時モ、雌雄並デハ井ズ、別々ニナル也。(実隆、10ウ)

(C) 此ミサゴト (云) 鳥ハ、山中デハ鳥ヲトリ、水上デハ魚ヲトル、異名ハ沸河 (ホツカ) トモ沸波トモ云、此鳥ガ魚ヲ取ラントスル時ハ、魚ガ影ヲ見テ、水ノソコヘ沈ム、此時、此鳥ガコハ者ニテ、サカリテ飛ブニ、影ガソコニアルホドニ、魚ガ此鳥ガ水底ニアルゾト心得テ、水上ヘアガル時、トル也、鷹ノ類ニテ、魚ヲトル也 (実隆、11オ)

とう部分は、「毛詩聴塵」では、

(A) 雌鳩ワミサゴ也、水鳥ニハアラズ、カケ爪ガナキ程ゾ。師講如此、集伝ニハ雌鳩ハ水鳥トス (宣賢、1-11オ)

(B) 雌鳩ノ雌雄、別々ニ居テ、シカモ心ハ和ギヤウタルニ比也 (宣賢、1-11オ)

(C) 此ミサゴト云鳥ハ、山中デハ鳥ヲ取り、水上デハ魚ヲ取ゾ、異名ニハ沸河 (フツカ) トモ沸波トモ云、此鳥ガ魚ヲ取ラントスル時ハ、魚ガ影ヲ見テ水底ヘ沈、此時、此鳥ガコハ者ニテ、サカツテ飛ニ、影ガソコニ有ホドニ、魚ガ此鳥ガ水底ニ有ゾト心得テ、水上エアガル時、取也、鷹ノ類

ニテ魚ヲ取也 (宣賢、1-11オ〜ウ)

となっている。毛詩本文の注釈であるから、注釈の内容が一致するのは、当然とも言えるが、これは偶然の一致とは思えない。

伝実隆本が、宣賢が景徐周麟の講義の内容を聞書したものを書したものであるならば、そこに書かれているのは景徐周麟の講義の内容のはずである。そうなれば「毛詩聴塵」に書かれているのも、景徐周麟の説ということになる。一方、景徐周麟は宣賢の祖父業忠の講義を受けており、景徐周麟の説じたいが業忠の説であるとも考えられるので、これらの一致は、業忠の説が景徐周麟を通して宣賢に受け継がれているとも解釈できる (土井洋一氏「毛詩抄について」(『抄物資料集成』七、清文堂、一九七六年))。

気になるのは上に引用した『毛詩聴塵』に書かれている「師講」の「師」が誰のことかということであるが、土井洋一氏がすでに明らかにされているように、「毛詩聴塵」の「師講」が他の聞書類で「外記ノ常忠ハ」と書かれているところがあるので、常忠 (清原業忠) の説であろうと思われる。しかし、「外記の常忠」という表現は、業忠の孫に当たり、業忠から手ほどきも受けている宣賢の講義の表現としてはふさわしくない。宣賢は決して「外記の業忠」とは言わなかったはずである。この呼称は、景徐周麟などの五山僧や撰家などの上層公家の表現であるはずである。

聞書が作られる過程については、不明の点が多いのであるが、こういう部分は、宣賢が景徐周麟の聞書をそのまま写したところなのかもしれないと想像されるのである。「師講」についても、あるいはこれも景徐周麟のことを指しているのかもしれない。宣賢の抄物の作成の具体的な様子については、まだこれから検討しなければならないことがありそうである (『毛詩国風聞書』、「大学抄」,「灯前夜話」の解説参照)。

(2) 大学抄

京都大学附属図書館 1-66 Ⅱタ 3 | 貴、一冊、茶色紙表紙。四つ目、袋綴じ、二五・五×一六・七糎、第一紙は旧表紙で「儒門綱目」と打付書、(奥書) 天文廿三年 (一五五四) 甲寅卯月廿七日昼畢/墨印有り (一部欠)、表遊紙裏に「大舎人寮/堀尾家蔵」(朱角印)、その上に六角朱印あり (印字不明)。表紙右下に「玄雄」(墨書)、(3) の中庸抄と同筆。

本書は、朱熹「大学章句」の抄物である。東京大学附属図書館旧蔵の「大学抄」(現在逸書) と同じ系統の本文をもち、清原宣賢講義、林宗和聞書、天文元年

(一五三二)に作られたものの写しと言われている(柳田征司『抄物の研究』一一号、二〇〇〇))。

『大学聴塵』(大東急記念文庫蔵、宣賢自筆)が講義の手控えとすれば、本書は、その講義の聞書に当たるものであるが、本書の内容は、たしかに「大学聴塵」に近い。たとえば、本書で、

マゾ此大学ハ曾子ガ作也。顔回ハ早世シタ程ニ、
孔子ノ道ヲ伝フゾ、孔子ヨリ以心伝心ノ道ヲ得ル
事ハ曾子也。魯鈍ナレ共ゾ。曾子ガ後ハ子思ガ伝
タゾ、中庸ヲ作テ道ヲ紀タゾ

となっている部分は、『大学聴塵』では

此書ハ曾子ガ述スル也、顔回ハ早世して、不伝道、
曾子ハ魯鈍ナレトモ、孔子ノ一貫ゾ、道ヲバ曾子
ガ一唯シテ得タリ、曾子ガ後ニハ子思ガ伝ル也、
子思ガ以心伝心ノ処ヲ中庸ニ述ル也、

となっていて、本書が講義の口調を伝える文体であるという違いはあるが、内容はほぼ一致している。

宣賢の講義は、清原家説を基盤としていると思われるが、「大学」については、一条兼良の『四書童子訓』の影響が大きく、宣賢の『大学』に現れる朱熹の解釈の八、九割までは兼良の注をそのまま踏襲しているという(『阿部隆一遺稿集』二、汲古書院、一九八五)。宣賢は一条兼良の著作をいくつか書写しており、『四書童子訓』も書写していた。『毛詩聴塵』の場合と同じく、宣賢が注釈を体系化して行くとき、先人の説であることを明らかにせずに体系化させていった可能性があり、その注釈の内容については、注意深く調査して行く必要がある。

本書は宣賢講義と言われるが、本書の一三丁オに、
三千一、孔子ノ門弟三千人アル也、常忠(清原業
忠)ノ講釈ニ万人アル、是内、洙四(朱子のこ
と)ノ門徒、三千人ト云ハレタガ、何ノ書ニ有ヤ
ラウ、マダ見付ヌゾ

という文がある。その内容や口調も宣賢とは思えない。講義の中で、「常忠」という名前を宣賢が口にするのは不自然である(業忠や環翠軒、二代の祖などなら良いが)。本書が宣賢講であると推定された根拠は、東京大学附属図書館旧蔵「大学抄」の記述であるが、その本が焼失したらしいので、確認することができない。まだ、宣賢講という断定は避けておく方が良さそうである。

本書は次の(3)「中庸抄」と同筆で、旧蔵者も同じであり、一対となっていたようである。岩瀬文庫本でも宣賢講の「大学抄」と「中庸抄」が一対となつて所蔵されているというが(柳田征司「抄物の研究」十一号、二〇〇〇)、古活字版でも宣賢抄と思われる「大

学抄」と「中庸抄」は対をなしているようである。ちなみに、「大学」は博士家の読み癖では「たいかく」とすべて清音で読む。

(3) 中庸抄

京都大学附属図書館 1-66 Ⅱチ Ⅱ 1 貫、一冊、茶色紙表紙、四つ目、袋綴じ。二五・五×一六・七糎、(奥書) 天文廿二年(1553) 癸丑極月廿六日写訖、表遊紙裏に「大舍人寮／堀尾家蔵」(朱角印)、その上に六角朱印あり。

朱熹「中庸章句」の抄物である。宣賢の講義の聞書と言われている。

陽明文庫本『中庸抄』(内題は「中庸章句」、室町後期写)は、宣賢の手控え本「中庸聴塵」に当たるものと言われて折り、「也(ナリ)」で文章が終わる文体(ナリ体)であり、注釈が丁寧である。本書はその聞書に当たるので、口語的な「ゾ」で終わる文体(ゾ体)である。内容は、陽明文庫本とほぼ同じである。両本の文体の違いを挙げれば、本書で、

中庸ハ何ノ用ニ作テサウトアウ(トウ歟)、子
思ガ道学ノ其伝ヲ失フヲナゲ井テ、作テサウト云
タ、程ニ問答ノ体ゾ、物ヲ長ウユワウ(言おう)
トテハ、問答ニカ、井デハ(書かいでは)、義ガ
尽ヌゾ(濁点は補足、以下同じ)。

とある部分が、陽明文庫本では、

中庸ハナニノタメニ作ルゾト自問シテ、下ニ此イ
ワレニヨツテ作ト、自答スル也、物ヲ長クカ、ン
トテハ、問答ノ体ヲ借テイハザレバ、其義ツキザ
ルモノ也。

となっており、その後に京大本の抄本文に出てくる、「子思」「道学」などの語句に対して、典拠を挙げながら詳しく説明してある。陽明文庫本は、「大学抄」に対する「大学聴塵」、「毛詩抄」に対する「毛詩聴塵」と同じ関係にあることが明らかに見て取れる。

本書の文章には特別変わったところは無いが、抄物の常として、「アツタラシイ(惜しい)」「ヒコツラウ(引きずる)」などの注意すべき語彙を発見することができる。

なお、陽明文庫本は、書き慣れた端正な文字で書かれているが、名和修氏のご教示によれば、その筆跡は近衛家の歴代の手ではないということである。

(4) 老子経抄

京都大学文学部 国文 Ⅱ Tg Ⅱ 45、二巻一冊、茶表紙、五つ目、袋綴じ、二七・二×二〇。二帙題箋に「老子

経抄」その右上に「竹中家旧蔵本」題箋下に「慶長頃古写本 片仮名抄」墨付第一紙に「竹裏館文庫」（朱印）巻末に「山徑書堂」（墨印）「山徑書堂」は竹中半衛門重治（一五四四？－一五七九）の蔵書印、「竹裏館文庫」は重治の息子、重門の蔵書印）。

本書は、清家文庫の「老子経抄」（清家一一六七ⅡロⅡ一）、陽明文庫本「老子経抄」（室町後期写）とほとんど同じものである。ただ、清家文庫本と陽明文庫本には巻末には「屠（モゴシ）とヨム也。塔ノ二重三重ト重々ノアル中ノホソキ処ヲ云也」という文や語釈が書かれた二丁半が付いている。清家文庫本と陽明文庫本は、本文だけでなく、途中から項目の頭に○印をつけるようになってところまで一致しており、同じ本を写したものであろうと考えられる。それに対して、本書は、本文自体は一致するが、初めから項目の頭を○印で示しており、清家文庫本・陽明文庫本が章名は、三～四字下げで書いてあるのに対し、本書は章名を本文と同じ高さから始め、章の頭に△印を付けている。体裁の上では清家・陽明文庫本とは異なっているのである。この三書は同系のものと言って良いが、三書とも、どこにもこの抄物の由来を記していない。本文の中の手がかりを探ると、何度か「家の点」と言っている。室町後期に、「家の点」と口に出せるのは、清原家以外にはなく、それは、毛詩正義や尚書正義などを参看し、経書にかなり詳しいようすや、「古本」と呼ばれる本などのいくつかの別本、林希逸「老子虞齋口義」や河上公本なども参照しているところから見て、講義者がかなり多くの典籍を見られる立場にいたことが分かり、清原家の一員の講義であることに矛盾しない（現在の清家文庫には老子の「虞齋口義」こそ見あたらないが、「莊子虞齋口義」は所蔵されている）。

本書が作成された時代は判断しにくい、書写が室町末期であろうから、やはり興膳宏、木津祐子編『京都大学附属図書館所蔵貴重書漢籍抄本目録』（京都大学附属図書館、一九九五年）が推定するように、宣賢の講義と考えるのが妥当なところであろう。

本文は「ナリ体」の文章で、あまり特徴はないが、聴座類（手控え）と聞書の間に位置している印象を受ける。聞書のように、説明が切れたり、話が飛ぶことがなく、手控えのように、一字一句にこだわるが、遠い傍証まで引くようなことがない。恐らく講義の聞書の方を元としているのであろうが、かなり整理されたのではないと思われる。ずいぶん読みやすいこなれた文章・内容である。

「銅山崩レテ洛鐘応ズ」とか「ナンボ（得難キ）」

とか「スイヨ、ニガイヨ、アマイヨ、ムマイゾ、ワロイゾ」など、興味深い語句が記録されている。

（5）五典三墳之書

京都大学文学部 国文ⅡTgⅡ42、一冊、茶色表紙（後に補う）、四つ目、袋綴じ、二六・五×二一・六糎 題簽「五典三墳之書□抄」、その右に「元和元年写之」（墨打付書）

内題なし。第一紙下に墨印（墨減）

奥書「元和元年（丙辰）日」、その下に丸朱印。

朱引、朱点あり。

内容は京都大学文学部蔵「灯前夜話」（国文Ⅱ寿岳文庫Ⅱ7cⅡ25）の、前から四分の一ほどのところまでの写本である。本文も、寿岳文庫本とほぼ同じで、「ナリ」と「ゾ」が違っている程度の違いしかない。寿岳文庫本と東京教育大学本に違いがある箇所を見ると、ほとんどすべて寿岳文庫本に一致しているので、寿岳文庫本の写しと言っても良いくらいである。

本書の作者と言われる桂林徳昌（一四二八－一五〇九－？）には『史学提要抄』という著作があったらしい。それと『灯前夜話』とがどのような関係にあるか不明である。桂林徳昌は、五歳の時建仁寺に入り、やがて住持となる。永正六年（一五〇九）に八一歳で健在であることが分かっているが、没年は不詳。

本書は『史学提要』の抄物と言われている。『史学提要』は宋から元にかけて生きた黄継善の編纂したもので、四言で上古から宋末までの歴史を簡便に綴ったものである。たとえば、商（殷）については、

商

契封於商 賜姓子氏 八遷啓湯 已十四世 解網三面 諸侯帰徳 十有一征 始自葛伯 三聘伊尹 学而後臣 ……

というように続く。これに対する『灯前夜話』は

商 提要ノ注ニ始居ニ商丘ニ、故号レ商、後ニ遷ルニ亳（ハク）之殷地ニ、故又号レ殷ト、商ト云モ殷ト云モ前後ノカハリマデナリ。同義ゾ。……

と全体の説明があり、続いて本文の説明に入る。

成湯、姓ハ子氏、名ハ履、字ハ天乙、提要ニ湯ノ名ハ天乙、史記ノ索隠ニ、湯ノ名ハ履、論語ニ小子履ト云時ハ、履ハ名也、無レ疑、契十四（世ノ）孫、通鑑ニ湯出テ見ル人ノ張テ網ヲ四面ニ而祝スル上之曰ク、從レ天墜（ヲツル）者ノ從レ地出ル者、從ニ四方ニ、来ル者ノ皆罹（カカレ）ニ吾網ニ、湯解ニ其ノ三面ヲ、止置ニ一面ヲ、更ニ祝シテ曰ク、欲セバレ左セント者左セヨ、欲レ右者ハ右セヨ、欲レ高

者高、欲レ下者ハ下レ、不シレ用ヒレ命ヲ者ハ乃チ入ニ
吾ガ網ニ、……

とある。「商」に関する総説は、本文と関連はないのは当然であるが、本文の説明の「提要=湯ノ名ハ天乙」という「提要」からの引用文が、内閣文庫本『史学提要』には無い。こういう例はかなり多い。本書の元となった講義では、注の付いた本をテキストとして使用しているらしいので、一部は注が紛れていることもあるかもしれないが、すべてを注の紛れとするには多すぎる。我々が現在見ることのできる『史学提要』とは異なった本文の『史学提要』があったのであろうと思われる。しかし本書が『史学提要』を中心にしていることは、「五帝」にはいろいろな説があると紹介しながら、説明では『史学提要』の記述に従って、少昊、顓頊、帝嚳、唐尧、(虞)舜としているところからも分かる(ただしこれは「尚書」の順番と同じである)。

本書や寿岳文庫本「灯前夜話」は『史学提要』の注釈解説書と言って良いだろうが、「灯前夜話」の説明では、『史学提要』は中国史を講じるための手がかりに使っているだけと言っても良いくらいである。本書では、盤古王は日本の素戔鳴尊であり、日本の祇園であると注釈している。他の部分は学問的な考証を行っているのに、ここは怪しげな説明をしているのである。実は、この説は、清原宣賢や吉田兼俱の日本書紀講義に出てくるものなのである。大永六年(一五二六)に宣賢が、吉田家に養子に出した吉田兼右のために書いて贈った『日本書紀抄』(天理図書館蔵)では、この説を挙げ、「私云、此説不審、纂疏可為正歟、見于下」と評し、一条兼良『日本書紀纂疏』を引用しているところから見て、この説は吉田兼俱の提唱したものらしい。盤古王は、中国では天地開闢の際に現れる原初の王であるから、素戔鳴尊が盤古王では、時代が全く合わないことは明らかなのであるが、それは兼俱や宣賢の講じる世界像全体を知った場合の事で、素戔鳴尊が盤古王であるという断片的な説である場合には、その矛盾は表に現れない。従って、桂林徳昌は、兼俱の説全体を知った上で記述しているのではないのであろう。桂林徳昌と吉田兼俱は時代が重なるので、あるいは桂林徳昌は吉田兼俱の講義をどこかで聞いたのかもしれない。

こういう面から見れば、本書は『史学提要』の抄物ではないと主張することも可能くらいである。

(6) 中華若木詩抄

京都大学文学部 国文ⅡTgⅡ8、一冊、室町後期写、朱色菱形押型文様表紙、四つ目、袋綴、二四、〇×一

九. 四糧

表紙題簽「兩朝三百首」、第一葉は茶色紙表紙で、「兩朝三百首」と打付書、これが本来の表紙、

内題「中華若木詩抄」、題下に「東山如月註」とあるが、後筆のようである。

中国人・日本人の七言絶句を集めて注釈したもの。二六一首(日本人一三〇、中国人一三一)。

編者は本書内題の下に書かれている「如月寿印」と言われている。如月は月舟寿桂(一四六〇—一五三三)の弟子で、一五三四年(天文三年)『実隆公記』に能登から如月寿印の手紙が来たことが書かれているのが最後の記録である。

当時、有名だった詩、人口に膾炙にした詩を集めたものではないかと言われている。日本僧では、一四世紀末から一六世紀末くらいまでの禅僧の詩が集められており、彼らの個人詩集から採詩したり、『花上集』『翰林五鳳集』などから選んでいる。村庵靈彦二十三篇、惟肖得巖十三篇、天隱竜沢十三篇、江西竜派十一篇、南江宗沅一〇篇など、比較的纏まっている。中国の詩人は、唐・宋・元、そして明の詩が集められており、天隱竜沢(一四二二—一五〇〇)『錦繡段』、月舟寿桂『続錦繡段』、文學契選『花上集』(一四八七成立)、元の于済編、蔡正孫増訂『聯珠詩格』などから採詩している。陸務観九篇、李白五篇、杜甫三篇、白居易三篇が多い方で、ほとんどは一篇もしくは二篇とまりで、伝未詳の人物が多い。

注釈については、兄弟子の継天寿戩(一四九五—一五四九)の『錦繡段抄』『続錦繡段抄』なども参考にしている。

本書の内容は寛永版本と同じであるが、本書は完本ではなく、寛永版本の中巻の一一〇番の詩まで(その抄文は途中で切れて(丁の切れ目と一致))、その後ろに一一二番詩の抄文の一部と一一三番詩とその抄文がある。一一三番詩の抄文も途中で終わっており、以下は白紙である。この分量から見ると、おそらく本書は二巻仕立ての上巻に相当し、その巻末が乱れて一部欠けたのであろう。写本では題名は「三百集」「和漢三百集」「支日集」「詩集抄」などで、二冊本が多い。題名の「中華若木詩抄」という名前は、版本で付けられたものらしい。収載詩が二六一首と半端に見えるが、本書や写本の中に「三百首」とあるように、本来三百首集める予定であったのが未完に終わっているのか、あるいは、『江湖風月集』に倣って、二六一—二首にしようとしたのかは分からない。どちらにせよ、序も跋も無く、成立には特殊な事情があったらしいと推測

される。

一般的には抄物は、中国原典があって、それを注釈・解説するというのが普通であるが、本書の場合には、日本・中国の諸書から詩を集めてきて、それを解説するという形になっているので、むしろ、詩の教科書と言ってもよいような性格のものである。

〈参考〉亀井孝『語学資料としての 中華若木詩抄（校本）』（清文堂、一九七七）、朝倉尚『抄物の世界と禅林の文学』（清文堂、一九九六）

（7）江湖風月集抄

京都大学附属図書館 1-25 Ⅱコ Ⅱ 1 貴、三冊、渋引き茶色表紙（原装）、二五．〇×二〇．〇㎝

表紙左下に「洪」の字（第7番目の意味）、題簽なし、奥書（下巻末）

永正十稔（一五一三）陽作趕仲春上休／愚陽稗衲光隣書于三聖文室

（右奥書に続く裏遊紙オ）

此兩帙一百五十丁鈔者侍 芳卿翁講筵之次／請以謄写矣 加之至有狐疑之處則或引本証或／加臆說以解消其瓦氷者也／于時永正十稔（一五一三）癸酉臘之十又六於不二庵下怡雲東窓書也／野寂瓢聞山人二十四齡第一冊一オに「吉沢文庫」（朱角印） 二オに「大春庵」（朱角印）巻末に「欣蔵（花押）」（墨書）第二冊一オに「吉沢文庫」「大春庵」

『江湖風月集』は、中国・蜀の松坡憩宗藏主が元代の禅僧の偈頌を集め、千峰如琬が引き継ぎ、跋をつけたもの（元・至元二十五年（一二八八））。江は江西（馬祖道一が居た）、湖は湖南（石頭希遷が居た）のことで、このあたりに禅僧が多く集まったので「江湖」で彼らを指した。風月は禅僧の心境を象徴するものか。日本へは嘉暦元年（一三二六）に清拙正澄（一二七四—一三三九）によって伝えられた。五山版に宋版の覆刻がある。寛永十五年刊『新編江湖風月集略註』の天秀道人の跋文（貞和二年（一三四六））に、元に居たとき「真本」を探したが見つけられなかったと書いてある。中国でははやく利用されなくなっていたようである。収載頌数は、二六一首、または二六二首、「別本増入之頌」として数首加えられているものもある。江湖風月集の一異本である『襟帶集』の跋文には「嘉暦三年（一三二八）戊辰建酉下旬、精拙跋之、以示後世学者、不知述作之意旨者。〈頌数二百六十六在、嗣法人五十二人、其外作者二十八人、都合七十九人也〉」とあり、増入之頌はない。駿河御讀本『江湖風月集抄』では二百六十五頌で、やはり増入之頌がない。収

載詩数には揺れがあるようである。

本書は、彭叔守仙（一四九〇—一五五五）が芳卿光隣（？—一五三六）の一五一三年の講義に参加し、講義後、芳卿光隣が作ってあった講義のための手控えを書写したものである。彭叔守仙の自筆である。竜門文庫にも彭叔守仙自筆の『江湖風月集』があるが、本書奥書まで写した後に、

斯江湖風月集二百六十一首、自永正十八歲（一五二一）辛巳八月十三日、至同十／月初六日、首尾十七会、為大仙庵運仲乘公西堂、於華世境界講／說焉 前真如彭叔叟守仙、法齡 三十二口

自天文元（一五三二）壬辰仲冬初七、至天文二癸酉仲夏廿八日、為藝州西峯西峰口豊／梁公首座講義訖、十五会 瓢聞山人四十四歲 花押

とある（『竜門文庫善本叢刊』勉誠社、一九八五）。これによって、竜門文庫本は、彭叔守仙が一五二一年に本書をもう一度書写し、その年と一五三三年の講義に使ったものであることが分かる。講義のために改めて書写しているところから見て、彭叔守仙は、本書を貴重な証本のように感じていたのであろう。

『江湖風月集』には、略註系と云われる版本があり、その系統の注釈が流布していたが、芳卿光隣の注釈は、それらとは違ったもので、芳卿光隣自身の独自の解釈をしている。

濟家七部書（臨濟録、碧巖録、大惠書、虛堂録、正宗贊、江湖風月集、禅義外文）の一つ。

（8）六物図鈔

京都大学文学部 国文ⅡTt Ⅱ 10a、一冊、茶表紙、四つ目綴じ、袋綴じ、二七．〇×二〇．〇㎝、題簽「六物図鈔 全」、表紙中央に打付書「宿」（墨）、題簽下に打付書で矢のような図、その右横に「五ノ七」（墨）。内題「六物図」、（奥書）天正五（1577）年四月初三冥、於花園東海菴北檐下／書写畢 帰郷之日過一二、故不遑校合之、後覽之／人正之多幸、但容易不可許他借者也 梅里道人

奥書に「花園東海庵」とあるので妙心寺東海庵に宿泊していた僧の書写したものと分る。

寿岳文庫本「六物図抄」（国文Ⅱ寿岳文庫Ⅱ7c Ⅱ 1、永正五年（1508）、自悦守懌講、芳卿光隣仏）とはほぼ同内容であるが、本書の最後に「竹菴可觀」として「仏祖統紀」からの引用文四行と、上記奥書が、寿岳本にないほか、本文には小異がある。寿岳章子、樺島忠夫、大塚光信編『永正本六物図抄並解説・索引』（一九五九年十一月、非売品）に異同例や解説がある。

おそらく寿岳本を書写し、講義に用いたものであろう。漢字に濁点を付すところまで写しているの、かなり丁寧な写しと見られる（たとえば「是則慈悲者之服」の「服」の右上に二点の濁点を付し「ぶく」と読むべき事を示している）。説明の末尾に「私云」として説明が続いているが、この部分は、寿岳本にはないので、書写者が講義に際して補ったものと見える。「私云」は付いていないが、項目の終わりに寿岳本にない説明が見られ、これらも書写の際、補ったものと思われる。

寿岳本は、自悦守懺の講義の日にちを記録してあるので、一日の講義がどれくらいの量であったのかが分かるという点で、貴重なものであるが、本書では日付は削られている。

このように、日付を削り、説明を補った本を、「梅里道人」が天正五年、帰郷の一二日前に書写したということであろう。

(9) 六物図鈔

京都大学文学部 国文ⅡTrⅡ10b, 一冊, 共表紙, 三目綴じ, 袋綴じ, 全丁裏張り, 二八. 八×二一. 五糎
内題「仏制比丘六物図」 その下に「六物抄」(異筆),

表紙に打付書で「六物図鈔 全」とあり, 表紙中央に「宿」の字。表紙裏に「大仙寺常住」「宝永五戊子年五月廿八日捐焉者也」とある(本文とは別筆)。一六オ, 一七オ半葉白紙。

本書には、乱丁があり、二四丁ウは二三丁ウの後へ、四六丁、四七丁は四三丁ウの後ろへ来るべきものである。又、途中の三〇丁から三九丁までは、「如来寿量品第十六」と題された別の抄物が綴じられており、かなり乱れている。しかし、本文を確かめてみると、同種本がないと思われていた蓬左文庫本『仏制比丘六物図抄』と同系統の本であることが明らかである(この指摘は、柳田征司氏「京都大学文学部文学閲覧室蔵抄物目録」(一九九七年、私家版)でなされている)。本文には出入りがあるが、蓬左文庫本の誤写や不備を訂正することができる。本書には「尼師壇」の項目が無いが、右に指摘した錯簡で後ろに行っている四六、四七丁がそれに当たる。それでも「尼師壇」の項目の冒頭の一丁か二丁分は欠けている。本書は上でふれた寿岳文庫本「六物図抄」(国文Ⅱ寿岳文庫Ⅱ7cⅡ1)に比べると説明が丁寧で、いろいろな書を挙げつつ説明し、また、逸話もあっておもしろい。「六物図」の部分では、本書がどういう由来のものであるかの手が

かりははっきりとはしない。ところがおもしろいことに、間違っ綴じられた「如来寿量品第十六」(以下「寿量品」と呼ぶ)と題された抄物が(旧仏教の抄物としても興味深いのであるが)、大変有用な情報を与えてくれている。その九丁の抄物は「六物図」と同筆であるし、単に書写者が同じというだけではなく、その中に、「六物図」の中で盛んに引用されている、「真乗物語」が引用されているところから、「六物図」と「寿量品」とが同じ環境の中で作られたことを示唆している。その「寿量品」の中に、「悦師云」「屋師云」という表現がある。これが誰かが問題であるが、「悦師」はおそらく寿岳文庫「六物図鈔」の講義者である自悦守懺で、「屋師」は彼の先輩僧である華屋宗厳(一四二八—一四八六?)と見て良いであろう。自悦守懺は東福寺、華屋宗厳は南禅寺に住していたが、自悦は華屋について学んでいたらしい。それは、自悦自筆の東福寺霊雲院蔵「四教儀抄」の識語に

文明十八(一四八六)丙午□月十日、南禅真乗華屋厳公侍者、行年五十八、講義之、同小春初祖忌日講了／其明年長享改元丁未仲冬之末息肩於母之、吉南軒下以筆書之、数日／□□十六日、雪老天将脯頃、孜々畢功矣 白雲七葉守懺四十四歳記／賤耳之万一而卓童在旁、因付之、童今年十一歳(大塚光信氏貸与の写真版によるが、写真が不明瞭なこともあって、意味のとれないところがあるが、事実関係は捉えられる)

とあることから分かる。南禅寺の真乗院の華屋宗厳には、月舟寿桂(建仁寺)や景徐周麟(相国寺)も学んでおり、東福寺の自悦守懺も学んでいたわけである。「悦師云」「屋師云」と言うのであるから、本書は、東福寺僧、または南禅寺僧の手になるものであると推測される。本書の本文には、南禅寺という名前が出て来るし、泉涌寺に近いという記述もあるので、東福寺でも南禅寺でも矛盾はないが、自悦守懺が六物図については詳しくたらしいこと、わざわざ「南禅寺」と表現しているところから、東福寺に由来するものと見る方が良さそうである。つまり、本書は、間違っ綴じられた「寿量品」の抄物のおかげで、東福寺に由来するものであることが推察できるわけである。(寿岳章子、樺島忠夫、大塚光信編『永正本六物図抄並解説・索引』(一九五九年十一月、非売品)、坂詰力治「蓬左文庫蔵『仏制比丘六物図抄』について」(『近代語研究』四、一九七四年三月、武蔵野書院)

(10) 無門関抄

京都大学附属図書館 1-25ⅡムⅡ1 貴, 一冊, 薄茶色

表紙、四つ目綴、袋綴、二十四。〇×一六。三糧
題簽「無門関 焉本全」。第一紙オ内題「無門関」（これが元表紙であろう）。吉沢文庫（朱角印）、「宗諭」の墨角印。

第二紙内題「禅室無門関」

第三紙より「仏祖□縁第四十八則之目録」（ここから本来の無門関が始まる。界線に区切られてしっかりした筆遣いになる。

第三十四紙末「無門関抄終 永正四（一五〇七）天六月廿日日 普門院」

第一紙ウに書き込み。断片的な記事で後筆。

第三十五紙から三七紙は断片的注記と各則に合わせた道歌十七首（第一紙ウの書き込みと同筆。虫食いを避けて書いてあるので、後筆）。

『無門関』は中国・楊岐派に属する無門慧開（一一八二—一二六〇）が、宋・紹定元年（一二二八）に、古則公案を四八則集め、評唱と頌を加えて刊行したものである。南宋・淳祐五年または六年、弥衍宗紹が重刊した。日本には、和歌山県日高郡由良町の興国寺の無本覚心（法灯国師）が宝祐二年（一二五四）に将来した。日本での刊本としては、応永一二年（一四〇五）の重刊は知られているが、初刊本の刊行年は不明である。

「無門関」の抄物は、写本・刊本がたくさん伝わっている。本書もその一つで、関東方言の特徴と言われる「ダ」を多用しているが、本書の成立を解明する手がかりらしいものは見あたらない。内容は、師説を引用したり、自分の解釈も交え、ひたむきに注釈を行っている。注釈のレベルは、現代でも「無門関」の参考書として十分利用できると思われる程度に達している。

(11) 無門関註

京都大学附属図書館 1-25 Ⅱ ム Ⅱ 2 貴、一冊、室町後期写、渋引き表紙、四つ目、袋綴、二十七。五×二十。三糧

表紙右下に「四」、題簽白紙、第一紙「無門関序之註」、吉沢文庫（朱角印）

漢文に丁寧が付訓し、濁点、ふりがなも多いので、そのまま漢字仮名交じり文に変えることができるという意味でも、貴重な資料である。漢字にも、直接二点を付して、濁音であることを表しており、清濁を知るのに役に立つ。

本書も東国抄物の特徴とされる「羊」「郎」「走」などの表記の特徴が見られ、促音便（イブカツテ）など

の例や「候（そうろう）」が短縮された「ゾロヨ」もあり、断定の助動詞「ダ」も多く使われている。東国抄物と見て良いだろう。同じ東国抄物かと思われる(10)「無門関抄」とは注釈の内容は異なる。寛永癸酉（一〇年、一六三三）中野市右衛門版（整版、上下二冊）とも、寛永丁丑夷則吉辰版（寛永一四年（一六三七））とも内容は違う。本書の場合も、東国で作られたということは間違いないであろうが、成立の由来を探る手がかりがない。

(12) 臨濟慧照禅師語録抄

京都大学附属図書館 1-25 Ⅱ リ Ⅱ 1 貴、一冊、室町後期あるいは中期写、黒表紙（後の改裝）。五ツ目、袋綴、三十一。四×二十。七糧

（巻末）鎮州臨濟慧照禅師語録終／住大名府興化嗣法小師存獎校勘／住福州鼓山円覚慈菴

第一紙（改裝の折りに付したらしい）左下に、「この書も小松原山より／出でたり 論語抄とおなじく文明頃の抄草／なるべし」と書かれている。吉沢義則の手になるものと思われる。「吉沢文庫」の朱角印。

第二紙より本来の語録抄がはじまるが、巻頭の一、二丁が欠けており、四つ目の話の途中から始まっている。

『臨濟慧照禅師語録』は、「臨濟録」と略称されているように、よく読まれた本で、中国でも宋版・元版などが刊行され、日本でも五山版をはじめとして、江戸時代に至っても多くの版を重ねた。

本書は室町後期（あるいは中期）の写本と思われるが、吉沢義則氏は文明頃と判断していたらしい。吉沢氏の書き込みにある「論語抄」は、京都女子大学吉沢文庫にあり、柳田征司氏によれば、「存首～泰伯第八、笑雲清三抄、〔室町末江戸初期〕写、二冊 合綴一冊、京都女子大学付属図書館吉沢文庫蔵（YK123.84K）／栗皮色表紙（縦三十二。〇糧×横二三。五糧）。外題、題簽あれど文字なし。巻首に新補遊紙。それに「論語抄」と題し、右下方に「小松原山とあるは三河／の禅利の由／文明頃か」と墨書。首尾に朱印記「小松原山」あり。半面一三行。朱句切・朱引を加う。」（『抄物の研究』十一号、二〇〇〇）とある。

漢文注の付いたテキストを使っていたと思われる。主として漢文の書き下しによる注釈となっている。どういったテキストを用いたか不明である。寛永九年（村上平楽寺版）とも、寿岳文庫「臨濟慧照禅師語録抄」（国文Ⅱ寿岳文庫Ⅶ七cⅥ）とも異なった内容である。

濟家七部書（臨濟録，碧巖録，大惠書，虛堂録，正宗贊，江湖風月集，禪義外文）の一つ。

(13) 湖鏡集

京都大学附属図書館 4-08 Ⅱコ Ⅱ 1，一冊，布花柄表紙（改裝），四つ目綴，袋綴，二七．四×一九．〇 題籤，金箔切箔に「湖鏡集」，第一紙に打付書で「湖鏡集」，その下に墨印，第二紙（墨付け第一紙）に内題「湖鏡集」その下に「危松常住」の朱印（奥書）天正五歳（戊寅）（一五七七）△（田の下に日）春上旬 紫陽日之産」その下に「九恩」の文字があるが墨減。

湖月信鏡（？—一五三四）の著作と言われてきたが，湖月信鏡の著作とは同名異書で，策彦周良（一五〇—一五七九）の編纂したものであろうという説が有力である。

漢詩聯句などを作る際に必要な典拠となる詩句や故事などをあつめ，解説したものである。数本が伝わっているが，策彦周良の著作『蠡測集（れいそくしゅう）』と内容が重なったところもあり，複雑な伝承をしているらしい（柳田征司『室町時代語資料としての抄物の研究』上，武蔵野書院，一九九八）。数少ない諸本間でも，掲出詩句の順番がかなり異なっているが，同じ詩句については，ほぼ同じような解説をしているので，掲載詩句の出入りと，順番が問題となる。あるいは，まだ完成した書物にはなっていない段階で巷間に流れたのかもしれない。

惟肖得巖（一三六〇—一四三七），村庵靈彦（一四〇三—一四八八），横川景三（一四二九—一四九三），天隱竜沢（？—一五〇〇），蘭坡景菴（？—一五〇一），桂林徳昌（一四二八—一五〇九—？），玉浦宗珉（？—一五一九）などの僧名が現れる。

本書の説明は分かりやすく，まるで漢詩の授業を受けているような錯覚に陥る。これくらい分かりやすく説明できるというのは，編者がかなりの実力の持ち主だからであろう。次の『摘英集』と同じく，編者が誰かを確定することを初めとして，これからの研究を待っている書物である。

(14) 摘英集

京都大学附属図書館 谷村文庫 Ⅱ10-5 Ⅱテ Ⅱ 1，一冊，室町後期写，朱色無地表紙，四つ目，袋綴，二七．〇×二〇．六 題籤。

「摘英集 全」，内容は三つに分かれる。（１）「摘英集」二九丁，（２）「楊仲弘詩拔粹」に始まる，単語

を抜き出した部分，二丁目からは，「天文部」などの分類を施してある。四丁，（３）「鏡湖集」二一丁。

「摘英集」の冒頭は，松ヶ岡文庫蔵『摘英集』の冒頭の翻刻と比べてみると，ほとんど同じ文章である。本書は，丁数も少ないので，あるいは松ヶ岡文庫蔵の「摘英集」などの抄本であるのかもしれない（柳田征司『室町時代語資料としての抄物の研究』（上）武蔵野書院，一九九八）。

次の項目「楊仲弘詩拔粹」から始まる一丁分には，楊仲弘集などの詩集で使用されている語句を抜き出している。楊仲弘は，元・杭州の人で，名は戴，「楊仲弘集」があり，『中華若木詩抄』にも一詩採詩されている。本書に抜き出されている「千丈盤」「五戒垣垣塘」「漢衣冠周典礼」などの語句は，「楊仲弘集」の詩に現れる語句で，だいたい，詩の出現順に並んでいる。しかし，八巻の内，わずか，一七項目だけしか抜き出されていない。次の『元豊類藁』でも，『梅溪集』でも単語が抜き出されているが，五〇巻以上の大冊の中から採取した語句としてはやはり少なすぎる。楊仲弘集などの詩集から，直接語彙を抜き出したものとは思えない。おそらく詩を類聚した書物からの抜書であろう。

「鏡湖集」と名付けられた部分は，始めには『聯珠詩格』の詩について簡単に触れているが，頁が進むにつれて，いかにも抜書という感じになってくる。名前からも『湖鏡集』と関連が深そうであるが，上の『湖鏡集』と同じく，これからの研究が必要な書物である。

本書や『湖鏡集』は，詩文・頌を作るために学ぶ必要のある典拠や，それに付随して知っておくべき知識を集めたもので，禅僧たちの「類書」と見て良いだろう。

日本人が中国文化を学んでゆく間に，水準がある段階に至ると，このような類聚的書物を編纂し，自分たちが積み重ねなければならない労力をできる限り軽減できるように努力した。これらの書物は，詩文や頌を書きたいと思う人物や理解したいと思っている人々には，有用であったであろう。しかしこのような「類書」が編纂されたときには，それらを理解できる人間の数が増える一方，詩文・頌を作る力が衰えて行くのである。これも大衆化ということでもあるのであろう。

日本語文体史資料としての中世禪宗仮名法語の研究 ——連体修飾節に用いられる「～底(ノ)」を中心に——

李 長波

【要旨】

本研究は、中世における外国文化の受容と展開という研究題目のもと、特に、禪宗の受容と展開における中国語口語の語法と日本語史、日本散文史との関わりに焦点を絞って研究を行った。鎌倉室町時代の禪宗の受容と展開の宗教的、文化的な側面についての研究はこれまでかなり蓄積されてきているが、日本人の禪宗の受容の仕方という問題については、本計画研究の前半二年と後半二年の研究代表者木田章義教授の研究まではあまり考察が進んでいなかった。本研究は日本人の禪宗の受容と日本語散文の成立との関係に光をあてるために、本計画研究の後半二年の当初から企画・発足されたものである。

中国語と日本語との関係については、およそ千数百年を越す漢文訓読の歴史に代表されるように、これまではとかく「漢文」或いは「漢詩文」と古代日本語との関係に注目が集まりがちであった。しかし、時代によってその程度の差こそあれ、唐・宋・元・明・清のいずれの時代にも、いわゆる「文言」としての漢詩文とは別に、その時代の俗語文学が日本にもたらされ、いずれも新鮮感をもって迎えられた。日本語史と日本語の文体史にとっては、数百年の長きにわたってもたらされた膨大な量に上る俗語語彙と文法は、正格漢文の文法、語彙とともに、日本語の語彙や文法にとけ込み、今は日本語の血となり、骨となっている。漢訳仏典中に散見する漢代から唐代までの俗語類はもとより、時代を中世以降に限っても、中世から近世後期にかけて禪僧によって読み継がれた禪語録、その影響下に生まれた仮名法語、禪宗抄物の類、近世における白話小説の翻訳、更に白話小説の語彙集や唐話辞書の編纂など、中国語の俗語と日本語との関わりを示す資料は数

多く残っている。中でも、禪語録の訓読と宋学の受容には、五山学僧と朱子学者との交渉だけではなく、漢文訓読の文体的成立に五山の禪僧が如何に関わっていたのかという問題があり、仮名法語、禪宗抄物類と近世の白話小説の翻訳である「通俗物」によって、我々は、近世における日本語散文の成立過程をより明らかにたどることができる。

以上のことを視野に入れつつ、早急に取りかからなければならないのは、五山の禪僧による禪籍読誦の実態を明らかにすること、禪宗仮名法語の調査、翻刻、そして電子テキスト化である。「通俗物」の類も近世を通じて夥しい数の刊本があり、そのために善本の決定とその電子テキスト化、白話小説の語彙集や唐話辞書の調査、翻刻、そして電子テキスト化も急務である。このような大がかりな研究テーマはいずれも豊富な資金と充実した研究条件をぬきにしてその実現が不可能に近いものばかりであり、短期間に多大な成果を期待すべきものではない。本研究が特に中世に時代を限った所以である。

【他領域との連携による成果】

本研究は、禪宗の受容と展開の言語的な側面を扱うものとして、当然のことながら他領域との連携を基本としている。具体的には中国の禪宗の周囲への浸透において、地域的には日中韓という三つの地域、分野的には中国仏教学、韓国仏教学、日本仏教学はもちろんのこと、中国文学、中国文章史、中国語史、韓国仏教学、韓国の漢文学、日中韓の書誌学等々、数多くの分野に涉っており、東アジア全体における禪宗の受容と展開の様相の一環として行われた。これまで四年間、これらの数多くの他領域において蓄積されてきた、優

れた先行研究及び同じプロジェクト内での他領域の研究者との交流を通じて、他領域の優れた研究成果と研究方法を吸収することができた。これに加えて、古典学の実践者としての自覚と、社会に対する研究者としての責任を新たにすることができたことも大きな収穫である。もしこのような意識の変化と視野の広がりによって、本研究の成果が少しでも古典学のあるべき新たな姿に相応しいものになったのだとすれば、このプロジェクトに参加することの意義は、今後の研究の指針を与えられたことにも現れていると言えよう。

【位置付け】

本研究の目的は、従来の日本語文章史の研究に較べてより広い視野にたち、日本語散文の成立において、中国語の正格漢文だけではなく、口語の語法がどの程度の影響を及ぼしていたのかという問題を手がかりとして、日本語散文の成立を研究することにある。この研究は、古代から近世までの日本語の散文と中国語文章語、口語の語法との全面的な比較対照を行う必要があり、中国語の文章語と口語の歴史に詳しくなければ、研究することができない。更に、日本・中国・韓国の版本・写本の書誌的な研究を行う必要があり、このようなもっとも基礎的な分野においても、膨大な資料の収集と分析が必要とされ、その作業の労力も並々ならぬものと思われるが、長期的には必ずや大きな成果を期待することができる。

本研究の取り扱う仮名法語は共に和文体と漢文訓読体の融合、混淆によって生み出された文体であり、これらの資料と背景を同じくする他の文献（例えば仏教説話、抄物など）の文体との比較を通して、語彙、文法、文体にわたって仮名法語の文体的な性格を明らかにすることができる。これによって日本語が中世を経て古代語から近代語へと言語的・文体的に脱皮するにあたり、古代中国語文語だけでなく、中国語口語の及ぼした影響の実態を解明するために大きな寄与となるはずである。

【研究成果】

〈はじめに〉

禅宗は中世日本の文化や文学に大きな影響を残し、中世以降の思想にも大きな影響を与えたが、禅宗の語録などに用いられる近世中国語の口語の文法や語彙は日本語史と日本散文史にも大きな影響を及ぼした。五山僧によって残された膨大な量にのぼる仮名法語は、貴族のみならず、裕福な庶民たちに教化するために著され、従来の仏教經典の漢文訓読によって伝えられた

語法に加えて、新たな表現法を日本語に持ち込んだ。

平成13年度と平成14年度の二年間、本研究は以下のいくつかの内容を中心に行われた。

一、基礎的な研究

① 禅宗の仮名法語文献の資料収集

五山版の禅宗語録及び仮名法語の文献を調査収集するのに平行して、明治、大正、昭和時代に活字化された山田孝道編『校補點註禅門法語集』（上下）、光融館（明治二十八年）、山田孝道・森大狂校訂『校補點註禅門法語集』（上中下）、光融館（大正十年）、永久岳水編『禅門曹洞法語全集』（上下）、中央仏教社（昭和九年、十年）などを皮切りに、禅門仮名法語の刊行物目録を作成中である。

② ①の先行研究によって活字化されたテキストと室町・江戸時代の刊本との対校に着手し、重要な文献については、文体史資料として十分利用可能なテキストの選定と校合を行った。

③ ①、②の研究をふまえて、禅門仮名法語の代表的なものを選定し、その電子テキスト化を行った。平成14年12月現在で、既に夢窓疎石『夢中間答集』（五山版）と月庵宗光『月庵和尚法語』（五山版）の入力を終え、目下校正中である。

二、日本語散文の文体史的研究

① 中世の代表的な禅宗仮名法語のうち、道元禅師『正法眼藏』（七十五巻本）、夢窓疎石『夢中間答集』、『谷響集』、『二十三問答』、月庵宗光『月庵和尚假名法語』、抜隊得勝『抜隊假名法語』、『塩山和泥合水集』、近世の法語資料としては鈴木正三『驢鞍橋』から、代表的な文体指標を抽出した。更にこれらと比較するための資料として禅宗抄物の文体指標の抽出も行った。

② 禅宗語録における中国語口語語彙の訓法を調査し、中国語口語と日本語の文法史、文体史の基礎的な研究を行った。これに平行して、日本語散文の成立を研究するための基礎的な作業として、日本・中国・韓国における漢文作法書の版本・写本の書誌的な研究と、江戸時代の漢文教育法の研究を行った。（それぞれ【発表成果一覧】の「本特定領域後半二年の成果を参照」）

③ 「～底（ノ）」を取り上げ、中世仮名法語資料を通じてもたらされた日本散文の連体修飾節の新たな表現法の成立と展開を明らかにした。〈本論〉以下を参照。

1. 中国語口語と日本語文体史との関わり—概観

中国語の文体史を概観するに、いずれの時代の中国散文についてもそれと口語との関わりを抜きにして語ることは、もちろんできない。しかし、先秦、漢、魏晉南北朝、隋、そして唐においては中国散文の主流はなんと言っても文章語としての漢文であり、これらの文献に記された言語は、いわば「発生のはじめから文章用語として発生したものであって、現在の中国の口語でもなければ、過去の中国の口語でもない。口語とむろん連関をもってはいるが、専ら文章語として生まれた文体のもの」(吉川幸次郎『漢文の話』筑摩書房、1962年、57頁)といわれるのも無理はない。これは正格漢文の角度から中国語の文体史を捉える限りにおいて正に卓見というべきであろう。

しかし、中国語文体史の資料として現在伝わっている文献がいったいどれだけ口語を反映しているのかについては、各文献それぞれの個別的な問題として論ずべきであり、全体的な評価は容易に下せるものではないので、これをさておき、中国語の文体史を文章語と口語との乖離よりも両者の不即不離の関係の歴史として捉えるとき、我々はむしろいずれの時代に於いても文章語は、口語と互に関わり合いつつ、中国語の文体が作り上げられたとみなしなければならない。

以上のような観点から清末期までの中国語の文体史を捉えるときに、中国語文体史における口語の歴史は大きく見て二つの段階に分けて考えることができる。

一つは、先秦から隋の時代までは、概して中国語の文体は主に文章語が主流をなし、散文における口語の反映もさほど顕著に認められない時代である。僅かに漢の時代以降に始まる仏典の漢訳に口語的なものが相対的に多く見られる程度であり、しかも原典である仏典の文体的な性格に大きく左右されたものに過ぎない。

そしてもう一つは、唐から、宋、元、明、清の段階である。これらの時代における文献の主流は依然として文章語としての散文にあるが、唐詩、宋詞には口語の反映が見られ、敦煌変文、宋の話本、元の曲、唐、宋の禅宗語録、儒家語録はいうに及ばず、明、清の小説などにいたっては口語的な色彩が濃厚に現れている。

一方、中国語の文体史と日本語の文体史との関わりに目を転じてみると、漢訳仏典と唐詩の口語的な要素と日本語の文体史との関わりはさほど大きくなく、次の三つの系統に属する文献に記録され、現代に伝わっている宋・元・明・清時代の中国語の口語が質量とも

に日本語の文体史との関わりがもっとも大きいものとしてまず考えられる。そして、その中でまず第一に挙げなければならないのは、宋の時代に起こった宋学、その代表的な儒学者によって著された儒家語録の系譜である。しかし、日本における朱子学の受容は概して四書五経の新注が主であって、語録に対する受容は近世以前における文献の翻刻がなく、四書五経の新注の訓点本の版行も江戸時代に入ってからであることを考えれば、中世以降の日本語の文体史に大きく関わりを持つものとして、一、禅宗語録、二、白話小説をまず挙げなければならない。なかでも禅宗語録は中世を中心に広く読まれ、禅宗抄物、禅宗仮名法語にその文体的な影響が認められるのに対し、白話小説の翻訳(宝暦七年(1757)岡島冠山訳『忠義水滸伝』上編十五卷二十冊出版)とその流行は江戸時代も享保から宝暦年間にかけてのことに属する。そして更に、文献として白話小説の翻訳である「通俗物」の系列のほかに、その影響の大きさにおいて口語の教訓書『六諭衍義』(享保六年(1721)荻生徂徠点『官刻六諭衍義』出版)と唐話辞書の存在も無視できない。

以上のような二つの系譜のうち、近世における白話小説や口語教訓書の出版及び唐話辞書の編纂は江戸時代の唐話研究に大きく依拠するが、中世に限って言えば、日本語の文体史との関わりにおいて質量ともに中心的な役割を果たしたのはなんと言っても禅宗語録を第一に挙げなければならない。

2. 禅宗語録の文体

禅宗語録や禅僧の伝記は、記録者によっては文語体へ書き改めて世に伝えることもあり、特に上堂説法(示衆)の言葉の記述にはそのような堅い文語調のものが多く見られることはつとに指摘されている(入矢義高「禅語つれづれ」『求道と悦楽—中国の禅と詩』岩波書店、126頁)が、禅宗語録の中に伝えられている口語は果たしてどのような性格のものであろうか。これについては、禅宗語録の全体を云々するよりは、各文献の個別的な問題として処理しなければならないが、H. Maspero 馬伯樂が、『龍居士語録』(三卷)、『黄檗禪師傳心法要』、『黄檗禪師宛陵録』、『臨濟慧照禪師語録』、『真際禪師語録』を元に出した結論はある程度参考になろう。

這樣看起來、語録中の白話、既不是本人的郷土話、復不是所居地方的俗話、乃是一種官話、同現在士大夫所用的相同、語録是按照這一類的話編集集的。(H. Maspero

馬伯樂 (1944)「晚唐幾種語錄中の白話」『中国學報』(北京) 第1卷1期, 73-91頁, 1944年, 馮承鈞譯)
このように見てみると, 語録の中の白話は, 本人の郷土方言でもなければ, 居住地域の俗語でもなく, 一種の共通語であり, 現在知識人が用いるようなものと同じである。語録はこのような言葉によって編纂されたものである。

とすれば, その通用する地域的な範囲はさだかではないが, 禪語録の言葉は, 禅僧を中心として士大夫まで含めた一種の位相語的な性格もあるものと思われる。これは日本語文体史との関わりを考える上でも参考になる考えである。なぜなら, 入宋, 入元の禅僧等が現地で中国語の話し言葉だけでなく, H. Maspero 馬伯樂 (1944) の指摘したような「共通語」をも学び, 来日の禅僧の話し言葉にも恐らく本人の郷土方言と禅宗に通用する「共通語」的なものが混在すると考えられるからである。入宋, 入元の禅僧は恐らくこの両方に精通したはずであり, 逆に入宋, 入元の経験のない禅僧はおそらく専ら文献と間接的な方法によって中国語を学んだものと思われる。かかる経験の差は中国語口語の語法を受容する過程に於いてももちろん有意に働く場合があると予想される。そして更に禅宗語録の中国語口語も実は日本の五山禅僧の間に形成されつつあった一種の局限された文体において初めて現れ, 長い伝承のなかで徐々に脱中国語化するとともに, 日本語化していったのである。禅宗仮名法語に現れた中国語口語の影響もその最初は恐らく当時の日本語の口語に基盤を持たず, 特定の宗派の中においてのみ通用する文体の中に止まっていたのであり, このような局限された文体から一般の文体への波及は更に長い時代を要したものと思われる。本研究は, 中国語口語の連体修飾節に用いられる「底」を取り上げ, 中国語口語と日本語文体史との関わりを考察し, 現代語の書き言葉としてなお用いられている連体修飾節「～底の～」の文法の成立過程を明らかにした。

3. 禅語録を通した中国語口語の受容—中世禅宗仮名法語の「底」の用法を中心に—

3.1 現代書き言葉の中の「～底の～」

中国語の連体修飾節に用いられる言葉として, 日本語の文体史に大きく関わりを持つものとしては, まず正格漢文に由来する「所+動詞」節を訓読した「～スルところの～」と, 連体修飾節に立つ動詞と後続名詞の間に用いられる「～動詞+之+名詞」を訓読した,

「～スルの～」が挙げられる。中でも, 「～スルの～」は現在よっぽど漢文調の強い文章でないかぎり殆ど姿を見せないが, 「～スルところの～」はいまも文章語として盛んに用いられ, 「～スル^{てい}底の～」については, 「～スルところの～」の比ではないが, なお使用が観察されている。わざわざ調査するともなく, 次のような例を拾うことができる。

後者の「心ゆも我は思はずき」は純然たる平叙文に属し, 前者の「思ひきや」はいわゆる疑問文に属する。歌全体が倒置法という感動的・詠嘆的な手法にもとづいて構成されている以上, 冒頭の倒置句に, 平叙文を据えるのと疑問文を据えるのとでは, 当然, いちじるしい効果のちがいが出てくる。その点, 倒置句に疑問文「思ひきや」を据えることによって, 「遠イキナカへ別レテ来テ居テ, 此ヤウニオチブレテ, 獵師共ノスルシゴトラマアセウトハ思フタカイ, 思ヒモヨラナンド事デヤ」(古今集遠鏡) という底のゆたかな余韻をただよわせている前者は, わずか五音節の短句であるにもかかわらず, 「心ゆも我は思はずき」という後者の, 具体的ではあるが, 平板で冗長な叙述から完全に脱却しきっている。(佐竹昭広「萬葉・古今・新古今」『萬葉集抜書』岩波書店, 1980年, 3頁)

これは, 一般人の文章に用いられる例であるが, 僧侶の文章にいたっては, 井原徹山氏が, 「底の字を現在日本の僧侶が用ひることは恰も現代の文章に的の自が亂發される如くである」(『禪の文字』『禪』雄山閣, 第六巻, 1941年, 31頁) と嘆いているところからすれば, 今なお相当な勢いを持っていることが推測される。このように, 大挙ではないにしても, まだその使用が認められる「～スル^{てい}底の～」式の連体修飾節であるが, 辞書ではどのように記述されているのであろうか。

3.2 辞書的な記述から

いくつかの辞書の記述を見てみると, 次のごとくである。

①大槻文彦『大言海』第三巻, 昭和九年。

てい〔名〕底 的ノ條を見ヨ。

てき〔接尾〕的〔支那, 宋元以後ノ小説ナドニ用キラレシ俗語。蔦地, 怪底, ナドノ, 地, 底, ト同意の語ナリ〕(一)ニ就キテノ。上(ジヤウ)。「教育的設備」(二)ノ振(フリ)ナル。風(フウ)。「独逸的教育」(三)ノ如キ。様(ヤウ)。然(ゼン)。陸九淵語録「這裏是刀鋸鼎鑊の學問」傳習録, 上「知是行的主

意，行是知的工夫」「學者的態度」「都會的風俗」又，副詞に用キラルルハ。「比較的好シ」

②平凡社『大辭典』第十八卷，昭和十年刊

【底】(八) の・ところの・ところ

的に同じ。指示の意の助辭。朱子語錄：「傲人的様子」。(二五四頁)

③落合直文『言泉』(改修者芳賀矢一) 日本圖書センター，昭和五十六年

【てい】 底 【接尾】 てき (的) に同じ。

【てき (的)】 【接尾】 【一】『もと「底」「地」と同意の支那の俗語にて，國音テキにて，英語の Democratic などの tic と音・義共に類似せる點あるより，譯語の上に用ひはじめたり』漢語に添へて「なる」「の」の義に用ふる語。「民主的政治」「美的生活」【二】云々の如き性質を帯びたる意。「打算的な人」「試験的に行ふ」

④小学館『日本国語大辭典』(第二版) 第九卷，平成十三年

【底】【名】

②ほどあい。程度。種類。中国近世の口語に用いられる。「・・・の」という意の助辭から出た語。現代中国語の「的」にあたる。＊理学秘訣(1816)「されば人知にある底(テイ)のことは，皆天理の固有にして，己れに非ざることを知るべし」＊風流魔(1898)〈幸田露伴〉七「生憎に後藤氏の祖先等が英靈底(テイ)の手腕によって成されたる佳作の各種は猶技術上の烈々たる光輝を放って」＊国語のため 第二(1903)〈上田万年〉内地雜居後に於ける語學問題「眞の言語の智識とは，之を口にし・之を耳にし・之を聞くも・之を書くも・之を読むも・何時にても其用を便じ得る底のものならざるべからず」＊我輩は猫である(1905-06)〈夏目漱石〉五「人間社会に於て目撃し得ざる底の技倆で」＊朱子語類-學一・小学「後世初學，且看小学之書，那是做人底様子」

以上のように，記述に精粗の別があり，解釈もそれぞれ長短はあるが，管見の限り小学館『日本国語大辭典』(第二版，第九卷，平成十三年)がもっとも詳細にして要領を得ているようである。ただ残念なことに，幕末から明治時代の夏目漱石までしか例を挙げて居らず，参考に挙げたのも朱子語類の例文だけで，禅籍に対する注意がなされていない。しかし，この語法がかならず中世に日本にもたらされた禅宗語録から禅宗

仮名法語を経て一般化したものであることは本研究によって明らかにされたところである。

4. 禅宗仮名法語の中の「底」の用法

本研究の用いた資料は中世以降の禅宗仮名法語に限定した。日本語文体史の資料としての禅宗仮名法語は，文献の性格によって若干差はあるものの，全体的に和漢混淆文である点，概ね正格漢文に基づく他の宗派の仮名法語にはない，これは多分に中国語口語の影響と考えられる新たな表現法がふんだんに用いられている点，それが近世期を経て明治初期の普通文の形成に大きく影響を及ぼした点において，日本語文体史のみならず，日本語文法史にとっても重要な資料であることと言える。禅宗仮名法語は，日本文学史において，正格漢文によって伝えられた語法とは別に，近代日本語の文章語の大きな源流のひとつとして，同じ中国語口語の系列に属する近世の白話小説を翻訳した通俗物とともに，位置づけられなければならない。特に，正格漢文については山田孝雄氏『漢文訓讀によりて傳へられたる語法』(寶文館，昭和十年初版)という優れた先駆的な研究はあるが，中国語口語と日本語文体史，日本語史との関わりについての研究分野はほとんど未開拓に等しい状況下において，禅宗仮名法語を用いた日本語文体史の研究は大いにその成果が期待される。

4.1 禅宗仮名法語の系譜—主要文献の解題を兼ねて—

中世から近世後期にかけて，禅宗各宗において一体どのくらい仮名法語が作られたかについては，管見の限り網羅的な数字は知らない。永久岳水氏の調べでは，曹洞宗だけでも，注釈書，漢文の法語を含めればその数は百を越し(『禪門曹洞法語全集解説』『禪門曹洞法語全集』 坤，中央佛教社，1934年，7-10頁)，實際未だに秘本のごとく扱われるものも多く，その存在すら知られていないものも多いはずである。曹洞宗だけでも實際の数は恐らくこれを優に越えるものと思われる。これに更に臨済宗，黄檗宗の仮名法語を加えれば，禅宗各宗の仮名法語の数は相当な量に上るものと見て間違いない。その網羅的な調査はまさに今後の課題として待たれるところであるが，本研究は以下の基準によって現時点では利用可能なものをまず選定した。

一，五山版乃至古抄本のあるもの。

中世の文体史資料としては古刊，古抄本が重要な意義を持つことはいままでもないが，特に仮名法語の文体の，他の文献に及ぼした影響を考える場合，刊本の存在が極めて重要と考えたからである。

二、可能な限り長編的なもの。

特定の文献の文体的な特徴を確定し、禅宗抄物や仏教説話などのテキストとの比較をするためには、同一作者の資料の量的な確保が必要不可欠と考えたからである。

三、可能な限り依るべき善本や校訂本のあるもの。

これらの文献は或いは江戸時代の校訂、出版にかかるものもあり、或いは明治、大正、昭和時代の校訂もあるが、いずれも慎重に処理することを要するものであり、特に江戸時代の刊本が必ずしも原本の真を伝えていないために、どうしても必要なもの以外は用いなかった。

以上の基準から選んだ文献の主なものは、以下の六点である。

①永平道元『正法眼蔵』（七十五巻本）

道元禅師（1200-1253）畢生の著作で、各巻の成立年代については、各巻の末尾に詳しく記すが、禅師は最後まで編集の手をゆるめなかったという。ここでは、水野弥穂子校注『正法眼蔵』（一～四）岩波文庫のほか、大久保道舟編『正法眼蔵』筑摩書房、日本古典文学大系『正法眼蔵』他を用いた。

②瑩山紹瑾『傳光録』（安政四年序刊本）

瑩山紹瑾禅師（1268-1325）の著で、長く写本で伝わり、安政四年に初めて仙英によって校訂板行された。ここでは、安政四年序を持つ仙英本（架蔵本は乾坤二冊、「京師六角通寺町西江入町 禪家書林 柳枝軒 小川多左衛門刻」の刊記を持つ）に、横關了胤校訂『瑩山和尚傳光録』（岩波文庫、岩波書店、昭和十九年）をあわせて用いた。

③夢窓疎石『夢中間答集』（五山版）国会図書館蔵

夢窓疎石（1275-1351）の在世中、康永元（1341）年、国師六十八歳の時の刊行である。夢窓疎石の仮名法語には他に『谷響集』（五山版）内閣文庫蔵、『二十三問答』などがある。ここでは、国会図書館蔵『夢中間答』、内閣文庫蔵『谷響集』のほかに、『二十三問答』は山田孝道『校補點註禪門法語集』（上巻）光融館、明治二十八年所収の本文を用いた。

④月庵宗光『月庵和尚假名法語』（五山版）龍門文庫蔵

月庵和尚（1326-1389）の著。『月庵和尚假名法語』の刊行は、川瀬一馬（1984）によれば、應永十九（1412）年と推定されるという。ここでは、龍門文庫蔵五山版を用いた。

⑤拔隊得勝『塩山和泥合水集』（五山版）と『拔隊仮名法語』（寛永二十年版）

拔隊得勝（1327-1387）の著。ここでは、京都大学

文学部蔵『塩山假名法語』寛永二十年版（「寛永癸未中春吉辰 中野氏は誰新刻」の刊記を持つ）のほか、鈴木大拙・古田紹欽編校『抜隊禪師法語』（『鹽山假名法語』（寛政二十年版）と『鹽山和泥合水集』（五山版、至徳三年版）細川侯爵家所蔵を所収、田邊宗英發行、昭和十八年）を用いた。なお、川瀬一馬『五山版の研究』（日本古書籍商協會、1970年）によれば、至徳三年版の『塩山和泥合水集』の初刻の版本は、「或る部分（中・下巻中）は半ば損朽しながらも、幸に他に遺誠・文安三年金剛般若經等の版本等と共に全巻残存してゐる」（向嶽寺）（357頁）。そして下巻一冊の初印本を黒川家舊蔵書中に見したのみである（今、日本大学蔵）」という。『国書総目録』には、至徳三年版三巻三冊、栗田文庫所蔵の記述があるが、当文庫については今調査不能である。

上記文献のほか、禅宗以外の仮名法語を含む岩波書店日本古典文学大系本『仮名法語』と、仏教説話集無住『沙石集』を併せて用いた。『仮名法語』の収録作品は次の通りである（中世以前のもののみ）。

横川法語	源信（942-1017）	2 頁
一枚起請文	法然（1133-1212）	1 頁
覚海法橋法語	覚海（1142-1223）	3 頁
梅尾明恵上人遺訓	明恵（1173-1232）	13 頁
道範消息	道範（1178-1252）	6 頁
一遍上人語録	一遍（1239-1289）	47 頁
妻鏡	無住（1226-1312）	34 頁
真言内証義	北畠親房（1293-1354）	13 頁

4.2 中世禅宗仮名法語の中の「底」一用例の分析一

4.2.1 『正法眼蔵』（七十五巻本）と『正法眼蔵随聞記』の場合

『正法眼蔵』（七十五巻本）の「底」の集計：

A 名詞又は代名詞＋底

汝底 3（原文1，法語本文2）

B 用言＋底＝名詞句

B' 動詞＋底

不思議底 10

（盡力）道底 4

不道底 1

道得底 7

不道得底 4

念底	4
行不得底	3
説不得底	3
説心説性底	3
乞眼睛底	2
舉來底	1
聽得底	1
索底	1
奉底	1
信手拈來底	1
姓(梁)底	1

B” 形容詞+底

大底	1
小底	1
假底	1

C 用言+底+名詞=名詞句

大悟底人	15
大修行底人	2
得髓底道理	2 (原文及びその引用部分)
得髓底(ノ)道理	1 (法語本文)
相見底(ノ)道理	2 (法語本文)
～參底(ノ)頭正尾正	2 (法語本文)
～道底(ノ)過遮邊來	1 (法語本文)
不悟底人	1
無處不周底(ノ)道理	1 (法語本文)
換却底道理	1
應底道理	1
盡力道得底句	1
不干底(ノ)道理	1 (法語本文)
親見底道理	1
透脱古今底(ノ)鉢盂	1 (法語本文)
遍參底(ノ)道理	1 (法語本文)

録の中における「底」の用法の四つの内の三つをカバーしていることになることがまず注目される。残る一つ「底」と同音にして表記のみ異にする「副詞+底」の場合(『正法眼藏』においては、例えば次の例のように、「～地」と表記しているため、この集計に現れていない)だけである。

兀兀地に思量なからんや。兀兀地の向上、なにによりてか通ぜざる。賤近の愚にあらずは、兀兀地を問著する力量あるべし、思量あるべし。『正法眼藏・坐禪儀』

しかも、連体修飾語は「兀兀地の」、連用修飾語は「兀兀地に」、名詞的な用法としては「兀兀地」をそのまま用いるなど、「兀兀地」が一語として扱われていることが注目される。

このように、先行する言葉の品詞によって「底・地」の用字を使い分けることは、まったく『景德傳燈録』の表記に則っている。このことから道元禅師がかかる「底」の用法に精通しただけでなく、おそらく中国語の口語に対し文献的にも運用的にも相当高度な中国語能力を有していたことが窺われる。そして更に次の例において「兀兀と」の形も用いる例もあることを考え合わせれば、「副詞+地」の語法が既に中国語風の表現から相当日本語化したものと見ることができよう。

かくのごとく身心をととのへて、欠氣一息あるべし。

兀兀と坐定して思量箇不思量底(ち)なり。不思議底如何思量。これ非思量なり。これすなはち坐禪の法術なり。『正法眼藏・坐禪儀』

「副詞+地」の語法の日本語化のバリエーションが奇しくも『正法眼藏』において一度に観察されることは、日本語文体史だけでなく、日本語史にとっても禅宗仮名法語が重要な文献であることを改めて印象づけるものである。

ここで改めて注目したいのは、禅宗仮名法語の嚆矢ともいべき『正法眼藏』に中国語の助字「底」の用法がすでにすべて現れていることである。これはとりもなおさずかかる用法がまさに禅宗語録によって禅宗仮名法語にもたらされた語法であることを物語っている。概して助字「底」の用例が唐の時代にはごく僅かにすぎず、文献としては『景德傳燈録』、『祖堂集』、『五燈會元』以下の禅宗語録においてもっとも顕著であることも、先の「底・地」の区別とともに中国語史の側

注①：この集計は便宜上原典及びその引用部分と法語本文での使用を区別せずに処理したが、用例の分析において必要に応じて両者それぞれの用例を示し、区別を図った。

注②：例文の内、(ノ)とあるのは、大久保道舟編『正法眼藏』のテキストの本文若しくは読み仮名の附されたものである。

以上の用例を通観するに、全体的に、用例がB、C二つのグループを中心に多く用いられており、禅宗語

からこのことを裏付けている。

次に、A、B二つのグループについて見ると、Aのグループは所謂所有を表すものであり、全体として名詞性が強く、Bのグループも用言を名詞化するために用いられているものであり、全体が名詞性を持つものに相違ない。それが仮に法語本文の中に用いられる場合、訓読せずに直読したのもおそらくはそのためと考えられる。因みに、大久保道舟校訂本では、「這箇是舉來底」を「シヤコシコライチ」と読み仮名を付け、「底」を「ち」と読んでいるが、これが凡例に示すところの「本文には段落を施し、句讀點を付け、假名の清濁を辨じた。また難訓字・特殊訓字等には振假名を施した」に該当するのか、それとも同じく凡例にいわゆる「現今の本文（單語）の読み方は、多く江戸時代のを踏襲しているが、しかし古寫本には、書寫當時（室町期）の読み方を多く傳えているので、今はそれをできるだけ忠實に採用し、脚注欄にその典據を示した」のに該当するのか、詳かにしない。しかし、漢音ならば「てい」、呉音ならば「たい」とは読まないことにもし依るところがあるとすれば、恐らく唐音読みと思われる。『景德傳燈錄』が作られた宋の時代の初めには中国語においてもすでに「底」が「地」（これも日本語では「ち」と読むかと思われる）と同じ発音になっていたことを考慮すれば、現地音をそのまま写した可能性が高いようである。

そして、残るCグループであるが、これらの用例はA、Bと少し性格を異にする。というのは、これらの場合、連体修飾語として更に名詞に続く用法であり、全体としてかなり長い名詞句として用いられる場合が多いからである。全体的に短い名詞句が直読の傾向にあり、比較的長い連体修飾語に或いは本文、或いは読み仮名に「ノ」が散見するもの、そのことと関係があると思われる。ただ問題なのは、本研究の依拠したテキストの校訂についてなお不明な点があり、広く諸本を校合する必要があるが、これらの「ノ」が道元禅師の初稿本にあったものかどうかについては断じがたいことである。現段階では、『正法眼藏』諸本から代表的なものを選んで、上記箇所の諸本間の異同を調査するに止めた。校合の対象は、前記例文中、原典及び原典の引用文を除く九例であるが、これらの「ノ」の用いられる箇所については、大久保道舟編『正法眼藏』はいずれも異本の注記を記していない。なお、対校に用いた諸本はすべて『永平正法眼藏蒐書大成』（大修館書店、1974-1980年）所収の影印本を用いた。

問題箇所の諸本対校：

①洞雲寺本（底本）、乾坤院本の両方に本文若しくは読み仮名として「ノ」がある例。

僧いはく、「いかならんかこれ無處不周底（ムシヨフシウチ）の道理」。『正法眼藏・現成公案』

いま歸方丈、入僧堂、これ話頭出身なり。相見底（しやうけんち）の道理なり、相見了也僧堂なり。『正法眼藏・光明』（本文に「ノ」がある）

識取皮のところ、髓也不立なるを、眞箇の得髓底の道理とせり。『正法眼藏・葛藤』

②乾坤院本（底本）に「ノ」があり、洞雲寺本、永平寺古写本に本文若しくは読み仮名として「ノ」がある例。

いはく遍參底の道理は、翻巾斗參なり、聖諦亦不爲なり、何階級之有なり。『正法眼藏・遍參』

③洞雲寺本（底本）に「ノ」があり、乾坤院本に「ノ」がない例（正法寺本に本文として「ノ」がある）。

いま雲水の傳持せる鉢盂、すなはち四天王奉獻せざれば現前せず。いま諸方に傳佛正法眼藏の佛祖の正傳せる鉢盂、これ透脱古今底（てうとつここんち）の鉢盂なり。『正法眼藏・鉢盂』

④大久保道舟校訂本に「ノ」があり、底本乾坤院本に本文若しくは読み仮名として「ノ」がある例（洞雲寺本該当無し、正法寺本に本文として「ノ」がある）。

あるいは人の火をみる。おなじくこれ相見底（しやうけんち）の道理なり。『正法眼藏・諸法實相』

しばらくとふ、香嚴道底（だうち）の過遮邊來、これ索仙陀婆なりや、奉仙陀婆なりや。『正法眼藏・王索仙陀婆』

⑤大久保道舟校訂本に「ノ」があり、底本乾坤院本に本文若しくは読み仮名として「ノ」がない例（洞雲寺本該当無し、正法寺本にも「ノ」が無い）。

しばらくとふべし、作麼生ならんかこれ不干底

(ふかんち)ノ道理。速道速道(しゆくたうしゆくたう)。「正法眼藏・春秋」

⑥その他：乾坤院本(底本)を他本によって改めた例(乾坤院本に一カ所「ノ」があり、洞雲寺本、瑠璃光寺本、永平寺所蔵古写本のいずれも二カ所とも「ノ」がある)。

釋迦老子參底(さんち)の頭正尾正、おのづから玄沙老漢と同參なるべし。玄沙參底の頭正尾正、したしく釋迦老子と同參す。「正法眼藏・遍參」
この例については、大久保道舟編「正法眼藏」には、

「①釋迦老子參底(さんち)の頭正尾正」は諸本(底本：乾坤院本、対校本：洞雲寺本、瑠璃光寺本、永平寺所蔵古写本)間の異本注記がなく、「おのづから玄沙老漢と同參なるべし。玄沙參底の頭正尾正、したしく釋迦老子と同參す」に当たる箇所は、底本に拠らずに、洞雲寺本、瑠璃光寺本、永平寺所蔵古写本に拠ったとの校異がある。

以上の結果をまとめると、次のようになる。

- 一、上記十例のいずれももっとも道元禪師の原稿本の真を伝える可能性の高い真筆本に該当しない。これはこれらの「ノ」が道元禪師の原稿本に既にあったと推測するのに不利な結果である。
- 二、①、②、⑥を合わせれば、諸本中最も信頼に足る古写本である、洞雲寺本、乾坤院本の両方に本文若しくは読み仮名として「ノ」がある例は6例を数える。
- 三、これに③洞雲寺本・正法寺本ともに「ノ」を有する1例(乾坤院本に「ノ」がない)、④乾坤院本・正法寺本ともに「ノ」を有する2例(洞雲寺本に該当なし)、合わせて3例を入れると、全10例中9例が洞雲寺本、乾坤院本、正法寺本などの古写本にほぼ共通して「ノ」を有し、残る⑤の1例だけが乾坤院本と正法寺本の両方とも「ノ」を持たないことになる。
- 四、このように、永平寺所蔵古写本を含めた、乾坤院本、洞雲寺本、正法寺本、瑠璃光寺本などの古写本間で高い一致を示していることは、仮にこれら10例のすべてが必ずしも道元禪師真筆本にすでにあったと推測できなくても、道元禪師真筆本にはすでに「ノ」を挿入する用法があった可能性が極めて高いと推測される。

以上のように、既に道元禪師の原稿本に長い連体修飾語の場合に「ノ」を入れて読んでいたとすれば、後の時代に「動詞句+底+名詞」を「～スル底ノ+名詞」に読むようになるそのそもその契機はすでに現れていたことになる。しかも、後の時代の仮名法語において「～スル底ノ+名詞」の表現がはっきり観察されることを考え合わせれば、仮に一步譲ってこれらの「ノ」が道元禪師の原稿本になく、抄写の仮定に補入されたとしても、「～スル底ノ+名詞」に至るまでの語法として、「～底」までのところを直読にし後続名詞との間に「ノ」を補うという部分直読の方法は、「底」を含む全名詞句を全部直読する方法から、訓読中心の「～スル底ノ+名詞」の方法へと徐々に日本語に浸透していく中間段階として何ら不自然はなく、むしろ如何にも道元禪師の時代にあっていいはずのものである。そして、「正法眼藏隨聞記」にある次の一例も「正法眼藏」と同じく、「～底」までを直読にして、「ノ」を付していることもこのことを示唆しているように思われる。

或る時辨問師云く、「如何是(いかならんかこれ)不昧因果底ノ道理。」

師云く、「不動因果也。」『正法眼藏隨聞記第二卷四』

4.2.2 『傳光録』の場合

『傳光録』に用いられる「底」の全用例を挙げると、次の如くである。

A 名詞+底(+名詞)

有相底 2(本則)

無相底 2(本則)

殿裏底 2(本則)

眞實底分外底

異路底ノ事

B 用言+底=名詞句

顯無語底 2(本則)

亂不印底(本則)

妙用底

不起底

所得底

相授底

任性逍遙底

枯鬼死底

不染汚底
更ニ眞ニ自己ヲ明ムル底
一絲一毫ノ面目ニ對スル底
釜ヲキヨムル底
カクノゴトク解スル底

C用言+底+名詞=名詞句
決定底事(本則)
知有底人(本則)
百味具足底句(本則)
相授底一句 2(本則)
恁麼快活不徹底漢(本則)
體得底人
成道底ノ道理
心ヲ知得スル底ノ漢
十二時中虚シク捨ル底ノ功夫
イタヅラニアラハルル底ノ相貌
自(ラ)聞(キ)得(ル)底ノ事
タダキク底(ノ)事
有鼻孔底ノ衲僧
不群生スル底ノ日
空ズルコトエザル底ノモノアリ
相授底ノ一句

注：例文数字のないものはすべて一例のみ。

これらの用例を通観するに、まず用法の広がりについて、先に見た『正法眼藏』と同じくA, B, C三つのグループに涉ってすべて用例が観察されることが注目される。そして、次の用例のように、「副詞+底」の場合、「地」と表記すること、『正法眼藏』と軌を一にしているところである。

若シ身心ヲ放下シテ、心地空廓廓地ニシテ尤モ平生ナルコトヲエン。『傳光録・第十八祖伽耶舍多尊者』

そして、更に注目すべきは、A, B二つのグループの例が本則の例を除けばほとんどすべて直読されたと考えられるのに対し、Cグループの用例の中で、本則の例（これは恐らく訓読されたと思われる）を除けば、本文中のもので直読されたと思われるものが圧倒的に少なく、かわって「～スル底+ノ+名詞」という訓読中心の形が用例の殆どを占めていることである。全体的に、先に『正法眼藏』において認められた、全部直読と部分直読の方法が混在するという表現スタイルか

ら、部分直読の方法による表現が後退し、全体的に全部直読と訓読中心の方法が混在しつつもやや訓読中心の方法が優位になりつつある様相が窺われる。とすれば、「～スル底+の+名詞」の語法が前にもまして日本語の表現様式に浸透してきたものと見ることができる。

もっとも、先にも触れたように、『傳光録』は古写本に乏しく、刊本は近世も後半の安政四年のものであるという文献的な問題点がある以上、これらの表現様式を即そのまま瑩山紹瑾の時代のものとするにはもちろん慎重を要するが、かかる語法の日本語への浸透はやや時代の下がる五山版を持つ『夢中間答』、『月庵和尚假名法語』、『塩山和泥合水集』においても等しく認められるものであってみれば、これらの用法がすべて仙英が『傳光録』の校訂をした際に補読したものとするのも根拠としては弱いと言わざるを得ない。仙英本を底本に使いつつ、その他の写本を以て対校した横關了胤氏の岩波文庫本『傳光録』に上記箇所に関して一切異本の注記を記さないのも、係る表現がむしろ瑩山紹瑾の時代にすでにあったものとする推測にとって有利な材料である。因みに、『傳光録』の古写本としては乾坤院本が田島柏堂(1978)によって知られるが、赤見である。

次に資料として五山版として国師の在世中に刊行した『夢中間答』の用例を見てみる。

4.2.3 『夢中間答』の場合

『夢中間答』に用いられる「底」の用例は全部で以下の5例を数えるのみである。

古人云、未得底ノ人ハ、句ニ參セムヨリハ、タタ意ニ參スヘシ。到得底ノ人ハ、意ニ參セムヨリハ、タタ句ニ參スヘシト云々。意ト者、祖意ナリ。祖意ト者、人々具足ノ本分底ナリ。句者五家ノ宗風手段ナリ。意ハ是根本ナリ。句ハ是枝葉ナリ。『夢中間答三十五』

古人ノ未得底ノ人ハ、先ツ意ニ參セヨト示シ玉ヘルコトヲ、ヨクヨク思フヘシ。是則無取捨ノ中ノ取捨ナリ。カヤウノ意句ヲ立ルコトモ、宗師ノ本意ニアラス。『夢中間答三十七』

古人云、達磨西來シテ、別ニ一法ノ人ノタメニ傳授スルナシ。タタ人々具足シ、箇々圓成スル底ヲ、指出スルノミナリト云々。既ニ人々具足トイヘリ。何ソヒトリ禪者ノミ具足シテ、教者ニハカケタリ

ト、イハムヤ。【夢中問答七六】

この僅か5例のうち、Cグループの用例が一例もないが、『正法眼藏』と『傳光録』においてA、Bの二つのグループの用例の短い名詞句がほとんどすべて「～底+人」を直読したのに対し、ここでは、名詞句として用いられる「本分底」,「箇々圓成スル底」を除けば、他の例が「～底+ノ」の形で用いられていることは注目すべきことである。就中、「箇々圓成スル底」において「動詞+底」（この「底」は果たして「ち」と読んだか、それとも「てい」と読んだかは不明であるが、一音節の言葉としての不安定性を考えれば、ここは「てい」と読んだと見るほうが都合がよさそうである）の形で用いられることから、「底」はすでに独立した一語としての地歩を固めつつあったものとすれば、これも中国語口語の「底」の日本語への浸透がいつそう進んだものと見ることができよう。因みに、『夢中問答』には「～スル底+の+名詞」の表現が一例もないのは、恐らくはその文体が『正法眼藏』や『傳光録』のように、いずれも本則をふまえてそれを敷衍する提唱を中心とする内容構成とは異なり、その対象が禅僧以外に一般人を多く含んでいたために、多分に和文的になったものと考えられる。次に抜隊禅師の『塩山和泥合水集』、『抜隊假名法語』の用例を見てみる。

4.2.4 『塩山和泥合水集』と『抜隊假名法語』の場合 『塩山和泥合水集』の「底」の用例は次の如くである。

A名詞又は代名詞+底+名詞
是底の空腹高心の類

B用言+底=名詞句
得る底
此聴法底 3

C用言+底+名詞=名詞句
全機透脱して大自在を得る底の人
空有の諸相に貪著する底の精魂
經をみる底の自心
佛法に著する底の心念
一心を洞明する底の人
以前にあぐる底の種種の邪見
前にあくる底の邪見の窟宅
此衆中に前にあくる底の邪見の窟宅を脱出する底の人
皆佛法を會する底の人
人をあつむる底の衆の縁

外より染習する底の文字、語言、名目等の客塵煩惱
釘をぬき楔をぬく底の言句

平生執する底の所行所作、道理義理、知見解會
照々靈々空々寂々、洞然明白たる底の淨潔の境界
即今偈がかくのごとくにきく底のもの

只此說法聴法底のもの

即今きく底のもの

聴法底のもの

聴法底のもの

恁麼の間をいたす底のもの

きく底のもの

この聴法底のもの

この聴法底のもの

この聴法底のもの

未得底の人

已得底の人

知らざる底の道理

一切の聲を聞（ク）底の本源

この聴法底の一句（引用）

今所謂聴法底の一門（引用）

此聴法底の一句（引用）

注：用例の数を示していないのはすべて一例のみである。

以上の用例を通観するに、まず注目されるのは、A、B二つのグループの用例が、Cに較べて圧倒的に少ないことである。これを『正法眼藏』、『傳光録』と較べればその間の落差がいつそう強く印象づけられる。そして更に全部直読の例についても「聴法底」のような特定の語に固まる傾向が強く見られる。

全体的にAグループの数少ない用例の中でとりわけ注目したいのは、「是底の空腹高心の類」（『塩山和泥合水集』下）のような、「指示詞+底+名詞」の形が用いられていることである。これは中国語口語にはないものであり、「底」が既に日本語として語彙化したことを窺わせるとともに、おそらくは「汝底」（『正法眼藏』）のような人称代名詞に名詞が後続しない用法と、「到得底ノ人」（『夢中問答』）のような用例を折衷したものと考えられる。これは、裏を返せば「底」の用法が漸く中国語口語の影から脱却したことである。

そして、Cグループの用例として特に注目したいのは、「～スル底+の+もの」の形が激増していることである。中国語口語としての「～用言+底（+名詞）」の形において、名詞句が後続しない場合、「底」は、前の動詞（往々にして動作性の動詞）の及ぼす対象（目

的語)又は動作の主体(主語)を反射的に指すものであり、それが場合によって日本語の「こと」に当たり、或いは「もの」にあたるが、全体として「こと」と「もの」のような物事の区分けがなく、両者いずれにもなれるように、その意味はむしろ用言に後続する「の」に近い。ここの「用言+底+の+もの」も分析すれば、恐らく「対象」を指す「もの」と動作の「主体」を表す「もの」に分けられようが、この「の」を除けばここに用いられる「もの」が恐らく日本語の中でもっとも「底」の意味機能に近い。とすれば、ここの「ノ」は「底」の文法関係を、「もの」は外ならぬ「底」の意味を表していることになる。先に見た訓読中心の方法よりもいっそうかかる用法の日本語化が進んだものと考えられる。このような表現には、全体として中国語口語を積極的に受け入れようという姿勢とそれをできるだけ日本語の文法として消化しようという姿勢が如実に現れていると言える。

因みに、『正法眼藏』において「～地の」の形によって表されていた、「副詞+地(底)」の様式はここでは、「照々靈々空々寂々、洞然明白たる底の浄潔の境界」(『塩山和混合水集』下)のように、特に連体修飾語に用いる場合、「副詞(形容詞)+たる+底+の+名詞」の形で用いられるが、これもかかる用法の日本語化の一環として見れば、「底」が「たる」の前ではなく、その後ろにつくこと、「底」の後に「の」を補うことは、「底」の語彙化が一段と進んだ徴候としてみることが可能である。

以上において指摘した「底」の用法の大体は、『抜隊假名法語』の場合にも当てはまる。『抜隊假名法語』の「底」の用例は次の通りである。

A 名詞(若しくは代名詞)+底+名詞

是底(これてい)の時

是底(これてい)の公案

是底の人

B 用言+底=名詞句

聴法底 2

即今声を聞底(きくてい)

C 用言+底+名詞=名詞句

只此音を聞く底の者

此音を聞底(きくてい)の物

音を聞底の物

聴法底の物 3

聞底の主

一切の音を聞底(きくてい)の自心

光影を弄ずる底の人 2

即今見聞する底の主人公

注: 例文数字を示さないのはすべて一例のみである。

全体としてほぼ『塩山和混合水集』と一致した文体的な特徴を示している中で、先に触れた「用言(動詞)+底+の+もの」の様式がそれぞれの意味によって「主体」は「者」に、「対象」は「物」に使い分けられていることが注目される。これが抜隊禪師の原稿本にあったものなのか、寛永二十年の刊本に初めて用いられたかは不明であるが、「底」の意味機能に対する深い理解に裏打ちされたこの処置は中国語口語の「底」の日本語化は既に完成の域に達したものと見ようと思えば見られなくもない。そして『塩山和混合水集』ではわずかに一例しかなかった、「是底」(寛永二十年版は「これてい」と読むほか、「底」はすべて「てい」と読む)が三例となり、『塩山和混合水集』の一例を含めれば、そのいずれも長い前文を承けていること、意味的には恐らく「～のような～」という列挙の意に解されることが明らかである。なお指示詞「これ」と「この」の用法に照らしてみれば、「これ」には、「～の」が続くことがめったになく、「この」には現前の物的対象を指示するのを主とするという中世語の指示体系の制約下において、「これ+底(てい)+の+名詞」の形式はいわば両者の窮を救う形で造り出された語法と思われる。

次に『月庵和尚假名法語』の用例分析に移る。

4.2.5 『月庵和尚假名法語』の場合

『月庵和尚假名法語』に用いられる「底」はすべて九例を数える。

B 用言+底=名詞句

従前ノ、見聞覺知ヨリ會得スル底

知識ノ邊ヨリ參得スル底

教ノ外ニミツカラ明得スル底

懺愼底

C 用言+底+名詞=名詞句

骨ニ徹リ髓ニ徹ル底ノ親切ノ志

世出世間、能事畢底ノ大丈夫ノ漢

立地ニ成佛スル底ノ人

猛烈ノ志アル底ノ人ハ

天地ニサキタツ底ノ、我カ本來清淨、圓滿大覺ノ法王

全体的にAグループの用例は見えないが、これはここに取り上げた中世の仮名法語のなかで『月庵和尚假名法語』が比較的短編であるという量的な制約による可能性があるの、かかる用法の後退に直結するかどうかはにわかに断じがたい。ただ先に見てきた『塩山和泥合水集』、『抜隊假名法語』において既にその後退が顕著であったことと軌を一にする現象である。

そしてCグループの用例も『塩山和泥合水集』、『抜隊假名法語』の用法に一致し、いずれも中世の用法として文献的にも問題のないところである。とりわけ応永十九年の刊行と推定される五山版の現存は中世文体史資料としての価値を保証するものであり、これまで見てきた、『塩山和泥合水集』、『抜隊假名法語』の「底」の用法を考え合わせれば、『正法眼藏』（道元禪師（1200-1253））、『傳光録』（瑩山紹瑾禪師（1268-1325））に始まる、中国語口語の「底」の受容とそれに始まる「スル底+の+名詞」の形で日本語化は、『夢中問答』（夢窓疎石（1275-1351））を経て、抜隊禪師（1327-1387）と月庵和尚（1326-1389）の在世中の十四世紀半ばまでに、既に完成の域に達したものと見て間違いなさそうである。

4.4 中世の他の文献との比較

中世仮名法語における「底」の用法はだいたい上記の文献によってその受容、消化の経過を跡づけることができた。ここではかかる用法が果たして禪宗という宗派内に止まるものなのか、それとも中世に於いて既に宗派を越えたものになったのかを見極める必要がある。そこで、中世の仏教説話として質量ともに上記の諸文献に匹敵するものとして、無住『沙石集』（岩波書店日本古典文学大系本『沙石集』を使用）を調査してみると、意外にも「底」の用例が少なく、僅か次の一例が見えるのみである。

多智禪定現前ストモ、淫ヲ不斷ハ必ズ魔道ニ落テ、上品ハ魔王、中品ハ魔民、下品ハ魔女トナリテ、皆従衆アリ。各々無上道ヲナラント思フニ、我滅度ノ後、末法ノ中ニ此底（コノテイ）多クシテ世間ニ熾盛ナラン、廣ク貪淫ヲ行ジテ、善知識トシテ、諸々ノ衆生ヲシテ、愛見ノ坑ニ落シ、菩提ノ道ヲ失セン」ト説ケリ。『沙石集卷第十末（一）』

しかし、この一例には異本がある。このことはかかる用例の実在を疑わせるに十分である。巻第十末の底本市立米沢図書館蔵本（古鈔十二帖本）はこのままであるが、諸本はそろって「此魔民」に作る。とすれば、

この「底」は恐らく「魔」の略体字「𪛗」と「氏」の書写の誤りとおぼしく、確かな用例とは言い難い。しかも、これまで見てきたように、「これてい」と読む「是底」4例はいずれも「これてい+の+名詞」の形として用いられており、単独用法がないこともこの用例の信憑性を疑わせるに足りる。因みに仮にこの例を「此底」とみとめたとしても、その読みも禪宗仮名法語の例に因んで、おそらく「これてい」と読むべきであろう。

ともあれ、問題は、沙石集は1279-1283の間に書かれているのにもかかわらず、既に『正法眼藏』、『傳光録』において相当の勢いで用いられ始めた「底」の用法がなぜ皆無に等しいのかということである。この疑問は、著者無住が西大寺で律、正暦寺で法相を学び、東寺三宝院の灌頂を受けるなど、顕密諸宗を収めながら、更に聖一国師について禪を学び、尾州木賀崎の長母寺では禪教を兼ねて弘めた経歴を考え合わせるといっそう強くなる。苟も禪宗に触れたことの人間なら「底」という禪宗語録の特異な語法を全く知らなかったとは考えられないからである。

この問題の円満なる解決は、恐らく無住の思想における仏教諸宗の位置づけ、更に『沙石集』の文体を網羅的に調査してからまで待たなければならないが、ここで極表面的なことに限って考えれば、まず恐らく『沙石集』の地方的・庶民的説話という性格に関係があると考えられよう。そしてもう一つ考えられるのはやはり無住の思想と宗教観における禪宗の位置づけに関係すると考えられるかも知れない。山田孝道によって、「禪門仮名法語」として目されながら、その仮名法語『妻鏡』には量的には中編ながら「底」の例が一例も見えないのも第二の可能性を示唆しているように思われる。ここに挙げた二つの可能性のいずれにせよ、その両方にせよ、これによって、中国語口語の「底」の受容は概して禪宗仮名法語において顕著であること、無住の時代にはまだまだ一般化するに至らなかったこと、の二点はほぼ間違いないように思われる。

因みに、岩波書店日本古典文学大系本『假名法語』の収録作品を調査したところ、中世に属するもの（対象作品の一覧は17頁を参照）からは「底」の用例が観察されなかった。そして、同じく岩波書店日本古典文学大系本『親鸞集・日蓮集』にも「底」の用例が見えなかった。これらの状況証拠も、「底」の用法が如何に禪宗という局限された集団、しかも禪宗仮名法語という局限された文体に属するものであるかを物語っていると理解すべきであろう。

[参考文献]

- 井原徹山 (1941) 「禪の文字—禪語の文法學的考察, 特に品詞篇—」『禪』第六卷, 雄山閣, 1-123頁
- 入矢義高 (1983) 「禪語つれづれ」『求道と悦楽—中国の禪と詩』岩波書店, 120-167頁
- 入矢義高 (1992a) 「中国口語史の構想」『空花集—入矢義高短編集』岩波書店, 221-243頁
- 入矢義高 (1992b) 「白話文と白話小説」『空花集—入矢義高短編集』岩波書店, 244-249頁
- 川瀬一馬 (1970) 「五山版の研究」日本古書籍商協會
- 川瀬一馬 (1984) 「五山版月庵和尚假名法語 (覆製) 解説」『阪本龍門文庫覆製叢刊之十六附冊』阪本龍門文庫, 1984年, 1-5頁
- 曹 廣順 (1995) 『近代漢語助詞』語文出版社
- 田島毓堂 (1978) 『正法眼藏の國語學的研究資料編』笠間書院影印本
- 田島柏堂 (1978) 『瑩山—伝統と創造の世界に生きた禅匠』『日本の禅語録』五, 講談社, 1978年, 9-56頁
- 中村 元 (1964) 「仏教の民衆教化と仮名法語」日本古典文学大系『仮名法語集』月報, 1-3頁
- 永久岳水 (1934) 「禪門曹洞法語全集解説」『禪門曹洞法語全集』坤, 中央佛教社, 1-47頁
- H. Maspero 馬伯樂 (1944) 「晚唐幾種語録中の白話」『中国學報』第1卷1期, 73-91頁, 馮承鈞譯
- 山田孝雄 (1935) 「漢文の訓讀によりて傳へられたる語法」宝文館
- 横關了胤 (1944) 「瑩山禪師傳光録」解説, 『瑩山禪師傳光録』岩波文庫, 岩波書店, 331-339頁
- 吉川幸次郎 (1962) 『漢文の話』筑摩書房, 1962年
- 呂 叔湘 (1943) 「論底地之辨兼及底字的由來」『漢語語法論文集』中国科学院語言研究所編輯, 科学出版社出版, 1955年, 51-58頁

中世における外国文化の受容と展開

丸山 徹

【要旨】

本報告はこの四年間（はじめの二年間は公募研究応募者として、あとの二年間は計画研究の一員として）「古典学の再構築」研究に携わった経緯とその成果の一部について、主として後半の二年間を中心に報告を行なうものである。私自身の限られた研究成果について述べる前に、【序論】において、中谷代表が繰り返し主張されてきた「一般古典学」という考え方について、多少散漫にはなるが私見を述べる。その際できる限り、これまで参加してきたシンポジウムにおける諸賢の問題提起やニューズレターに掲載された様々な意見にも言及するよう心掛ける。（ただし申し上げるまでもないが、今回のプロジェクトの大部分を占める「古典」の分野に私は明るくない。したがって【序論】に述べることは、個別分野には素人としての意見であることご諒解いただき、こうした報告をお許しいただきたい）。

【他領域との連繋による成果—序論】

「序論」において私は次のことを申し述べる。

1. 「古典学」は「(古典の) 定義が最後にくる形」を求めるべきである。その全体像は直感でしか捉えられないし、研究者間で最終的に一致する保証などないが、それでよい。

2. 中谷代表が「一般古典学」の対象と考えられる「古典」の姿を「古典のひとつの類型(プロトタイプ)」と捉え、私達のプロジェクトにおいてはそれを中心に考えていけばよい。ただその際、たとえば日本の古典文学などはそうしたプロトタイプの周縁に位置するものになるであろうことは押えておく必要がある。

3. (私達が古典から学びとることのできる) 多様

な価値観、幸福観が存在するように、多様な古典観があってよい。つまり「古典」には(上のプロトタイプとは)別の見方も存在することを忘れないでおくことが大切である。

古典とその定義

中谷代表は「古典学の再構築」第2回全体会議の中で次のように「古典」を捉えておられる。(2000. 7. 30. 於浜松コンgresセンター)「古典を古典たらしめているもの」はその規範性、参照性、表現性であり、それがイスラム、ユダヤ、キリスト教世界のような絶対的な世界からギリシャ・ラテン、日本のように相対的な世界まである。インド・中国はその中間くらいに位置するとされていたように思う。私自身の研究は、後でも述べるように、そうした「古典」のプロトタイプにすっぽり収まってしまうし、その枠内でまとめ上げることは簡単なことである。しかしこの四年間、私の関心は実は、私自身が母語で「古典」ということばをどう解釈すべきかにもあった。さて一方で「古典」の定義がわからない、「古典」とそうでないものを一体、誰がどんな基準で選別するのか、いわゆる「俗悪週刊誌」でも「女性観の変遷」の研究資料としては貴重な「古典」となりうるではないか、また文字は時の有力者・支配者(主として男性)が使ったもの、それに基づく記述は一般庶民とは無縁になりやすいしある特定集団の偏った見方になりやすい、といった疑問も投げかけられた。(佐原真「古典学はわからない」公開シンポジウム「新しい古典学」2001. 3. 28. 於日本学術会議—その後、佐原先生の計に接した、こころよりご冥福を祈り上げる)。私はこうした佐原先生のような考えを私達の考える「古典」とは違うのだと退け

ることはできない。いまそのいちいちの議論について申し述べることは控えるが、次のように申し上げておく。まずどうしても佐原先生のように定義をしないと治まらない方には「古典」とは「ある限られた世界において評価の定まったもの」というふわっとした定義をしておいたらどうであろうか。That commercial is a classic.という英語の表現も日本語にすれば「あのコマーシャルは傑作だ」となるのかもしれないが、つまりは「その世界ですでに評価が定まっている」ということなのであろう。また「古典」を「書かれたもの」に限ることはない。ただ「古典」ということばに対する一般の素朴な理解はやはり「書物」のように思われる。ここでもさきの中谷代表の「規範性、参照性、表現性を持ったもの」との提案に沿ってそうした書物を「古典」に対する有力な考え方（プロトタイプ）と捉え、しかし一方「古典」ということばの意味の周縁は常に動いているのだと考えればよい。「古典」という日本語は死語ではなく、今まさに多くの人々に使われながら、少しずつこれまでとは違った新しい意味を紡ぎだしているのだから。

ところで私は「古典」をはじめに定義する必要などないと考えている。たとえていうなら、一生「象のしっぽ」を撫で続ける研究者と一生「象の足」や「象の鼻」を撫で続ける研究者がそれぞれに直感するもの、それが「象」である。同じ「象の姿」（全体像）に到達する保証などない。「鼻こそ象の本質だ」という人がいてもよいし「しっぽこそ象の本質だ」という人がいてもよい。多少語弊があるかもしれないが、人文学というのはこうした「言いたいほうだい」にこそその（自然科学にはない）面白さがあるのだと私は考える。そもそもある定義のできない対象（たとえば「美」とか「古典」とか）について、皆で「ああでもない、こうでもない」と言い合うことがそれほど価値のないことなのだろうか。自然科学のように「現在のパラダイムではこのように考える」という縛りがなければこそ、自由に発言でき、より価値がある、ということも言えるのではないか。一昔前二昔前の自然科学の後を追いかける必要などまったくないし、また無理に両者を繋げようとする必要もない。ものを考えるに、この世に大きく二つや三つ違ったアプローチがあっても、あるいは、あったほうがよいのではないか。

「古典」とはまったく別の話だが、言語学の世界で（少なくとも私に）難問中の難問は「語とは何か」ということであった。誰もが素朴に「語」ということばを使いそれで日々、意志の疎通ができるにもかかわらず、「語とは何か」を考えだすととたんにわからなく

なる、つまり「定義」がうまくできない。それは「形態素」や「音素」を各人それなりに「定義」できるのと対照的である。では「語とは何か」を考えるのは意味のないことかといえ、そんなことは全くない。皆で「語」について「ああでもない、こうでもない」と言い合うことは、言語の本質を考える上でものすごく重要なことであると私は考える。疑う人がいたら次の本を読んでみるとよい。

宮岡伯人 「語」とはなにか—エスキモー語から日本語をみる (三省堂 2002)

「古典」が定義できないからといって、それについて語る意味がないとは言えないのと同じである。「定義」できないからといって、しかし、その全体像にまったく共通するものがないかといえ、それもまたそんなことはない。この四年間、お互いにやっていることの具体的な内容を深く理解しあうことは難しかったとしても、「古典学」というキーワードで、まとまって活動し、多くのことを学び合い、それなりの成果を上げてきたではないか。イメージとしては、まさに藤澤先生の言われる「大英博物館」（多様性のゆるやかな統合）（藤澤令夫「古典学の再構築」第8号58ページ）であり、それがよいのだ。

最後は「直感」である、とするのはいわゆる「科学」の立場ではなく、むしろ「技」とか「芸」の立場である。しかしそうした「学問」もあってよいし、「古典学」はまさにそうした面をも併せ持つべきである。ここでいう「直感」というのは、ただ何もせずに「直感」にたよってことを進めよというのではもちろんない。巨象の姿は直感でしか捉えられなくとも、日々、「象のしっぽの」あるいは「象の鼻の」研究は着実に進めているのである。はじめに「定義」をしてその対象を限ることは一面研究の洗練に繋がるものかも知れないが、一方で研究のダイナミズムを失わせることにもなる。 「定義」をしたほうがよいかどうかの選択は研究対象により異なってあたりまえである。言語を「文の集合」であるとする定義から出発した一言語理論とその教育によって私達がこの半世紀に得たものと失ったものを考えてみてもよい。たとえば多くの研究者が「理論」に関わっていたこの半世紀の間に、ときに言語の社会性・歴史性が看過されたり、いわゆる「少数言語」の記述がおろそかにされてきたことはなかったであろうか。もちろんこうしたマイナス面は先ほどの定義の受取り方や教育の仕方に帰するもので、言語理論そのものに罪がないこと言うまでもない。所詮、悪

いのは人間である。

人文学すべてに言えることかわからないが、すくなくとも「古典とは」「言語とは」「日本語とは」などについては先に定義をするのではなく、いわば「定義が最後にくる」形を目指すべきだと思う。つまり（先ほども述べたように）最後は直感である。大切なのは、ことばによるやりとりの中で、その直感をどこまで人と共有することができるかということだと考える。ただし「ことば」—それはどこまでも大切にしなければならない。その点で中川久定先生の「古典学への期待」—一般古典学を目指すために—（「古典学の再構築」第9号）から教えられることは多い。たしかに「寒い」ということばが第一次的に与えられ、「寒い」の主語（主体）は第二次的にしか析出されない日本語と、「外気が寒いのか」「私が寒いのか」などなど、より細かく分節化されざるを得ないフランス語のような言語の違いは大きい。さらには同じヨーロッパの言語でも、フランス語のように主語（主体）を表に出す言語とスペイン語・ポルトガル語のようにふつう表に出さない言語がある。中川先生がときどき口にされる「共通の分母としてのことば」に至るひとつの道は言語の類型論であろうと考える。いずれにせよ私達はまず自分の母語にこだわることから出発するのがよかろう。トマス・アクィナスの ESSE は「存在」ではなく（日本語の指定の助動詞）「だ」だとする解釈なども、母語の日本語で徹底的に考え抜く中から生まれたものであろうと思われる。（長倉久子「〈だ〉そのものなる神—〈絶対無〉と〈存在〉を超えて—」）また「私はある」などという変な日本語表現も専門家にとっては「私は存在する」であったり je suis であったりするからよいのかもしれないが、一般の日本語話者にとって「私はある」などという表現はどう考えてもおかしい（柳父章「翻訳語成立事情」）。それぞれの人が自分の母語でまずしっかり考えてみるのが大切である。

さらに申し上げるなら、実はこの世には「ことばに出すとすべてうそになる」ようなことがある気がしてならない。たとえば愛する人に対する気持ちはどうだろうか。また「ことばではまず語りえないこと」もきっとある。そして「〈語りえぬもの〉についてなお語ろうとする人間の、言葉との壮絶な戦い」（長倉）のちに、人は沈黙する。トマスも最晩年は深い沈黙に入ったということだが、あの言語学者ソシュールの晩年も同じである。「古典」というのはそうした「沈黙」に入る前に残された「言葉との壮絶な戦い」のなごりなのかもしれない。

「一般古典学」の成立根拠

それぞれの言語圏においてお互いに通じない違った（個別）言語が話されているが、一方ですべての人間が言語を持つ。そこに個別の言語に関する研究ではない（ある意味でそれを超えた）「一般言語学」（ソシュール）が成立するのであろう。

「一般物理学」ということばはあるにはあるようだが、普通はただ「物理学」と呼ばれる。それはその対象である「自然」が誰にとっても同じものとして扱われる（「一般」があたりまえである）からである。その点、「（諸）言語」とは大いに異なる。

では「古典」の場合はどうであろうか。一般に考えられる「古典」は「自然」とも「言語」とも異なる。「自然」はいわば「神の手になるもの」、「言語」「古典」は「人の手になるもの」である。（言語を習得する力は「神の手になるもの」として生まれながらの人間に与えられているものかもしれないが、生の形の言語（規範）は日々、人によって作り直されながら少しずつ変化している）。「言語」と「古典」の違いは、前者がその成立に人の意図が介在しない（Rudi Keller: On language change）のに対し、後者はその成立に人の意図が介在するという点である。「古典」にしようとする意図はなくとも、どのような作品も意識しないうちに成立していたということはなくいわば「作ろうとして」作られたものであり、その点、言語とは異なる。（ただし「聖典」についてはそれを「人の手になるもの」なのか「神の手になるもの」なのかは微妙である。言語は「人工言語」を除けば「作ろうとして」作られたものはない）。そこに「古典」の一般性を論ずる際の難しさが生ずる。つまり「古典」のばあいそれぞれの作品の作られた意味（それを作ろうとした意図）はそれぞれに異なり、すべての作品はそれが作られた「時」と「場所」を考慮せずに語ることはできない。「一般性」よりそれぞれの「個性」こそがその本質ではないのかということになる。

上のような分類は、上山先生の「普遍学」「地球学」「人間学」という三分類（シンポジウム 於芝蘭会館 2000. 11. 22.）とは少し異なる。「言語学」も「古典学」も先生の分類では「人間学」に入るのだろうが、上の分類ではさらに二つに分れることになる。上の分類で「神の手になるもの」が先生の分類では「普遍学」「地球学」に分れる。二つの分類法は下記のように考えれば大きくは矛盾しない。

1. 自然学（対象—「神の手になるもの」）

- ① 普遍学 ② 地球学

2. 人間学 (対象—「人の手になるもの」)

- ① 対象とするものの成立に人の意図が介在しないもの
(たとえば個別言語を対象とする言語学)
- ② 対象とするものの成立に人の意図が介在するもの
(たとえば制度を研究する社会学, 建築を研究する建築学, 文学作品を研究する文学, 古典を研究する古典学)

上記分類で上に近づくほど「普遍性」「一般性」が重んじられ、下に近づくほど対象の「個別性」が重んじられるのではあるまいか。上山先生は「古典学諸分野のあいだに、有効な連繋の道が開かれるならば、古典学は、地球上のさまざまな地域で数千年にわたって展開されてきた学問の大まかな鳥瞰図を提供することができるのではあるまいか」とされる。世界の中の「古典」によってはそうしたものが十分可能となるものもあるであろう。しかし一方で日本の古典、特に古典文学を考えると、少なくとも私にはそうしたことや「地球学」「普遍学」との連繋にまではとても思いが及ばない。中谷代表をはじめとする方々が考えられる「一般古典学」という見方を無下に否定する気など毛頭ないが、少なくとも「(一般)物理学」「一般言語学」ほどすぐには受け入れられない考え方であろうと思われる。繰り返しになるが、私はひとつのプロトタイプとして受け入れる。「(プロトタイプ)」をここではたったひとつの「原型」「典型」とは見ずにいくつかの考える有力な「類型」のひとつと捉える)。

日本における「古典」、その素朴な見方

もしこれまでに述べてきたようなものをプロトタイプとして取り敢えずの基準と考えると、日本の「古典」は、相当に基準からは離れたものになる。日本の近代経済社会の基礎を築いた渋沢栄一の行動規範は中国古典の「論語」であったといわれる。少なくとも日本古典の「源氏物語」ではなかった。日本古典の中で行動規範になるものはむしろ少ないであろう。それはそれでよい、プロトタイプに近いほうが「より価値がある」などとする権利は誰にもないのだから。また「論語」をはじめとする中国古典は日本人にとって西洋古典と同じように外国の古典かといえば、そうであってそうでないようなところがある。それは日本が「訓読」の歴史を持つからである。小さい時から素読という形で「中国古典」を、原典でも翻訳でもない「訓読」という独特の方法で身に付けてきた日本人にとって、それは

もはや外国の古典というより、考えようによっては、近世・近代における「日本の古典」であったとも言える。

日本における「古典」は、それではまったく規範的な要素がないかといえば、これはまたそうでもないとも言える。行動規範ではないが、和歌の世界における「古今集」などはそれに続く時代の表現規範ではあったろう。その辺は私たちの研究班の南里、竹田、福田さんが1999・2000年度の二年間、精力的に研究を進められた。このように中谷代表言われるところの「古典」の性格に繋がりうるものも日本にあるにはある。しかし日本における「古典」の本質は、もう少し違ったところにもあるような気がしてならない。日本における「古典」全般を語る資格はないので控えるが、ひとつ示唆的なのは、第一回公開シンポジウム(1998. 12. 28.)における「日本人や日本人の生活パターンは羊のようだ」という発言である(木田章義「古典学の再構築」第3号57・58ページに再録)。つまり日本の「古典」には確固とした核のようなものがないところがその特徴なのではあるまいか。だからこそ、外からのものを実に柔軟に取り込みながら自らのものとし、そこに日本の「古典」が成立していったとも言えるのである。

だいたい日本というところは、外からのものすべてを大切にとっておきながら、最後には自分のものとするという傾向がある。文字ひとつとっても外から入った漢字を大切にしながらさらにそこからひらがな・カタカナを作り出し、ついには漢字をも共に使いながら日本語表現をするようになる。「漢文訓読」という原文読みでも翻訳でもない独特の方法を編み出し、漢文本文を残したまま仮名や記号をつけて「日本語として」読むようになる。中国ではインドからの原典を翻訳した後、中国文が正文となりインドからの原典は破棄されるとのことだが、もしそうだとしたらそれはまさに日本と対照的である。さまざまな時代にさまざまな層から導入した「日本漢字音」(呉音・漢音・唐音など)もまたそうした例のひとつだし、さらに身近な例では、結婚式は神式かキリスト教式、葬式は仏式というものもある。(田島毓堂「日本は博物館」他)

もうひとつ日本の「古典」について素朴に想いを巡らすと、それらを多くの人々が読み継いできたのは、ストーリーがおもしろかったり、共感(反撥)できる内容があったりしたからであろう。そうしたところに「規範性」という概念は(行為規範にせよ、表現規範にせよ)そぐわない。ただし日本の「古典」の場合、「教養規範」とでも呼ぶべき、つまり「私はそれを知っている」と(社会で)言えるということの重要性の

ようなものはあり、それが上記のようなストーリーのおもしろさや共感（反撥）できることと微妙に絡み合っているという面はあるのかもしれない。また近代においては古典教育との関連も見逃せない。

取り敢えずは、世界の古典を考えると、上で述べた「古典」のプロトタイプを考えたらどうだろうか。中谷代表の考える「一般古典学」も「古典」のプロトタイプにならよく適合し、またこうした「古典」なら上山先生の提唱する「地球学」との連繋もある程度可能であろう。日本の「古典」はこうした「世界観の核としての古典」「文明の遺伝子としての古典」（上山春平「古典学への期待」第1回公開シンポジウム1998.12.28.）、たとえば中国の古典からその多くを柔軟に取り込みつつ、自身はあまり確固とした核はもたずに、そのストーリーに惹かれたり、内容に共感（反撥）したりしながら、時には「表現規範」「教養規範」にもなり、人々に読み継がれてきたものであるといえよう。ここで仮に設定したプロトタイプのその周縁に位置する「古典」が中心に位置するものより価値が低いなどと言えないことはもちろんである。日本の「古典」、特に古典文学に近いものを中心に設定したプロトタイプモデルも作ろうと思えば作成可能である。そうしたモデルからは、しかしながら、相当に違った「古典」の世界が見えてくることであろう。

次の文章をごらんいただきたい。

歌舞伎にしばしば見られる「義理人情」のテーマは、現在にはもはや通用し得ない過去の遺物でしかないという人もあろう。なるほど、それが個々の人間の人格的尊厳を無視したしがらみとしての閉塞的な「義理人情」である限りは、その通りである。とはいえ、例えば、主家の幼い世継ぎの身代わりとなって死んだ我が子をかき抱いて、その健気な忠義心をたたえつつ慟哭する母親の姿をまのあたりにして、同情と感動に胸を熱くしない者があるだろうか。たといいかほど歴史的には制約されていようとも、限りある生命の中で、全身全霊をもって、力一杯、精一杯生きた人間の悲劇性そのものは、人間であるというその一点において、共感と感動の普遍的対象たりうる資格を十分に持っている。歌舞伎の主人公たちの多くは、そのような人間たちであったと私は思う。

（内藤克彦「歌舞伎偶感」『南山大学図書館報』19号）

「歌舞伎は古典ではない」と言われてしまえばそれでoshiまいであるが、もし「古典」のひとつとお認め

いただけるなら、このシラー研究で知られるドイツ文学者、内藤克彦先生の一文から学ばせられることは大きい。こうした歌舞伎が今でも古典として私達に語りかけるのは、行動規範でも、表現規範でもなく、むしろ多くの人に共感を呼び起こすからなのであろう。こうした共感と感動こそが「古典」の本質だとする立場からは、これまで「古典学の再構築」プロジェクトの中で考えられていたものとはまた少し違った「古典の世界」が浮かび上がってくるような気がする。そしてそれもまたひとつの立場であり、そうしたものを中心にすえた「古典のプロトタイプ」を打ち立てて、世界の古典を改めて見直してみるのもよろしかろうと思う。ただし一見、懸け離れた世界に見える西洋の古典と日本の古典も、また一方では深く繋がっていることを見落としてはならない。上記引用は日本古典、歌舞伎について語っているが、その書き手はドイツ文学研究者である。上の歌舞伎に関する一文の根底にあるのも、実は今日まさしく「古典的」と言われる18世紀ドイツのヒューマニズム文学運動—その完成態がゲーテとシラーを中心としたドイツ古典主義—の基本思想であることを忘れてはならない。（内藤克彦「シラーの美的教養思想」）

一般によく言われるように「古典」はたしかに歴史上、他の多くの文献の中にあって勝ち抜き生き残ってきたものである。ただ「勝ち抜き生き残ってきた」といっても、たとえば「教行信証」を今どれだけの人が読むか、（古典教育の問題とも絡むが）「徒然草」を読む人の人口と比べれば実に少ないものであろう。しかし限られた人々の間では確実に読み継がれてきたものだし、それ（「教行信証」）を「古典」と呼ぶことに誰も異議を唱えないと思う。そうすると「古典」かそうでないかは読者人口の多寡とも関係ないことになる。「教行信証」よりもっともっと限られた一握りの人の間で読み継がれてきたものであってもその人たちにとっては「古典」なのであるから、その「古典性」を否定することはない。（少なくとも私に）価値の相対化を教えてくれたのも「古典」なのだから、「古典」を論ずるときにあまりかたくなになることもなかろう。繰り返しになるが、中谷提案にあるようなものを「古典のひとつのプロトタイプ」とし、その周りには相当遠くにまで「古典」と呼べるものが存在するのだということを自覚すればよい。（これも繰り返したが）中谷提案のような考え方に固執する必要ももちろんない。日本で一般に「古典文学」と呼ばれる「源氏物語」や「枕草子」のようなものをプロトタイプと考えるなら、行動規範の基となるような文献は「古典」

としてはむしろ周辺に位置するものとなる。そうした(つまり「源氏物語」や「枕草子」を中心に据えた)「古典の世界」からはまた別のものが見えてこよう。それでよいのだと思う。

少々、前置きが長くなったが、ここから具体的な成果報告をする。それはやはり上に述べた意味での「象のしっぽ」の話にならざるを得ないことをはじめにお断りしておく。またこれまで述べてきたことと一見矛盾するようだが、私がこの四年間やってきたことは、実は「規範の確立とその受容」という点で、中谷代表のいわゆる「古典」(「古典」のプロトタイプ)に、すっぽりと収まってしまうものなのである。

【位置付け】

現代においてはもちろんのこと、これまでの人間の歴史においてもキリスト教世界の古典が果してきた役割には大きなものがある。そうした古典の日本における受容を考える上で、16世紀から17世紀にかけて来朝したイエズス会士の手になる「キリシタン文献」について考えることは極めて大切である。本研究はその中の「語学書」を中心に考察を進めるものである。「キリシタン文献」(語学書)には少なくとも次の三つの角度から光を当ててみる必要がある。

①(16・17世紀の)ラテン語・ポルトガル語語学書成立の背景

②同時代のアフリカ・ブラジル・インド、そして日本における(ポルトガル語で書かれた)現地語文法書・辞書成立の背景

③中世日本語の姿

これまで日本においては主として上記③の観点から研究がすすめられてきたが、こうした語学書が、同時代のヨーロッパにおける語学書の構成に倣って(世界各地の現地語について)書かれているからには、上記①、②の観点を研究に導入することは不可欠である。一方、外国、主としてヨーロッパにおいては、上記①の研究が独立した形で進められ、その中では数々の成果があがっている。本研究はそうしたヨーロッパ・日本における研究成果を土台として、(16・17世紀の)ポルトガルにおけるラテン語・ポルトガル語研究史を縦軸に、同時代のアフリカ・ブラジル・インドにおける現地語文法書・辞書成立史を横軸にとり、日本における「キリシタン文献」語学書に光を当てようとするものである。

今期はその縦軸としての16世紀ポルトガル語文法書・正書法書四点の翻刻・索引作成と横軸としてのインド・コンカニ語17世紀写本辞書翻刻を中心に仕事を

進め、日本におけるキリスト教受容を考える上での土台作りを行なった。

【成果報告】

1. 16世紀ポルトガル語文法書(正書法書)四点のKWIC索引作成報告

古典(規範)としての文法は、400年前のヨーロッパ、特にポルトガルにおいては、ラテン語のそれであった。16世紀という、規範としてのラテン文法を基にいわゆる「俗語」の文法がポルトガルでも誕生し始めた時期、ポルトガル人の進出したアフリカ・ブラジル・インド・日本では、ラテン文法の枠組みでそれぞれの土着語の文法が書かれることになる。その際、基本的には規範としてのラテン文法の枠内で書かれるものの、日本のようにラテン文法の規範と、そこから派生したポルトガル語文法の「規範」にも影響されつつ、一方で、その土地(日本)における文法学の伝統にも影響されながら、はじめての西洋人による文法の誕生するところがある。

ローマ字表記における受容と変容に関しては、まずヨーロッパでラテン語にないポルトガル語の音をどう表すかが問題となる。16世紀にはアルファベット(ラテン語)という「規範」を基に「準規範」としてのポルトガル語表記が成立する。こうした背景を考慮に入れたとき、キリシタン文献におけるローマ字表記の性格を考える上で16世紀ポルトガル語文法書・正書法書の分析は欠かすことができない。当時の文法書にとって最大関心事のひとつはラテン語にはない(ポルトガル語の)音をどう書き表すかということであった。「正書法書」と「文法書」が判然とは区別できない理由のひとつがここにある。

この二年間に四点の16世紀正書法書・文法書の翻刻・索引作成を行い、それらすべてをA4版総ページ数1370ページの「成果報告」として公にした。(郵送費の関係からまだ海外の限られた人にしか送っていないが、来年度以降、少しずつ郵送費を捻出し、2005年度までには世界各地の図書館への送付を完了する予定でいる)。これらの翻刻・索引作成において学ばせられたことは多い。

ここでは1540年刊行のポルトガル語最初の体系的文法書「バロス文法」KWIC索引作成の途中に問題となった事柄のいくつかについて少し考察を加えておきたい。索引作成は以下のような手順に従った。(索引作成プログラムは豊島正之氏によるもの)

[1] 原典テキストの写真(図1)を準備

[2] 原典を原則一対一対応で、普通の活字で入

力(図2)

[3] 特殊符号を原典に近い形に文字変換し、以下の基準で索引用テキストを作成(図3)

- ① 語中が行末にくる時はハイフンで統一する。
- ② 原則、一語はその前後をスペースで示す。「語の認定」は慣用に従う。

aler → a ler, daley → da ley, amais → a mais, seruese → serue se, aqual → a qual, adita → a dita, desy → de sy (a quella → aquella, da quy → daquy などはテキスト上の「二語」を一語と認定)

- ③ ②の原則に従って語間にスペースを入れたときの「文字の脱落」は [] で補う。

douuir → d [e] ouuir, damár → d [e] amár, dano → d [e] ano, dābos → d [e] abos, daiuntar → d [e] aiuntar

- ④ ②の原則に従って語間にスペースを入れたとき、語頭に文字が添加された形になっているものは、添加された文字を () で括り、索引上はスペースとみなす。

pódesse → póde (s) se, declinasse → declina (s) se

- ⑤ P の合字二種を p [ro], p [er] で翻字(図4)

- ⑥ *... 原典参照(明らかな誤植訂正)

on → ou*, dontrina → doutrina*, cou → cou [sa]* など

- ⑦ (sic.)... ママ

[5] 文脈付き索引を作成(図5)

索引作成の際、特に問題となったのは次の点である。(上記①から⑦の基準にあるようなことは2001年度作成の Oliveyra 索引でも問題になったことであるが) 今回はさらに「語引き索引」か「語形引き索引」かが大きな問題となった。本索引ははじめて「語引き」ではなく「語形引き」を目差すものであり doutrina・doctrina, Lisboa・Lixboa などのはのみち両形別掲載としてきたのであるが、下記のような語例に出くわすと、その基準をどこまで守り通すべきか躊躇せざるを得なかった。

nominatiuo の変異形 noīatiuo, Ntō (ntō), No., N.
genitiuo の変異形 Gtō (gtō), Ge., G.
datiui の変異形 Dtō (dtō), Da., D.
acusatiuo の変異形 Actō(actō), Ac.,
vociatiuo の変異形 Vctō, V.
ablatiui の変異形 Abltō, Abl, Ab., A.

今回の索引では「語形引き」という原則は守りつつも、形としては他に類例のない「孤例の変異形」noīatiuoのみ、nominatiuo 等価と扱った。索引完成後 Ntō (ntō) も nominatiuo 等価と、Gtō (gtō) は genitiuo 等価と (datiui 以下も同様に) すべきであったかと思わぬでもないが、どのみちこうしたことはどこかで線を引かざるを得ない。上記の変異形については「凡例」で言及することとした。

この「語引き」か「語形引き」かという問題は、こうした KWIC 索引作成の際にはいつも考え続ける必要がある。一例をあげるなら、もし英語の不定冠詞 a にあたるポルトガル語の um と hum が混在するテキストの KWIC 索引を作るとき、両形の掲載箇所をどうするかということである。下記のようないくつかの可能な選択がある。

- (1) 「語形引き」の原則を守り um, hum 別掲とする。
- (2) 「語形引き」の原則から um, hum 別掲としつつも、「(hum も見よ)」のようにそれぞれに別形参照の注を付す。
- (3) um の項目に hum も混在させる。(この語については「語引き」とする)。

上記どの選択も一長一短である。(1) は「語形引き」の原則が守られていてすっきりしてはいるが、いくつもの変異形があるとき、見落とすことがある。(2) はその点「親切」ともいえるが、KWIC 索引でそうした注を付すと表記がいたずらに煩瑣になる。またすべての変異形にそうした注を付す必要があるかどうかの判断も難しい。一例を挙げるなら、accusatiuo, acusatiuo にまでそうした注を付していたらきりが無い。(3) は逆に um にまとめられてしまった hum は見落とされるかもしれないし、hum だけを捜すには却って不便である。また「語引き」の原則をさらに押し進めるなら、同じ動詞の複数の活用形も一箇所にまとめて掲載することになり、それはもう「語形引き」KWIC 索引の本来の姿からは遠いものになってしまう。(はじめから「語引き索引」をめざすのなら、綴り字の上でゆれの無い現代語綴りで立項すればよい)。

個別にはいろいろ厄介な問題も残ろうが、原則として KWIC 索引は「語形引き」を押し通したほうがよいと考える。したがって KWIC 索引は利用の際、「引く」だけでなく「読む」ことも必要となり、少なくともはじめのうちは、二・三度、全体をよーく眺めてから、使用するという姿勢が望まれる。今回の格名称 nominatiuo, genitiuo などは例外として「凡例」で処理すればよいと考える。そうすることにより KWIC 索引本来の「語形引き」が徹底され、考えようによっては却ってすっきりした「形のみ」にこだわる調査が進

められるのである。一般読者を対象にした辞書ではない今回のような索引では、doutrinaはdoctrinaとも綴られています、LisboaはもしかしたらLixboaで出てくるかもしれませんといった情報は不要なばかりか、却って邪魔なものとなる。いわば「歴史的仮名遣い」を知っている人を対象にしたものである。変異形のことをうっかり忘れる人は先ほど述べたように、二・三度、全体をよーく眺めてから、利用すればよい。それは単に異綴りを思い出すのに役立つだけでなく、文献全体の性格を知る上で、実は今回の問題と離れても、是非ともまずやっておかねばならないことなのである。

こうした16世紀ポルトガル語文法書・正書法書の翻刻・索引作成やその研究が「日本におけるキリスト教受容」「語学書の成立」と一体どんな関係にあるのだろうか。当時の「キリシタン文献」における日本語ローマ字化のプロセスは、当時のポルトガルにおけるラテン文字をもっていかに（ラテン語にはない）ポルトガル語の音を表すかという葛藤のプロセスと並行関係にある。日本においては、ラテン語・ポルトガル語を中心とする当時のヨーロッパ諸語の表記を用いながらヨーロッパにはない（日本語の）音をいかに表すかに苦労したのである。16世紀ポルトガル語において「ラテン語にない音をいかに表わすか」の葛藤の一例を示すなら、たとえばラテン語にはない広狭の母音対立表記について①文字の組合わせによる対立表示②補助符号による対立表示③対立表示なしの三種の方式間で揺れている（【発表成果一覧】2—（4）Text rendition for the Index 3 参照）。16世紀日本語の「つ」をどうローマ字表記するか、「じ」「ぢ」「ず」「づ」それぞれの音韻対立をどうローマ字で表わすかの課題に一脈通ずるものである。

これまで述べたことをまとめよう。ローマ字表記における受容と変容は概略、次のような過程を経る。まず16世紀までのポルトガルにおいてはラテン語にないポルトガル語の音をどう表すかが大きな課題となる。様々な表記の可能性が試されながら、16世紀に四つのポルトガル語文法書（正書法書）が刊行され、ポルトガル語正書法が確立していく。ここに至り、ラテンアルファベットという「規範」を基に「準規範」としてのポルトガル語表記がほぼ成立する。キリシタン文献語学書においては、さらに、それらの「規範」「準規範」をもとに、アフリカ・ブラジル・インド・日本各地現地語について、ラテン語・ポルトガル語にない（現地語の）音をどう表すかが次の課題となる。このようにして、「規範」「準規範」を基に室町末期日本語

について考え抜かれて成立した独自のアルファベットが「キリシタン文献日本語ローマ字表記」である。

文法においてもほぼ同様のことが言える。今「品詞」に例を取るなら、「規範」としてのラテン語は八品詞で記述される。「準規範」のポルトガル語では「冠詞」が加わり、九品詞の枠組みになる。（上記索引作成の対象となったBarros文法も基本的には九品詞である）。日本語ではそれに「助辞」が加わり、（ロドリゲスの文法書では）十品詞の枠組みとなる。日本語にも「冠詞」がある（「ザビエルとロドリゲス」南山大学ヨーロッパ研究センター報第6号）。それは上記「準規範」の影響の基に成立した日本語文法の一品詞である。また最後の一品詞「助辞」が、それまでの日本における「てにをは」研究の影響を受けて成立したものであることも、これまた明らか。こうして日本という新しい土地で、ラテン語、ポルトガル語、そして（現地日本における）日本語の研究が融合して、新しい文法が成立するのである。

【序論】で述べた比喩を援用するなら、古典学全体からみて「日本におけるキリスト教受容」や「語学書成立」の研究は「象のしっぽ」の研究、「16世紀ポルトガル語文法書・正書法書」の研究は「そのまたしっぽの先」の研究ということになるのかもしれない。私はそのことを否定しないが、それを古典学全体にとって価値のないことだとも思わない。

2. VLKK 写本A—H部翻刻作成報告

今回の「古典学の再構築」プロジェクトに関連するポルトガル国エヴォラ、リスボンにおける文献調査の途上、リスボンの古書店倉庫で17世紀書写コンカニ語・ポルトガル語辞書のタイプ版（カーボンコピー）697枚を入手した。いわゆる「大航海時代」、イエズス会によって編纂されたインド諸語関係語学書中に、コンカニ語の文法書・キリスト教要理はあるが、印刷された形の辞書の存在は報告されていない。入手した本タイプ版は、以下の諸点で注目に値する。

① コンカニ語・ポルトガル語辞書（写本）の中にあってはめずらしい、書写年、編纂者・加筆者名の記されたもののタイプ版である。

②（アメリカにある「原本の写真版」と比べてみる限り）コンカニ語部分、ポルトガル語部分共に（インドにあるといわれる）原本に極めて忠実なタイプ版で、両言語に深い知識を持つ人の作成に関わると思われる。原本写真版だけではとても読めないところで、本タイプ版によって判読可能となる部分も相当ある。

③ 原本はアルファベットによる語順が丁単位でも

乱れているようだが、タイプ版はそれを正しく修正し（ただし同一丁内の乱れはそのままとしてある）、しかも原本を写すに欠けたところはない。

④ 本タイプ版の原本は記述内容から見て、すでにその複製本が出版されているコンカニ語・ポルトガル語辞書写本（Arquivo Historico Ultramarino 蔵、書写年不明）と明らかな関係を持ち、その詳細な調査は、今後のコンカニ語・ポルトガル語辞書写本研究にとって重要であると思われる。

現在、今回入手したカーボンコピー版を基に、原本写真も参照しつつ、できるだけ忠実に原本の形を再構成しようと試みているが、その中でこれまでに確認できたことを報告する。

① 原本タイトル VOCABVLARIO Da lingua canarim, feito pellos Padres da Companhia de Iesus, que residem na Christandade de Salcete, & nouamente acrescentado com uarios modos de fallar pello Padre Diogo Ribeiro da mesma Companhia. Anno. 1626（概略の意味は「サルセッテ・キリスト教区在住のパーデレ達によって編纂され、ディオゴ・リベイロ神父によって増補されたコンカニ語語彙（辞書）1626年刊」）

② 原本編纂者・加筆（修正）者

編纂者は複数のイエズス会士、加筆（修正）者はディオゴ・リベイロ神父（Diogo Ribeiro）

③ 原本編纂・加筆修正の年代

原本の書写年は1626年以前、加筆（修正）年は1626年

④ 原本丁数、収録語数

原本丁数—全422丁、収録語数—一万数千語（厳密な数は未確認）

⑤ タイプ版製作者（と思われる）Pissurlencar とその作成時期

本タイプ版の製作者は20世紀前半に活躍したインド学者 Pissurlencar であるとされる（H. Scholberg *Bibliography of Goa and the Portuguese in India*）一方、Mariano Saldanha をはじめとする他の研究者の手によるものではないかという人もいる（中世ゴア史の専門家 Teotonio R. de Souza 先生による）。

⑥ 原本、写真版、諸タイプ版の関係

本タイプ版の原本は現在、インドにあるとのことだが、その写真版とタイプ版コピー（共に極めて不鮮明な箇所あり）が、Ames Library（アメリカ・ミネソタ大学）にある。同図書館の好意でそれぞれの再コピーを入手、調査したところ、今回入手のタイプ版が同図書館所有のコピーのもとなっているタイプ版と同じ時に作られたカーボンコピー版であることが確認される。それらの点をまとめると以下ようになる。

〈インド〉

I. 辞書原本（17世紀書写）

II. そのタイプ版（20世紀）（アセント符号を含む加筆）

〈アメリカ〉

III. 辞書原本の写真（一部極めて不鮮明）

IV. 同タイプ版コピー（一部極めて不鮮明）

〈今回ポルトガルで入手したもの〉

V. 上記タイプ版（II）のアセント符号等加筆前のカーボンコピー版

以下の三点が今後の課題である。

① コンカニ語辞書写本の全貌を明らかにすること

② それら相互の関係を確認すること

③ 辞書の記述内容を他地域他言語のそれ（たとえばタミル語・ポルトガル語辞書、日葡辞書など）の内容と比較すること

そうした課題に取り組むための準備として、現在、概略以下のような手順で、本写本の翻刻に取り組んでいる。（本年度H部までの翻刻を公にする）。

[1] 入手したタイプ版コピーを準備する。

[2] 原典写本コピーを参照する。

[3] 両者をもとに（普通の活字で）入力する。

[4] 特殊符号を文字変換し、辞書写本の翻刻を作成する。（図6）

以上、特殊符号の文字変換は豊島正之氏（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）のご厚意によるもの、ポルトガル在住の Teotónio R. de Souza 先生にも助言を賜った。ただし入力・校正はすべて丸山が担当、（作成途上の）本翻刻に関する全責任は丸山にある。

こうした写本翻刻も、【序論】の比喩を援用するなら、まさに「象のしっぽの先」の仕事である。ただ、近い将来この仕事が完成し（細かには翻字の方法などいろいろ批判は受けるであろうが）インド、ヨーロッパの研究者の手によりさらに完成度を高めた暁には、「古典学」全体にも、かならずや大きく貢献するであろう。印欧比較言語学の分野においてもこの一万数千のコンカニ語彙意味記述の持つ意味は小さくないと思われる。またこのコンカニ・ポルトガル語辞書所収の Deuacharu（悪魔）、Vaincutta（天国）などの語からは初期カトリック宣教師がキリスト教概念表示に土着

の概念を援用していたことがわかる (Rocky Miranda “Diogo Ribeiro’s Vocabulario da Lingoa Canarim and its Historical Significance”)。日本の初期カトリック宣教における創造主デウスの訳語「大日」「天道」などが思い起される。Archana の辞書項目にある「神に対する四つの儀式」①Archana (自らの身体を洗い清めること) ②Vandana (手と身体による礼賛) ③Puzana (沐浴, 塗油, 焼香) ④Stauana (口頭による賛美) などもヒンドゥー教と関連する記述であろう。(コンカニ語表記の補助符号は印刷の都合で省いてある。また括弧内はポルトガル語の概略の意味をいま仮に日本語にしてみたもので厳密な訳ではない)。同時代の日本語・ポルトガル語辞書 (日葡辞書) が「寂滅」「三毒」「煩惱」「悲願」「本誓」などの語を「仏法語」と注記し (あるいは注記せずに) 採録していることを思い起させられる。(2002. 11. 17.)

(追記) 本報告に関連する拙論「古典としてのキリシタン文献」(「古典学の再構築」第8号) もご参照いただければ幸いである。

GRAMMATICA
DA LINGVA POR-
TVGVESA.

Difinçám da Grāmatica e as pártes della.



GRAMMATICA, E
uocabulo Graego : quer dizer, cien-
cia de letras. E segundo a difinçám
quelhe os Grāmáticos dérã: bũ mó-
do certo e iusto de falar, e escre-

(图 1)

GRAMMATICA
DA LINGVA POR-
TVGVESA.

Difin@a<<m da Gra+matica

e as pa<<rtes della.

GRAMMATICA, E

uocabulo Graego : que<<r dizer, @ien-
@ia de letras. E segundo

a difin@a<<m

que lhe os Gra+ma<<ticos de<<ra+ :

(图 2)

o principio onde está
dedicáda ao prin-
cipe nósso
senhor.

GRAMMATICA
DA LINGVA POR-
TVGVESA.

Difinçám da Grāmatica e as pártes della.

GRAMMATICA, E

uocabulo Graego : quer dizer, cien-
cia de letras. E segundo a difinçám
que lhe os Grāmáticos dérã : é hũ mó-

(图 3)

$\mathfrak{P} \rightarrow \bar{p}[\text{ro}]$

Ex. $\mathfrak{p}nomes \quad \bar{p}[\text{ro}]nomes$

$\mathfrak{P} \rightarrow \bar{p}[\text{er}]$

Ex. $faláynos \mathfrak{p} \quad este nuero$

... falamos $\bar{p}[\text{er}]$ este nuero(sic.)

(图 4)

BA 1r-2

BA 2r-1 o prin-cipe nósso senhor.

BA 1v-11 mos os preçeitos da nóssa

BA 2r-4 POR-TVGVESA. Difinçám da

BA 31v-24 os, aprendo ciência, ouço

BA 2r-5 matica e as pártes della.

BA 2v-11 os. Os quães pártem a sua

BA 2v-19 am segũdo conuẽ a órdẽ da

GRAM-MATICA da lingua Por-tuguesa.

GRAMMATICA DA LINGVA POR-TVGVESA.

Gram-matica, de cuio titolo intitu
Grāmatica e as pártes della. GRAMM

grammática, e gã-ho honrra. Os que

GRAMMATICA, E uocabulo Graego : qu

Grammatica em quár-to pártes, ã Or

Grāmatica especulatiua, mas como r

(图 5)

Addakhalli. y. O mesmo que addakhallu, impedimento.

Addakhallu. a. Estorvo. Addakhallu ghalita. Estorvar, impedir.

Addakhilly, i Ferrolho. Addakhilli ghalita. Aferrolhar.

Addakhillo. ea. Alvo. Addakhillo moqhita. Dar no alvo.

Addalalo. y. e. Magro.

コンカニ・ポルトガル語辞書タイプ版

Addakhalli. y. O mesmo q̃ addakhallu
impedim̃to.
Addakhallu. a. Estorvo. Adda-
khallu ghalita Estornar.
impidir
Addakhilly. i Ferrolho. Adda-
khilli ghalitã. Aferrolhar.
Addakhillo. ea. Alvo. Addakhillo
moqhita. Dar no alvo.
Addalalo y e. Magro.

原典のゼロックスコピー版

Âddăkhălli. y. O mesmo que âddăkhăllu, impedimento.

Âddăkhăllu. â. Estorvo. Âddăkhăllu ghâlita. Estorvar, impedir.

Âddăkhilly, i Ferrolho. Âddăkhilli ghâlità. Aferrolhar.

Âddăkhillô. eâ. Alvo. Âddăkhillô moqhità. Dar no alvo.

Âddălălo. y. ê. Magro.

現在作成中の翻刻 (図6)

キリシタン文献の文化横断的研究

米井 力也

エンゲルベルト・ヨリッセン

【要旨】

本研究班がめざしたものは、日本で成立したキリシタン文献という限定された資料を大航海時代という世界史的な変動期のながれのなかに位置づけることであった。「文化横断的研究」というタイトルを冠することによってめざした方向はふたつである。

第一に、特定の学問分野に限定することなく、他領域との連携を緊密にすることを通じて広範な共同研究をすることが必要であると考えた。我々が試みたのは、ともすれば国語学や日本史学の資料としてしか認識されていなかったキリシタン文献をイスラム学やユダヤ学・仏教学とも連動させることによって両洋の出会いを象徴する文献のもつ意義をできるかぎり多角的に分析することであった。

第二に、日本だけにとどめず、広くアジアを射程において比較研究する必要があると考えたことである。我々の研究対象はまだ限られてはいるけれども、おもにフィリピンとインドの文献の研究ならびに日本のキリシタン文献との比較を通じて、今後の領域横断的研究の方向性を打ち出すことができたと考える。

このように「文化」「地域」の両側面において「横断的」な研究の必要性を論じつつ、具体的な成果をあげたところに我々の共同研究の斬新さがあらわれている。

【位置付け】

本研究班の掲げた「キリシタン文献の文化横断的研究」というタイトルは、これまでになかった画期的なものである。「文化横断的研究」という語にこめたのは旧来の研究の狭隘さを打破したいという願いである。

「キリシタン文献」とは、16, 7世紀に来日した宣

教師や日本人キリスト教徒が作成した文書を指す。そのなかには「写本」という筆で写したものと「刊本」という印刷されたものが混在しているのだが、それらを一括して「キリシタン文献」と称する。いうまでもなくキリスト教布教のためにつくられた文書である。もちろん、写本と刊本ではまったく性格を異にするため、同次元で論じることは危険だが、あえて両者を包括的に分析すべきだと考えたのである。どちらもヨーロッパ人が日本にキリスト教という新しい宗教をもたらすために必要と考えたものにほかならない。

本の形態を一括して「キリシタン文献」と捉えようとした理由はそれだけではない。これまでの研究史をふまえた判断でもある。

たとえば、明治期の言語学者・新村出によるキリシタン文献の紹介以来、その研究はキリシタンによる日本語研究ならびに国語史研究に偏重しがちだった。すなわち、これまでの学問上の分類では「国語学」の領域内で論じられる傾向が強かったのだが、これを改める必要があると判断したのである。

キリスト教の伝来という歴史事象は言語の問題にとどまらない。まして、宣教師の残した資料に当時の日本語の実態がかいまみられるからという理由だけでこれらの資料を国語学の分野に限定するべきではあるまい。

宣教師の公式認可を与えられた文書とそうでないものとのあいだに日本史研究者のあいだでさまざまな議論がなされてきたが、ほとんどの場合、歴史叙述にたえる文書であるかどうかという視点から取り上げられてきたため、当該のテキストを覆っている偏向の度合いを研究の対象として考察する動きはあまりなかった。しかし、近年では絵画資料という扱いのむずかしいも

のもふくめて積極的に活用しつつ、歴史の全体像を立体的に再構成しようという動きが顕著である。このような歴史学における変化にも呼応しながら、文献学的な研究も幅広い知見とともに厳密な史料操作が要求されはじめた。このような事態を認識したからこそ、我々は「文化横断的研究」という題目を掲げたのである。すなわち、国語学・言語学・文献学・歴史学といった学問区分における「文化」の差異を横断的に再考する必要を強調する点で、本研究は今後の研究のめざすべき方向を示したのであった。

「文化横断的研究」というタイトルの意味するところは、そればかりではない。「キリシタン文献」というヨーロッパと日本の接点において成立した資料をより広い視野から再検討するためには、同時代の海外資料、とりわけアジアにおけるキリスト教布教のための文献との比較が不可欠だという認識からインドやフィリピンにおいて作成された文献との比較対照を試みた。

大航海時代を総体として把握するためには、他の領域、たとえばアメリカ・アフリカにおけるキリスト教布教の実態との共通点と相違点の解析が必要である。その点で我々の研究がアジアに限定されていた点で不十分であることは率直に認めなければならない。しかし、これまでそれぞれの地域あるいは国の内部でしか考察されていなかった研究の幅を広げなければならないという提言をし、今後の研究方法のあり方を示唆した点で意義があったと総括できる。すなわち、「文化横断的研究」は日本における学問領域を横断するばかりではなく、キリスト教を受容する各地域の異なる「文化」の差異にも着目しながら進められなければならないと判断したのである。

その点で有意義だったのは、キリスト教と密接な関係にある西洋古典学のみならず、イスラム学・インド学・ユダヤ学・仏教学研究の成果を参照しながら、アジアにおけるキリスト教布教という世界史的な運動の位置を測ることができたということであろう。それは、キリスト教伝道にたずさわる宣教師が先住民の改宗のために布教地の文化を分析する必要があったこと、それにもかかわらず宣教師たちの内部にはそのような異文化を「打倒」すべき対象としてしか見なかったことを我々がどのようにとらえるのか、という問題だった。

このような寛容と不寛容のバランスは、現代社会においても連綿と続いている。中東や東南アジアでいまなお頻繁におこっている宗教抗争の根源がヨーロッパと非ヨーロッパの出会いを準備した大航海時代にさかのぼることを認識しながら、研究しなければならないと考える。

【他領域との連携による成果】

上述のような、個人の研究能力では処理できない大きな問題を考察するときに、他領域の研究者との共同研究は不可欠である。そして、我々の研究の場合、ヨーロッパにかんする研究が欠かせないから、自然科学や社会科学の知識も必要であり、歴史・文学・哲学・思想などの人文科学ばかりではなく、洋の東西をこえた「博物学的」な共同研究が求められている。

このような研究状況を勘案すると、「大航海時代」という領域横断的な研究が求められる研究対象をとりあげようとするとき、できるかぎり広範囲の研究者との連携が必要となってくることは自明である。とりわけ、我々のようにオーソドックスな研究方法では扱いきれない対象に立ち向かっている場合、他領域の研究者との連携を欠かすことはできない。

まず、地域の問題がある。大航海時代は全世界に及ぶ歴史事象であるため、ヨーロッパのみならずアジア・アフリカ・アメリカという広大な地域を選択しなければならない。また、それにとまって言語の問題が大きく立ちふさがってくる。ヨーロッパ人によるアジア・アフリカ・アメリカの言語研究とそれ以前の当該諸地域の言語研究をどのように接合させつつ、言語における異文化受容の問題をときほぐすことができるのか、研究者は大胆かつ着実な方法論を要求されざるをえない。

しかしながら、このような分野における研究状況は、かつてのように各分野の閉鎖的な関係を清算しつつある。歴史は歴史、人類学は人類学、文学は文学というような閉じた世界での研究姿勢はもはや許されなくなっているのである。どの分野に所属する研究者も「すべてが物語だとすれば歴史とは何なのか」「歴史を叙述するとはそもそもどういうことか」「客観的なものは何もないというニヒリズムにどのようにして拮抗するのか」「客観的な叙述がもし不可能だとすれば自分の矜持をどこにもとめるか」といった問題を日々検証しつつみずからの研究成果をまとめようとしている。

ヨーロッパからアジアにもたらされた「古典」としてのキリスト教文化を研究しようとする場合、なおさら上記のような自己点検を欠かせない。試行錯誤の連続といっても過言ではないだろう。私たちはすでに数年以上前からこのようなことをつねに意識してきた。いや、意識せざるをえない状況に自分たちを置いてきたのである。「古典学の再構築」プロジェクトのはじまるまえから、私たちはブラジル・インド・ポルトガル等々、海外研修の場において、他宗教の信者や研究者たちと討論を重ねてきた。学者や研究者ばかりでは

ない。たとえば、タクシーの運転手さんとのさりげない会話からもキリスト教と先住民の宗教との関係をうかがおうと試みてきたのだった。

「キリシタン文献の文化横断的研究」を掲げる以上、キリスト教の布教を中心命題としてとりあげるのが自然だろう。しかし、ヨーロッパ人キリスト教徒が敵視したユダヤ教の問題、イスラム教の問題、また彼らが打倒の対象としたヒンドゥ教や仏教の問題をないがしろにすることはできない。その意味で、本研究班はユダヤ学・インド学・イスラム学という他領域における研究の進展をつねに意識せざるをえなかった。とりわけ、現代世界において宗教間対立が具体的な殺戮にまでおよんでいる実情を勘案するとき、問題解決の糸口がどこにあるのかを考察する必要が緊急に要請されている。こういう状況下で歴史的にさかのぼることは迂遠にうつるかもしれない。しかし、むしろ、東西世界が「出会った」大航海時代にさかのぼることによって私たちがいま抱えている矛盾をときほぐすためのきっかけが見つかるはずである。

【研究成果】

15世紀以降、ヨーロッパで覇を競っていたポルトガル・スペイン両国がそれぞれの版図を広げるために、大型帆船を駆使しながら多くの軍人や商人をアジア・アフリカ・アメリカに派遣した時代を「大航海時代」と呼んでいる。やがてオランダ・イギリス・フランスもその列に加わることになるこの時代は、のちに国民国家が形成されることによって切り開かれた「近代」の曙とも言いうる時代であり、植民地主義や帝国主義との密接な関係を持っている。その意味で、現代世界における諸問題を考察する上でも看過できない重要性を帯びているはずである。

大航海時代は、それまで大規模な交流のなかった東西両世界が出会った最初の時代である。しかし、それは「発見の時代」という語に示されているようにヨーロッパが自分たちと異なる国々を「発見」したと認識された時代でもあった。先住民の側から見れば、「発見」以前から生活が営まれていたことは自明だったにもかかわらず、ヨーロッパ人は自分たちが船を出さなければそれらの国々はないに等しいと考えたのである。すなわち、この時代の「出会い」は基本的にヨーロッパ人主導であり、彼らの「到達」を受容したアジア・アフリカ・アメリカの人々にとって、ほとんどの場合、あくまでも受動的なできごとだった。

このような時代における「古典」とはどのような位置を占めるのか。「キリシタン文献の文化横断的研究」

と題する本研究班の研究目的は、大航海時代のヨーロッパにおいてすでに「古典」として認知されていたキリスト教文化が、どのようなかたちでヨーロッパ以外の土地に持ち込まれたのか、そこでどのような軌跡が生じたのか、そしてそのとき異文化の受容が言語や文化にどのような刻印を残したのかという問題を探ることによって、「古典」を研究対象とする「学問」のありかたを再検討することにあった。

「古典学の再構築」は「古典学の脱構築」からはじめられなければならない、というのが本研究班の出発点であったが、このような姿勢はさいわいにも我々が共同研究を試みた海外の研究者に好意的に迎えられた。それはポスト・コロニアリズム研究における多くの研究者の試行錯誤と重なっている。植民地化された母国がたどった抵抗運動、国家独立をめざす運動の過程でつねに問題となったのは、みずからの立脚点をどこに求めるかということだった。そのとき「古典」は「規範」として立ち現れる。「古典」はけっしてニュートラルな存在ではない。それぞれの時代がそれぞれの古典をもとめるからである。

それでは、いま「古典」とは何なのか？ これはおそらくだれもが答えにくい問いだろう。極端な言い方してみよう。たとえば、「あなたにとって古典とは？」と尋ねられ、「ジョン・レノンです。」と答える人もいるかもしれない。1980年に殺されたジョン・レノンはこういう歌を歌っていた。「想像してごらん 天国なんて存在しないと 想像しようとするれば簡単だよ 僕たちの下に地獄なんて無いんだ ふり上げば空があるだけさ」（「イマジニ」平田良子訳）。しかし、「天国と地獄」を想定するユダヤ教・キリスト教・イスラム教という一神教においては、このようなとらえ方は異端である。ヒンドゥ教や仏教などの多神教も、性格は異なるにせよ、「天国と地獄」を想定している。その死生観の延長線上に「殉教」「聖戦」という概念も正当化される。それぞれの宗教の「古典」は死後の世界を規範として現世を規定するものといっても過言ではあるまい。

「古典学」は「古典」を研究する「学問」であろう。しかし、そもそも「古典」とはなにか、という定義が不可能なのであれば、この学問は成り立たないかもしれない。にもかかわらず、成り立たないという前提のうえでもう一度かんがえるという道はあるのではないか。「古典学」という学問がこのようなきわどい場所に位置していることを忘れてはならないだろう。本研究班で議論してきたのは、上記のような問題設定であった。そのうえで、できるかぎり具体的な研究成果を

あげていこうというのが我々の共通認識だった。

その研究成果は、下記の一覧を参照していただくほかないのだが、その一端を紹介すれば、研究代表者と研究分担者がともに執筆した伊藤玄二郎編『エヴォラ屏風の世界』では、日本キリシタンの歴史のうえで画期的な足跡を残したという評価を得ているヴァリニャーノという宣教師の役割を、一方では翻訳の姿勢の問題として、一方ではヨーロッパ中心主義のあらわれとして、それぞれ異なる視点から分析した（米井2000b, ヨリッセン2000b）。

また、キリスト教とユダヤ教の確執については、本研究班の開始以前から我々はスペイン・ポルトガル両国における異端審問との関連でアジアにおける改宗ユダヤ人（マラーノ）の存在について議論を重ねてきたのだが、今回はまず数年に及ぶ研究分担者の問題提起を踏まえて研究代表者がその問題についてまとめるといふかたちをとった（ヨリッセン1999, 2000a, 米井2002a）。両者に共通するのは、改宗ユダヤ人と目されるメンデス・ピントに関する評価をかれの著作を読み込むことによって、その「マラーノ」的性格を論ずるということであった。宗教間における争闘が問題視されている現況においてこのような問題を論ずることの意義はけっして小さくない。

本研究班の地域的な「文化横断的」研究の成果としてあげなければならないのは、フィリピンとインドを視野に入れたことであろう。日本におけるキリシタン文献の研究の歴史においてアジアの他地域における布教との比較という視座はかならずしも明確に意識されてはいなかった。このような現状を打破する必要性を認識した我々はまずそれぞれが関心を抱いたフィリピンとインドにおける布教の実態を調査したうえで日本キリシタンの歴史との比較研究を試みたのである。日本ではおもに仏教との対抗関係が強く意識され、翻訳においても仏教語との確執がつねに問題視されたが、それと同様にフィリピンでは在来の精霊信仰との関係がとりあげられた。この問題について、日本におけるキリシタン文献の翻訳方法とフィリピンにおける教理書の翻訳ならびに説教における説話の引用をとりあげる（米井2001b, c）一方、聖書の受容の問題にまで視野をひろげようとした。また、インドにおけるポルトガルの植民地政策とその後の歴史過程がどのように連動し、かつまた現在のインド文学においても主要な課題のひとつになっているかを解析した（ヨリッセン1999, 2000a～d, 2001a～c）。

本研究班の取り上げた課題が十分に解析されたわけではない。しかし、この研究期間を通じて議論してき

たことがしだいに熟成してきたことははっきりと認められる。今後、本研究班の延長上にさらに共同研究を進めることによって新たな成果が生み出されることはまちがいないと確信する。

正倉院聖語藏経卷の文献学的研究——隋・唐経を中心に

末木文美士

月本 雅幸

杉本 一樹

【要旨】

正倉院聖語藏の多数の仏教写本は、もともと東大寺尊勝院に伝えられてきたものが、明治26年に皇室に献納されたもので、多数の奈良朝写経や中国からの伝来写本を含むきわめて重要なコレクションである。従来未公開であったが、最近ようやくCD-Rによって刊行が始まり、外部者にもその研究が可能となってきた。現在のところ、第3期まで刊行され、中国から請来された隋・唐経、並びにいわゆる五月一日経と呼ばれる奈良朝写経のかなりの部分が刊行されている。最終的には、約10年かけて、その全体を刊行する予定である。

このような古代の貴重資料の研究に当たっては、一分野からの研究だけでは非常に偏った面しか見ることができないため、本研究では研究分担者はじめ、他の分野の専門家にも意見を徴し、できるだけ学際的な視点から研究を進めた。研究代表者は仏教学の立場から、分担者のうち、月本は国語学、杉本は日本史学の立場から研究を進めた。その研究は、ふたつの方向から進められた。ひとつは聖語藏経卷そのものの研究であり、もうひとつは他の写本、刊本などとの比較研究である。これらはある程度研究の進展があったが、中心となる五月一日経の刊行が途中であることもあり、なお今後に委ねられたところが大きい。

【他領域との連携による成果】

要旨に記したように、聖語藏本の研究には学際的な協力が不可欠である。経典の内容については、仏教学的な研究が必要であり、経典の「もの」としての性格を明らかにするには、書誌学的な研究が不可欠である。また、経典には多数の書き込みが見られ、その中には、

古い訓読の形を伝える朱点・白点・墨点など多く見られる。これらは国語学で研究が進められている。また、正倉院に所蔵されている正倉院文書には、当時の写経所の記録が多数残され、そこから、五月一日経などの写経がどのような組織で、どのようにして行なわれたかが具体的に分かる。その分析には日本史学の研究が不可欠である。さらに、敦煌写本などとの比較も必要で、その点からは海外資料にも目を通し、海外の研究者との連携も不可欠である。本研究では、仏教学的な観点からの研究を代表者が進め、国語学については月本、日本史学については杉本の両研究分担者が主として当り、随時意見交換を行なった。また、研究代表者の海外出張により、韓国・中国の研究者と意見交換を行ない、関連する資料を閲覧した。

【位置付け】

研究代表者は、日本古代・中世仏教思想を専門とし、文献学的な資料研究に基づく思想史の構築を進めてきた。研究分担者のうち、月本は国語学の見地から、平安時代の訓点語研究を専門とし、国語資料としての経卷写本に付された訓点研究を進め、各地経藏の調査に当たっている。杉本は、正倉院事務所で職務として直接正倉院文書や経卷の研究を進めてきたが、とりわけ正倉院文書に基づく歴史の実態の解明を目指している。そのいずれから見ても、聖語藏経卷は貴重な資料であり、今後の長期的な研究を必要とする。今回の研究はその端緒をなすもので、主としてCD-Rの第1期として刊行された隋・唐経を中心に研究を進め、その資料の性格の概略が明らかになった。

【研究成果】

昭和5年の『正倉院聖語藏経巻目録』によると、正倉院経巻は写経・版経・雑書の3つに分類され、その上で11の類に分けられている。そのうち、数も多く(783点4960巻)、重要なものは写経である。これはまた、6類に分かれている。即ち、第1類・隋経(8点22巻)、第2類・唐経(30点221巻)、第3類・天平十二年御願経(126点750巻)、第4類・神護景雲二年御願経(171点742巻)、第5類・甲種写本(その他のもので、すぐれたもの)(90点316巻)、第6類・乙種写本(290点2012巻)である。今回は、CD-Rとして最初に刊行された隋・唐経を主として検討した。隋・唐経といっても、奥書などで確認できるのはごく一部に留まり、大部分は推定であって、確認の作業は今後にゆだねられている。特に、隋経と唐経の区別は必ずしも判明でなく、一括して扱うべきものであることが、今回改めて確認された。

聖語藏経巻は、『大正新脩大藏経』の校勘に用いられているが、従来実物を見ることができなかったために、大正蔵の校勘が適切であるかどうか判断できなかった。今回CD-Rによる経巻の写真を大正蔵と対比してみると、以下のような点が指摘される。(1)大正蔵本は奥書がないものについては、それがどのような性格のものであるかがはっきりせず、扱いに注意が必要である。(2)大正蔵本の校勘には不十分のところがある。(3)大正蔵本は異体字について配慮していないが、異体字の形態で写本の系統が分かることがあり、この点への配慮が必要である。(4)聖語藏本には、訓点を含めて、かなり多くの書き込みがなされており、それを検討することにより、奈良から平安期にかけての仏教受容の実態がうかがわれるが、それらは大正蔵では無視されており、CD-Rで確認していく作業が必要である。

一部の経巻について、聖語藏隋唐経を他の写本・版本と比較してみると、敦煌本と類似が著しく、宋代以後の版本とはかなり相違が大きいことが分った。大正蔵では、善本とされる高麗大藏経を底本としているが、実際には高麗蔵本は必ずしも最善のテキストとは言えない。推定であるが、敦煌本、聖語藏本のような写本と宋代以後の刊本との間にはかなり大きい断層があるものと考えられる。今後、経典の展開史を考える場合、写本時代と刊本時代を分けて考える必要があろう。

月本は、聖語藏本の訓点について研究を進めた。聖語藏本に白・墨・朱などで加点されたものは、古い時代の国語資料としてきわめて貴重である。その中にはすでに指摘されたものもあるが、今回の調査ではじめ

て解明されたものも少なくない。特に白点は薄くなっていて見落としやすいので、慎重に調査を進める必要があることが分かった。

杉本は、聖語藏本の整理を直接担当しながら、研究を進めた。その中でも、特に経巻の巻立てが必ずしも現行本と一致しないところから、巻立てを確認することの重要性が分った。例えば、『四分律』は2種類あるが、その巻立てがずれており、異なる性質のものが混じっていることが分った。また、経巻のタイトルについても、安易に現行本のタイトルで代用せず、一々写本に当て確認することが必要であることが分った。

日中幼学書の比較文化的研究

黒田 彰

三木 雅博

【要旨】

「幼学」とは、七、八歳から十歳前後の子供を対象とした、古代から中世にかけて行われていた初等教育の体系を指すが、その教育の場では、日中両国で作成された様々な書物（幼学書）が用いられていた。この度は、その幼学書の中から、「孝子伝」という書物を主たる研究対象に取り上げた。「孝子伝」は中国において作成された、中国古代の孝子達の説話を集めたテキストで、これらの説話を通じて、初学の子供達に「孝」の概念を分かり易い形で提示することを目的として編纂されたものであり、そこには「孝」の思想を縦糸にして、親子、兄弟、夫婦、君臣など、様々な人間関係が織りなすドラマが描かれている。この書物は既に奈良時代までには日本にもたらされており、日中両国にあって、文学・思想・芸術・民俗など幅広い文化面において、大きな影響を及ぼしたと考えられる。

本研究では、この「孝子伝」について、初めての本格的な研究を実施し、奇跡的に日本に残存している二種の「孝子伝」テキスト（陽明文庫本、船橋本〈京都大学附属図書館蔵〉）の翻刻、本文校勘、注解を行うと共に、日中両国の数多くの「孝子伝」に関連する文献資料の蒐集やテキスト整備、及び中国や米国に伝存する図像資料の蒐集を行い、さらにその成果を踏まえて、幼学としての「孝子伝」の、成立・展開から受容に互る日中における文化史的意義を多方面から学際的に分析、解明していくことを目指した。また、その一環として、【研究成果】（2）において、民俗学から見た「孝子伝」の問題について、民話・昔話との関わりの全貌を具体的に報告する。

【他領域との連携による成果】

「孝子伝」は「孝」の概念を典型的な説話によって分かり易く説くという点で、中国古代における儒教思想の初学向け教育の基本的なテキストであり、また、その説話には漢代から南北朝時代にかけての家族制度や社会制度のあり方が、様々な形で顔をのぞかせている。こうした点で、思想史や東洋史を中心とした所謂中国学、即ち、中国の古典学との連携は不可欠なものであった。また、日本においては、現存の「孝子伝」と同系統のテキストが、奈良時代までに既に中国からもたらされており、奈良時代から平安時代にかけての家族や社会の仕組みが変貌を遂げていくにつれて、日本においても、「孝」の概念を人々が次第に自覚し、家族や社会における人間関係を「孝」を尺度として捉える視点が広まってくる。こうした日本における「孝子伝」の受容や影響を考える場合には、日本史・東洋美術史、民俗学などの分野との連携を持ったことには大きな意義があったと思われる。また、孝子伝図の解明には、日米中の美術史との連携が欠かせず、例えば在米の孝子伝石棺をテキストの孝子伝から新たに位置付けるべく、密教図像学会における研究発表を通じ、東洋美術史、日本美術史との交流、連携を企図した（成果は学会の機関誌『密教図像』次号に執筆予定）。さらに民俗学との連携については、【研究成果】（2）において具体的に報告する。

【位置付け】

幼学は、日中両国双方の過去の時代において、それぞれの文化の底辺を形成していた重要な分野と位置付けられるが、その内容が初心者向けで、また極めて広範囲に互るために、日中双方の文学研究、歴史研究、

思想研究の狭間にあつて、これまでいずれの分野の研究者からも等閑視されてきた。これに対して、本研究では、「孝子伝」という幼学書を正面から研究対象に取り上げ、その日中両国における文化的な位置付けを幅広く詳細に検討することにより、古代幼学が、日中両国の幅広い階層の人々の文化的基盤を支えている重要な分野であることが明らかになった。このことは、幼学、例えば「孝子伝」が学際学的方法に拠らなければ研究が不可能なことを物語っており、【研究成果】(1)において述べる、研究代表者、分担者を含む幼学の会による『孝子伝注解』はその方法を具体的に用いてなされたものに外ならない。なおその方法は、二十一世紀の人文学、ことに文献学研究のあり方を強力に示唆するものともなっている。また、この研究成果が、上記の日中双方の文学、歴史、思想、美術、民俗学等の各研究分野にフィードバックされれば、幼学という新たな視点により、これまで見落とされていた事実が改めて認識され、文化の基盤、底辺を視野に据えた、文化史的により確度の高い実証的研究が展開されていく基礎を提供することになるであろう。

【研究成果】

研究成果の報告に当たって、

(1) これまでの研究成果

(2) この度の研究成果：昔話と孝子伝—孝子伝の受容—

の二部に分けて述べる。(1)は、過去二年間における日中幼学書たる「孝子伝」の比較文化的研究の成果を総括的に報告するものである。(2)は、(1)に記す、目下刊行準備中の『孝子伝注解』にその結論部分を反映させた、我が国の民話、昔話と「孝子伝」との関わりの実態について、この度具体的に報告しようとするもので、「昔話と孝子伝—孝子伝の受容—」を論題とする。(2)はこれまで纏まった研究が全くなされてこなかった、今なお語り継がれる「孝子伝」の姿に光を当てようとするもので、民俗学における昔話研究のあり方に、新たな土壌と、さらに今後の課題提起を目的とする、報告論文である。

(1) これまでの研究成果：

【要旨】に掲げた、本研究の目的に沿って、日本に残存する二種類の「孝子伝」テキストの本文解説・注解作業を、研究分担者、研究協力者と共同で進めると共に、日中両国にわたる、関連文献資料、図像資料の入手に努めた。

海外調査については、中国・米国でそれぞれ実施し、

平成13年度8月に中国寧夏ウイグル自治区固原市の固原博物館において、北魏期の墓に収められた漆棺の孝子伝画像の調査を行い、また、平成13年度12月と平成14年度8月の二度にわたり、アメリカのミネアポリス美術館、カンザスシティ・ネルソン・アトキンズ美術館、ボストン美術館、ハーヴァード大学ハーヴァード・イェンチン図書館等に調査旅行を実施し、各美術館所蔵の北魏期の孝子伝画像石の調査、並びに、写真撮影等を行い、従来の日本・中国・欧米のこれらの図像資料に関する研究の誤りを大幅に修正することが出来た。この海外図像資料調査の成果の一端としては、【発表成果一覧】に掲げた「鍍金孝子伝石棺統紹—ミネアポリス美術館蔵北魏石棺について—」が既に公刊されている。

研究代表者黒田彰は、従来行ってきた研究に、本研究の成果の一部を取り込んで、まず平成13年9月に『孝子伝の研究』（思文閣出版）を刊行し、日中における「孝子伝」の基礎的なテキストや図像資料の問題、また、日本における受容の問題などを総合的に論じた。本書は、「孝子伝」に関する、日中を通じて初の専門的な研究書であり、中華書局よりの中国語訳が予定されている。

さらに本研究の最大の目標である「孝子伝」の注解も、本文の注解に加えて、二種類のテキストの写真影印や関連図像資料の集成、索引を付して、『孝子伝注解』として平成15年2月に汲古書院より刊行の運びとなっている（刊行に際して、平成14年度科学研究費出版補助金の交付が既に決定している）。この『孝子伝注解』には、語釈や文意の解釈に加えて、個々の孝子説話における、その源流、成立、展開等の問題は言うに及ばず、そこに投影された当時の家族制度や社会制度、背景となる思想、また、今に語り伝えられる民話・昔話への影響等の文化的側面に対しても、意を用いた注解が施してある。また、併載の関連図像資料の集成にも、上記の海外調査で新たに得られた、これまでにない鮮明な図像や未紹介の図像を数多く収録してある。この書物は、今後「孝子伝」が、日中両国、ひいては東アジア漢字文化圏において、様々な文化的研究に活用されるための、重要な基礎的資料となるものであり、さらに欧米文化圏から見た東アジア研究にとっても、東洋を理解するための必須の文献資料たるものであることは疑いない。

(2) この度の研究成果：

昔話と孝子伝——孝子伝の受容——

—

万葉集卷十六、竹取翁歌（三七九一）の末尾に、
古の賢^{さか}しき人も後の世の鑑^{かがみ}にせむと老人を送りし
車持ち帰りけり

と詠まれているのは古来、所謂孝孫原谷の話であるとされる（西野貞治氏「竹取翁歌と孝子伝原穀説話」〈『万葉』14、昭和30年1月〉、三木雅博「『竹取翁歌』臆解—現存の作品形態にもとづく主題の考察—」〈『井手至先生古稀記念論文集国語国文学藻』所収、和泉書院、平成11年）参照）。その原谷譚とは、以下のようなものである。我が国にのみ伝存する、完本の古孝子伝二種（陽明本、船橋本）の内、陽明本孝子伝第6条原谷の本文を示せば、次の通りである（返り点、句読点を施す）。

楚人、孝孫原谷者至孝也。其父不孝之甚、乃厭^二患之^一。使^三原谷作^レ輦祖父送^二於山中^一。原谷復將^レ輦還。父大怒曰、何故將^二此凶物^一還。荅曰、阿父後老復棄^レ之、不^レ能^二更作^一也。^(四)頑父悔^レ悞、更往^二山中^一、迎^レ父率還。朝夕供養、更為^二孝子^一。

此乃孝孫之礼也。於^レ是閩門孝養、上下无^レ怨也。幼学の会における陽明、船橋本両孝子伝の輪読の終盤、適々原谷を担当した関係で、その原稿を整理していて、原谷譚については、有名な昔話「姥棄山」のあったことを思い出した。早く柳田国男が、「これは古い輸入らしい。この話に二通りありて……第二類は、山へ親を捨てに行った子が、親の愛に感動して志を翻す更級式ともいえるもの」とし、

岩手県・上閉伊郡 老嫗夜譚 九六

我子の「杓を持って帰ろう」の言葉から、親を捨てるのを思いかえす。

これなど大分話しくなっている

などと指摘したものである（『日本昔話名彙』完形昔話、知恵のはたらき）。『日本昔話大成』9では、五二C「親棄畚」（笑話）とし、『日本昔話通観』28昔話タイプ・インデックスでは、四一〇B「姥捨て山—もっこ型」（むかし語り）としている。今その『通観』九巻茨城むかし語り、4「姥捨て山—もっこ型」（原題「剪入り」）の梗概を示せば、以下の如くである。

茨城県行方郡北浦村行戸・女
息子と孫が二人でもっこに老父を乗せて捨てにいく。息子がもっこもろとも捨てて帰ろうとすると、孫が「もっこは捨てるには惜しいから持って帰ろ

う。またお父さんを捨てにくるときに役にたつから」と言う。息子は年寄りを捨てないことにして、もっこに老父を乗せて帰った

この梗概を見るに、殆どそのまま両孝子伝6原谷と同じであることが知られよう（両孝子伝については、黒田彰『孝子伝の研究』〈佛教大学鷹陵文化叢書5、思文閣出版、平成13年〉I-2「陽明本、船橋本孝子伝について」参照）。

昔話の資料を繰って驚いたのは、「継子の井戸掘り」という話を見た時である（『日本昔話名彙』完形昔話、まゝ子話、『日本昔話大成』5本格昔話、二二〇A「継子と井戸」、『日本昔話通観』28むかし語り、一八二）。『名彙』は、「継子話の一……「横穴」」として、

井戸に入れられた継子が、下から上げる畚の土に、近所の爺から教えられた通り金をつづつ上げて、そのひまに横穴を掘って逃げる話

と言う。『大成』は、

- 1、継母が継子に井戸を掘らせる。
- 2、隣の爺が金をくれたので、それを土の中に入れてやる。
- 3、継母が喜んでいる間に横穴を掘ってのがれ、爺に助けられる。
- 4、旅に出て侍になり、後に爺に金をやる。継母はこれを知って後悔する

とし、『通観』は、

- ①継母が継子に井戸掘りを命じると、継子は神の教えのままにもっこにお金を入れて継母の気をそらし、横穴を掘って、落とされた石をのがれる。
- ②継母が継子に屋根をふかせて火をかけると、継子は隣人の教えで持参した傘で飛び去る。
- ③継子は飛び降りた広野で爺に会い、教えに従い広野を拓いて成功する。
- ④盲目となった父は継子と再会して目が開き、父は幸せに暮らす

と述べて、

- (1) 援助者には神の他に亡母・隣人なども登場する。(2) 継子は井戸の横穴を掘り進んで広野に出、そこで成功することも多い。異郷への脱出と思われる。また、②のモチーフはもっぱら沖縄で付け加えられる。離れ島へ飛行する点は、やはり異郷へおもむくのである。(3) 継子の名は「シャイン」「シュン」「スン」などで、伝承の経過が推測される

と注している。今例えば、『通観』26沖縄むかし語り、七一「継子の井戸掘り 出世型」と名付けられた話を

示せば、以下のようである。

那覇市真嘉比・女

昔はね、継親と継子との大変な区別があったって。それでね、この継親はね、いつでも自分が生んだ子はかわいがってね、継子は憎んでね、それでどうしたら、この継子（殺せる）かねーっていうてね、いつもこの継親はこの子殺す（計画）しているわけさ。

それで、井戸を掘らせてね、井戸掘り、井戸を掘らせたならね、この者達の子は、とても頭が切れ者だったわけ。「私の親は、また私を殺そうとしているな」と思いながら井戸を掘っていたら、神がね、「お前はね、井戸掘るならね、井戸は掘って、それから側にまた穴を掘っておきなさいよ、上から石を落とされたらね、そこに入りなさいよ」と、このようにいったらしい。「はい」といって、神様が教えた通りに、この子はね穴を掘ったわけ。すると、いわれた通り、井戸掘って、井戸は掘って、また逃げ道を作って、また井戸を掘って逃げ道を作っているわけ。そしたら、「どのくらいまで掘ったか」といっては、見たりしいしいしているわけ、実子と手を取っている悪魔（意地悪者）は、そして、三尋掘った時に、また側に逃げ道は作ってはああるんだけどね、三尋掘った時、上から、まー石を、パンといって落とされたわけ。「ああ、やっぱりだ」といって、側になってかくれてね、そこで助かって、それから、外が静かになってから這い出したって。

それで、（そのまま）そこにいたら、その後から、今度は、屋根を葺かせたって。茅葺き屋、葺かせたって。そして、茅葺き屋、葺かせてね、継子は屋根の上に登っているさーね、下から火をつけたらすぐバーバーバー燃えるさーね。それで、屋根を上まで葺いた時に、下から火をつけたので、「ああー、やっぱりだ」といって、パンと飛びおりて、その時からずーと逃げっぱなしだったって。ずーと逃げてね、それからこれは田舎に行ってそこで学問をして妻を娶って、大きな店をかまえているわけ。

すると、継子をいじめたあの親はね、貧乏人になって、また、男親は、目がみえなくなったって、目くらになったって。そして、継母は毎日、店に買物に行くわけ。するとね、この店で物を買うのだが、この子がわかるわけね、子がわかるわけ、「これは、私の継親だなー」とわかるからね、金を持って買物はするのだが、これが買うだけの品

物はわたしてね、お金は（取らないで）そのまま入れてあるって。それで、「珍しいことだ。この店は、私がいうだけ品物は持たせるがね、お金は取ってないさ」というと、「そうか」といって、この男の親がね、「それでは、これは、私の子ではないかな」といって、「そこに、私をつれていってくれ」というので、そこにつれていったら、男の親がこのようにしてね、〈ここに、小さなこぶがあったって。小さな印が小さい時からあったって。〉それで、「あなたの頭、私に調べさせて下さい」と、この男の親はいったらしい。すると、「はい」といって調べさせたわけ、すると、こんなこなしてみると、小さなこぶがあるので、「すん」と呼んだって。この子は「すん」という名前だったらしいさ。

そして、はい、その時にね、親子の名のりを上げてね、この男の親は悪くはないのだがね、女の親がすべて悪くみしたのだから。それで、親子名のりをして泣いている間に、その目が開いたという話があった

上記は、継子の主人公を「すん」（舜）と呼んでいることから分かるように、両孝子伝1舜の話に外ならない。二十四孝（御伽草子『二十四孝』など。二十四孝の第一話も舜の話である）から昔話への影響も、十分に考えられるのだが、「継子の井戸掘り」と呼ばれる舜の話の場合、二十四孝は象耕鳥耘譚しか載せないで（舜をめぐる象耕鳥耘譚に関しては、坪井直子「舜子変文と『二十四孝』—「二十四孝」の誕生—」〈『佛教大学大学院論集』29、平成13年3月〉参照）、その話は、二十四孝より出たものではあり得ない。両孝子伝1舜の本文を示せば、次の通りである。

陽明本

帝舜重花，至孝也。其父瞽瞍，頑愚不_レ別_二聖賢_一。用_二後婦之言_一，而欲_レ殺_レ舜。便使_レ上_レ屋，於_レ下焼_レ之。乃飛下，供養如_レ故。又使_レ治_レ井，没_レ井，又欲_レ殺_レ舜。々乃密知，便作_二傍穴_一。父畢以_二大石_一填_レ之。舜乃泣東家井出。因投_二歷山_一，以躬耕種_レ穀。天下大旱，民無_二収者_一，唯舜種者大豊。其父填_レ井之後，兩目清盲。至_レ市就_レ舜糴米，舜乃以_レ錢還置_二米中_一。如_レ是是非_レ一。父疑_二是重花_一。借_レ人看_二朽井_一，子无_レ所_レ見。後又糴米，对在_二舜前_一。論_レ買未_レ畢，父曰，君是何人，而見_レ給_レ鄙。将非_二我子重花_一耶。舜曰，是也。即来_二父前_一，相抱号泣。舜以_レ衣拭_二父両眼_一，即開明。所謂為_二孝之至_一。堯聞_レ之，妻以_二二女_一，授_二之天子_一。故孝經曰，事_二父母_一孝，

天地明察，感_二動乾靈_一也。

船橋本

舜字重華，至孝也。其父瞽叟，愚頑不_レ知_二凡聖_一。爰用_二後婦言_一，欲_レ殺_二聖子_一。舜或上_レ屋，⁽⁸⁾叟取_レ橋，舜直而落如_二鳥飛_一。或使_下堀_二深井_一出_上。舜知_二其心_一，先掘_二傍穴_一，通_二之隣家_一。父以_二大石_一填_レ井。舜出_二傍穴_一，入遊_二歷山_一。時父填_レ石之後，兩目精盲也。舜自耕為_レ事。于_レ時天下大旱。黎庶飢饉，舜稼獨茂。於是糴米之者如_レ市。舜後母來買。然而不_レ知_レ舜。々不_レ取_二其直_一，每_レ度返也。父奇而所_レ引_二後婦_一，來至_二舜所_一。問曰，君降_レ恩再三，未_レ知有_二故旧_一耶。舜荅云，是子舜也。時父伏_レ地，流涕如_レ雨。高声悔叫，且奇且恥。爰舜以_レ袖拭_二父涕_一。而兩目即開明也。舜起賀賀。父執_二子手_一，千哀千謝。孝養如_レ故，終無_二變心_一。天下聞_レ之，莫_レ不_二嗟嘆_一。聖德無_レ匿，遂踐_二帝位_一也

上掲，那覇市真嘉比の「継子の井戸掘り」の，両孝子伝とよく一致していることが，分かるであろう。「継子の井戸掘り」は，全国的に流布しているが，中で，柳田国男が，「近所の爺から教えられた通り金を一つずつのせて上げ，そのひまに横穴を通して逃げる話」と述べるように，例えば，

継母が継息子を殺そうとして井戸を浚えさせる。隣の爺に相談して金を持って入り畚に入れてやる。継母が喜んでいる間に横穴を掘って逃げる。金がなくなると石を投げ込むが命は助かる

とか（鹿児島県大島郡喜界島。『大成』），或いは，

継母が井戸がえをするから井戸に入れという。隣の爺が変に思って継子に百文やり，井戸の中に銭がたくさんあるといって釣瓶の中に一文ずつ入れて引き上げさせろという。継母が銭に気をとられているすきに隣の爺が横穴を掘って逃がす。継母は銭が出なくなったので，大石を井戸に落として子が死んだと空泣き

とか（岩手県遠野市。同上）などとされるように，「継子の井戸掘り」の内にはしばしば，舜の説話における，所謂銀銭のプロットを有するものがある。これは，両孝子伝には見えないプロットだが，例えば，太平記巻三十二に，

堅牢地神モ孝行之志ヲ哀トヤ思召ケン，井ヨリ上ケケル土ノ中ニ，半金ヲ交リケル。父瞽叟弟ノ象，欲_二万事ヲ忘ケレハ，土ヲ揚ル度毎ニ，是ヲ諍事無_レ限（西源院本）

とか，或いは，敦煌出土の舜子変に，

天界の帝釈天密かに銀錢五百文を降し，井戸の中

に入れたもう。舜子は泥樽^{どろがめ}の中に銀錢を入れ，継母に引き上げさせる（上界帝釈，密降銀錢伍伯文，入於井中。舜子便於泥樽中置銀錢，令後母挽出。

入矢義高氏の現代語訳に拠る）

などに見えるものである。ところが，この銀銭のプロットを持つ孝子伝が，我が国には早くから伝えられていたらしい。寛治二（一〇八八）年序，長承二，三（一一三三，四）年写，釈成安の手に成る三教指帰注集下に引かれた，逸名孝子伝を示せば，次の通りである（大谷本に拠り，天理本，尊経閣本を参照した）。

孝子伝云，虞舜字重花。父名_二瞽叟_一。々更娶_二後妻_一生_レ象。々敖。舜有_二孝行_一。後母疾_レ之，語_レ叟曰，与_レ我殺_レ舜。叟用_二後妻之言_一，遣_二舜登_レ倉。舜知_二其心_一，手持_二兩笠_一而登。叟等從_レ下放_レ火燒_レ倉。舜開_レ笠飛_下。又使_二舜濬_レ井。舜帶_二銀錢五百文_一，入_二井中_一穿_レ泥，取_レ錢上_レ之。父母共拾_レ之。舜於_二井底_一鑿_二匿孔_一，遂通_二東家井_一。便仰告_二父母_一云，井底錢已尽。願得_レ出。爰父下_レ土填_レ井，以_二一盤石_一覆_レ之。驅_レ牛踐_二平之_一。舜從_二東井_一出。父坐_レ填_レ井，以_二兩眼失明_一。亦母頑愚，弟復失_レ音。如_レ此經_二十余年_一。家弥貧窮無_レ極。後母負_レ薪〔詣〕市易_レ米。值_二舜糴_レ米於市_一。舜見_レ之，便以_レ米与_レ之，以_レ錢納_二母袋米中_一而去。叟怪_レ之曰，非_二我子舜_一乎。妻曰，^{大井}百大井底，大石覆至，以_レ土填_レ之。豈有_レ活乎。叟曰，卿將_レ我至_二市中_一。妻牽_二叟手_一詣_レ市，見_二糴_レ米年少_一。叟曰，君是何賢人，數見_二饒益_一。舜曰，翁年老故，以相饒耳。父識_二其声_一曰，此正似_二吾子重花声_一。舜曰，是也。即前攬_二父頭_一，失_レ声悲号。以_レ手拭_二父眼_一，兩目即開。母亦聰_レ耳，弟復能言。市人見_レ之，莫_レ不_二悲歎_一也。史記云，堯老，令_二舜攝_レ行天子之政_一。堯知_二子丹朱不肖不_レ足_一授_二天下_一。於是極授_レ舜。則天下得_二其利_一，而丹朱病。授_二丹朱_一則天下病，而丹朱得_二其利_一。卒授_二舜以_二天下_一。舜踐_二天子位_一。是為_二虞舜_一。

廿以_レ孝聞。年卅堯舉_レ之。在位卅九年也

この逸名孝子伝は，注好選上・45の重華（舜）譚と密接に関わり，且つ，舜子変の典拠となったと思しい，注目すべきものであるが，両孝子伝不見の銀銭のプロットをもつ孝子伝の，かつて我が国に存したらしいことが知られよう（三教指帰覚明注にも引かれる。なお陽明本と同文の，普通唱導集下末所引の孝子伝には，「々〔舜〕已密知，帶_二銀錢五百文_一，作_二傍穴_一」とあるので，陽明本は，傍線部の銀銭のプロットを脱落させたものらしい。重華譚については，前掲『孝子伝

の研究』Ⅲ二「重華外伝—注好選と孝子伝—」及び、黒田の近稿「重華贅語—孝子伝図と孝子伝—」参照)。また、「継子の井戸掘り」諸話において、例えば鹿児島県大島郡沖永良部島のそれに、

しゅんは土地を拓き田をつくと鳥が援助し、たくさんの米をとり、後に偉くなる

とあるのは(『大成』)、前述象耕鳥耘譚における、舜子変の、

天その至孝を見そなわしたもうや、群なす猪が口で耕やし畝作り、百鳥は種子をくわえて畑に播き、天は雨ふらせて灌漑してくれます(天知至孝、自有群猪与背耕地開墾、百鳥銜子拋田、天雨澆溉。

入矢義高氏訳)

や、全相二十四孝詩選1大舜の、

舜耕_レ於歴山_一、有_レ象為_レ之耕、鳥為_レ之耘。其孝感如_レ此

そして、草子『二十四孝』1大舜の、

ある時歴山と云所に耕作しけるに、かれが孝行を感じて、大象が来つて田を耕し、又、鳥飛来つて田の草をくさぎり、耕作の助をなしたるなり

等と明らかに関わるであろう。さらに、広島県深安郡のそれにある、

父は盲目になる。継子〔のしゃいん〕は後に出世し継母に父を連れてこさせ目を吸ってやるとあくというプロット(『大成』)は、舜子変の、「やがて父の涙を拭い、舌で目を舐めてやれば、父の両眼は元通り回復」(入矢義高氏訳)と共通する(敦煌本「孝子伝」、劉向孝子伝〈法苑珠林四十九、釋史十所引〉にも)ことなども、非常に興味深い事実とすべきである。加えて、「継子の井戸掘り」には、孟仁譚(両孝子伝26)に続くもの(『通観』26沖繩むかし語り、一三九類話1、4など)、関子騫譚(両孝子伝33)を挿入するもの(『城辺町の昔話』上〈南島昔話叢書7、同朋舎出版、平成3年〉本格昔話一八「継子の泰信」、伯奇譚(両孝子伝35)に続くもの(同上一九「継子と蜻蛉」、申生、東婦節女譚(両孝子伝38、43)を挿入するもの(『大城』5、二二〇A本文、山形県最上郡など)等があつて、昔話と孝子伝の関係の深さを物語る(なお昔話「継子の井戸掘り」について論じたものに、平山輝男氏編『薩南諸島の総合的研究』〈明治書院、昭和44年〉2編6章2、澤田瑞穂氏「厄井の話」〈『中国の伝承と説話』口碑拾遺所収、研文選書38、研文出版、昭和63年〉、伊藤清司氏「継子の井戸掘り」〈『昔話伝説の系譜—東アジアの比較説話学—』Ⅲ章Ⅲ所収、第一書房、平成3年。初出昭和60年〉などがある。伊藤氏の論考は、舜子変を上げつつ、それを孝子伝で

はなく、孟子、史記、列女伝等で説明される点が、遺憾に思われる)。

二

『日本昔話通観』28昔話タイプ・インデックスのむかし語り、一八二「継子の井戸掘り」を見ていて、改めて驚いたのは、その隣に記載されている一八三「継子と王位」の項目に、

①継母の妃が体に蜜を塗り、継子がそれにとまった蜂を払うと、継母は王に、継子が乳房をつかむ、と讒言する

とあるのを目にした時である。例えば、その資料篇として上げられている『通観』26沖繩むかし語り、三三二「継子と王位」を示せば、次の如くである。

具志川市赤道・女

後妻が自分の子供に王の位を継がせようと思い、自分の体に蜂蜜を塗る。親思いの継子が母親の体にとまった蜂を追ひ払うと、継母は王に「継子が自分の乳をつかもうとする」と言いつける。王は家来に長男を殺しにいかせるが、家来は長男を山奥に連れていき人に養わせる。人々が次男に王位を継がせることを非難したので、王が「長男を殺さなければよかった」と言う、と、家来は長男が生きていることを告げる。王は使いをやつて長男に「もどってくれ」と頼むが、長男は「殺された立場だから」とことわる。王があまり何度も願つたので、長男は「死に行く道と生きていく道とが一つではいけない」と言つて一日で橋を作らせ、その橋を渡つていった。その橋が「一日橋」だ
前述『通観』28、一八三の①に該当する話は、両孝子伝35伯奇における、蜂の話に外ならない。両孝子伝35の中の、その蜂の話の本文を示せば、次の通りである。

陽明本

伯奇者、周^(伊尹)苴相尹吉甫之子也。為_レ人慈孝。而後母生_二一男_一、仍憎_二嫉伯奇_一……母曰、君若不_レ信、令_二伯奇向_二後園_一取_二菜_一。君可_二密窺_レ之。母先費_レ蜂置_二衣袖中_一、母至_二伯奇辺_一白、蜂螫_レ我。即倒_レ地、令_二伯奇為_レ除。奇即低頭捨_レ之。母即還白_二吉甫_一、君伺見否。父因信_レ之。乃呼_二伯奇_一曰、為_二汝父_一上不_レ慙_レ天、娶_二後母_一如_レ此。伯奇聞_レ之、嘿然无_レ氣、因欲_二自殞_一。

船橋本

伯奇者、周^(伊尹)苴相尹吉甫之子也。為_レ人孝慈、未_二嘗有_レ惡_一。於_レ時後母生_二一男_一、始而憎_二伯奇_一……母曰、若不_レ信者、妾与_二伯奇_一、往_二後園_一

採_レ菜。君窺_レ見。於_レ時母蜜取_レ蜂、置_二袖中_一至_レ園。乃母倒_レ地云、吾懷入_レ蜂。伯奇走寄、採_レ懷掃_レ蜂。於_レ時母還問、君見以乎。父曰、信_レ之。父召_二伯奇_一曰、汝我子也。上恐_二于天_一、下恥_二乎地_一。何汝犯_二後母_一耶。伯奇聞_レ之、五内無_レ至、既而知_レ之。後母讒謀也、雖_レ諍難_レ信。不_レ如自殺

平安時代の今昔物語集や注好選などにも録され（共に船橋本系）、西鶴も本朝二十不孝四「木陰の袖口」に利用した（西鶴は一条兼良の語園上・71「蜂ヲ以テ継子ヲ讒スル事」〈「事文」〉に拠ったとされる。佐竹昭広氏『絵入本朝二十不孝』（シリーズ古典を読む26、岩波書店、平成2年）などに詳しい）、伯奇譚の蜂の話が、現代になお語り継がれていることは、非常に驚くべきことであろう（なおこの話は、譬喩尽に採られている〈はの部。白氏文集の「撥蜂」句を引き、説明する〉ことが興味深い）。さらに蜂を蜻蛉に変えたもの（前述『城辺町の昔話』「継子と蜻蛉」。舜の話を続けている）などもあって、注意する必要があるが、上の「継子と王位」の例は、昔話と孝子伝との関わりが決して単純ではないことを示す、恰好の例となっている（伯奇譚については、黒田彰「伯奇贅語—孝子伝図と孝子伝—」〈『説話論集』12、清文堂出版、近刊〕参照）。

『日本昔話通観』26沖縄むかし語り、二七「天人女房—天人降下一星由來型」の類話7に、次のような話が載る。

島尻郡粟国村・男 子供のいない老夫婦がお宮に祈願をして、爺が八十歳、婆が七十歳で男の子が生まれる。子供はトウイと名づけられ親孝行な子になるが、まだ幼いうちに父も母も死ぬ。トウイは親の医者代や葬儀の費用を返すために奉公するが、なかなかお金が返せない。トウイが大みそかに主人に暇をもらって家へ帰り、荒れた家の掃除をしていると、若い女が来て宿を乞う。トウイが「敷き物もなくてよければ」と承知すると、女はふところから何か取り出してくばの葉を畳にし、湯を沸かさせてかんざしで掻きまわしてごちそうにする。トウイが、女に言われて主人に「奉公をやめる」と言うと、主人は怒って、「残った借金の代わりにインスタリ七反、イシチヌチンダンを持ってこい」と言う。トウイが帰って女に言うと、女は天から六人の天女を呼んで機を織らせ、できた織物を主人のところへ持っていかせる。主人は驚いて、「トウイにやめてもらいたくなくて言ったのだ」と言い、一反だけ取ってあとは返す。ト

ウイと女は仲よく暮らすが、ある日女は「私は「親孝行な子供を救いなさい」と言われて降りてきた北斗七星の姉星だ。あなたの子供をやどしたために、二番目に坐る星になる。その子が男なら右の膝に、女の子なら左の膝に坐らせる。旧の七月十五夜の晩には雨を降らせるから私の別れの涙と思ってくれ」と言って天に帰った

これは、董永の話であり（両孝子伝2また、二十四孝系にも）、話中の「トウイ」は、董永に相違ない。今仮に、全相二十四孝詩選により、その董永譚の本文を示せば、次の通りである（竜大乙本13に拠り、甲本を参照した）。

董永

葬_レ父貸_二方兄_一 天姫陌上迎

織_レ絹償_二債主_一 孝感尽知_レ名

董永字延年、後漢人。家貧傭力。父死、貸_二錢一萬_一而葬。道遇_二一婦人_一。求_レ為_二永妻_一、俱詣_二主人家_一。令_レ織_二絹三百匹_一、一月而畢。輒辭_レ永曰、我天上之織女。聞_二君至孝_一、天帝令_二我助_レ君償_二債_一。言訖、凌_レ空而去

『通観』28むかし語りの二二二は、これらを「星女房」と呼んでいるが、『日本昔話名彙』、『日本昔話大成』における、有名な「天人女房」を分立させたものである（「星女房」については、福田晃氏『南島説話の研究』（法政大学出版局、平成4年）四篇三章に詳しい）。本話のトウイが「父も母も死」なせてしまうことについては（母を亡くすとする昔話も多い。通常は父）、『孝子伝の研究』Ⅱ二及び、その注⑦を参照されたい。当話の天女が「あなたの子供をやどした」と言うプロットは、類話に頻出する趣向であるが、それは御伽草子『二十四孝』董永などの挿絵に描かれた、董永の子供（董仲）であることに、注意する必要がある（草子の本文には不見。『孝子伝の研究』Ⅱ二注⑦参照）。『通観』6の二五五「天人降下一孝子援助型」等に、

元来た道端さ休んだところあ、「今日、お別れだ」「いや、そう言わねで、今迄俺の妻になるとていたもの、居て呉ろ」

などとある、織女との出会い（全相二十四孝詩選「天姫陌上迎」等）、別れの場所の問題に関しては、金田純一郎氏「董永遇仙伝覚書」（『女子大國文』9、昭和33年6月）に詳しい。なお本話は、王祥譚（両孝子伝27）を戴くことがある（『通観』7の二二八、25の二〇〇など）。三浦俊介氏「昔話「観音女房」と中国孝子譚」（『伝承文学研究』34、昭和62年7月）は、昔話「天人女房」と董永譚の関わりを論じる。飯倉照平氏「董永型説話の伝承と沖縄の昔話」（『人文学報』213、

平成2年3月)は、沖縄におけるその源流を扱って詳細に互る。

『日本昔話大成』7本格昔話、新話型――A, B, Cに、「孫の生き肝・三夫婦型」,「孫の生き肝・観音信仰型」,「孫の生き肝・複合型」と呼ばれるものがある(『日本昔話通観』28むかし語り、四二三「孫の生き埋め」,四六「孫の生き肝」,一九「末期の乳」)。その『大成』の――A, 鹿児島県大島郡奄美大島に伝わる話は、次のようなものである。

昔、あるところに息子を三人持っている老人があった。息子三人のうち嫁の気立てのやさしい者に介抱されたいと望んで、どうかして三人の嫁を試そうと一策をめぐらした。老人は仮病をつかって寝こみ、三人の嫁御を枕辺に呼んで、自分の病気は人間の乳以外には何によっても助かる見込みはない。それでおまえたちに頼みがあるといって、まず兄嫁から順に「おまえたちは自分の子供を殺して、その代わりに乳をわれに飲ませてくれないか」とたずねた。兄嫁は自分の子供を殺してまで、義父に乳を上げることはできません。そうしなくともほかに養生の方法もありましようと答えた。つぎに次男の嫁にたずねると、お父様の申すことなら何でも致しましう。子供は一人や二人ななっても、また生みかえることもできます。お父さんの命はいまなくなると、もういつまでも二度とお目にかかる節はないでしょう。乳で病気がなおるのでしたら仰せのとおり致しましうと答えた。これをきいて老人は大いに喜んだ。つぎに末子の嫁にたずねると、末子の嫁は兄嫁と同じ返事であった。そこで老人の腹はすぐきまり、次男の嫁を呼んで、それでは何日の日におまえの子供を殺すからとあらかじめ知らせた。その日になると次男夫婦は殺す段取りをたずねた。父のいうことには、天道様の明かりのあるところでは殺されない。ずっと山奥に行つて殺さねばならぬから、鍬や斧を持たねばならぬとのことで、夫は鍬斧をもち、父が先に立って三人して山奥に入つて行つた。中途まで行くと、次男はこころでよからうという、父はきかないで、わしがこころで決めたところで殺せといった。そこで、父が合点の行くところまで行くと、ここだ、ここでこの子を殺して埋めねばならぬから、まず穴を掘れと命じた。次男が穴を掘り始めると、岩のようなものがあつて、どうしても穴が掘れない。掘れなければ岩の横合から掘つて、その岩を掘り出せと父はいった。次男はそうしてやつとのことで岩を掘り出すと、岩

と思つたのは大きな金塊であつた。そのとき父はいった。よろしい、親孝行というものはいくらしても限りのあるものではない。この金塊は天がおまえたち二人の孝心に報いたのじゃ。わしは病気でも何でもない。おまえたちの本性をさぐるために仮病をつかつたのじゃ。この子を殺すといつたのは、わしの策謀じゃ。祖父たる者が、どうしてかわいい孫が殺せるものか。おまえたちの本心をたしかめたいは、何も隠すことはない、おまえたちこそ、本心からわしのことを思っているのだ。おまえたちはこれから楽しいものになるぞ。そこで次男は金塊をかつぎ、嫁は鍬斧を持ち、老人は孫をいだいて山を降りた。それから次男夫婦は大金持ちになつたということである

上は郭巨(両孝子伝5)の話に基づく(土橋里木氏「孝子金壺譚」〈『日本民俗学』4・2, 昭和32年1月)、福田晃氏「南島説話の研究」三篇四章、五章参照)。今例えば蒙求271「郭巨将坑」の新注(徐子光注)に引かれる逸名孝子伝を示せば、次の通りである(古注、準古注も略同文)。

旧注引「孝子伝」云、後漢郭巨家貧養老母。妻生一子。三歳。母常減食与之。巨謂妻曰、貧乏不能供給。共汝埋子。子可再有。母不可再得。妻不敢違。巨遂掘坑二尺餘、忽見黄金一釜。釜上云、天賜孝子郭巨。官不得奪、人不得取

なお全相二十四孝詩選16郭巨等、この逸名孝子伝に酷似する(『孝子伝の研究』Ⅲ四参照)。その本文を示せば、次の通りである。

郭巨、字文举。妻生一子、三歳。母常減食与之。巨謂妻曰、貧乏不能供給。共汝埋子。子可再有、母不可再得。妻泣而從之。遂掘坑三尺、得黄金一釜。上云、天賜孝子郭巨、官不得奪、民不得取^(四)

乳の代わりに、求められるものが孫の生き肝、血(大島郡奄美大島)、眼(――B)などとされる等、昔話に種々のヴァリエーションのあることについては、『大成』の――Cの注に、

この昔話は「狼の生肝」などによつても知られるように、人の肝や眼球が生命の恢復力をもつという信仰を基本理念として形成されたものであろう。第一は、親が病気をよそおい三人兄弟夫婦が親にどれだけの孝養心を持つかを試して相続人を決定しようとするものである。第二はこの信仰と観音信仰と結びついた形式で、第三はこの二つが融合したものであろう

と言われ、「嫁の乳」で老母（老父）を養うことに関しては、全相二十四孝詩選11唐夫人における、乳姑譚からの影響も指摘されている（土橋氏前掲論文など）。ところで、昔話と孝子伝の関わりを考える時、興味深いのは、「孫の生き肝」には、「息子を三人持っている老人」（上記菴美大島。二人〈大島郡沖永良部島〉、一人〈一—B〉とするものもある）と設定するものの圧倒的に多いことで、単に郭巨一人の話ではなさそうなことである。現に例えば二十卷本搜神記十一253など、「兄弟三人」の分財を前提とする、郭巨譚を載せている。その本文を示せば、次の通りである。

郭巨、隆慮人也。一云、河内温人。兄弟三人、早喪⁽⁸⁾父。礼畢、二弟求⁽⁹⁾分。以⁽¹⁰⁾錢二千万⁽¹¹⁾、二弟各取⁽¹²⁾二千万⁽¹³⁾。巨独与⁽¹⁴⁾母居⁽¹⁵⁾客舍⁽¹⁶⁾、夫婦傭賃、以給⁽¹⁷⁾公養⁽¹⁸⁾。居有⁽¹⁹⁾頃、妻產⁽²⁰⁾男。巨念与⁽²¹⁾兒妨⁽²²⁾事⁽²³⁾親、一也。老人得⁽²⁴⁾食、喜分⁽²⁵⁾兒孫⁽²⁶⁾、減⁽²⁷⁾饌⁽²⁸⁾、二也。乃於⁽²⁹⁾野鑿⁽³⁰⁾地、欲⁽³¹⁾埋⁽³²⁾兒⁽³³⁾、得⁽³⁴⁾石蓋⁽³⁵⁾、下有⁽³⁶⁾黄金⁽³⁷⁾一釜⁽³⁸⁾。中有⁽³⁹⁾丹書⁽⁴⁰⁾、曰、孝子郭巨、黄金一釜、以用賜⁽⁴¹⁾汝。於是名振⁽⁴²⁾天下⁽⁴³⁾。

ところが、その二十卷本搜神記は、何らかの孝子伝を出典とするものと考えられ（拙稿「羊公賛語—孝子伝図と孝子伝—」〈幼学の会『孝子伝注解』解題〈汲古書院、平成15年〉参照）、搜神記の郭巨譚に酷似する、孝子伝逸文が伝存する。その一例が劉向孝子伝（法苑珠林四十九、敦煌本北堂書鈔体甲、太平御覽四一一、令集解十三所引）で、その本文を示せば、次の通りである（太平御覽に拠る〔 〕は令集解所引）。

郭巨、河内温人。〔其家〕甚富。父没分⁽⁸⁾財。二千万、為⁽⁹⁾兩分⁽¹⁰⁾、与⁽¹¹⁾兩弟⁽¹²⁾。己独取⁽¹³⁾母、供養寄住。隣有⁽¹⁴⁾凶宅⁽¹⁵⁾、無⁽¹⁶⁾人居者⁽¹⁷⁾。共推与⁽¹⁸⁾之居、無⁽¹⁹⁾禍患⁽²⁰⁾。妻產⁽²¹⁾男。慮⁽²²⁾養⁽²³⁾之則妨⁽²⁴⁾供養⁽²⁵⁾、乃令⁽²⁶⁾妻抱⁽²⁷⁾兒、欲⁽²⁸⁾〔已〕掘⁽²⁹⁾地理⁽³⁰⁾之於土中⁽³¹⁾。得⁽³²⁾金一釜⁽³³⁾。上有⁽³⁴⁾鉄券⁽³⁵⁾云、賜⁽³⁶⁾孝子郭巨⁽³⁷⁾。巨還⁽³⁸⁾宅主⁽³⁹⁾、宅主不⁽⁴⁰⁾敢受⁽⁴¹⁾。遂以聞⁽⁴²⁾官。官依⁽⁴³⁾券題⁽⁴⁴⁾、還⁽⁴⁵⁾巨。遂得⁽⁴⁶⁾兼養⁽⁴⁷⁾兒。

面白いのは、金釜に態々鉄券（劉向孝子伝）、丹書（搜神記）、銘（「この錢をやると書いてある」とする昔話〈島根県邑智郡〉もある）などが添えられているのは、それが他人（宅主）の土地から出現すること（つまり郭巨が他人の家に「寄住」していること）に起因することが、知られることである。すると、一—A「孫の生き肝・三夫婦型」が、「親が……三人兄弟夫婦がどれだけの孝養心を持つかを試して相続人を決定しようとする」（『大成』）話となっていることも、決して理由のないことではなく、三人兄弟の「父没分⁽⁸⁾財」（劉向孝子伝）を、言い換えた可能性があるだろう。また、

郭巨は母を養うのが通例であるのに対し、昔話に父が登場していることは、例えば米国ミネアポリス美術館蔵北魏石棺の郭巨図に父の描き添えられていることが思い併され（黒田彰「鍍金孝子伝石棺統紹—ミネアポリス美術館蔵北魏石棺について—」〈『京都語文』9、平成14年10月〉図三参照）、彼我の民衆の想像力の無関係でないことを、改めて考えさせるものがある。ともあれ、昔話「孫の生き肝」の背景にあった郭巨譚の形については、なお孝子伝における郭巨譚の成立とその展開、流布を確認する必要がある（橋本草子氏「『郭巨』説話の成立をめぐる」〈『野草』71、平成15年2月〉参照）。

三

『日本昔話大成』10、補遺四「孟宗竹」に、「孝子を主題として四つの話を杵物語風に語っている」と言われる（注）、山形県上山市に伝わる昔話が載っている（原話は、武田正氏『佐藤家の昔話』〈桜楓社、昭和57年〉伝説（二）、576「二十四孝（1）」）。その四つの話とは、次のようなものである。

第一話。孟宗の親が病気になる。寒中に筍を食いたがる。雪の中を探して一本見つける。食べさせると不治の病が治る。孟宗筍の名の由来。

第二話。明国の夫婦。父親が病気になる。食べ物食べられない。慣習に従って父に母乳を飲ませるために生まれたばかりのわが子を埋めに行く。土を掘ると音がして後光がさす。拾ってみると金の茶釜。これを売って羊の乳を買って父に飲ませる。

第三話。親孝行な若者。病気の父に鯉を食べさせるために氷の張った池の表面を自分の体温でとかして鯉を取る。

第四話。親孝行な若者の父が病気になる。古い師が狼の出る険しい山にのみ咲く夕顔を煎じて飲ませれば治るという。花を取りに行く途中で日が暮れて狼が現われる。口を開いて苦しそうにしているので、見ると骨が刺さっている。とってやると、頂上までついてきて守ってくれる。後日、戸口で大きな音がする。行ってみると大猪が死んでいる。助けた狼がおとりになって、猪を戸口に突進させたとわかる。夕顔の花と猪の肉で父親の病気が全快する。

第一話が、「孟宗竹」の話である。注に、「『継子の葦拾い』（『大成』5本格昔話）二一三）も同一系統の話である」と指摘されるように、『日本昔話通観』28

昔話タイプ・インデックスむかし語り、一九二「継子のいちご取り」と関係が深く、その注には、「継母の酷薄な課題を押しつけられた継子が、神などの援助で成功するタイプ群の一つで、たけのこ取り、鯉取りなど類似の想の話が多い。単純な構成のために調査資料としては記録されない場合も考えられ、実際の伝承は少なくないであろう」と言われている。「孟宗竹」は、明らかに孟宗譚に基づく。両孝子伝26孟仁の本文を示せば、次の通りである。

陽明本

孟仁字恭武，江夏人也。事_レ母至孝。母好食_レ笋，仁常勸採_レ笋供_レ之。冬月笋未_レ抽，仁執_レ竹而泣。精靈有_レ感，笋為_レ之生。乃足_レ供_レ母。可_レ謂_下孝勳_ニ神靈_一感_中斯瑞_上也。

船橋本

孟仁者江夏人也。事_レ母至孝。母好食_レ笋，仁常勸供養。冬月無_レ笋。仁至_ニ竹園_一，執_レ竹泣。而精誠有_レ感，笋為_レ之生。仁採供_レ之也

【通観】23佐賀むかし語り、一二〇「冬のたけのこ」(原題「二十四孝の竹の子掘り」)の、

佐賀県佐賀市金立町上九郎・女むかし、むかし。親孝行息子が、婆さんと住んでいた。雪のチラチラ、降っていたある日、婆さんが、「竹の子たぶっ」と言った。今ごろ、雪の降るとき、竹の子のあんもんか、と思ったけれど、本当に親孝行息子だったので、「そいぎにゃ、山さい行たて、竹の子のあっちゃいきゃん、探してくっ」と言って、山奥の竹藪で探し回っていたら、一本の竹の子が見つかった。それを取って帰り、婆さんに食べさせたげな。親孝行息子だったので、神さんが、雪の降る時は、竹の子は立たないけど竹の子は立たせてあったそう。そいぎ、ばっきや等は、その典型とすべきものであろう。そして、「孟宗竹」の、「親が病気になる」、「食べさせると不治の病が治る」などは、むしろ二十四孝系に近い。例えばその全相二十四孝詩選4孟宗の本文を示せば、次の通りである。

孟宗，字恭武。母年老病篤。冬月思_ニ笋食_一。宗往_ニ竹林_中，泣_レ竹而告_レ天。有_レ頃_上地上，(出_ニ)笋数茎_一。持帰作_レ羹供_レ母。食畢而病愈

なお、昔話における、

親孝行息子が母親の臨終のとき、「たけのこがほしい」と言われて雪の日に捜しに行く。山奥にたけのこが出ているのを見つけ、持って帰って食べさせた

とか(【通観】23佐賀、一二〇の類話2佐賀県佐賀市

高木瀬町、女)、或いは、

継母が継子に「たけのこを捜してこい」と言う。継子はいくら捜しても見つからず、涙を流すと、涙の落ちたところからたけのこが生えてきたので、持って帰る

など(【通観】26沖縄むかし語り、一三九「継子のたけのことり」の類話1具志川市安慶名、女)、母の死亡、或いは、母を継母とすることについては、「及_ニ母亡_一」(芸文類聚八十九所引楚国先賢伝)、或いは、

孟宗後母好_レ筍。令_ニ宗冬月求_レ之。宗入_ニ竹林_一慟哭。筍為_レ之出

など(祖庭事苑五所引逸名孝子伝。白氏六帖七にも同文が見える)、孝子伝孟仁譚の成立をめぐる問題が存することに、注意しなければならない(『孝子伝の研究』I三参照)。第二話は、前述郭巨譚を粉本とすることが明らかである。

第三話は、王祥譚に基づく。両孝子伝27王祥の本文を示せば、次の通りである。

陽明本

呉時人，司空公王祥者，至孝也。母好食_レ魚，其恒供足。忽遇_ニ氷結_一。祥乃扱_レ氷而泣，魚便自出躍_ニ氷上_一。故曰，孝感_ニ天地_一，通_ニ於神明_一也。

船橋本

王祥者，至孝也。為_ニ呉時司空_一也。其母好_ニ生魚_一。祥常勸仕。至_ニ于冬節_一，池悉凍，不_レ得_レ要_レ魚。祥臨_レ池，扱_レ氷泣。而氷碎，魚踊出。

祥採_レ之供_レ母

二十四孝系に表われる、「解_レ衣臥_レ氷」(孝行録9)、「双鯉躍出」(全相二十四孝詩選7)などのプロットも、「解_レ褐叩_レ氷……有_ニ双鯉出游_一」(初学記三等所引師覺授孝子伝)、「臥_ニ于堅氷之上_一……有_ニ鯉躍出_一」(陳檢討集二所引逸名孝子伝)など、やはり孝子伝に淵源が求められる。さて、上記第二話に、「父に鯉を食べさせる」というのは珍しく(通常は母または、継母)、父に鯉を供養する王祥資料は、管見に入らない。興味深いのが注好選上・51「王祥扱氷」に、「此人父，无_ニ鮮魚_一不_レ食」と見えることで、注好選の王祥譚は、或いは、昔話のような口頭伝承を介した資料に拠ったのかもしれない。ところで、王祥の母が継母とされるのは、孝子伝(師覺授孝子伝等)、二十四孝系において一般であり、例えば『日本昔話通観』26沖縄むかし語り、二一二「継子の鯉取り」の、

具志市町川崎・男

継母が寒いときに継子に「鯉を取ってこい」と言う。いくら捜しても鯉がおらず、継子が泣いてい

ると、川から鯉がとび出してくる。継子が鯉を持って帰ると、継母に「どこで盗んできたか」とまた叱られた

など、継子譚となっていることとの関連が、前述「継子の苺拾い」との関係共々、注目されよう。なお上記、「鯉を持って帰ると、継母に……叱られ」る話は、これも「孟宗竹」、「継子の苺拾い」との関わり深さから考えて、孟仁が池魚を司る役にあり乍ら、母に鮓を贈って母に叱られる話（太平御覧六十五所引逸名孝子伝、蒙求204「孟宗寄鮓」注など）を、換骨奪胎した可能性がある。

第四話は、『日本昔話大成』6本格昔話、二二八「狼報恩」（『日本昔話通観』28むかし語り、三八九「狼の守護」、三九〇「狼の徳利」など）に当たるものである。本話は、両孝子伝11蔡順を源流とする話と思われる（「二十四孝という、二十と四の孝行の方法あったんだけど」〈佐藤家の昔話〉伝説（二）576）と言われるにも拘わらず、二十四孝系の蔡順譚には、この話は見当たらない。二十四孝のそれは分樞譚及び、畏雷譚（孝行録11）である。山本則之氏「昔話「狼報恩」と唱導文芸と」〈国学院雑誌〉94・5、平成5年5月）参照）。両孝子伝の本文を示せば、次の通りである。

陽明本

淮南人蔡順至孝也。養_レ母甚々……其母既没、順常在_二墓辺_一。有_二一白虎_一、張_レ口向_レ順来。順則申_レ臂探_レ之、得_二一横骨_一。虎去後、常得_二鹿羊_一報_レ之。所謂孝感_二於天_一、禽獸依_レ徳也。

船橋本

蔡順者〔汝〕南人也。養母至々……其母没後、順常居_二墓辺_一、護_二母骨骸_一。時一白虎、張_レ口而向_レ順来。順知_二虎心_一、申_レ臂探_二虎喉_一、取_二出一横骨_一。虎知_レ恩、常送_二鹿鹿_一也。荒賊猛虎、猶知_二恩義_一。何況仁人乎也

虎が狼に変わっているが、もし本話が両孝子伝の蔡順譚を原拠とするものであるならば、本話は、昔話と孝子伝との関係を考える上で、非常に重要な位置を占めるものとなる。即ち、上掲両孝子伝の助虎譚は目下、両孝子伝以外、中国における資料が全く管見に入らず、或いは、その蔡順の助虎譚は、両孝子伝個有の説話かと思われるからである。助虎譚で知られるのは、晋の郭文で（晋書九十四）、例えば太平御覧八九二所引逸名孝子伝に、

郭文挙、為_レ虎探_二鯁骨_一。虎常銜_レ鹿、以報_レ之等と見える（鯁は、魚の骨）。文挙は、郭文の字であるが、埋兒で有名な郭巨と共に河内（河南省）の出身者であるためか、何時しか文挙は郭巨の字とされ（敦

煌本事森「郭巨、字文挙、河内人也」等。前掲全相二十四孝詩選16郭巨にも）、同様にその助虎譚も、蔡順のものへと転じられたらしいのである。従って、昔話「狼報恩」が蔡順譚に基づくものならば、それは昔話と孝子伝、殊に両孝子伝との関わりを確実に示す、頗る貴重な例となるであろう。『通観』26沖繩昔がたり、三三九「息子の花」（原題、孝行息子の話）も、蔡順譚に拠る。長い話なので、関連部分のみを示せば、以下の如くである。

宮古郡城辺町長間・男

昔、夫婦が二人家族で生活しておられたようです。けれども、年を取るまで、子供を生めなかったもので、その夫婦は、子供のいない人は、非常に、誰でも自分の後継ぎがなくて死んでしまうのかと、悩まれて、毎日、神様に、「どうぞ、子供一人は授けて下さい」と、毎日、念願しておられたようですが、その念願が叶って、男の子が生まれたそうです。いよいよ、その男の子供が、七つ、八つ、九つとこういうふうに着こなされたそうですが、運の悪いときは悪いことだけ続くのか、母親がなくなれたそうです。けれども、また、その翌年には、父親が盲目になり、九つ、十の子供だけでも、父親も働く事ができないので、自分が働いて（食事を）あげなければならぬような立場になったようです。ですから、この子供が、隣から食べ物を乞い、食べさせては、親に、お父さんに、孝行をつくしていたそうですが、隣も、毎日、あげるだけあげつくし、あとは、いやがられるようになったそうで、この男の子は、物乞いして食べるだけではいけないので、たまにはなんとか考え出さなくてはいけないと思い、（そうだなあ、私が最近草刈りに、私が草刈りに行ったけれど、今、桑の実が実っていたから、ちょうど今ごろだったのでしょう）。そのころは山がたくさんあって、桑の木もたくさんあって、それはもう、桑の木の実が実っていたようです。それを、赤い物（赤く熟した実）は別に、まっ黒な物（十分に熟した実）は別にもぎとって、黒い実は父親にあげ、赤い実は自分が食べて、毎日生活していたそうです。ところが、ある日、昔は、そうしていたのか、船人たちが、航海人たちが、生けにえとして生きた人間を神様に、何か年かごとに、捧げなければならないような祭りが、風習があったようです。この船人たちは、どんな（親でも）子供を売るような人は、いないはずだけれども、どうすればよいのだろうか、どこでもよいからまずは回っていれ

ばよい知恵がうかぶであろうと、回ってみていると、ある子供が、赤い実は別に、黒い実は別にと袋を二つ持って、(桑の実を)もぎとっているの、この人たちは、「どうして、お前はどのようにに別々に(実を)もぎとっているのか」と聞くと、「実は、お母さんは去年なくなり、お父さんは今年目が見えなくなったので、誰が働いて食べさせてくれるあてもないので、隣からも親類からも乞うだけは乞うて、後にはいやがられているので、こうでもして、この命、お父さんの命は、持たさなければいけないので、私はこのように(実を)もっているのです」と言ったので、ああ、これは感心な子供だと、「それでは、私が、私たちが、おまえのお父さんが一生食べていくだけのお金を差しあげるから、お金をさえあげれば、隣人は一升米などを買って差しあげるだろうから、おまえを買おうと思うがどうか」と……

上記は、蔡順の分樵譚に基づく(樵は、桑の実)。両孝子伝のその本文を示せば、次の通りである。

陽明本

時遭二年荒一、採桑樵赤黒二籃一。逢赤眉賊一。々問曰、何故分二別桑樵二種一。順答曰、黒者飴^レ母、赤者自供。賊(或白米二斗)還(牛蹄一双与順)放^レ之、賜^二完十斤^一。

船橋本

於^レ時年不^レ登、不^レ免^二飢渴^一。順行採^二桑実^一、赤黒各別^レ之。忽赤眉賊来、縛^レ順欲^レ食。乃賊云、何故桑実別^二両色^一耶。答曰、色黒味甘、以可^レ供^レ母。色赤未^レ熟、此為^二己分^一。於^レ時賊歎云、我雖^レ賊、也亦有^二父母^一。汝為^レ母有^レ心、何殺食哉。即放^二免^一之、便与^二完十斤^一。

昔話「息子の花」が、蔡順の分樵譚に拠っていることが分かるであろう。なお二十四孝系も、蔡順分樵譚を内容としている。『通観』26沖繩むかし語り、一七二「金生み猫」(原題、「黄金小猫」)には、雷を畏れる母親が登場する。その部分を示せば、次のようである。

中頭郡与那城村宮城・女

昔、たいそう雷を怖がっていた母親が、二人の男の子を残して死んでしまいました。ある日のこと、大雨が降って雷がゴロゴロゴロゴロ鳴り続けました。次男は長男の所へ行って、「ヤッチー(長兄)、今日はあんなに大きな雷が鳴って、近ごろ後生(あの世)にいらしたばかりのかあさんは、さぞ怖がっていることでしょう。さあ、一緒にかあさんのお墓へ行ってみようよ」と誘いました。けれども、長男は、「なんだと、死んだ人が怖がるも

のか。お前一人で行くがいいさ!」と言って、とりあってくれませんでした。そこで、次男は、一人でかあさんのお墓へ行き、「かあさん、今日はどうしても大きな雷が鳴りましたが、驚きませんでしたか?」と言いながら、お墓を開けて中に入ってみました。すると、かあさんの棺箱の上に、猫が坐っていました……

上記も、蔡順譚に該当話があるのだが(二十四孝系孝行録11等)、この話は、むしろ王褒譚に基づくものと見た方がよいように思われる。参考までに、例えば全相二十四孝詩選15王褒の本文を示せば、次の通りである。

王褒

慈母怕^レ聞^レ雷 氷魂宿^二夜台^一

阿香時一震 到^レ墓遶千廻

王寄、字偉元、至孝奉^レ母。平生畏^レ雷、既死而葬。毎^レ遇^二雷震^一、即至^レ墓曰、褒在^レ此、勿^レ懼

阿香は、雷の別称、夜台は、長夜の台で、墓を指す(『孝子伝の研究』Ⅲ四参照)。

四

『日本昔話通観』24長崎動物昔話、五八一「ほととぎすと兄弟」、類話37における、

長崎県下県郡岐原町久根浜・男 弟が目が見えぬ兄に桑の実を食べさせていた。弟は自分は未熟な赤いのを、兄には熟した黒いのを食べさせているのに、見えない兄が疑うので腹を切る。誤解に気づいた兄は、罪ほろぼしのために「オトキタカ」と日に四万八声鳴かねばならぬ

などは、明らかに前述、蔡順分樵譚の影響を受けているが、一方、「ほととぎすと兄弟」の昔話は、趙孝譚と関わるようである。そのことを述べる前に、趙孝譚、王巨尉譚と昔話との関係を見ておきたい。『通観』25鹿児島むかし語り、二六三「兄弟と虎」は、次のような話である。

大島郡大和村津名久・女

兄弟二人が山越えをしていると、虎が現われ、前を歩いている弟を襲おうとする。兄が「私を先に食え」と弟の前に立ちふさがる。虎が兄を食おうとすると、弟が「食わないでくれ」と兄をかばう。神様が現われ、「お前たちはよい人間だ。虎は食わないので生け捕りにして連れ帰り、見世物にして金をもうけて暮らせ」と言った。これが動物屋のはじまり

この話は、虎を盗賊(赤眉の賊)と考えれば、両孝子

伝12王巨尉の話と酷似している。陽明本の本文を示せば、次の通りである。

王巨尉者汝南人也。兄弟二人。兄年十二，弟年八歳。父母終没，哭泣過礼。聞者悲傷。弟行採薪，忽逢赤眉賊。縛欲食之。兄憂其不還，入山覓之。正見賊縛將殺食。兄即自縛，往賊前曰，我肥弟瘦。請以肥身易中買身上。賊則嗟之，而放兄弟。皆得免之。賊更牛蹄一双，以贈之也

ところで、王巨尉譚と非常によく似た話として、趙孝譚がある（両話は共に、東觀漢記十七、後漢書三十九を源泉とする）。趙孝譚は兩孝子伝に見えないので今、類林雜説一・4に引かれる逸名孝子伝を示せば、次の通りである（嘉業堂叢書本に拠り、陸氏十万卷樓本影金写本を参照した）。

趙孝宗（長平人也。弟礼為賊捉。將欲食之。宗聞之走，謂賊曰，礼瘦，不如孝宗肥。請代弟死。賊相謂曰，此義士也。賊遂共殺之。漢明帝時，為長樂尉。出孝子伝）

この話は二十四孝にも受け継がれる。参考までに、二十四孝系の孝行録20「趙宗替瘦」，全相二十四孝詩選22張孝張礼の本文を示せば、次の通りである。

孝行録

趙孝宗，弟孝礼為賊所劫。欲烹之。孝宗詣賊言，弟孝養老母，且身瘦。不如己肥。請代烹。其言哀切。賊曰，此孝子也。皆殺之。

（南葵本）

全相二十四孝詩選

張孝張礼家貧，兄弟二人。礼養母拾菜。於路遇賊，將烹食之。礼云，乞回家，供母早食，却來就死。孝聞自詣賊，曰，礼瘦，不如孝肥。願代弟命。礼曰，礼本許殺。勿殺吾兄。賊見二人孝義，俱捨之（竜大本）

趙孝の名が、趙孝宗、張孝と変化している（金文京氏「『孝行録』の「明達亮子」について―「二十四孝」の問題点―」（『汲古』15、平成元年6月）、橋本草子氏「『日記故事』の版本について―二十四孝図研究ノートその三―」（『人文論叢』46、平成10年1月）参照）。さて、『通観』の「兄弟と虎」は、趙孝譚の方との関係を考えるべきかもしれない。何故なら、前述「ほととぎすと兄弟」が、趙孝譚と深く関わっているからである。昔話「ほととぎすと兄弟」（『日本昔話名彙』派生昔話、鳥獸草木譚「時鳥と兄弟」、『日本昔話大成』1動物昔話、四六「時鳥と兄弟」、『通観』28昔話タイプ・インデックス動物昔話、四四二「ほととぎすと兄弟」）は、青森から沖縄まで、全国的に幅広く分布す

る話だが、仮に『名彙』によりその梗概を示せば、以下の如くである。

親子三人の時鳥があつた。兄は生れて間もなく盲目となつた。母と弟とは毎日美味さうなものを探して来ては兄に食べさせて居ると、その中母が亡くなつた。弟はそれからは自分が木の実の皮や草の根の尻尾などを食べて、いゝ所を兄にやる様にして居たが兄は段々ひがむ様になつて、或日遂に弟の咽喉を突いて殺してしまつた。すると今まで見えなかつた眼が急に見える様になつて、弟の咽喉からは逆も食べさうも無いやうなものばかり出て居て、自分の食べて居た様なものは少しも見えなかつた。兄は大変後悔し悲しんで死骸にすがりついて「のどつつきつた」と叫んでのどが破れ、血を吐き嘔きつゝけた。之を見兼ねて神様が、これから毎日朝から晩まで一日に八千八声鳴いて、弟にあやまつたら弟も許してくれるだらうと云はれた。それから時鳥は「のどつつきつたよ」と咽喉から血を吐くまで鳴きつゝけるのだといふ

この昔話は、東觀漢記に載る、次の趙孝譚とよく似る。

趙孝，字長平，沛国蕭人……建武初，天下新定，穀食尚少。孝得穀，炊將熟，令弟礼夫妻俱出外，孝夫妻共蔬食，比礼夫妻帰，即曰，我已食訖。以穀飯独与礼之。礼心怪疑，後掩伺見之。亦不肯食，遂共蔬食。兄弟怡怡，鄉里歸德

当条は、孝子伝、二十四孝には見えないが、例えば北堂書鈔一四三、初学記十七、類林雜説一・3（西夏本無）、太平御覧四一六、八四七（共に東觀漢記を引く）、また、敦煌本不知名類書丙、語対21等に見え、有名なものであったらしい。

昔話の中には、明らかに関子騫譚の影響を受けていると見られるものが、可成りある（『米埋め糲埋め』『お銀お銀』など）。その確実な例を一つ示す。次に掲げるのは、『日本昔話通観』10新潟むかし語り、一八五「継子いじめ」（原題「千太郎万太郎」）の梗概である。

佐渡郡相川町外海府・女

ダンとウメの夫婦がいて、生まれた男の子を千年も生きるようにと千太郎と名づける。ウメが死んで後妻が来、生まれた男の子に万年も生きるようにと万太郎と名づける。ある日父親が千太郎に馬を引かせていくと、寒さにふるえるので、調べるとかきなくずを入れた着物を着せられている。万太郎の着物を調べるとことこした綿が入っていたので、怒って後妻を追い出そうとする。千太郎

が父親をとりなし、後妻は心を打たれて以後千太郎もかわいがって暮らした

この例など、関子齋譚の影響が顕著に認められよう。今例えば両孝子伝33関子齋の本文を示せば、次の通りである（陽明本に拠る）。

関子齋魯人也。事^(後母)後母。々々无道、子齋事^(父)之无^(怨)有^(色)。時子齋、為^(父)父御^(失)失^(轡)轡。父乃怪^(之)之、仍使^(後母)後母子御^(車)車。父罵^(之)之、齋終不^(自)自現。父後悟、仍持^(其)其手、々冷。看^(衣)衣々薄、不^(如)如^(晚)晚子純衣新綿。父乃凄愴、因欲^(追)追^(其)其後母。齋涕泣、諫曰、母在一子单、去^(二)子寒。父遂止。母亦悔也。故論語云、孝哉、関子齋、人〔不^(得)得^(聞)聞^(於)於其母又昆弟之言。此之謂也

前述『日本昔話大成』5本格昔話、二二〇A「継子と井戸」の本文（山形県最上郡）中に、継母が毒を入れた握り飯を、継子の食べようとするのを「寺子屋のお師匠さま」が制止して、

「お前、だめだ。その弁当食わねでおげよ」て、いうけど。「そごの大こさ食えろ」て、いうど。ほんで、庭前の犬こ、やったれば、ペロっと、食ったけ、クリクリど、回ったけど、ひっくりけて、トンと、死んだけど

とするプロットが見える（また、『大成』5本格昔話、二〇七「お銀小銀」の岐阜県吉城郡〈おしんとこしん〉以下にも）。同じ趣向は、例えば『日本昔話通観』2青森昔がたり、一二「米福栗福一本子の援助」、六四「おりん子・こりん子」（また、『通観』5秋田むかし語り、一一六「おりんこ・こりんこ」類話3）、『通観』12山梨むかし語り、一八八「俊徳丸」、『通観』18島根むかし語り、一二四「本子の援助」（原題「お月とお星」）類話1等に散見するが、これは、両孝子伝38申生における、継子の申生が父献公に奉った食事（胙）に、継母の驪姫が毒を入れ、献公の前で驪姫がそれを改めさせる話と関わる。例えば類林雑説一・1所引の逸名孝子伝の本文を示せば、次の通りである。

申生欲^(上)上^(公)公祭肉。姫謂^(公)公曰、蓋聞食^(従)従^(外)外来、可^(令)令^(三)三人嘗^(二)試^(之)之。公以^(肉)肉与^(犬)犬、犬死。与^(婢)婢死

原話は、例えば史記晋世家に、「献公欲^(饗)饗^(之)之。驪姫従^(旁)旁止^(之)之曰、胙所^(従)従^(来)来^(遠)遠。宜^(試)試^(之)之。祭^(地)地、地墳。与^(犬)犬、犬死。与^(小臣)小臣一、小臣死」、春秋穀梁伝僖公十年に、「君将^(食)食。麗姫跪曰、食^(自)自^(外)外来者、不^(可)可^(不)不^(試)試也。覆^(酒)酒於^(地)地、而^(地)地賁。以^(脯)脯与^(犬)犬、犬死」などに見える。ところで、この犬による毒改めの記述は、両孝子伝に見えず、陽明本の早い段階における脱落が疑われるのだが、我が国においてもかつて、

そのプロットを有する孝子伝の行われたことは、例えば、東京大学文学部国語研究室蔵、和漢朗詠集見聞上、春、躑躅「寒食家応」注に、

献公大喜テ、服セントシ玉フ。時后玉ヒケルハ、外ヨリ来リタルニ、何ナル物ニテカ有覽。先犬与テミ玉ヘトテ、犬ニ与ニ、后、兼毒ヲ入玉ヒシカハ、死ヌ。サレハコソトテ、小臣与ル、小臣則死と見え、「孝子伝ノセタリ」とすることから確認出来ることに、注意する必要があるだろう（申生譚については、黒田彰『中世説話の文学史的環境』（和泉書院、昭和62年）Ⅱ二2、及び、黒田の近稿「申生賛語—孝子伝図と孝子伝—」参照）。

『日本昔話通観』16兵庫むかし語り、七七「本子の援助」（原題「継子の話」）の第一段に、次のような話が採られている。

養父郡大屋町・女

姉と妹とあって、そして姉が継子なんかいな。継母が、姉の方が継子で妹の方がわが子なんで、どないぞ継子を殺しとうてな—あ、ほうでまあ隠してお母さんが、オトコいって昔は女中じゃのオトコじゃのいうものよう使いよったよ、身上のええ家はな。そしたら下男がおいてあったんですが、そしてその下男にな、わが子が聴い—とったらな、「どないぞあの子を、あすこへ中の間へ寝とるで、あの子をどないぞ殺いてくれ」言って話をしよるのを聴いて。ほうで妹の方がな、大けな雛さんをなこれを寝させて、そして「他のとけえ行て、姉さんは寝とれ」言って教たんじゃって。ほうで、その下男がな行て、その女子の子をギューと刀で刺すじゃかどないして殺いて、ほしてまあ、こう包んで持って出て、まあどこへ捨てたんじゃなあ。ほしたら、朝ま起きてみたら、出りゃへん思うんに起きて出て来て、他寝とるで。ほうで顔洗いに—行てな御飯食べる。ほうで不思議に思—とったらな、そしたらまあ、「またこんなことがあった」、そない言ては、姉の方はそないして、妹はそないして

この話は、どうやら両孝子伝43東婦節女と関わりがあるように思われる（なお『通観』28むかし語り、一八七「人形の身替わり」、一八八「おぎん・こぎん」、四一九「孝女の犠牲」参照）。その陽明本の本文を示せば、次の通りである（源流は劉向列女伝五・15「京師節女」）。

東婦節女者、長安大昌里人妻也。其夫有^(仇)仇。々人欲^(殺)殺^(二)其夫^(一)、聞^(三)節女孝令而有^(二)仁義^(一)。仇人執^(二)縛^(一)女人父^(一)、謂^(女)女曰、汝能呼^(夫)夫出者、吾

即放_二汝父_一。若不_レ然者、吾当_レ殺_レ之。女歎曰、豈有_二為_レ夫而令_レ殺_レ父哉。豈又示_二仇人_一而殺_レ夫。乃謂_二仇人_一曰、吾常共_レ夫、在_二楼上_一寢。夫頭在_レ東。密以_二方便_一、令_二夫向_レ西、女自在_レ東。仇人果來、斬將_二女頭_一去。謂是女夫。明旦視_レ之、果是女頭。仇人大悲嘆、感_二其孝烈_一。解_レ怨无_二復來懷_レ殺_レ夫。其夫之心、論語曰、有_二殺_レ身以成_レ仁、无_二求_レ生以害_レ人。此之謂也

東婦節女譚は、注好選上・67、今昔物語集十・21、私聚百因縁集六・11、延慶本平家物語二末、源平盛衰記十九等に喧伝する他、昔話との関係については、孝行集15、金玉要集「夫妻事」など、唱導資料に見えることに注意すべきである。

最後にもう一つ、『日本昔話通観』9千葉むかし語り、二一四「孝行息子と蚊」(原題「シナの孝行息子」)の梗概を見ておく。それは次のような話である。

千葉県安房郡三芳村(旧滝田村下滝田)・男中国に孝行な息子がいて、病気の親を看病していた。夏で蚊がいてかゆくてならないので、「病気の親を蚊に食わせるわけにいかないから」と言っ
て、自分が酒を飲んで、自分に蚊が集まるようにした

これは明らかに、有名な呉猛譚を伝えるものである。例えば逸名孝子伝(太平御覧九四五所引。両孝子伝に不見)、二十四孝系の全相二十四孝詩選21呉猛の注文(竜大本。『佐藤家の昔話』伝説(二)、577「二十四孝(2)」に、「……蚊帳の代役をつとめてだていうのも二十四孝の一つだ」とある)を併せて示せば、次の通りである。

逸名孝子伝

孝子伝曰、呉猛年七歳。時夏日伏_二於母牀下_一。

恐_二蚊虻及_二父母_一。

全相二十四孝詩選

呉猛年八歳、有_二孝行_一。家貧无_二帷帳_一。夏不_レ驅_レ蚊、恐_二去_レ己而齧_二其親_一也

以上、昔話と孝子伝との関係について、気の付いた例を上げ、取り敢えず対応関係にあると思しい孝子伝(また、二十四孝等)の本文を比較してみた。各話の個別、具体的な検討や、両者の源泉、また、介在資料等の問題などについては、殆ど触れず、小稿は飽くまで昔話と孝子伝との関わりを確認、報告するに留まる。従って、それらの全てはさらに後考に委ねられることとなるが、それにしても、孝子伝は幼学書なのであって、両者の関連は、かつて西野貞治氏が、

孝子伝・孝子図などと題する書が、孝経と共に童蒙の必修書とされ……盛行した

と指摘された(『陽明本孝子伝の性格並に清家本との関係について』、『人文研究』7・6、昭和31年7月)制度が、驚くべきことに現在の我が国において、なお機能し続けていることを意味する。幼学と民話との関係は、改めて今後解明されるべき、大きな課題を幾つも内包しているのである。末尾に、小稿で扱った昔話と孝子伝との関係を、一覧として纏めておく。

付記 小稿で用いた昔話資料は、佛教大学黒田ゼミの大学院生、学部四回生との共同研究に基づくものである。

孝子伝、昔話対応一覧

柳田国男『日本昔話名彙』(日本放送出版協会、昭和23年)

関敬吾氏『日本昔話大成』1—11(角川書店、昭和54年—55年。11は、野村純一、大島廣志氏と共編)

稲田浩二、小沢俊夫氏『日本昔話通観』1—27、研究擔I、II(同朋舎出版、昭和52年—平成10年。27、研究篇は、稲田氏の単著)

1 舜(両孝子伝)

『日本昔話名彙』完形昔話、まゝ子話「継子の井戸掘」

『日本昔話大成』5本格昔話、10継子譚二二〇A「継子と井戸」

『日本昔話通観』28昔話タイプ・インデックスむかし語り、Ⅷ継子話一八二「継子の井戸掘り」

2 董永

『名彙』——

『大成』——

『通観』28むかし語り、IX婚姻〈異類女房〉二二二「星女房」

5 郭巨

『名彙』——

『大成』7本格昔話、16新話型一一A「孫の生き肝・三夫婦型」、B「同・観音信仰型」、C「同・複合型」。同10、7補遺四「孟宗竹」第2

『通観』28むかし語り、Ⅷ社会と家族四二三「孫の

生き埋め」, II 超自然と人〈授福〉四六「孫の生き肝」, 〈来訪神〉19「末期の乳」

6 原谷

【名彙】完形昔話, 智慧のはたらき「姥棄山」
【大成】9 笑話, 3 巧智譚B和尚と小僧五二三C「親棄畚」
【通観】28むかし語り, Ⅷ社会と家族四一〇B「姥捨て山—もっこ型」

11 蔡順 (分樵)

【名彙】——
【大成】——
【通観】26沖縄むかし語り, 孤立伝承話三三九「息子の花」

○ (助虎)

【名彙】——
【大成】10, 7 補遺四「孟宗竹」第4。同6本格昔話, 12動物報恩二三八「狼報恩」
【通観】28むかし語り, Ⅷ動物の援助三八九「狼の守護」, 三九〇「狼の徳利」

○ (畏雷 (孝行録11等))

【名彙】——
【大成】——
【通観】26沖縄むかし語り, 一七二「金生み猫」
*王哀参照。

12 王巨尉

【名彙】——
【大成】——
【通観】25鹿児島むかし語り, 孤立伝承話二六三「兄弟と虎」
*趙孝参照。

26 孟仁

【名彙】——
【大成】10, 7 補遺四「孟宗竹」第1。同5本格昔話, 10継子譚二一三「継子の苺拾い」
【通観】28むかし語り, Ⅷ継子話一九二「継子のいちご取り」

27 王祥

【名彙】——
【大成】10, 7 補遺四「孟宗竹」第3
【通観】26沖縄むかし語り, 二一二「継子の鯉取り」
*26孟仁参照。

33 関子騫

【名彙】完形昔話, まゝ子話「お月お星 (お銀小銀ともいふ)」
【大成】5 本格昔話, 10継子譚二〇五B「米埋糠埋」, 二〇七「お銀こ銀」
【通観】10新潟むかし語り, 一八五「継子いじめ」。
同28むかし語り, Ⅷ継子話一八八「おぎん・こぎん」, 一九五「米埋め糠埋め」

35 伯奇 (蜂の話)

【名彙】——
【大成】——
【通観】26沖縄むかし語り, 孤立伝承話三三二「継子と王位」。同28むかし語り, Ⅷ継子話一八三「継子と王位」
*【城辺町の昔話】上 (南島昔話叢書7, 同朋舎出版, 平成3年) 本格昔話一九「継子と蜻蛉」参照。

38 申生 (犬の毒見)

【名彙】——
【大成】5, 本格昔話, 10継子譚二〇七「お銀小銀」岐阜県吉城郡以下, 二二〇A「継子と井戸」
【通観】2 青森むかし語り, 一二「米福栗福一本子の援助」, 六四「おりん子・こりん子」等。同12山梨むかし語り, 孤立伝承話一八八「俊徳丸」。同18島根むかし語り, 一二四「本子の援助」類話1等

43 東婦節女

【名彙】完形昔話, まゝ子話「お月お星 (お銀小銀)」
【大成】5 本格昔話, 10継子譚二〇七「お銀こ銀」。
同10, 7 補遺二〇「寝床の場所を代わる」
【通観】16兵庫むかし語り, 七七「本子の援助」。同28むかし語り, Ⅷ継子話一八七「人形の身替わり」, 一八八「おぎん・こぎん」, Ⅷ社会と家族四一九「孝女の犠牲」

○ 王哀

【名彙】——
【大成】——
【通観】26沖縄むかし語り, 一七二「金生み猫」

○ 趙孝 (替瘦)

【名彙】——
【大成】——
【通観】25鹿児島むかし語り, 孤立伝承話二六三「兄

弟と虎」

○(食蔬)

『名彙』派生昔話，鳥獸草木譚「時鳥と兄弟」

『大成』1 動物昔話，9 小鳥前生四六「時鳥と兄弟」

『通観』28動物昔話，XV動物前生四四二「ほととぎす
と兄弟」

○呉猛

『名彙』——

『大成』——

『通観』9 千葉むかし語り，孤立伝承話二一四「孝
行息子と蚊」

日本における唐律令・礼の継受と展開

大津 透

【要旨】

日本古代国家の形成期において、中国の古典文化がどのように影響したかを、狭義の文化だけでなく国制全体を視野に入れ、唐の律令や儒教經典に基づく礼制がどのように日本に継受されたかをかんがえ、さらにそこから日本固有の古典と呼びうる文化がうまれたことを示し、その背景を考える。

1) 唐の律令について。龍谷大学所蔵の大谷文書の復原を行い、旅順博物館所蔵文書も含め、均田制関係文書を中心に唐律令制の支配の実態を復原する。また寧波天一閣で発見された北宋天聖令写本を調査し研究し、田令や賦役令を中心にして唐開元令の復原を試み、唐律令制の特色と日本律令制との関係を明らかにして日唐律令比較研究の基礎を築く。

2) 日本古代の天皇制について。天皇制を中心に、律令や礼の継受を考え、大宝律令が成立する8世紀初頭には一見中国的国制が成立したようにみえるが、実際にはなお土俗的、固有な国制が残り、9世紀を通じて礼を継受するなかで天皇制の唐風化が進み、日本の古典的国制が成立することを解明した。

3) 平安時代の摂関期の文化について。藤原道長に代表される国風文化と称される文化は決して中国文化を排除して成立した日本固有の文化なのではなく、中国文化の消化吸収が一段落したあとに、中国文化の圧倒的影響とそれへの憧れのもとで形成されたものである。そこで作られた国制や美意識は長く後の時代を規定し、日本の古典という文化が生まれたと評価できる。

【位置付け】

日本において、何が古典であるのかは必ずしも自明ではない。日本の歴史をつうじて明らかに古典であっ

たのは中国の古典、漢籍であった。しかし日本の文明化という視点で考えるとき、個別の儒教の古典がどのように日本に輸入され影響を与えたかというよりも、法律や制度を含めて中国の国制全体がどのように日本に継受され、あるいはされなかったのかを考えることが重要である。したがって唐の律令や礼の影響を研究することが必要であり、そこから国制の中に構造化されている中国の古典があらわしている儒教的イデオロギーや官僚制・均田制など、中国文明が日本の古代国家の形成、文明化にどのように影響したかを明らかにすることができる。

この問題は、日本に現在までつづく天皇制が、どのようなものとして中世・近世に続いたのかを解明することになり、現代における意義も大きい。朝廷・公家社会に代表される近世まで継続する伝統的国制が、どのようにして、いつ成立したのか、解明が求められている。さらにこの伝統的社会のなかで規範として生き続けた美意識・古典が、多く10-11世紀に生まれたことは、それが国学的に日本独自の価値観と評価するよりも、中国文明の十分な咀嚼のうえで日本の宮廷社会が成熟し、中国とくに唐の文化との密接な交渉のもとで生み出されたと理解することができる。このことは日本の古典文化を東アジア文明のなかで国際的に位置付けることを可能にする。

龍谷大学所蔵の大谷探検隊将来の大谷文書は、世界的な文献学の基礎をなしている敦煌吐魯番学の基礎資料のひとつである。しかしスタイン・ペリオのコレクションにくらべて国際的にみても調査研究が遅れている。今世紀初めに日本人がトゥルファンから持ち帰った経緯から考えても、科学研究費を用いて基礎的な復原研究を進めることは、国際的にも期待されていると

いえるだろう。また唐令の復原研究は、いうまでもなく中国史研究の基礎をなすものであるが、東洋史研究者の法制に対する関心は必ずしも高くなく、日本律令制との関係から日本史の立場で研究を進めることは意義があるし、独自の視点をもたらすことになるだろう。

【他領域との連携の成果】

所属する調整班研究の研究会での討議や、あるいは2000年の古典学の再構築の公開パネルディスカッションに参加し、西洋古典学やフランス文学の研究者と対話する機会を得たことにより、西洋的な「古典」にあたるものが日本にはないこと、日本では「文明における古典の役割」といったときに、そもそも何が古典であるかが自明ではないということを痛感させられた。ふつう日本で古典文学とよばれている「古事記」や「日本書紀」にしても、それがその後の各時代を通じて規範性をもっていたわけではない。

日本における規範性・参照性をもった古典と称するのは、近世におけるまで中国の儒教の經典であったことは明らかである。そしてパネリストの中国思想の研究者から教示を得たように、中国の儒教の道徳や規範は、西洋のように決して個人の内面にとどまるものではなく、個人から家そして国家へ拡大する所に特色がある。つまり社会秩序や国制と密接不可分であり、東アジア世界における中国文明の周縁の小国における律令などの法制や、儒教的社会規範である礼の継受を儒教的古典的世界の輸入と考えるべきであることに気づく。そのうえで中国の古典が日本社会にどのように定着し、そこから日本独自の文化を生んでいったかが問題になるだろう。

唐代史研究会という中国史研究者の集まりにおいて、租税制を中心に律令制の特質について報告し、また律令と儀礼をめぐるシンポジウムの司会をしたが、中国では、国家の支配、皇帝の支配はあまりに自明のことでなぜ支配ができるのか、どのようなからくりがあるのか、あまり考えられてこなかったことがわかった。日本史の研究から律令制の特色をかんがえることは、中国史にもフィードバックされて、日唐の律令制の、つまり東アジア文明の特色が明らかになるだろう。

【研究成果】

〈はじめに〉

調査としては、中国寧波の天一閣で発見された北宋天聖令の写本の研究を進め、公開されている田令を中心に具体的な唐令の復原作業を進めており、論文6では最新の日唐の田令の構成の比較をふまえて日本古代

の王権の特質に迫った。また賦役令についても最近上海の戴建國氏が発表された釈文をうけて、論文1で条文配列などの検討と比較を行い、論文3で唐での歳役の位置付けや税物の輸送の意味の大きさを指摘し、従来知られなかった興味深い事実をふまえ、日本の賦役令の構造と特色を明らかにした。

龍谷大学所蔵の大谷探検隊が西域より将来した大谷文書のうち、唐開元29年前後の西州の退田文書、欠田文書、給田文書からなる一連の均田制関連文書については、1960年代に西嶋定生・西村元佑・内藤乾吉氏らにより研究が進められ、西州における均田制下における土地の給授の実態が明らかにされたが、これらの研究がきわめて入念であったこともあり、その後研究が深められてこなかった。今回、大学院生の野尻忠・稲田奈津子両氏の協力と龍谷大学図書館・同教授小田義久氏の深い理解を得て、文書原本にあたっての調査を行い精力的に復原研究を進め、最低8枚が張りあわされて青龍の形をなして表面に彩画が描かれていたことを発見し、きわめて多くの断簡接続を発見し、新発表分も含め旅順博物館所蔵の大谷文書との関連も明らかになり、大谷文書の整理に貢献している。この作業の中間報告を論文2として中国語で発表し中国の唐史学会の研究者に高く評価されたが、さらに全体の復原研究を論文6として公刊する。この復原研究を基礎にして唐律令制の土地支配・民衆支配が解明され、日本の田令との差異が明らかになるだろうし、今後期待される旅順博物館所蔵の大谷探検隊将来文書の本格的調査研究の基礎とも成ろう。

日唐の律令制の比較研究としては、古代の天皇制をめぐる著書1をまとめ、律令法に規定された奈良時代の天皇のあり方は、天皇と官僚の関係、皇位継承儀礼、天皇の服など、中国的な律令法とは大きく違っていて、実際には大化前代あるいは古墳時代以来の固有なあり方、氏姓制度のあり方を継承しているものであることを明らかにした。しかし当初継受できなかった中国的な律令法について、八世紀中葉以降、礼の受容による唐風化という形で天皇制の変化がすすみ、弘仁年間に儀礼が中国的な形に改められ、貞観年間に唐風化の到達点を見る。これは八世紀以来律令制が段階的に継受されたということができ、天皇制は奈良時代にはなお濃厚に残っていた大和朝廷の神話の秩序から平安時代によりやく脱することを明らかにした。編著2では、こうした律令法の理解に基づきこの20年の律令制研究を各篇目ごとに総括し、研究の方向を見通している。なお著書では、天皇制の政治史的側面については捨象しているが、編著1を編み多くの若手の優秀な研究者

の参加を得て、政治史的あるいは宗教的側面を中心とする奈良・平安時代の天皇のあり方、とくに平安時代初期の変化の意味について、多角的に検討を行った。

この平安時代に成立した天皇制は江戸時代までつづく「古典的国制」であるといえるが、その成立の背景には唐の律令や礼の継受があった。そして藤原道長に代表される摂関政治期に、中国文明の継受が一段落していわゆる国風化、日本社会の成熟が進み、安定したレジームがもたらされることを朝廷のシステムを中心として、啓蒙書であるが著書²で述べている。一般に考えられているように律令制が崩壊して国家がなくなったわけではなく、国制全般を考えれば、この時代の宮廷社会のシステム、またそこで定まった天皇のありかたが近世までを規定するのであり、「古典的国制」であるといえるだろう。

さらに、藤原道長が指導する宮廷社会において、藤原行成など三跡が和様書道を完成させたことや、漢詩作成の盛行のなかで和歌と漢詩漢文を並列させて後世までの美意識を規定した藤原公任撰のアンソロジー『和漢朗詠集』などにみえるように、王羲之や白居易などの中国文明の吸収の上にこの時代に日本の古典文化が形成されたということもできるだろう。美術では和様彫刻を完成させた定朝も、日本の古典文化といえることができよう。国風文化の代表とされる「源氏物語」や「枕草子」も、日本固有の仮名文学としてではなく、中国古典の日本的吸収として考えるとき、日本の古典文学ということができる。

以上は、日唐の律令法の異質さを前提にして、平安時代に日本の文明化を考えたものだが、一方で、日唐の律令法には、共通する古代的な部分があり、それに注目する必要がある。台湾での国際シンポジウム口頭報告³および論文⁵で述べたように、調庸制や課役制などの人頭税は、計帳を媒介にしておおまかに人数だけがわかればよいという程度の支配のレベルに対応する税制であり、個別人身支配といわれる人民一人一人を強力に国家が把握しているというのは虚構である部分があると思う。日本古代国家の分析を通して導きだされた特質は、同時に中国古代国家の特質である部分もあり、東アジアにおける律令制といういわば古典的国制の本質を明らかにするだろう。

〈本論〉

日本律令制と古代東アジア文化圏 —税制と戸口把握を中心にして—

はじめに—近年の日本古代律令制研究の動向—

古代東アジア世界を構成する要素として、漢字文化、儒教、律令制、仏教が西嶋定生氏によりあげられている。律令制は、皇帝を頂点とする支配体制が法体系・官僚機構により運用される中国で出現した政治体制であり、長い歴史をかけて唐代に至ってほぼ完成した高度な統治技術である。これが朝鮮・日本・ヴェトナムなどでも採用されて、共通する政治体制上の特色を示すという。日本の古代国家は律令法を全面的に継受することにより、日本に唐に倣った帝国構造と高度な官僚政治システムを導入することができたのである。

しかし戦後日本古代史研究を中心にして進められ、最近20年には高い水準に到達した律令制研究は、精緻な令文や制度の日唐比較により唐の制度を改変したり継受しなかった部分を明らかにすることにより、日本律令制の唐と違う部分に注目し、むしろ日本の独自な特色を抽出することに成功してきた。そうした独自な性格は、おもに日本の古い固有なありかたに起源があると考えられ、そこから天皇制の古い存立原理を読みとることも可能である。とくに天皇と五位以上の官人との関係は大化前代の大王と大和政権の支配集団を構成した畿内豪族の氏との関係を継承したものである。官僚機構が未熟で、口頭伝達の果たす役割が大きいなど原始的要素を残していることなどもあわせて、律令法は古い氏族制的秩序を法制化した面が大きいといえることができるだろう⁽¹⁾。

さらに日本における律令制導入の積極的意義を考えてみよう。一つには学令や医疾令などのように律令に含まれている高度な中国文明を体系的に移植したという面がある。しかし近年の研究動向としては、上述の律令の古い側面に着目することと表裏をなすのだが以下のような新しい考えかたが提出されている。1991年の史学会大会シンポジウム「律令制研究の課題」あるいは池田温先生の還暦記念論集『中国礼法と日本律令制』（東方書店、1992年）で主張したのだが、律令制の意義を8世紀につくられた大宝養老律令だけでなく、もっと後までの長い視野で考えるべきだ、具体的には9世紀以降に律令に遅れて行われた礼の受容、宮廷儀礼の唐風化、あるいは儀式書や格式の編纂も、唐制、広義の律令制の継受の過程として考えていくべきだという視点である。筆者は、唐代を頂点とする中国文明

の咀嚼、定着ということでは、ふつう「国風文化」といわれる10世紀の摂関政治期における宮廷社会の成立にその到達点があると考えている。以上の視点については天皇制を中心に『古代の天皇制』（岩波書店、1999年）としてまとめたことがある。

また最近の研究で注目されることとして、大隅清陽氏や稲田奈津子氏などにより儀制令、喪葬令、鹵簿令など、唐制、とくに礼制に密接に関わる部分について研究が深められたこと、従来研究がなかったテーマに本格的検討が加えられたことがある。その中で明らかになっている新たな論点は、奈良後半から平安時代初期にかけて唐礼が体系的に継受されるよりも前の段階の礼制、つまり大宝養老令制が包含している礼的な部分の評価である。それは大隅氏が戈や蓋について明らかにし、稲田氏が喪葬儀礼のうちの薨奏と勅使派遣について述べたように、大化前代のあり方を受け継いだものである。ただし喪葬令の多くの規定が示すように、中国制を勘案しながら日本独自の礼秩序を奈良時代に構築しているのでもあり、この点をどのように評価するかは今後の課題である。なお、北宋天聖令の発見などから養老喪葬令17服忌条は唐令にも同様な規定が付載されていたと考えるべきで、これまで通説が唐礼からも日本令が継受したと考えてきたのは誤りで、日本は基本的に律令のみを継受した、つまり律令制定当初に日本が継受した礼制は唐律令に含まれる範囲内での礼であったという重要な指摘が丸山裕美子氏や稲田氏によりなされている⁽²⁾。

さて筆者は、日唐律令制の比較研究という方法により、律令租税制度（租・調・庸）をとりあげて、最初に述べた大化前代の固有なあり方を継承している側面に重点をおいて支配の正統性あるいは天皇制の特質を考える手がかりとして研究を進めてきた。ここでは、そうした論証の成果を紹介しながら、これまで日本律令制の特色と指摘されてきた中に実は中国律令制の本質と捉えるべき部分もあるので、東アジア世界における共通性という視点にも留意したい。本稿は、古代国家が民衆を支配し租税をとるといことはどのようなものかを考えようという試みであり、それにより古代東アジア文化圏に共通する律令制の特色を考える手がかりが得られればと思う。

一、田租と出挙

田租については、日本では課役の概念に含まれないこと（唐では課役は租・庸・調をさすが、日本では調・庸・雑徭をさす）、賦課対象や基準も課役と異なり田地面積に賦課され、唐では賦役令だが日本では田

令に規定されること、税率が約3%と低率で変動しなかったこと、京進されないことなどから、非租税説が有力で、神に対して最初の収穫を捧げるという初穂貢納の慣行に起源をもつとする説が有力であった。しかし近年田租が蓄積された不動穀・不動倉についての研究が渡辺晃宏氏により進められた。『延暦交替式』に

太政官符。大税者、自今已後、別定不動之倉、以為国貯之物（郡別造鑰一勾）、国郡司等各税文及倉案、注其人時定倉（注略）

とみえる和銅元年（708）に設置された不動倉の制は、諸国の正倉のうち租を蓄えて満倉になると順に不動倉に認定していったもので、在地首長のもっていた稲を律令国家の稲としてクラごと囲い込み、鑰（カギ）を中央に進上させて郡司など地方豪族から正倉の支配権を奪う制度であることが解明された⁽³⁾。これにより田租制の意義が明確になったといえる。やがて天平6年（734）に諸国の殆どの雑色官稲が正税に混入されて地方財源が正税に一元化されるのは、中央政府の正倉への支配が強化されたことを示している。

田令1田長条では「段租稲二束二把、町租稲廿二束」とあり租は穀稲でなく穂に着いたままの穎稲で規定されている。田租と、春などに種初などを貸し出して秋の収穫時に利子を付けて返納させる出挙（穎稲で行われる）とは、本来は一体に運営される穎稲であったと考えられ、蓄積する田租、すなわち大税が成立することにより穀稲化が大宝令と同時に始まったらしい。

古代の天皇は多くのカギをもつ存在であった。奈良時代には請鑰の儀といって毎朝典鑰と監物とが内裏からカギを借り出し、毎夕返却していた。監物が管理していたのは大蔵省・民部省・大炊寮など調庸を納める官司の倉蔵のカギだけであり、石上神宮の神庫のカギも天皇のもとにあったことから、倉に収められているのが天皇への貢納物であり、それには宗教的意味もあったため、厳格な保管と出納儀式が行なわれたと考えるべきである。

さらに諸国の田租を貯えた不動倉のカギも天皇のもとに保管された。のちに平安時代初め早良親王の祟りを鎮めるため、早良親王に崇道天皇号を追贈するが、その時崇道天皇のために全国の諸郡にわずか稲四十束を納める正倉を建てた（『類聚国史』巻25、延暦24年〔805〕4月甲辰条）。この正倉は承和9年（842）に修理が命じられているなど、10世紀まで何らかの形で実体があったと考えられる。

ここから天皇とは全国に正倉をもつ存在であったことがわかる。そこに納められたのは初穂（『扶桑略紀抄』には「正税稲之上分」とある）であり、クラは本

来種稻を保管する神聖な宗教的な施設であった。地方官である国司は交替にさいして国印と正倉の鑰を受領するのであり（『朝野群載』巻22、国務条々事）、国司の権力の象徴は印鑰であった。クラの支配は、種稻の配布、出挙などの具体的な民衆支配であり、クラは権力や富の象徴であった。天皇はそうした諸国の倉のカギを進上させるというかたちで、全国の正倉を天皇のものとし、そこに貢納された初穂を天皇に対するミツギモノとしたのである⁽⁴⁾。

こうしたクラの民衆支配における意義は中国でも同じであろう。かつて筆者は大英図書館所蔵のスタイン将来の吐魯番文書「開元末年前後西州高昌県粟出挙帳」の断簡を紹介し、西州の州倉における倉督が管理した文書で、高昌県の百姓に所属里正が立ち会いのもとで粟を貸し与えた帳簿であったことを明らかにした。唐でも天宝9載（750）8月敦煌県牒（p.2803）にも見えるように、州県の倉から種子料は百姓に支給され、秋には郷ごとに返納されたのである。穀類の出挙が行なわれ、民衆支配の拠点となったはずである。その出挙の貸し出しや返納の際に里正が大きな役割を果たしていたことが注目されよう⁽⁵⁾。

二、調庸制の本質

『唐令拾遺補』賦役令一丙（開元二五年令）は、諸課戸、毎丁租粟二石、其調絹・絁・布、並隨郷土所出、絹・絁各二丈、布二尺五寸、輪絹・絁者、兼調綿三両、輪布者、麻三斤。其絹・絁為疋、布為端、綿為屯、麻為綬。若当戸不成疋・端・屯・綬者、皆隨近合成。（以下略）

とあるように、唐の調は絹または布で徴収され、しかも庸は絹六丈または布七尺五寸であるから正丁1人あたり絹二疋あるいは布二端と完額になるのである。また絹も布も基本的には貨幣として機能していたことに特色がある。

一方、日本の養老賦役令1調絹絁条では、絹・絁・美濃絁・糸・綿・布の繊維製品を規定したあとに（以下料額は省略）、

若輪雑物者、鉄、鋤、塩、鰓、堅魚、烏賊、螺、熬海鼠、雜魚楚割、雜臠、紫菜、雜海菜、海藻、滑海藻、海松、凝海藻、雜腊、海藻根（以下略）

とあるように、唐と異なり正調に代わるものとしての雑物制が規定される。その品目は多様であり、鉄などの鉱産物や、魚介類や海藻などの海産物、塩などを規定し、実際にも平城宮・京から出土した木簡から多くの海産物などが調として貢進されていたことがわかる。つまり日本の調制は、貨幣収取を目的とするのではな

く、地域特産物の貢納制という性格をもち、律令制以前の国造による貢納制の影響を残している。また庸は調と異なる品目で徴収されることも多く、庸は律令制以前からの仕丁などの資養物としての性格を保ち、調と庸は納入先が大蔵省と民部省と異なっていて、調と庸とがそれぞれ独自の性格をもち同一化していない。

調副物という付加税がきわめて少額であることや、絹が「六丁成疋」と多丁で疋をなす規定、また賦役令2調皆隨近条の『令集解』諸説が調は一郡内で合成すると述べることから、調は個別人身に賦課された租税というよりも、郡司に代表される在地首長の支配、労働力編成のもとで生産されまとめられ、貢納されていたと考えるべきであり、共同体的な協業を前提としていたらしい。このことは調を海産物で徴収する場合には顕著であろう⁽⁶⁾。

経費論から考えると、平安時代にもっとも用途として重視されたのは朝廷における仏事と神事であり、とりわけ伊勢神宮を中心とする諸社への奉幣での幣帛料であった。奈良時代にも全国の官社に班幣された幣帛は、御調ミツキの荷前ノサキといわれ、全国から貢納された調庸から成り立ち、調庸の初穂を奉るという意味であり、これが毎年年末に天皇の祖先である諸陵墓にも荷前として奉られたのである。伊勢国における調の糸（赤引糸）が7月に貢納されそれが伊勢神宮の祭祀に用いられたように、調は公民から祭祀のためのハツホとして貢納され、それが神祇官から全国の官社に祈年祭や天皇即位時にたてまつられるという論理構造になっていて、そこに律令国家そして天皇が全国の民衆を支配する正統性があつたと思われる。祭祀の残りが、庭積みされて官人に分配され、それが官人の禄、つまり国家財政の人件費になったという構造らしい⁽⁷⁾。

中国では、唐代には貢と賦とは分離されていたから、調庸自体にはこうした宗教的意味は失われていたと思われる（もっと古い時代には存在していた可能性がある）、元日の朝賀儀礼において全国から参列する朝集使が持参し、陳列する貢献物に儀礼の意味が残るだけであろう。ただし調庸は個人が納入するというよりも、郡司など地方行政の下部機構がとりまとめて貢納するという性格についていえば、日本のほうが色濃いとはいえ唐代についてもある程度あてはまるのではないだろうか。

三、人頭税とはなにか

日本古代の律令制においては、税制の中心である課役とは調庸雑徭をさし、正丁という一定年齢の成年男

子を対象とする人頭均額税であった。その母法である唐律令制においては、課役＝租庸調がやはり正丁に対する人頭均額税であるが、もう一方に戸の貧富によって付された戸等に応じて色役・雑任から雑徭まで様々な役にあてて役の体系である差科制があり、二つの原理を異にする税体系があったところに特色がある⁽⁸⁾。日本令では、差科の規定を読み替えて雇役の規定を作り、雑徭は「毎人均使、惣不得過六十日」として正丁一人六十日の労役として定額化し、田租を除いて課役制に一本化したのである。しかし課役制に限っていえば、ともに人頭税であり、古代国家に特徴的な税制であるということが出来る。人頭税は、正丁一人一人の貧富の差があまりないという古代的社会状況を前提とするが、一方で籍帳支配のような国家が民衆個人を強力に把握するという意味の古代的形象もある。しかしはたしてそのようなことがありえたのか。前近代社会では何らかの段階での請負なしでの徴税は不可能ではないか。古代国家は個々人を把握しているから徴税できるというのはフィクションの面があり、人頭税の性格については再検討の余地がある。

漢代の基本となる税制は、人頭税である算賦であり、十五歳以上の成年男女を対象に一算＝120銭を賦課した（『漢書』如淳注）。しかし『統漢書』百官志に、

有秩，郡所署，秩百石，掌一鄉人，（中略）皆主知民善惡，為役先後，知民貧富，為賦多少，平其差品。

とあり、後漢代には民の貧富に応じて算賦を割り当てている。これについて重近啓樹氏が説くように、徴税においては郷が大きな権限をもち、郷の戸口数に基づいて算出された賦（人頭税）の総額を、戸の資産の多寡に応じて戸毎に差を付けて配分し、郷全体として総額にあわせたということを意味しているのだろう。そしてこれが、古代人頭税の本質的あり方だと考えるべきである。郷は徴税単位として、その口数に応じて人頭税の算賦が賦課されるが、実際に民衆個人からどのように徴税するかは、有秩など郷の役人の裁量に委ねられたのだろう⁽⁹⁾。

魏晉には、戸単位に課す戸調が主要な税制となる。西晉には丁男の戸は絹3匹・綿3斤を戸調として輸納し、中央の財源となった（『晉書』食貨志）。しかし堀敏一氏や渡辺信一郎氏が述べているように、郡単位で戸数に乗じて定額の戸調が課されたが、郡国内では県が主体となって各戸の家産評価によって九等に区分し、差を付けて徴税したようである。北魏に至るまで実際の徴収額を決める責任者が県の令・長であることは変わらなかった⁽¹⁰⁾。

北魏になると、戸調制から一夫一婦を対象にする租調制へ転換する⁽¹¹⁾。太和10年（486）に三長制とともに献策されたもので、三長制・戸籍整備・税制は一体であり、一夫一婦で租粟2石・調帛1匹となった。『魏書』食貨志には

魏初不立三長，故民多蔭附。蔭附者皆無官役，豪強徵斂，倍於公賦。

とあるように三長制以前には五十・三十家が一户をなして豪族の支配下に隠冒していたが、それを国家の支配下に組み入れ、一般の編戸と同じく徭役と租調を課し、負担の均等化を図ったのである。その際に租調を負担する一夫一婦の小家族を核とする家を創出し、五家を隣、五隣を里、五里を党とし、それぞれに隣長、里長、党長をおく三長制を作り、それぞれの長に一定数の税の免除と引き替えに、管轄の戸数の徴税の責任を負わせたのである。三長、あるいは二長は重い徴税責任を負わされ、租調の代輸をすることもあった。

この北朝の均輸制が発展したのが隋唐の正丁を対象とする課役制であり、百戸を里、五百戸を郷とする郷里制も、人工的に戸口を積み上げたもので、三長制が発展したものである。唐戸令一条（開元二五年令）に

每里置正一人（中略）掌按比戸口，課植農桑，檢察非違，催驅賦役。

とあるのは、里正が三長制以来の管轄の戸口の徴税責任を負っていることを示している。

律令制下、租税が払えない時はどうなったか。今日であれば滞納処分ということだが、そうしたことはあったのだろうか。唐戸婚律（日本律もほぼ同じ）の冒頭には、1脱戸条、2里正不覺脱漏条、3州県不覺脱漏条、4里正官司妄脱漏条と並んでいて、順に脱戸、脱口、年状を増減した時の家長の処罰、里正の処罰、州県官の処罰を定め、いずれも戸籍計帳における戸口数（課口数）の虚偽不正が問題にされている。戸婚律25輸課税物違期条には「租調及庸，地租・雑税之類」が期限に違って充当されなかった場合の規定があるが、これは州県レヴェルの輸納が主である。捕亡律11丁夫雑匠亡条には課役を負担する民衆の逃亡、すなわち課役未納の規定があるが、しかしこの場合戸令戸逃走条により「隣保近親（或四隣五保及三等以上親）」（唐令拾遺一条）「五保及三等以上親」（日本令11条）が「均分佃食，租庸代輸」とあり、課役自体は五保や親族により代輸されるのである。つまり計帳の課口数に応じて税物は輸納されるのであり、民衆の未納や滞納処分は考慮されていない。問題とされるのは地方官による課口数の虚偽なのであり、州県（国郡）は計帳の数字により納税を請負っているといえる。

結局、律令制における課役の丁別賦課額は、各正丁がそれを納入するというよりも、郷や里などの一定戸数を単位とする組織に対する賦課基準という意味が強く、実際の徴税は里正や郷長などの末端の官人に委ねられていたと考えるべきであろう。日本の調庸制について在地首長のもとでとりまとめられて貢納されるという特色は、そもそも律令制に本質的に包含されている特質であろう。

四、計帳と貌閔

唐戸令の里正の職掌は前掲したが、日本養老戸令1為里条にも50戸に里を置き里長の職掌として「檢校戸口、課植農桑、禁察非違、催驅賦役」とある。唐戸婚律2条の疏によれば戸口の「按比」とは、手実を収めさせ戸籍計帳を作るときに戸口の脱漏無く把握することであった。

戸口数を把握する公文が、手実を承けて作成される計帳である。養老戸令18造計帳条は、

凡造計帳、毎年六月三十日以前、京国官司、實所部手実、具注家口年紀。若全戸不在郷者、即依旧籍転写、并顯不在所由、収訖。依式造帳、連署、八月三十日以前、申送太政官。

とあり、大宝令では「郷」が「里」とあり、「依式造帳」が「依式造国帳」となっていたことを除けば、ほぼ同内容であった。対応する唐令は復原されていないが、菊池英夫氏がのべるようにほぼ同様の文章があったと考えるべきで⁽¹²⁾、ただし唐令では「京国官司」ではなく「里正、實所部手実」とあったことがわかり（『令集解』穴記）、また里正が手実を貢うのは前年末か年頭であり、尚書省への申送は五月三十日以前であったと考えられる。

『新唐書』食貨志に、「凡里有手実、歳終具民之年與地之闊狭、為郷帳。」とあり、堀敏一氏は、里で（形式上は戸主が）手実を作り、それを郷単位で連接して郷帳を作ったとし、これは歴名形式の公文であると考えている⁽¹³⁾。このデータをもとに県・州段階で戸口の集計が行われたのが計帳であり、尚書省へ提出される。唐賦役令八条（『通典』卷6）に、

諸課役、毎年計帳至尚書省、度支配来年事、限十月三十日以前奏訖。若須折受余物、亦先支料同時处分。若是軍国所須、庫藏見無者、録状奏聞、不得便即科下。

とあるように、それをもとに度支が来年度の予算編成をすべきものであった。朱雷氏は、計帳とは歳入の計算をするための課口数などの統計文書（目録という）

であり、吐魯番文書に見える西州の戸口統計文書こそ「郷帳」とであるとしている⁽¹⁴⁾。この「郷帳」が集計される県そして州の計帳が統計文書であることは明白であろう。

日本でも、大宝令では「国帳」であり、『令集解』古記に、「造国帳、謂国総造目録一卷申送也。如戸籍不作里別為卷惣写三通也」とあるように、国で一卷の統計帳簿である。賦役令での主計寮の役割を考えても、歳入を把握するための数量的把握だけで十分であり、大宝令での計帳とは戸数・口数などの目録であったと考えられる。正倉院文書中に、神亀3年（726）山背国愛宕郡出雲郷計帳をはじめ歴名形式の計帳が伝存している。かつてはこれにより計帳とは歴名形式だと考えられていたのだが、文書に即して検討を加えた杉本一樹氏は、京進されたものは数点であり、8世紀前半に畿内においてのみ計帳歴名が京進され、力役徴発の台帳である差科簿として機能したとする仮説を提出している⁽¹⁵⁾。おそらく養老令でも計帳は統計文書である目録を意味し、さらに平安時代の『延喜式』でも大帳として統計文書の書式をあげるだけで、歴名の京進は停止されたようで、計帳の本質が課口数統計にあったことは動かし難い事実である。

日唐の差異としては、手実を集める主体を唐令の「里正」から「京国官司」に改めたことから、杉本氏が述べるように日本では里長の影が薄く、郡司が手実のとりまとめを行ったと考えられる。神亀元年（724）から天平14年（742）の近江国志何郡計帳手実を分析した平川南氏は、これは各戸から提出された手実ではなく、郡家において基本的には前年の計帳手実を転写し作成したものであるとしている。日本では計帳作成において郡が主役をなしているのである⁽¹⁶⁾。一方唐でも吐魯番文書の載初元年（690）西州高昌県手実（アスターナ35号墓出土）では、記載の間に多くの余白があり、その後の変化が書き込めるようになっていて、前年の手実を利用して作られていることがわかる。また戸の切れ目が、手実の紙の継ぎ目と一致しないことから、手実は戸主個人が提出するのではなく、おそらく郷または里でまとめて作られたのである。

地方官による戸口数把握を機能させるための制度が貌閔である。日唐とも戸令で計帳・戸籍に続いて規定される。『唐令拾遺』戸令二四条（『通典』卷7）に、諸戸、計年將入丁老疾、應徵免課役、及給侍者、皆具令貌形状、以為定簿。一定以後、不須更貌。若疑有姦欺者、聽隨事貌定、以附手実。

とある。一方養老戸令20造帳籍条は、

凡戸口、当造籍帳之次、計年將入丁老疾、應徵免

課役、及給侍者、皆国司親貌形状、以為定簿。一定以後、不須更貌。若疑有姦欺者、亦隨事貌定、以附帳籍。

とある。課役の移動がおきる年齢や三疾について、地方官が実検して確認することを定める条文である。唐令については、『唐会要』卷八五団貌、延載元年(694)八月勅は令文を申明したもので、そこには冒頭に「諸戸口」また「皆県親貌形状」とあり、「口」と「親」字を復原することも可能であり、日唐令は殆ど同文である。大宝令には「国司」という貌定の主体が定められていなかったらしいが、養老令では国司が行うと定め、唐令が県令とするのと異なるのが、本条の唯一の相違である。

この貌関の唐戸令における意義を考えるには、隋代の開皇・大業年間に行われたとされる貌関について考える必要がある⁽¹⁷⁾。『隋書』食貨志は、開皇3年(583)以降にかけ、

是時山東尚承齊俗、機巧姦偽、避役惰遊者十六七。

四方疲人、或詐老詐小、規免租賦。高祖令州県大索貌関、戸口不実者、正長遠配、而又開相糾之科。

大功已下、兼令析籍、各為戸頭、以防容隱。於是

計帳進四十四萬三千丁、新附百六十四萬千五百口。

とあり、州県に貌関を命じ不正があれば閭正・里長あるいは族正・党長を流刑に処した。また大功(同祖兄弟)より疎遠な家族は戸籍を分けさせ、戸頭を置き戸口を隠すことを防ぎその結果計帳の丁数が飛躍的に増加したと伝える。『隋書』卷67には民部侍郎裴蘊による大業5年(609)の貌関が成果をあげたことを伝える。両者は同一の事実を伝えたもので貌関は大業5年の一回しか行われなかったとする説もあるが、いずれにせよ、隋唐帝国の籍帳による民衆支配の前提にこの貌関とそれによる戸口の増加があったことは疑いない。ここでは戸を分割し、戸内に不正に戸口を隠すことを防ぎ、戸口把握を徹底したと同時に、年齢などの不正について二長や郷正・里正に嚴罰を科して、不正を防いだのである。貌関の主体は州県とくに県であり、二長や郷正・里正は不正を行う、逆にいえば實際上民衆を把握する主体であり、そこから申告される郷や里の戸口数をチェックする制度が貌関であった。三長あるいは郷里と、州県官との間に基本的な緊張関係があったといえる。

唐代には、『唐会要』卷85団貌、開元29年(741)3月26日勅では、

天下諸州、每載一団貌。既以載年為定、復有籍書可憑、有至勞煩、不從簡易、於民非便、事資釐革。自今已後、每年小団宜停、待至三年定戸日、一時

団貌、仍令所司作条件処分

と、毎年の団貌は煩瑣だとして止め、三年に一度の定戸の時に言うことに改めている。もともと定戸の時に言うたさであるように、定戸もまた県令の重要な職掌であり、三年に一度になったのは開元以降のことで本来は毎年定戸が行われた可能性が高い⁽¹⁸⁾。

一方日本令では、貌関(定戸も)の主体は国司であった。これは民衆を把握し課口数をまとめているのが郡司であり、したがってそれを郡司がチェックするのでは意味をもたず、国司が貌関をチェックするという構造を示している。『令集解』令釈に「計帳之日貌定」とあるように、貌定は「計帳の日」に行われたが、国司が郡司が集めた(作成した)手実を収める場面が「計帳の日」とよばれ、そこで貌関したのである。唐令でも賦役令二四条に、「収手実之際、作九等定簿」(『令集解』賦役令22雇役丁条穴記)とあり、定戸・貌関は「手実」を収める時に行われる。これは県令が郷で作られた計帳を収める場面であり、それを手実と呼ぶとすれば、郷で作られる郷帳は手実を接続した歴名であると考えられる。

筆者はスタイン将来の「開元末年前後西州高昌県粟出挙帳」の断簡を紹介した時、唐代には出挙や徴税において州県は郷単位で把握し、里正が大きな責任を負う場合には実質的に請け負いの性格をもっていたこと、一方日本では里長にそうした性格が希薄で、郡司がそうした役割を果たしたことを述べたが⁽¹⁹⁾、この日唐の差異が制度的に裏付けられるだろう。

五、戸口把握と勤務評定

地方官の考課を考えてみると、養老考課令54国郡司条に、

凡国郡司、撫育有方、戸口増益者、各准見戸、為十分論、加一分、国郡司、各進考一等、每加一分進一等。若撫養乖方、戸口減損者、各准増戸法、亦減一分降一等、每減一分降一等。

とあり、唐戸令三六条もほぼ同文で、地方官は戸口の増減により考第が進降する。唐令に「増戸口、謂増課丁。率一丁同一戸法。増不課口者、每五口同一丁例」とあり、戸口が増えるというのは課丁が増えることを指し、課丁の確保が求められていた。さらに55増益条では、前条の戸口増益・減損の内容を規定し、それまで把握されていなかった人々を課口として把握することだとし、56官人加戸口条(唐令三六・三七条)に、戸口・熟田の増減に応じて考第の昇降を行ない、これが偽りだったときの処置まで規定され、国郡(州県)には課口数の維持、調庸の増加が何よりも期待されて

いたことがわかる。

さらに養老考課令65殊功異行条には

凡毎年諸司、得国郡司政、有殊行異行、及祥瑞災蝗戸口調役増減、当界豊儉、盜賊多少、並録送省。とあり、地方行政を関知する諸官司に国郡司の勤務評定に関する事項を式部・兵部両省に報告することを定め、唐令四三条も「尚書省諸司」「州牧刺史県令政」「録送考司」と字句の差があるだけで基本的に同内容である。戸口調役増減による考の進降は、進上された計帳によって民部省（戸部）から報告されて式部省（吏部）が行うのである。そもそも養老考課令には、46国司最条、47国掾最条、67考郡司条に、地方官の最の規定があり（唐令は最是職掌内容別で、二〇条政教之最が適用されるか）、一般の官人と同じく善と最により考課が決められ、国郡（州県）官人の考は国司（州）長官が定めて朝集使に付して京に送る。戸口数把握による考第は、朝集使により進上される地方での考課とは別に中央レベルで加えられることがわかる。

地方から中央への政務報告や勤務評定は、漢代以来上計という形をとった。『統漢書』百官志によれば、郡国の長官は、春に属県を巡行して勤農し、秋冬には吏を遣わして囚人を見るときに県官人の成績を付ける。県令は管内の戸口・墾田・錢穀の出入などを計算した集簿を郡国に提出し、郡国はそれをもとに県の成績を付けるとともに書類をまとめて中央に提出する。これが上計であるが、上計簿の中心には戸口数があり、地方官の勤務評定もあわせて報告されるのだろう。上計吏は、京師で年初の元会に出席し、皇帝はそこで上計簿を太史公の手をへて受け取り、皇帝親受が原則であったと考えられる⁽²⁰⁾。渡辺信一郎氏が論じているように、上計を中核とする元会儀礼は、皇帝に対して、地方社会を統率する郡国の長官が服属・貢納し、皇帝の支配が地方に及ぶ場であった。その際に戸口などの上計、郡県の官吏の考課、そして貢納物が支配の媒介となったのである⁽²¹⁾。

その後、隋初の文帝の地方行政組織の改革により、地方の高級属吏、つまり州県の職事官が中央の皇帝による任命に変わる。地方長官の属吏の人事権が否定された。そしてほぼ同時期に上計吏は朝集使にかわる。朝集使は州の刺史または上佐があたり元会に参列し、地方官の考課の基礎となる考状を上申した。渡辺信一郎氏はこれを財政から人事への力点の転換を意味したと述べ、君臣関係の一元化と中央集権化の進展を論じている。

しかし地方官の政績報告自体は漢代以来上計吏が行ってきたので、問題は考課の権限を中央の吏部が握っ

たということの意味である。これは上述のように計帳などの財政帳簿に基づいて吏部が考第を昇降することで、上計吏から朝集使への変化は、同時に計帳使が独立し、それだけ財政が重視されたということを示している。それまで上計吏が報告する戸口数にあわせて貢献がなされていたが、隋唐では5月に計帳が上奏され、年末にそれに応じて租調庸が納入され、戸口数の減少は州県官への考課により抑止できたのであり、計帳制は考課制度とあわせて財政的に地方官を統制することを可能にした。

さらに言うまでもなく、計帳の奏上をうけて、度支司が翌年の財政計画を立てて、調庸の品目変更や、軍物を中心とする送運などの指示を作り、奏抄として皇帝の裁可をへて全国に頒下したのであり、計帳をもとに高度な財政システムが構築されたのである⁽²²⁾。

おわりに一日唐の差異一

人頭税である課役制の本質は、課口数がわかれば徴税額が決まるという大雑把な支配方式であり、地方官が計帳に基づいて課役の貢納を請け負う仕組みであることを述べてきた。

『延喜式』主計式下の大帳（計帳）に関する規定には、去年より課口数が増えないと帳を返却するとか、大帳後の死亡数は年間死亡数による比例計算推定値より多い分は帳庸を徴するとかあり、いかにも日本的な感じがする請負で、律令制崩壊過程での籍帳の形骸化の結果、数字に固執した輪納となったと考えられているが、計帳のもつ意味は本質的に同じだったのではないだろうか。『唐会要』巻84、開元24年（736）3月勅は、牧宰の政績を考論するのは戸口の存亡にあるとして、

自今已後、天下諸州戸口、或刺史・県令有離任者、並宜分明交付。（下略）

と州県に年末に戸口数の増減を報告させるとともに、州県官の交替にさいして戸口数を不正無く引き継ぐように命じ、計帳の戸口数の維持が重視されていたことがわかる。

ではどこに違いがあるのだろうか。唐の戸令は、冒頭の里及び里正を置く規定に続いて、州・県の戸数に応じた上州～下州、上県～下県の等級付けの規定を置く。郷段階でまとめられた戸数を積み上げて、県、州とそれぞれの段階で階層的に一定戸口数の分の貢納を請け負っていた、というのが隋唐律令制の本質的構造であるといえよう。

一方、日本の律令制においては、大化改新詔（『日本書紀』大化2年正月甲子朔条）に

凡郡、以四十里為大郡、三十里以下四里以上為中郡、三里為小郡。

とあり、養老戸令2定郡条にも大郡・上郡・中郡・下郡を里数で規定し、唐と同じく郡に里数によりランクをつけている。しかし、郡の上の国については、職員令に大・上・中・下の四等級を定めるものの、戸令に里(戸)数による等級規定が設けられないことが特色である。日本では、郡が税物の貢納を請け負う単位で、在地首長が支配、請負する基本的単位であることが理解できよう。唐では郷レベルで里正が支配力をもち、徴税や戸口把握に責任を負い実質的には納税を請け負っていたが、日本では里長にそうした機能はない。天平19年(737)に封戸について一郷=正丁280、中男50として課役額を固定化した、当初より里にはそうした性格があり、その里を積み上げたものとして郡があり、郡は里の編成によって徴税量が外側から把握できる行政単位として位置付けられたのである⁽²³⁾。しかし国に里数による等級が設けられていないことは、国という組織が貢納を請け負う単位として位置付けられていないことを示す。在地豪族である郡司の支配力に依存していて、国司は郡がまとめた税物をそのまま輸納するという関係だったと推測できる。

最後に、唐では計帳は奏上され、戸数、口数、課口数が報告され、そのことを記した史料も多い。予算のもとになるということもあるが、国家支配にとって本質的に重要だったからなのだろう。漢代の上計の皇帝親受以来の伝統で、戸口数は課役貢納・民衆支配を象徴し、皇帝の統治権の確認の意味をもっていただろう。

一方日本の古代国家には、六国史をはじめ今年の計帳の戸数・口数を記した史料が全く伝わっていない。このことは、律令国家が把握している戸口数にそれほどの意味を感じていなかったと考えるべきだろう。つまり抽象化された数字ではなく、現実の調庸の貢上によってのみ、地方社会の服属が確認されるという、原始的な国家段階にあったのではないかと推測している。

店、2002年)、野田有紀子「日本古代の鹵簿と儀式」(『史学雑誌』107-8, 1998年)、それに論文ではないが丸山裕美子「書評和田萃『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』」(『史学雑誌』109-10, 2000年)があげられる。

- (3) 渡辺晃宏「平安時代の不動穀」(『史学雑誌』98-12, 1989年)「律令国家の稲穀蓄積の成立と展開」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下, 吉川弘文館, 1993年)。
- (4) 拙稿「クラとカギ」(『古代の天皇制』岩波書店, 1999年)。
- (5) 拙稿「唐西州高昌県粟出挙帳断簡について」(皆川完一編『古代中世史科学研究』上, 吉川弘文館, 1998年)。
- (6) 石上英一「日本古代における調庸制の特質」(『歴史学研究』1973年別冊特集号), 拙稿「律令収取制度の特質」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店, 1993年)。
- (7) 拙稿「貢納と祭祀」(『古代の天皇制』, 初出1995年)。
- (8) 拙稿「課役制と差科制」(池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店, 1992年)。
- (9) 重近啓樹「算賦制の起源と展開」(『秦漢税役体系の研究』汲古書院, 1999年, 初出1984年), 拙稿の書評(『東洋史研究』58-4, 2000年)も参照。
- (10) 戸調制については、堀敏一「魏晉の占田・課田と給客制の意義」(『均田制の研究』岩波書店, 1975年), 渡辺信一郎「戸調制の成立」(『東洋史研究』60-3, 2001年)を参照。
- (11) 以下、堀敏一「北魏における均田制の成立」(『均田制の研究』), 池田温「古代籍帳制度の変質」(『中国古代籍帳研究』東京大学出版会, 1979年)等を参照。
- (12) 菊池英夫「唐令復原研究序説」(『東洋史研究』31-4, 1973年)。
- (13) 堀敏一「計帳と戸籍に関する私見」(『中国古代の家と集落』汲古書院, 1996年, 初出1984年)。
- (14) 朱雷「唐代“郷帳”与“計帳”制度初探」(『敦煌吐魯番文書論叢』甘肅人民出版社, 2000年)。唐長福「唐西州諸郷戸口帳試釈」(『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社, 1983年)も参照。
- (15) 杉本一樹「計帳歴名の京進について」(『日本古代文書の研究』吉川弘文館, 2001年, 初出1985年)。
- (16) 杉本一樹「編戸制再検討のための覚書」(前註著書, 初出1984年), 平川南「地方官衙における文書の作成・保存・廃棄」(『漆紙文書の研究』吉川弘文館, 1989年)。
- (17) 礪波護「隋の貌閔と唐初の食実封」(『唐代政治社会史研究』同朋舎出版, 1986年, 初出1967年), 池田温「古代籍帳制度の完成と崩壊」(『中国古代籍帳研究』)。
- (18) 土肥義和「唐令よりみたる現存唐代戸籍の基礎的研究(上)」(『東洋学報』52-1, 1969年)。
- (19) 拙稿註(5)論文。
- (20) 鎌田重雄「漢代郡国の上計」(『漢代史研究』川田書

註

- (1) 研究史については拙稿「律令法と固有法的秩序」(『法社会史』〈新体系日本史2〉山川出版社, 2000年)を参照。
- (2) 大隅清陽「日本律令制における威儀物受容の性格」(『山梨大学教育人間科学部紀要』1-1, 2-2, 1999年・2001年), 稲田奈津子「日本古代喪葬儀礼の特質」(『史学雑誌』109-9, 2000年)「喪葬令と礼の受容」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書

房, 1948年) を参照。

- (21) 渡辺信一郎『天空の玉座』(柏書房, 1996年) 第2章。
- (22) 拙稿「唐律令国家の予算について」(『史学雑誌』95-12, 1986年) ほか。
- (23) 佐々木恵介「律令里制の特質について」(『史学雑誌』95-2, 1986年)。

古代・中世の漢文訓読文資料の文体史的研究

金水 敏

【要旨】

本研究は、漢文訓読という方法が日本語の文体に与えた影響を、包括的に捉え直すことを目的としている。具体的には、第1次資料の調査・読解に基づく文献学的研究、語彙論・構文論の側面から迫っていく言語学的研究の二側面に分けられ、さらにそれを文体という視点から包括していくことを目指している。

文献学的研究としては、金水は高山寺本恵果和尚之碑文、高山寺本観智記、金剛寺本観無量寿経等の調査を行ってきた。また、朝倉は禅林聯句の全容を解明するために、『湯山聯句』『成吠詩集』外の資料の総合的調査を敢行した。言語学的研究としては、金水は漢文訓読特有語としての「をり」の歴史的展開に関する研究、受身文の研究などを行ってきた。また、研究の成果をもとに、南カリフォルニア大学ロスアンジェルス校(UCLA)の東アジア言語文化学部において講義、講演等を行った。

本報告書では、金水がUCLAで行った英語による講演の内容を再録する。これは、金水の日本語による原稿を、Michael Scanlon, Judy Okada, Nina Yoshidaが英訳したものである。内容は、古代日本において中国古典・仏典の翻訳に際し、訓読という方法が発達し、独自の文体にまで成長したこと、漢文の受容が語彙にも大きな影響を及ぼしたこと、またそれは古代・中世に止まらず、日本語の近代化の過程で訓読の方法や漢語の造語力が強く働き、近代的な語彙・語法・文体の発達に寄与したこと等をまとめたものである。

【位置付け】

従来、日本語の文体史における漢文訓読文の重要性を説いた研究は少なくないが、文献学および言語学

的視点を総合して包括的に論じる研究は決して多くなかった。ことに、海外における成果の発表、研究者との幅広い交流を果たしたという点では極めて意義深い研究であったと言える。

【他領域との連携による成果】

言うまでもなく、中国班の古典研究から大きな恩恵を受けたが、それだけでなく、古典語としてのギリシヤ・ラテン語のヨーロッパ各地における受容の実態が、漢文訓読文の創成と大きく重なることを、改めて確認できたことは大きな成果であった。

【研究成果】

1. Introduction

With the goal of achieving civilization and modernization, Japan has imported a great amount of text from foreign countries, and has furthermore translated and assimilated them. Needless to say, it was the Chinese texts which were employed primarily as the means for achieving civilization in Japan in ancient times, and in the case of her modernization, it was the texts of the West.

The influence of these texts and their translations have found their way into every corner of Japanese politics, religion, culture and lifestyle, but it furthermore had a significant impact upon the Japanese language as well. That influence extended not only to the level of vocabulary, but also extended into its characters, writing system, style, grammar, as well as phonology.

Moreover, what is worth noting is that we find

that the translation of Chinese texts in Japan of pre-Modern times and the translation of European and American texts since modern times did not occur independently of each other, but that the former served as the foundation upon which the latter was realized and developed.

In this presentation, I wish to discuss, citing actual examples, the influence which the translations of Chinese texts in ancient times and those of Western texts in modern times have had on the Japanese language as seen from such (linguistic) aspects — with the exception of phonology — as its vocabulary, letters, writing system, writing styles, and grammar. And in the process of doing so, I will be focusing my discussion on the characteristics of the methods employed in carrying out these two categories of translations, and the relationship between the former and latter.

2. Ancient Chinese Texts and Translation

2.1 A short history of the writing styles of classical Japanese

In the ancient period (the 6th—8th century), written materials — such as classical writings, ordinances and statutes, Buddhist writings, et cetera — were imported from China in great numbers. At first, these texts were probably most often read in Chinese. However, out of necessity, translation of these materials was attempted.

It is thought that, as a method for translating this Chinese, a type of word-for-word translation called *kundoku* (訓読) was developed. Because it was the custom during ancient times in Japan to relay or transmit the results of this *kundoku* practice by word of mouth, and then, its rote memorization, no clear evidence of these *kundoku* methods exists for us at this time. With the advent of this *kundoku* method, set Japanese readings were given to Chinese characters. This is called the *kun* (訓) reading of a Chinese character.

As for the reading and writing of Chinese, although it is thought that at the beginning of this age it was the province of immigrants from the peninsula or the continent, gradually it became that Chinese characters were used by a wide range of aristocrats, bureaucrats, and functionaries. And then, they attempted to devise a way of expressing their own language on the ba-

sis of the method of translation.

Various attempts were made to express Japanese using Chinese characters. One such method was to use a Chinese character, which was originally an ideogram, as a phonogram, and this led to the development of *manyōgana* (万葉仮名). At first the use of *manyōgana* was limited to the representation of proper nouns such as personal and place names, but gradually its use spread to common nouns and, later, whole compositions were written in *manyōgana*.

Further, *hentai-kanbun* (altered Chinese writing, 変体漢文) or *waka-kanbun* (Japanized Chinese writing, 和化漢文) also became used. In *hentai-kanbun* Chinese word order was reversed to fit Japanese grammar patterns and honorific affixes nonexistent in Chinese were added. Plus, there was born a mode of writing called *senmyō-gaki* (宣命書), in which content words such as nouns and verbs expressed in large Chinese characters and particles, suffixes, et cetera expressed in small *manyō-gana* were mixed in writing.

In Heian period (the classical period), around the 9th century, *hiragana* was developed. *Hiragana* was a cursive form of *manyōgana*. Two, three or more characters could be written without lifting the brush from the paper. It can be seen as a method of writing born out of the desire on the part of the literate classes (the bureaucrats and aristocrats) to be able to write the many *manyōgana* with greater speed when composing everyday or non-formal texts.

Hiragana was originally employed for letters and everyday writings. In the classical period, it was presumed that women did not need to learn Chinese, so they wrote almost all texts in *hiragana*. Also, when men wrote women letters they employed *hiragana*. Moreover, traditional Japanese poetry was written in *hiragana*.

Hiragana was suited for the writing of everyday language, so it was used in the writing of narratives, diaries, and essays that depicted the lives of the aristocrats. Among these types of writings are the world-famous *Pillow Book* and *The Tale of Genji*. This style of writing the everyday Japanese language using mainly *hiragana* is called *wabun* (Japanese style writing).

In the classical period (the 9th—12th century), there were devised a group of symbols and characters that could record the results of the word-for-word trans-

lating method (*kun-doku*). These symbols and characters are called *kunten*. *Katakana*, as one part of these *kunten*, came into being and became fully developed in the classical period.

A *katakana* character was created by selecting one part of a *manyōgana*. *Hiragana*, because they were created to increase the speed of writing, have a rounded shape. On the other hand, *katakana* have an angular form because they were made to be written in the narrow spaces between lines of Chinese writing in such a way as to be in harmony with the original Chinese writing.

Katakana was born as a specialized symbol that was to be added to the foreign language of Chinese writing. We can say that the modern usage of *katakana* to record specialized words such as loan words and mimetic words is highly related to the script's origins.

The text which results from the Japanese reading (*kundoku*) of a Chinese text is called *kanbun kundoku bun*. This *kanbun kundoku bun* stands in opposition to *wabun*, and they have very different vocabulary, word usage, and structures.

In elite circles — such as the fields of politics, scholarship, religion, et cetera — Chinese writing (or *kanbun kundoku bun*) played a central role until the modern age. Japanized Chinese and *katakana majiri bun*, were also passed down to later ages.

In the medieval period (the 13th–16th century), these *kanbun kundoku bun* and *wabun* became mixed. This gave birth to a writing style known as *wakan konkōbun* (mixed Chinese–Japanese style). This has also been passed down to much later ages.

2.2 Kundoku method of translation of Chinese texts

At this point, I would like to touch briefly upon a method known as *kanbun kundoku* (漢文訓読), which was developed in the *Heian* Period. This method of translation involved such processes as *kutō*. (句読 ‘punctuations’), *hendoku* (返読 ‘reverse readings’), and (付訓 ‘supplementary attachments of Japanese readings’).

Basically, no punctuation is supplied in the original *kanbun* (漢文) = Chinese version of the text. This version of the text is generally referred to as *hakubun* (白文), literally ‘white text’. In order to be able to decipher and interpret this ‘white text’, it is nec-

essary to recognize where the breaks occur between words and sentences, and to make the structure of the sentences and texts clear to its reader. Furthermore, because the Chinese and Japanese languages differ in terms of their basic word order, one must, for example, invert the ordering of the verb and direct object in these two languages. The symbols that were employed to indicate that such processes were applied in the reading of a Chinese text are known as *kutō-ten* (‘punctuation marks’) and *kaeri-ten* (‘reverse-reading marks’).

Together with the application of the processes just mentioned, an equivalent Japanese translation was assigned to each lexical item in the Chinese text; this process was broadly termed *fukun* (付訓 ‘the attachment of Japanese reading’). In such instances, the Japanese language equivalent that was assigned may have been the *kun*, semantic reading of the term, but in some cases, to make the most of the original Chinese reading of the term, it was assigned a *kango* (漢語 ‘Sino-Japanese’ reading). For example, to take the phrase *syukke*, “出家,” giving it a reading in *kun* would result in “ife wo idu,” but a Sino-Japanese reading of the same would produce “*syukke* (*su*)” (In the case of the latter, it would require supplementation by the light verb *su*, an equivalent to English “do”).

Moreover, although *kanbun kundoku* is fundamentally a word-for-word method of translation, because Japanese has grammatical elements such as particles, verb-final conjugations, and certain auxiliary verbs which either have no equivalent or do not conjugate in the Chinese language, it is necessary to supplement these as appropriate in the Japanese translations.

Devices such as *wokoto-ten* (‘diacritical marks’) and *katakana* (‘simplified/partial kana’) were employed to carry out the process of *fukun*, attaching Japanese readings. During the early *Heian* Period, *manyōgana* (万葉仮名 ‘the phonetic use of Chinese characters’) was utilized for the task of attaching these Japanese readings within the text, but because *manyōgana* are complex in their form, it was difficult using them to write in the narrow, existing spaces between the lines of Chinese text and thus, this eventually led to the invention of *wokoto-ten*, and its use gradually spread. *wokoto-ten* involved practice of making various kinds of marks on or beside the Chinese characters, and depending on the placement of this mark, it would indicate a certain syl-

lable or grammatical element. The use of *wokoto-ten* greatly developed since the mid-*Heian* times, and various systems of its application were invented and passed down as different schools of its use.

While *wokoto-ten* developed on the one hand, it was complemented on the other hand by the gradual spread of a set of abbreviated forms of *manyōgana*, called *katakana*, which were derived by writing just a fragment of the entire character, and its use came to parallel that of *wokoto-ten*. In time, as the use of *katakana* became commonplace, the use of ヲコト点, which required the added technical skills of knowing how to correctly interpret the specific marks as used in their many existing systems, gradually declined and became obsolete after the *Kamakura* Period.

Such textual markings as *kutō-ten*, *kaeri-ten*, *wokoto-ten*, and *katakana* are collectively referred to as *kunten*. The practice providing a piece of text with *kunten* is known as *katen* (加點), and a volume of such *kunten*-supplemented text is, in turn, termed a *katenbon* (加點本), or more simply, as *tenbon* (点本). In particular, *tenpon* works dating between the *Heian* and *Kamakura* periods are referred to as *ko-tenpon*, or 'older *tenpon*'.

The practice of supplying *kunten* marks to a text—in other words, *katen*—was at times carried out by the (original) interpreter of the text himself, but more commonly, they were written in by the disciple who was either listening to and noting down his master giving the *kun* reading of the text out loud, or the disciple who had borrowed his master's *tenpon* and was recopying the marks in them onto his own copy. There were also occasions where the *kunten* marks of a text were collated based on a number of other *tenpon*. Oftentimes the name of the person, along with the date, place, method and situation in which the *kunten* was supplied was given at the end of document as its *okugaki* (奥書) or *shikigo* (識語 'a colophon/inscription'). For this reason, the older *tenpon* are extremely valuable as a first-rate written source whose date of compilation is clear. The older *tenpon* works existing today which bear *kunten* marks that can clearly be dated to the *Heian* Period number in the several thousands. However, these numbers serve to provide a sharp contrast to the fact that there exists an exceedingly meager amount of sources in *wabun* (和文 'Japanese writing style') that

are clearly datable to the *Heian* Period.

2.3 The influence of translation of Chinese texts upon the Ancient — Medieval Japanese

At this point, let us take this opportunity to look back upon the ways in which Chinese language translations have had their influence on the Japanese language.

First of all, there is a noteworthy contribution which these translations have made upon the letters and writing system of the Japanese language. Most important is the fact that, until Chinese characters (漢字) were imported, the Japanese did not possess a writing system, and the introduction of Chinese characters and texts was inarguably a driving force that propelled Japan toward civilization.

Moreover, another important contribution is that, based on these Chinese characters, two sets of scripts unique to the Japanese language, called *hiragana* and *katakana*, were invented during the *Heian* Period. However, the use of *hiragana* was restricted to writings of a personal or private nature and consequently became separated from the world of *kanbun* (漢文 Chinese style writings), whereas because *katakana* served as a supplementary script to *kanbun kundoku* (漢文訓読), 'Japanese reading of Chinese texts', it continued to co-exist with *kanbun*, Chinese style writings,

Next, in terms of vocabulary, texts in *kanbun kundoku* have contributed in bringing *kango*, 'Sino-Japanese words' into the Japanese language. However, in the beginning, since the style of the language found in *kanbun kundoku* texts was a written one quite cut off from the everyday lifestyle, the influence of *kango* on the Japanese spoken language was not too remarkable. However, *kango* gradually trickled their way into the Japanese language in a broad sense, and furthermore, as Japan enters the modern ages, they display an explosive increase. I will be returning to this point for further discussion again at a later point.

Next, I would like to take a look at the stylistic influences which *kanbun kundoku* texts have had upon the Japanese language. In terms of documents dating to the *Heian* Period, those coming from the realm of Chinese writings, such as *kanbun*, *kanbun kundoku-bun*, *waka-kanbun*, stood in opposition to the realm of *wabun* (和文), 'Japanese style writings'. *Wabun* was founded on the everyday spoken language of the nobility, and thus, was outstanding for giving vividly de-

tailed descriptions and expressing the fluctuations in emotions, but was not very well suited for conveying thoughts of a logical nature. This was particularly so because in *wabun*, there was a tendency to construct sentences by stringing a number of subordinate clauses together, one after another; therefore, sentences tended to be extremely long.

In contrast to this, *kanbun* together with *kanbun kundoku* was sparse in modal features, and was thus not well-suited for the delicate expressions of emotions, but was appropriate for sequencing together comparatively short and concise sentences to construct an idea in a logical fashion. By having *kanbun* made available to them, we might even say that the Japanese gained access to a means for developing their logical thoughts in their own language.

After medieval times, “pure” *wabun* actually falls completely out of use. The *wabun* legacy gets absorbed into and lives on in the form of what is known as *waken konkō-bun* (和漢混淆文), a style that retained the structural framework of *kanbun kundoku-bun*, but is enhanced by the (additional) emotional features of *wabun*. On the other hand, within the realm of politics, religion, and scholarship, since medieval and up until modern times, the *kanbun kundoku* style and its variations continue to bear a central role, just as it had done so in the past.

The next point I would like to make has to do with the influences of *kanbun* from a grammatical aspect: In terms of their basic morphology, neither *wabun* nor *kanbun kundoku-bun* differed significantly from each other during the *Heian* Period. However, being that *kanbun kundoku-bun* originally developed out of a word-for-word translation of *kanbun*, it came to develop some unique grammatical patterns that reflect the constructions of *kanbun*, and in doing so, it evolved into a style of writing that came to stand in opposition to *wabun*. Even with a roughly figured, we can count 50 or more of these unique grammatical constructions that were brought about in this way by way of *kanbun kundoku-bun*. These constructions comprise one portion of the style, and is carried forth on to Modern times.

3. The Reception and Development of Sino-Japanese Words

At this time, I would like to discuss the acceptance and historical development of the *kango* (Sino-Japanese words).

In the *Manyōshū*, which is a document of the ancient period, over 99% of the vocabulary are *wago*, namely, indigenous Japanese words. From this we can surmise that in the everyday language of ancient Japan there were exceptionally few Sino-Japanese words.

When we look at documents of the classical period, we find that usage rate of Sino-Japanese words is linked to gender and class. Women rarely used Sino-Japanese words, while men did often. This is due to the fact that men had more opportunities to come into contact with Chinese writings in their work life. Among men, scholars who studied the Chinese classics and Buddhist clerics who everyday read the Buddhist scriptures and doctrinal works used much Sino-Japanese words.

In medieval documents, as a whole the usage of Sino-Japanese words goes up. This most probably has to do with the penetration of Buddhism. There are many examples of words changing from specialized Buddhist terms to everyday vocabulary during this period. Also, during this era, *wasei kango* (Japan-created Chinese words) – in other words, Chinese words that did not exist in China – were coined in great numbers. This shows that Sino-Japanese words were not limited to the level of adopted words, but reached the level of being a morpheme intrinsic to the Japanese language.

In the pre-modern age the usage rate of Sino-Japanese words continued to rise, but the explosive rise in Sino-Japanese words only came with the modern period. This was due to the fact that, when abstract concepts, which came from the West, were incorporated into Japanese, they did not do so as western loan words. Rather, they were transformed into Sino-Japanese words and integrated. For instance, the majority of Sino-Japanese words employed now vernacularly – such as *gimu* (obligation), *kenri* (right), *sekinin* (responsibility), *riyū* (reason), *kankei* (relationship), *kōzō* (structure), *kaikaku* (reform) – were employed as translation words in the Meiji period (1868-1912).

4. Modernization of Japanese and Translation

4.1 *Tôsei Shosei Katagi*

In 1868, with the move of the capital to Edo and the institution of direct rule by the emperor, the Meiji period began. The goal was to build a new state by means of modernization on every level (political, economic, military, and cultural).

Just as translation of *kanbun* was an essential part of ancient Japanese civilization, the translation of western (European and American) texts was extremely important for the modernization of Japan. Various genres of texts – including political, social, economic, scientific, historical, and literary genres – were translated into Japanese. However, in contrast to ancient times, its influence spread rapidly to all corners of Japan by means of the newly created education system and mass media.

The forerunners of translations were the *shosei* (書生), or the students of this period. What I have cited in the handout is from a novel by Tsubouchi Shôyô, published in 1885-6, called *Ichidoku santan tôsei shosei katagi* (『一読三嘆当世書生氣質』 *Temperament of Students of Nowadays*). This novel depicts the life and behavior of the *shosei* (students) during the second decade of the Meiji era (early 1880's) in a somewhat caricatured style.

As it is prominently described here, Tsubouchi has his *shosei* use the many English in their original form, untranslated. For instance, they use *rabu* for “love,” *dorankâdo* for “drunkard,” *herupu* for “help,” *ankonshasu* for “unconscious,” *bukku* for “book,” *uocchi* for “watch,” *yûsufuru* for “useful,” *hisutorî* for “history,” *hisutorikaru essei* for “historical essay,” etc. Most of these words are hardly used in spoken Japanese even today. These appear to be not so much loan words, but rather English used as a form of “jargon” in the Japanese. It is more likely an exaggerated depiction of the strong elitist sense of the *shosei*, who feel they are at the forefront of western culture.

As already mentioned earlier, in the Meiji era, these imported words were not translated and used as loan words, but rather, they were first translated into *kango* (Sino-Japanese words). In *当世書生氣質* *Temperament of Students of Nowadays*, these English words are written in *katakana*, followed by the *kango* equiva-

lent in parentheses. Some examples include *ai* (愛 love), *mukankaku* (無感覚 unconscious), *shoseki* (書籍 books), *rekishi* (歴史 history), and *shiron* (史論 historical essays).

Among the *kango* of the Meiji era are those that had been in use already, but there are also many which were newly created, or given new meanings during this period, and became part of everyday usage. Also, *kango* are not limited to those which originated in China. There are many which were created in Japan, and came to be used in China as well.

4.2 Increase of Loan Word

When did the custom of using western words directly as loan words, rather than using *kango* to convey the concept of the source words, begin, and when did this practice become frequent?

It is thought that the derivation of loan words began in the pre-modern period. However, in the pre-modern period there was nothing more than an extremely low number of words that trickled into Japanese from Dutch, Spanish, et cetera.

From the Meiji period on, loan words come into the Japanese language from English, French, German, Russian, etc. The source language in most cases was determined by the field of specialty. For instance, art-related terms and weight-and-measures were from French, and medical terms and mountain-climbing terms were from German. Of course, this is due to the fact that there were tendencies to use certain languages for certain specialties. However, from the very beginning, English tended to be generally used for a variety of specialties, and with time, English became the dominant source for loan words over other languages.

The increase in loan words only came with the 20th century. The following chart is based on the results of the National Institute for the Study of Japanese Language's publication, *Change in Magazine Language*. It shows samples of 10,000 words taken from the magazine *Chûōkōron* at 10-year intervals. Notice the remarkable growth in loan words after the end of the Second World War.

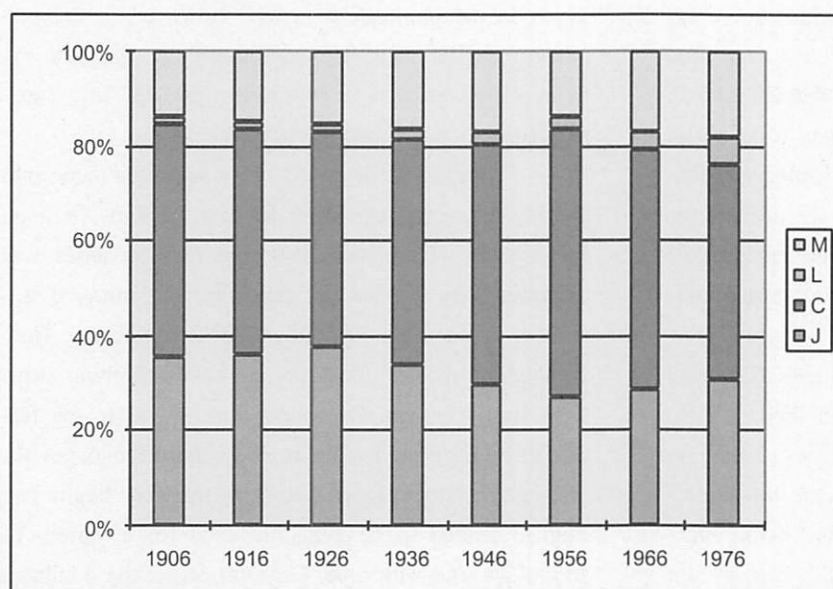
Appearance

	1906	1916	1926	1936	1946	1956	1966	1976
J	5799	6049	6069	5773	5353	5751	5390	5484
C	3260	3012	2906	3135	3448	3090	3409	3087

L	87	87	112	148	154	243	238	371
M	854	852	913	944	1054	916	963	1050

Variation

	1906	1916	1926	1936	1946	1956	1966	1976
J	1595	1600	1709	1623	1319	1424	1335	1522
C	2189	2090	2047	2242	2246	2949	2341	2241
L	72	69	86	108	113	161	190	281
M	627	654	694	777	751	716	787	892



4.3 The development of passive construction and translation

Translation of western words influenced the Japanese language in several ways. For instance, it is said that the use of *tokoro no* (for example, *Jon ga kau de aroo tokoro no hon* 'the book which John will buy') evolved from the relative pronoun construction. Also, an inanimate-subject construction such as *sono kōkei ga watashi o obiyakashita* evolved from the translation of the construction "The sight frightened me."

- (1) relative pronoun construction: [Phrase] tokorono
[Noun]

ex.

Zyon-ga kau-dearou tokorono hon

John-NOM buy-will which book

'the book which John will buy'

- (2) inanimate-subject construction:

ex.

sono kokei-ga watasi-o obiyakasi-ta

that sight-NOM I-ACC frighten-PAST

'The sight frightened me'

Before the emergence of these types of constructions, there must exist a practice of word-for-word

translation. This practice, needless to say, comes from the *kanbun kundoku* tradition. I will show this process of the emergence of a new usage, which came about by means of the *kundoku* translation method, using the *ni-yotte* passive as an example.

The characteristic Japanese passive construction that existed from ancient Japanese is as follows:

- (3) active construction: AGENT-(ga) OBJECT- (o) VERB
passive construction: OBJECT-(ga) AGENT-ni VERB-(r)are

Example:

- a. Mary-ga John-o sikat-ta
'Mary scolded John'
b. John-ga Mary-ni sikar-are-ta
'John was scolded by Mary'

Cf. Kinsui (1997)

Here, the particle *ni* is used to show the agent of the passive construction. This type of construction is referred to as the *ni*-passive, and it often conveys an adversative effect on the subject, whereby the subject of such a passive construction almost always must be human. (However, this generalization is simplified for our purposes here. See Kinsui (1997) for a more detailed explanation.)

On the other hand, the *niyotte* passive uses *ni-yotte* instead of particle *ni* to indicate the agent. Because the *niyotte* passive is able to express a completely neutral relationship, there are no semantic constraints on the subject or verb. Therefore, the subject can be an inanimate object.

- (4) a. *hata-ga gakusei-ni kakager-are-ta
'The flag was flown by a student.'
b. hata-ga gakusei-niyotte kakager-are-ta
'The flag was flown by a student.'

However, the *niyotte* passive has a bookish tone, and is not suited for spoken language. We can say the same thing for the previously mentioned *tokoro* *no* and the inanimate-subject constructions as well.

Kinsui (1997) shows that the source for this *ni-yotte* passive sentence is the translation from the Dutch during the Edo (pre-modern) period. I will cite the relevant portions below, with some explanation.

For two hundred years after 1650, primarily on religious grounds, Japan virtually closed its doors to the outside world, except China and the Netherlands, with

which the Shogunate permitted a limited trade. Despite the isolation policy, new scientific achievements and technologies from European countries, including medicine, were brought into Japan through Dutch publications, and they stirred great interest among the Japanese. They were studied as a new academic field called *Rangaku* (the Dutch studies), and as a matter of course, this included the study of the Dutch language.

Rangaku at the early stage was limited to the extent that interpreters mainly learned to converse in daily life and commercial contact, but it gradually expanded as the translation of academic writings became an important task of the specialists.

However, grammatical studies expanded and a translation method based on the notion of parts of speech developed only in the nineteenth century.

At first a word-for-word translation method was applied and one read Dutch writings in the manner of the *kanbun* style.

However, even when these were read in word-for-word translation, because there was not yet a clear sense of parts of speech or appropriate Japanese equivalents, it was difficult to decipher the meanings. Thus, it was necessary to take these word-for-word translations and reformulate them into sentences (in traditional *kanbun kundoku* style) whose meaning made sense.

At the beginning, therefore, there was no room for a novel sentence pattern like the *niyotte*-passive to develop. In the 1850's, however, a textbook was published that contains a faithful word-for-word translation of the original for the first time – this reflected the social condition under which the Great Powers of the West demanded that Japan opened its doors, which increased the interest in the study of Dutch among the Japanese. The book was a translation of the second edition of the Dutch grammar called *Grammatica of Nedelduitsche Spraakkunsts* (1822, Leyden/Groningen). This grammar was known as *Garammachika*, and it was the most commonly used textbook of Dutch grammar in those days. It is in this context that the *niyotte*-passive sentence made its first appearance. In the following I would like to consider how this happened.

A Dutch passive sentence has the structure:

- (5) Passive structure in Dutch:
NP 1 zijn/worden PP (door NP2)

Zijn/worden are auxiliary verbs used to form a passive sentence, PP indicates the past participle form of a verb, NP 2 is the agent, and *door* is the marker of the agent. The preposition *door* is a cognate of the English *through* whose intrinsic function is to indicate path, means and way. The Japanese students of Dutch grammar followed the vocabulary of the *kanbun* style, and assigned *niyotte* to *door* in the translation. Furthermore, they made translations as consistent as possible with the method of the *kanbun* style of that time, while their translations of Dutch materials were at the same time quite literal. It is through such literal translation that the *niyotte*-passive was born. In other words, *niyotte* was assigned to *door* whether the sentence including it contained a passive or not, and when *door* occurred in a passive sentence this mechanically resulted in marking the agent with *niyotte*, an option which Japanese had not had until then.

I investigated three word-for-word translations of *Garammachika*, published in 1856 and 1857, and found that the passive sentences with the agent marked by *door* were translated by the *niyotte*-passive without exception. (6) is the original Dutch sentence and (7) is an example of its literal translation.

- (6) ...Er zijn echter eenige algemeene regelen en waarnemingen hieromtrent door kundige Taalbeoefenaars voorgesteld,...
- 'There are, however, some general rules and observations proposed thereby by erudite linguists'

(*Grammatica of Nedelduitsche Spraakkunsts* : section32)

- (7) Sokoni sikasinagara kokonituite takuminaru gogakusya-ni yotte sadame-rare-taru
- there however thereby erudite linguists-by establish-PASSIVE-PERFCT
- ichinino ippannaru kisoku-ya oyobi keiken-ga aru
- some general rule-and experience-NOM exist
- (*Sô-yaku Garammachika*, 1856)

As far as I know, this is the earliest example of the *niyotte*-passive to be found.

Around the establishment of the Meiji government in 1868, replacing the Tokugawa Shogunate, the zeal of Dutch studies dropped off all of a sudden, and the interest was shifted to the learning of English, French, German and Russian. The method of translation and comprehension developed in the learning of Dutch, however, was carried over to the study of English and other languages. Although *niyotte* was not always used

as a translation equivalent of English *by*, the *by*-passive in literal translation is always translated as the *niyotte*-passive.

(8a) is a passage from an English grammar textbook used at the beginning of the Meiji Period, and (8b) is its literal translation.

- (8) a. Art. 95. The nominative case denotes the agent; as, 'Mary loves her mother;' 'the earth is round.' What is meant by the agent?

(Pinneo's *Primary Grammar of the English Language for Beginners*)

- b. Syukaku-wa dôsya-o arawasu tatoeba Maarii-wa kareno haha-o
- nominative-TOP agent-ACC represent for.example Mary-TOP her mother-ACC
- aisu tikyû-wa maruku aru nani-ga dousya-niyotte arawas-aruru-ka
- love earth-TOP round be what-NOM agent-by represent-PASSIVE-INTERRG

(Pinneo-shi *Genban Eibunten Chokuyaku*, 1870)

5. Conclusion

In today's presentation, I began by stating that the translations of *kanbun*, and especially the *kundoku* method, greatly influenced the Japanese letters, writing system, vocabulary & usage, and writing style. *Kanbun* brought writing into the Japanese language, introduced numerous abstract concepts, and made possible the development of logical thinking.

However, on the other hand, we can also add the criticism that Japanese receive too much influence from the *kanbun kundoku* sentences, to the extent that it could not depart from this method, and resulted in dragging overly complex words and writing system all the way to modern times. The complexity of the Japanese writing system acts as a disadvantage when dealing with the digital age of information.

We also discussed the influence the translation of western material had on modernization. However, what became clear is that even in the case of translation of western materials, the legacy of the *kanbun kundoku* was carried over. One carry-over is the direct translation style of European sentences, in accordance with the *kundoku* method. Another is the ability that *kango* (Sino-Japanese words) has in creating new words,

which was used to take in the many concepts of the West. Still another carry-over is the usage of *katakana* to represent the loan words from the western languages.

When we look at it this way, we can perhaps be a bit surprised at the fact that so much of what is visible in the Japanese language today was brought about by translation. Perhaps in a way, this is a characteristic of Japanese culture itself.

[参考文献]

- 石綿敏雄 (2001) 『外来語の総合的研究』 東京：東京堂出版
- 金水 敏 (1991) 「受動文の歴史についての一考察」『国語学』 164, 1 - 14
- 金水 敏 (1992) 「欧文翻訳と受動文—江戸時代を中心に—」文化言語学編集委員会 (編) 『文化言語学—その提言と建設—』 東京：三省堂, pp. 547 - 562
- Kinsui, Satoshi (1997) "The influence of translation on the historical development of the Japanese passive construction," *Journal of pragmatics* 28, 759-779, Elsevier Science, Amsterdam.
- 国立国語研究所 (1962—1964) 『現代雑誌九十種の用語用字』国立国語研究所報告, 21, 22, 25, 東京：秀英出版
- 国立国語研究所 (1987) 『雑誌用語の変遷』国立国語研究所報告, 89, 東京：秀英出版
- 国立国語研究所 (編) (1989) 『高校・中学校教科書の語彙調査』国立国語研究所報告, 99, 東京：秀英出版
- 宮島達夫 (1967) 「現代語いの形成」『ことばの研究第3集』国立国語研究所論集 3, 東京：秀英出版, pp. 1 - 50
- 森岡健二 (1999) 『欧文訓読の研究—欧文脈の形成—』 東京：明治書院
- 築島 裕 (1963) 『平安時代の漢文訓読語に就きての研究』 東京：東京大学出版会
- 築島 裕 (1964) 『国語学』 東京：東京大学出版会
- 築島 裕 (1969) 『平安時代語新論』 東京：東京大学出版会
- 山田孝雄 (1930) 『漢文の訓讀によりて傳へられたる語法』 東京：宝文館
- 吉田金彦・築島裕・石塚晴通・月本雅幸 (編) (2001) 『訓点語辞典』 東京：東京堂出版

「江東避乱聯句」(仮称)の研究

朝倉 尚

【要旨】

- ・本研究の目的は、いまだ未開拓である室町期の五山文学の一分野である「禪林聯句」において、外国文化(禪思想や漢文学)がどのような形で影響を与えているかを、引き続き解明することにある。
- ・五山文学の特性として、作品中に禪的発想と博引旁証の徹底が指摘されているが、聯句文芸においても同様であることを証するための基礎的な作業を進める。
- ・禪林聯句の総集『聯句集』(相国寺慈照院所蔵)に収められている作品を整理した結果の一部を報告する。
- ・詩作を製する際に利用する字書の一種と目される『詩作通考』(建仁寺両足院所蔵)に収められている禪林聯句を整理した結果の一部を報告する。
- ・字書として完成される途次と目される、未定稿『聯句集』(京都大学附属図書館蔵)に収載される聯句を整理した結果の一部を報告する。
- ・詩作を製する際の手引書や字書の役割を果たすのを目的としたと目される、彭叔守仙『増禪林集句韻』(京都大学附属図書館、建仁寺両足院所蔵)を検討した結果の一部を報告する。
- ・「江東避乱聯句」(仮称)の抄物については、現地(龍谷大学・大谷大学・史跡足利学校図書館)における原典との照合を終え、本文と抄文の固定を済ませた。

【他領域との連携による成果】

研究会やシンポジウムに積極的に参加したつもりであるが、相変わらずそこで痛感することは、日本漢文学の中で、特に五山文学(禪林の文学)の存在が知られていないことである。日本の漢文学史の流れの中で

は大きなうねりが三回存在すると考えられるが、奈良・平安時代の縉紳の漢詩文から、一挙に近世江戸時代の文人の漢詩文に眼が向けられ、その中間の鎌倉・室町期の禪僧の作品は敬して遠ざけられている観がある。他領域(特に中国、印度古典学)の実態を知れば知るほど、五山文学(禪林の文学)こそ、文化面における日中の交流が最盛期を迎えた当時の内実を示しており、新文化(古典)の普及・受容の面からは欠かすことのできない分野であることを再認識させられた。

五山文学の特性の一つであるとした「禪的発想」については、従来の世俗の価値観を転換、一新したような発想を指し、これこそが「禅味」と呼ばれる主内容と考えられる。「得悟」を到達点とする宗教的基盤の上に立った、禅宗・禅者特有の発想法である。外来文化の影響による日本人の価値観の変容といった観点からも見逃せない。さらなる特性の一つ「博引旁証」の徹底については、悟境や宗旨を譬喩によって表現するために、禅僧が究極的に辿り着いた表現上の工夫の一つと解される。本朝の禅僧は、「観念的世界」とも言うべき観念のうえで形づくられた世界を形成していたが、その実体は中国文学や佛教教典の土壌で育成されたものの継承であった。そこで、この観念的世界を解明することは、中国やインドにおいて誕生・流布した「古典」の受容、普及の実態を明らかにすることを意味する。そして、この解明を実現するためには、単に典拠としての古典作品を追求・指摘するだけでなく、当該の古典研究の実情・実態、さらには目的や方法を熟知することが必須となる。

【位置付け】

究極の目的は五山文学(禪林の文学)の解明にある

が、その中でもいまだ未開拓の分野である「禅林聯句」を対象にして、基礎的研究の一環として、各地に分散されたままの聯句資料を収集しながら、特定作品（本研究課題では「江東避乱聯句」）については、本文を固定しながら、内容面における検討に着手する。いずれについても本格的に取り組んだ研究者はいまだいない。さらに、内容面における検討は、外来の文化、具体的に言えば漢文学や仏典・禅の思想がどのように受容され、表現されているかに焦点を合わせることにになり、これらは特定領域研究「古典学の再構築」における「伝承と受容（日本）」班に対する要請に応えることになる。

禅林聯句と抄物を対象とした研究成果の一部については、すでに『中華若木詩抄・湯山聯句鈔』（大塚光信・尾崎雄二郎・朝倉尚校注。新日本古典文学大系53・岩波書店・平成7）、『抄物の世界と禅林の文学—中華若木詩抄・湯山聯句鈔の基礎的研究—』（清文堂・平成8）において公刊した。後者については、高い評価が与えられ、第19回角川源義賞が授与された。ただし、「湯山聯句」については、興行にいたる経緯、興行地・年月日、聯衆の為人などが明らかになった。次いで、抄物という旧注を利用することにより、聯句文芸の性格や特性の輪郭を描くことができた。が、現存する禅林聯句の全体から見れば、対象とした聯句はわずか一〇篇にしか過ぎない。禅林聯句史の上からは点の存在を確定したに過ぎず、これをもって禅林聯句の一般的な性格を明らかにするための基礎的作業に着手したとは言いがたい。事実、本研究課題で集中的に収集した聯句の総集の中には、「湯山聯句」の痕跡を認め難いのである。『湯山聯句鈔』は、禅林聯句の抄物でありながら、個々の聯句作品が独立して収載され、その上で鑑賞、読解された形跡を欠くのである。これらの意味からも、聯句の総集の整理は必要であり、基礎的研究の出発点であると言えよう。

「江東避乱聯句」については、禅林聯句の総集の中でも一定の重要な位置を占めていることは、すでに当科研の第Ⅰ期（平成11～12年度）の公募研究の報告書で明らかにした。本研究課題では、引き続き聯句の総集の中での位置付けを確認する作業を継続した。次いで、新たな試みとして、禅僧が詩文や聯句を製するに際して参考書・手引き書として利用した、字書的一种であると目される著作物・作品集を対象として検討を加えた。これらの著作物・作品集にあつては、各韻別に属する漢字の字義と、この漢字を含んだ熟語や佳句を列挙・提示する点で共通する。さらに、詩作のみならず聯句の製作にも資するための配慮と解されるが、

おそらく編者にとって本朝の禅林聯句の代表と遇された作品が例示されることがあった。そして、「江東避乱聯句」も採用・例示されていることがある。「江東避乱聯句」の流布、普及の実態の一端を知ることになり、さらには禅林聯句史上における位置を再確認することになる。

平声三〇韻の聯句から成立する聯句集「江東避乱聯句」には、各句（聯）ごとに注解を施した抄物が存する。上平一五韻の聯句に対する『〔湯山聯句〕』（大谷大学図書館所蔵。一冊）と下平一五韻の聯句に対する『成吠詩集』（龍谷大学図書館所蔵。一冊）であり、半数に相当する一五韻の聯句に抄文が有する『〔聯句集〕』（史跡足利学校図書館所蔵）もある。この「江東避乱聯句抄」（仮称）は、本体の聯句自体の興行時期は「湯山聯句」よりも早く、抄文の分量も『湯山聯句鈔』に匹敵している。かくして、今後の禅林聯句の本格的な解明のためには、『湯山聯句鈔』以上に重要視されねばならない古典作品として位置付けされる。その公刊は急務であると考えられる。

【研究成果】

○『聯句集』（相国寺慈照院所蔵）と「江東避乱聯句」について

諸機関や諸寺院に蔵される禅林聯句の収集を続行したが、注目すべき総集として相国寺慈照院所蔵『聯句集』一冊（略称、慈照院本『聯句集』）を調査することができた。

慈照院本『聯句集』の概観は、江戸時代前期の写本一冊で、縦20.7㎝×横15㎝、朱点・朱引・圈点を附す。慈照院は、在中中淹が「大徳院」として開創した塔頭であるが、「慈照院」に改称された折の塔主が景徐周麟であった。景徐は、「江東避乱聯句」や「湯山聯句」の聯衆の一人である。

慈照院本『聯句集』に収載される作品は、二九韻に分類された、総計一五二篇の禅林聯句である。各韻別の作品数と、既に報告した総集の検討に際し、編者が特別に重要視していた、

イ、江東避乱聯句（仮称）

ロ、城西聯句（別称、九千句）

ハ、三千句

からの収載状況について一覧表にすると、次のごとくなる。

韻 別	総 数	江 東	九 千	三 千
① 東	8	×	×	×
② 冬	1	×	×	×
③ 江	1	○	×	×
④ 支	16	○	×	×
⑤ 微	4	×	×	×
⑥ 魚	5	×	×	×
⑦ 虞	11	×	×	×
⑧ 齊	4	×	×	×
⑨ 佳	2	×	×	×
⑩ 灰	11	×	×	×
⑪ 真	12	×	×	×
⑫ 文	3	×	×	×
⑬ 元	4	×	×	×
⑭ 寒	8	×	×	×
⑮ 刪	4	○	×	×
⑯ 先	4	×	×	×
⑰ 蕭	6	×	×	×
⑱ 肴	1	×	×	×
⑲ 豪	1	×	×	×
⑳ 歌	3	×	×	×
㉑ 麻	2	×	×	×
㉒ 陽	11	×	×	×
㉓ 庚	16	×	×	×
㉔ 青	1	×	×	×
㉕ 蒸	2	×	×	×
㉖ 尤	5	×	×	×
㉗ 侵	3	×	×	×
㉘ 覃	2	×	×	×
㉙ 添(塩)	1	×	×	×
㉚				

そもそも禅林聯句の韻脚に選ばれることが稀少である⑩咸韻の作品を欠くものの、多と少の差は存するが、他の二九韻目については、それぞれ作品が収載されている。既に報告した聯句の総集の四集は、

- i 『梅花無尽蔵(句集)』 内閣文庫所蔵
 - ii 『(聯句集)』 史跡足利学校図書館所蔵
 - iii 平松本『聯句集』(I) 京都大学附属図書館所蔵
 - iv 平松本『聯句集』(II) 京都大学附属図書館所蔵
- である。慈照院本『聯句集』と上記四集の収集方針の

大きく異なる点は、「イ江東避乱聯句」以下三集の取扱である。i～ivの四集では重要な収集源であったイ～ハの三集が、慈照院本『聯句集』では、イからの若干例を除いて、ロとハの二集からは一篇の入集も認められない。「江東避乱聯句」「九千句」「三千句」は、すでにそれ自体が当代流行の聯句の総集であったことが、敬して遠ざけられた因由の一つであったかもしれない。さらに『九千句』『三千句』については、策彦周良が中心になって編纂されており、天龍寺を中心にした社友が興行した聯句の作品集である。慈照院本『聯句集』の編纂者がいかなる人物であったかは未詳であるが、相国寺慈照院と因縁の深い僧であったとすると、他寺中心の編纂が明白である作品集からの殊更の収集は避けられたものかもしれない。

慈照院本『聯句集』には、それでも「江東避乱聯句」から三篇の入集が認められる。その様態を一覧表化すると、次のごとくなる。

韻(題)	注 記	興行日時	聯 衆
③ 江	東遊集, 元宵	応仁2・正・15	横川・桃源・景徐・春坡
④ 又	東遊集, 十一月十七日冬節	応仁元・11・17	横川・桃源・景徐
⑮ 刪	東遊集	応仁元・冬～翌春	横川・桃源・景徐

三篇はいずれも上平一五韻の中に属し、抄物『湯山聯句』にも収められている。第一に注目されるのは、「注記」欄における収集源を示す表記である。三篇はいずれも「東遊集」であり、「東遊」の表記は見当たらない。③「江」題の作品について言えば、前掲のiiiの平松本『聯句集』(I)では「東遊集」であったが、iの『梅花無尽蔵(句集)』では「東遊」であった。④「又」題の作品については、iとiiiのいずれも「東遊」であり、⑮「刪」題の作品については、iiiとivの平松本『聯句集』(II)とが「東遊集」であり、iのみは「東遊」である。聯句の総集の調査が進展するにつれて、「東遊」よりも「東遊集」の注記が増加する。注記「東遊」が「東遊集」の略記である可能性が高いことを示すことになるだろうか。

次いで注目されるのは、「興行日時」と「聯衆」の欄である。景徐が横川と桃源に同行・随侍していた時期の興行で、いずれの聯句にも景徐が出句していることである。景徐が随行して聯衆の一員に加わることが可能であったのは、応仁元年九月二十九日の市村の慈雲寺到着・合流の日から、翌年二月二十三日の草野への省親のための出立の日までである。抄物『成伏詩集』

には作句主の表記を欠くが、抄物『〔湯山聯句〕』においては作句主を表記する。③④⑤の三篇の聯衆は、いずれも『〔湯山聯句〕』に拠って確認したものである。そして、相国寺慈照院は景徐が塔主の際の改称であることは前述した。いわば、慈照院の中興の祖が景徐であり、早くより慈照院は景徐周麟の塔頭として周知されていた。慈照院本『聯句集』の編者が慈照院の縁者であったとすると尚更のこと、景徐が出座して興行された聯句作品が特別に処遇されたことは首肯されよう。『九千句』『三千句』の入集が認められないにかかわらず、『江東避乱聯句』の景徐出句作品が収載された因由である。ただし、『江東避乱聯句』で景徐が出句する作品は三座の聯句に止まらない。半数以上にものぼると考えられる聯句作品の中から、三篇が選ばれた因由については判然としない。

○『詩作通考』（建仁寺両足院所蔵）と「江東避乱聯句」について

その具体的な利用法は未詳であるが、その書題名からしても、詩作を製するに際しての韻別の字書としての役割を果たしたものと推される大部の著作に『詩作通考』（建仁寺両足院所蔵）がある。二五冊が現存する、室町時代末期の写本。両足院に備えられた蔵書目録によれば「月舟」と注されており、月舟寿桂の著作として遇されている。

『詩作通考』が対象としたのは、平声三〇韻の各韻に属する漢字の字義と典拠を示すことであったと目されるが、現状では欠けた韻・冊が存する。各冊の内容の概観も一様ではない。未定稿の様相を呈するが、大略の冊に朱引きが丹念に施される。各韻に属する漢字の字義と主要典拠を博搜し、引用・筆録している。当該漢字の字義・典拠については、詳細を極めており、一一を自らが見出し整理したとは考え難い。いずれ参考とした別の複数字書が存したと推されるが、いまだ調査が及んでいない。少しく奇異に感ぜられる点としては、漢字一字の字義・典拠を筆録して、次の漢字の字義・典拠を筆録する間の余白が、異常な程に広く取られていることである。

『詩作通考』の本来の目的は詩作の製作に資するためであったと目されるが、禅林聯句の製作、さらには四六文・疏の製作に資することをも視野に入れたのではないかと考えられる。韻・冊の多くにおいては、冒頭部に模範例としての禅林聯句が呈示・収載されているのである。『詩作通考』に現存する韻目数と収載される禅林聯句の作品は、平声二三韻、総計八二篇である。その分布と、前掲イ～ハ三集からの収載の状況を

一覧表化すると、次のごとくなる。

韻 目	総 数	江 東	九 千	三 千
① 東				
② 冬				
③ 江				
④ 支	3	×	③	×
⑤ 微	7	○	③	×
⑥ 魚	4	×	③	×
⑦ 虞	×	×	×	×
⑧ 齊	4	×	③	×
⑨ 佳				
⑩ 灰				
⑪ 真	3	×	③	×
⑫ 文	3	×	①	×
⑬ 元	3	×	③	×
⑭ 寒	×	×	×	×
⑮ 刪	3	×	③	×
⑯ 先	7	×	③	×
⑰ 蕭	4	×	③	×
⑱ 肴				
⑲ 豪	3	×	③	×
⑳ 歌	4	×	③	×
㉑ 麻	△	△	△	×
㉒ 陽	3	×	③	×
㉓ 庚	3	×	③	×
㉔ 青	5	×	③	×
㉕ 蒸	4	×	③	×
㉖ 尤	5	×	③	×
㉗ 侵	5	×	③	×
㉘ 覃	5	×	③	×
㉙ 塩	4	○	③	×
㉚ 咸				

東・冬・江・佳・灰・肴・咸の七韻を除いた二三韻の漢字についての字義と主要典拠が呈示されるが、二三韻の中で虞・寒の二韻については禅林聯句の例示を欠く。さらに㉑麻韻については後述のごとく、別の形式で禅林聯句を引用している。つまるところ、精確には二〇の韻について、各韻に三～七篇の禅林聯句が例示されたことになる。なお、①東韻をはじめとする七韻を欠くことについては、現存の各韻・冊の体裁や構

成が微妙に異なることから、全体的には未定稿・未完成の印象を受ける。が、禅僧の利用の便を優先するという臨機応変の著作の態度からすると、書写を欠いた可能性、別置されている可能性、破損・紛失した可能性なども考えられる。現状では両足院所蔵本が孤本であり、別本の存在の有無が重要な鍵を握っている。

イ～ハの三本からの収集状況については、ロの『九千句』に全面的に依存している状態であることは歴然である。『九千句』では、平声三〇韻各韻について三篇の作品が収められているが、㊹文韻の一篇を除いては、他の一九韻については三篇のすべてが収載、例示されている。ハの『三千句』については、同じく策彦周良の編纂ながら、一篇も採られていない。

イの「江東避乱聯句」については、㊵微と㊹塩の二韻について、収載、例示されている。作品数は稀少であるが、無視されていないのも事実である。㊵微の韻の場合、七篇中の最後尾に、「又」題で「二月旦」の注記を付して収められる。㊹塩の場合は、四篇中の最後尾に、「又」題で収められる。iの『梅花无尽蔵(句集)』やiiiの平松本『聯句集』(I)に付される「東遊」や「東遊集」の注記は欠いている。これだけでは、『詩作通考』における処遇の軽重をいかにも問い難い。

各韻・冊の中で、特異な状況を呈するのは㊹麻の韻の冊である。本冊では冒頭部に禅林聯句の作品の例示を欠いている。が、その代わりに、漢字の字義と主要典拠を呈示、筆録した後、当該の漢字を韻脚とする代表的な禅林聯句の一聯(二句)を作例として列挙している。これは禅林聯句を製作する際に、韻字を探り、決めるのに特別に重宝であったと推される。長聯句の場合、通常は一〇〇句五〇韻であり、韻字として選ばれるのは五〇字であり、同一聯句中で韻字として重複して用いられることは禁じられている。一韻の中から五〇字が選ばれるとなると、用いられる韻字はとかく限定される傾向を生ずる。かくして、これらの性格を利用して該当の韻・冊を検討すれば、多用される漢字・韻字については自ら範として示される例が豊富となり、したがって参照された対象作品の範囲が知られ、特定作品についてはその引用の有無を判別することが可能となるであろう。これを㊹麻の韻の冊に即して見ると、禅林聯句に多用された漢字＝韻字については、範を示すための聯の例も豊富に掲げられ、したがって対象とされた作品の範囲も知られ、特定の作品については引用の有無を判別することが可能となる。

具体の例で示せば、当該冊の最初の例示箇所は、「家」字の項である。一聯を二行に筆録して対句であることを示し、韻脚「家」字を「|」で代える。四聯

を縦書にして、合計一三聯が引用されている。一三篇からの引用であることが判明する。そしてこの中には、三列第一段(第九番目の聯)に「昨醉長安市／今飯江左一」として「江東避乱聯句」より引用され、二列第一段～第三段にかけては「檄蒲期楚節／闕草記唐一」「楚鶴迷吳舸／桐廬卑漢一」「窓検梅花卷／叢興林際一」として『九千句』より引用される。『三千句』よりの引用は無い。これにより、㊹麻の韻の冊については、冒頭部の一処に禅林聯句の筆録、例示を欠いているが、実際には代表的な作品を収集して、これらを対象にして具体的聯を抽出して呈示していることが判明する。㊹麻の韻でも、『九千句』への依存の度合いが高く、「江東避乱聯句」も対象に選ばれていたことを知る。上掲の一覧表の△印はこのことを示す符号である。なお、当該冊において最多の例示は、「涯」字項における一七聯である。一七篇以上の禅林聯句が対象になっていたことを知る。

奇異に感ぜられることとして、「余白」が異常なほどに広く取られている点を指摘した。が、ここにいたり、この余白がやがて当該の漢字が韻脚として用いられる代表的な禅林聯句の聯を筆録、呈示するために予め用意されていたものであることが判明する。『詩作通考』の各韻・冊は、完成の暁には、巻頭部の一処に参照した禅林聯句を筆録、例示すると同時に、各漢字の項においても韻脚として用いられる代表的作例の聯が呈示されたのであろう。以上の諸点を勘案して改めて検索すると、ひとまず完成の域に達しているのは、㊵微の韻の冊である。当該冊の冒頭には七篇の禅林聯句が採録され、各漢字項の余白に韻脚として用いられた代表的な聯が例示される。そして、例示の聯が七例を越える漢字は見当たらない。『九千句』『江東避乱聯句』から引用される聯は認められるが、『三千句』からは欠いている。

○未定稿『聯句集』(京都大学附属図書館所蔵)と「江東避乱聯句」について

字書として完成される過程の様相を呈しているのではないかと推される著作に、未定稿『聯句集』(写本。二一冊)が存する。京都大学附属図書館所蔵で、平松家本第九門レー1に配架される。簡易製の二書帙に蔵され、背にはともに「聯句集」と題され、第一の帙では「十四冊」の四を改め「十五冊」、第二の帙では「六冊」と注される。当図書館の目録では二巻二冊本として登録されており、事実、紙質や筆蹟は大略同一である。が、一五冊の帙と六冊の帙では、一見すると、冊の内容が異なるために、当初は別の著作であると考

えた。即ち、第一の帙の一五冊については、一一冊までに禅林聯句が筆録されているため、仮に聯句の総集として処遇した。これがivの平松本『聯句集』(Ⅱ)である。が、今回改めて本研究課題の検討を進める中で、すでに目録が処しているごとく、字書・類書として完成する途次の著作として位置付けるのが妥当であると判断するに至った。

未定稿『聯句集』二一冊は、第一の帙の一五冊と第二の帙の六冊に順次に仮の通し番号を付して示すと、次のように構成されていることが知られる。

A 禅林聯句筆録部 第1～第10冊

B 字書部 第11冊～第21冊

Aの禅林聯句筆録部の内容については、すでに報告を済ませた。第11冊のみは、便宜的にBの字書部に含めたが、漢字・韻字を掲出し、代表的な禅林聯句の作例としての句のみを抽出して列挙している。字義や主

要典拠の筆録は欠く。韻字として用いられている以外の漢字の呈示は無く、列挙される作例は一句であり、一聯でないのも特徴である。字書部の第12冊以下では、各韻に属する漢字を掲げ、字義と主要典拠が筆録、呈示される。各漢字から次の漢字の解説に移る間の余白は、やはり奇異に感じられるほどに広く取られている。その上で、範として示される禅林聯句の作例については、上部の空白部(「欄外」と呼称)に、頭書される当該漢字の位置より列挙される。列挙されている句は、原則として当該漢字が韻脚として用いられる一句である。

未定稿『聯句集』二一冊の内容の概略と、列挙される作例を含む禅林聯句の主要収集源と目されるイ～ハの三集の関与の状況を一覧表化すると、以下のごとくなる。

韻目	禅林聯句筆録部					字書部			
	総数	江東	九千	三千	冊番	江東	九千	三千	冊番
① 東	3	×	3	×	1	×	3	○	16
② 冬	3	×	3	×	2				
③ 江						○	3	○	17
④ 支						○	3	○	11
⑤ 微	3	×	3	×	3	○	3	○	18
⑥ 魚						○	3	○	12
⑦ 虞	10	○	3	○	4				
⑧ 齊	3	×	3	×	5	○	3	○	11
⑨ 佳	11	○	3	○	6	○	3	○	19
⑩ 灰	8	○	3	○	7	×	3	○	20
⑪ 真									
⑫ 文						○	3	○	11
⑬ 元									
⑭ 寒						×	3	○	13
⑮ 刪	6	○	3	○	9	○	3	○	21
⑯ 先									
⑰ 蕭						○	3	○	11
⑱ 肴									
⑲ 豪	6	○	3	○	8				
⑳ 歌									
㉑ 麻						×	3	○	14
㉒ 陽	3	×	3	×	9				
㉓ 庚									
㉔ 青									
㉕ 蒸									
㉖ 尤									
㉗ 侵									
㉘ 覃	2	×	1	×	9				
㉙ 塩									
㉚ 咸	5	○	2	○	10	○	3	○	15

本書が「未定稿」であることは一目瞭然であろう。このような状況を呈するに至る過程を推量、説明することは不可能である。韻目によっては禅林聯句筆録部と字書部との両部の冊が存在するが、両冊の間の関連については、主要収集源の比較の限りでは、判然とし難い。禅林聯句筆録部か字書部かのいずれかの一方の冊しか存在しない韻目があり、いずれの部の冊も存在しない韻目も多い。特に下平一五韻において欠部・欠冊が顕著であり、本書が成立途次の未定稿であることを如実に示している。

編者が最終的に目標としたのは、あるいは『詩作通考』のごとく、字書部を充実、拡充して、詩文や聯句の製作に資するための著作として完成することであつたろう。第1冊から第10冊までの一〇冊の禅林聯句筆録部は、『詩作通考』で言えば、巻頭部に筆録、例示される禅林聯句の作品群に相当するのではなからうか。第12冊から第21冊までの一〇冊の字書部は、字義と主要典拠を採集、呈示する、字書の本体とも言うべき部位に相当する。欄外の禅林聯句の作例は、『詩作通考』で言えば少数の冊の余白部に例示された作例・聯に相当しよう。第11冊は、この欄外に代表的な作例として呈示するための、準備段階を示している冊として解される。なお、第12冊以下の一〇冊における、奇異に感ぜられるほどに広く取られた余白については、『詩作通考』の目論見とは相違して、主として典拠の採集の不徹底を補充するためであると考えられる。

禅林聯句の主要な収集源については、その全貌を明らかにするためには精査を必要とするが、欄外に引かれる作例の数から判断すると、禅林聯句筆録部よりも字書部において、多数の作品が引用の対象とされている。イ～ハの三集について言えば、両部において優先的に遇されているのは、ロの『九千句』である。ハの『三千句』については、禅林聯句筆録部において作品の呈示が少ないが、字書部においてはいずれの冊へも句の引用が認められる。イの『江東避乱聯句』については、わずかに引用の度合いが低い、大略『三千句』と同様の傾向を示している。なお、字書部の第11冊以下においては、イ～ハの三集からの引用を示すに際しては、「東」を「江東避乱聯句」、「九」を「九千句」、「三」を「三千句」の略符号として、作例句の句頭に注記している。

○『増禅林集句韻』（京都大学附属図書館、建仁寺両足院所蔵）について

臨済宗聖一派に属する東福寺僧の彭叔守仙（1490～1555）の著作に『増禅林集句韻』がある。韻別に漢字

を挙げ、字義を示し、用例、典拠となる熟語や句を収集、呈示したものである。句を呈示するに際しては、原則として当該の漢字が韻脚となる聯（二句）を引く。禅林聯句からの採集、引用は認め難く、詩文を製作する折の字書、あるいは百科辞典の役割を果たしたものと推される。後代の研究者にとっては、当代の禅僧の觀念裡に形成されていた世界を理解するために有益な書である。卑近なところでは、禅僧の博引旁証の典拠を探索するための手引書として、今後活用されることが期待できる。

今回の研究課題を消化する過程で、二本の所在を知り、収集することを得た。一本は、京都大学附属図書館所蔵で、小室三吉氏寄贈本（貴4—06／ソ／1）である。六書帙に蔵される、三六冊より成る室町後期の写本。一本は、建仁寺両足院の所蔵で、専用の書箱に蔵され、三六冊より成る室町後期の写本である。当院の目録では、第九十八番に「集句韻」として題され、三五冊本として載せている。二本は類似の書写で、特に各韻の部の末尾に記される識語において大略一致している。この識語に拠れば、本書（の祖本）は作者が六〇歳の天文18年（1549）12月14日に上平第一東韻を書写したのを手始めとして、順次書写を重ね、作者六二歳の天文20年7月7日以降（夷則日）までを費して、全韻・全冊の書写の功を終えている。

大唐六典の受容と制度通の撰述

礪波 護

【要旨】

平成13年度と平成14年度にわたる本研究は、前回の公募研究平成11年度と平成12年度の研究題目「近衛家熙考訂本『大唐六典』の研究」を継続して、京都大学附属図書館に新しく収蔵された家熙自筆『大唐六典』稿本を吟味するとともに、天理図書館の古義堂文庫に所蔵される『制度通』の底本を精査し、中国制度典籍の受容の特色を明らかにせんとして着手した。

近衛家熙が校勘に従事した際、底本としたのは、新井白石から贈られた白石自筆の写本であって、家熙が考訂し墨色を異にして書き加えつづけた稿本が、数年前に京都大学附属図書館で偶然発見され、私自身が確認しえた。この稿本を精査して、いわゆる近衛本『大唐六典』全30巻の成立過程を綿密に跡付けるのを目的とする研究を開始し、前回の平成11・12年度の科学研究費によって、稿本全部の複写と重要部分のカラー複写を入手することができ、〈近衛本〉『大唐六典』の巻1から巻5まで、すなわち尚書省の都省と吏部・戸部・礼部・兵部と巻30、すなわち三府を始とする州県の官吏を重点的に調査し、不分明であった多くの疑問が氷解してきた。今回も引き続き公募研究が採択されたので、巻6から巻9までを重点的に調査することにし、初年度である平成13年度は巻6の尚書省の刑部と巻7の工部の吟味をした。そして平成14年度は巻8の門下省と巻9の中書省を吟味した。これにより、全30巻のうちの10巻分、唐の中央政府の中核である三省六部と地方官庁についての巻々をすべて検討し終えたのである。

一方、伊藤東涯撰の『制度通』全13巻は、中国歴代の制度の沿革と、対応する日本の制度との関係を項目別に述べた書物である。今回、科学研究費を与えられ

たことにより、天理図書館の古義堂文庫所蔵の『制度通』刊本時の底本である、伊藤東所（東涯の三男）の校訂本と、刊本の際に削った『制度通刪』全1巻の全文、合計 873コマのA5判での複写を入手することができた。そこで、平成13年度は『制度通』の巻1から巻7までについて、通行本との校勘をし、平成14年度は『制度通』の巻8から巻13までについて、通行本との校勘をし、両年度とも森華に委嘱して、ワープロのフロッピーに入力していただいた。

『制度通』に対する考察を重ねていた最終段階で、萩野由之・小中村義象の共著である『日本制度通』全3巻の存在を知った。中国歴代の制度の沿革と、対応する日本の制度との関係を項目別に述べた書物である『制度通』は、天文、暦法、地理、官制、官吏任用、税役制、礼楽、律令格式といった制度全般にわたり、中国の古代から明代にいたる間の変遷を簡明に跡付けるとともに、それぞれの条に、〈本朝之制〉の名目を唐の記事に続けて設け、唐制と比較しやすくしていたが、その〈本朝之制〉の部分を模しつつ、新しく編纂し直した本書『日本制度通』は一般にあまり知られていないようなので、この機会に詳しく紹介しておく。『日本制度通』は明治22年から23年にかけて、吉川半七によって出版された萩野由之と小中村義象の共著である。萩野由之（1860～1924年）は、明治・大正時代の国史・国文学者で、小中村義象（1861～1923年）は、池辺義象の名で知られる明治・大正の国文学者、法制史家である。ともに開設されたばかりの東京帝国大学の古典講習科に入学し、卒業した。萩野は、国史学では古代の法制や近世・維新史の研究とともに、国文学では、『神皇正統記』『大鏡』などの史書の解説や校定に大きな足跡を残した学者として知られる。小中村義

象は、国学とくに制度の学に通じた小中村清矩（1821～95年）の養子となり、のち本姓の池辺に復した人物で、フランスに遊学して『仏国風俗問答』を著し、好評を博した。著書に『日本法制史』『新撰日本外史』『古事記通釈』などがある。

伊藤東涯『制度通剛』の検討を通じて、明治中期に上梓された『日本制度通』の特色を明確にすることができたのである。

【他領域との連携による成果】

本研究ととりわけ密接な関心を共有するのは、同じ「伝承と受容（日本）」班で大津透氏が進めておられる「日本における唐律令・礼の継受と展開」である。何故ならば、要旨でも指摘したように、唐時代の後期と同時代である日本の平安時代において編纂された、養老令の公的注釈書である『令義解』と私的注釈書『令集解』の編纂は、いつしか亡逸してしまった唐令の復元研究に際して、『大唐六典』30巻とともに、最も重要な史料源であったからである。唐代は言わずもがな、唐以前における中国の行政機構と官僚制を考察するに当たって最も有用な書である『大唐六典』は、唐の玄宗の御撰であり、勅を奉じて宰相の李林甫らが注を書いたもので、開元年間の官職を基準に、それぞれの職掌に関する律令格式と勅などの諸規定を分類したものである。その信頼できる最良のテキストこそ、京都で近衛家熙が校訂し出版した名著、いわゆる〈近衛本〉であったからである。

【位置付け】

中国古典、とりわけ制度典籍の日本における受容と伝承の歴史において、平安時代における『令義解』・『令集解』の編纂と、江戸時代における近衛家熙考訂本『大唐六典』の刊行は、当の中国の識者のみならず世界の中国学者から、絶賛をあげてきた大著である。前者に対する研究は、微に入り細をうがう研究業績が積み重ねられてきたことは、周知の事柄である。

後者、すなわち江戸時代における中国の制度典籍の受容史において、摂政と太政大臣を歴任した近衛家熙（1667～1736年）がみずから校勘に従事し校訂出版したいいわゆる〈近衛本〉『大唐六典』30巻こそは、京都が世界に誇り得る業績である。太政大臣であった近衛家熙が、退職後の二十数年、その精力を傾注して考訂し、一旦稿本が成った後もその死去に至るまで側近の侍臣と検討を続け、没後三周忌の前日に漸く上梓された、いわゆる〈近衛本〉の『大唐六典』は、最良のテキストと目されてきたにも拘わらず、その成立過程に

についての考察は等閑に付されてきた。ところが数年前に、新井白石（1657～1725年）から贈られた嘉靖本の白石自筆の写本に家熙が考訂しつづけた稿本を、京都大学附属図書館で館員の古川千佳が発見するという絶好の機会に恵まれたのである。登録されていなかったこの稿本を、京都大学附属図書館の蔵書とする手続きを要請し、貴重本室に収蔵していただいた。そして、この稿本を精査し、いわゆる〈近衛本〉『大唐六典』の成立過程を跡づける作業をつづけ、不分明であった多くの疑問が氷解してきたのである。新発見の稿本を手にとって進める研究だったので、他の追従を許さない独創的な成果をあげつつあると確信している。

近衛家熙が京都の鴨川畔の別邸で校勘する際に底本としたのは、かの新井白石から贈られた写本であり、墨色を異にして校勘記を書き加えつづけた頃、同時期の京都の堀川畔で家塾の古義堂を継いでいた、儒学者の伊藤東涯（1670～1736年）は、父仁斎の関心の外にあった語学や博物学に造詣を傾けたばかりか、中国歴代の行政機構や唐代の官職にも関心を抱いて、『制度通』全13巻と『唐官鈔』全3巻を著したが、町人身分で終始したためか、三歳だけ年長の近衛家熙と直接に交渉をもった気配はなかった。

その伊藤東涯の代表作と目される『制度通』全13巻は、刊本の際に削った『制度通剛』全1巻を慎重に検討することによって初めて、編纂の経過を明確にすることができるのに、従来は無視されてきた。今回の私の研究は、その点において画期的であるといえよう。また我が国において、明治時代以降に『制度通』がいかに重視され受容されたかという点に目を転じると、『制度通』そのものの出版状況を跡付けるとともに、その〈本朝之制〉の部分を模しつつ、新しく編纂し直し、明治中期に上梓された、萩野由之・小中村義象の共著『日本制度通』全3巻の編纂と出版状況を確認することが必要不可欠であると思われる。今回、『制度通剛』の検討を介し、『日本制度通』の特色を明確にすることができたのは、高く評価していただけるであらう。

【研究成果】

近衛家伝世の名宝を収蔵する、京都の洛西、御室の仁和寺に隣接する〈陽明文庫〉については、『家庭画報』第42巻第4号（1999年4月、世界文化社刊）の特集、〈「桜の宴」京都・陽明文庫の春〉で紹介されたが、名和修「陽明文庫の沿革」（『陽明文庫名宝図録』2001年、財団法人陽明文庫刊、所収）が簡潔明瞭に説明するように、京都帝国大学が創設されて以降、現在の陽

明文庫の建物を建築する以前の段階で、とりわけ大正4（1915）年と大正12（1923）年に典籍類の殆んどが京大の図書館に寄託されたのである。この時期にいわゆる〈近衛本〉『大唐六典』全巻の麗大なる版本も、京大に寄託されたい。文学部はその版本を用いて、大正3（1914）年と昭和10（1935）年の二回にわたり印刷頒布したのである。

森鹿三「陽明文庫の漢籍など」（陽明叢書国書篇、月報4、1975年、思文閣）で、

ところで近衛文庫の漢籍については、昭和11年の秋に、支那学会のきもいりで展覧が催され、その際に目録が印行されているので、それによって概観することができる。經史子集にわたり五百数十部の善本が展覧されたのであって、日本の旧鈔本や古活字本もあり、朝鮮の刊本もあるが、主なるものは中国の明刊本である。清刊本もあるが康熙ごろまでで、乾隆刊本がきわめて僅かまじる程度である。そこでこの漢籍の蒐集についてであるが、もちろん歴代にわたる集書ではあろうが、乾隆（1736～1796）刊本がきわめて稀というところから見て、予楽院（家熙公）時代に精力的に集書されたのではないかと想像される。予楽院といえは文磨公より八代前で、寛文七年（1667）の生れで、元元元年つまり乾隆元年に薨じておられる。学問、芸術にすぐれた才能をもたれた方だが、われわれの畑では『大唐六典』の校刊者として忘れることができないのである。

と書き記したのち、『大唐六典』の校合をして信頼できるテキストを作られた事情について、底本には明の正徳10年（1515）刊本を用い、もう一つの明版（嘉靖刊）と校合するほか、『旧唐書』『新唐書』『通典』など多くの書物を援用した、と述べた。しかしながら享保9年（1724）に完成を見、これを板に彫り世に公にせられた、と述べる点について言えば、享保9年は近衛家熙が序文をしたための時点であって、〔位置付け〕の項で書いたように、一旦稿本が成った後もその死去に至るまで側近の侍臣と検討を続け、没後三周忌の前日に漸く上梓されたのである。

なお森鹿三が、

その板本も書物とともに京都大学に寄託されていたようで、その間に二度までも刷られ、二度目のものには「近衛公府蔵版昭和十年京都帝国／大文学部印」という印記が押されている。

と明記する点について言えば、2002年11月4日に東方学会の第52回全国会員総会の見学先として陽明文庫を訪れ書庫二階に入った際、文庫長の名和修の配慮によ

って、文庫に収蔵されている五種の『大唐六典』を一括して出陳していただき、京都大学による一度目の大正3年の書物には印記が押されていないことを確認できた。

近衛家熙の考訂についての筆づかいの考察に際して有益だったのは、1941年11月に陽明文庫から発行された『陽明文庫図録』の第三輯「予楽院」であったが、今回の出陳により、正徳刊本の欄外に書き込まれた、朱色や藍色の筆跡による校勘が、京都大学の近衛文庫に新たに収蔵された、新井白石書写の嘉靖刊本に書き込まれた状況と全く合致することを、手に取って目の当たりにするという至福の時間をもつことができた。名和文庫長のご好意に満腔の感謝を申し述べたい。

『大唐六典』全30巻のうち、現存する南宋刊本15巻については、玉井是博の先駆的な二論文、「大唐六典及び通典の宋刊本に就て」と「南宋本大唐六典」（ともに『支那社会経済史研究』1942年、岩波書店刊、所収）があり、『大唐六典』が当の中国でどのように行用されたのかについては、内藤乾吉の卓論「唐六典の行用について」（『中国法制史考証』1963年、有斐閣刊、所収）があったが、1983年に北京の中華書局が、一帙四冊からなる、原寸大の複製本を出版した際に、簡にして要を得た説明を施した。

また、家熙考訂本『大唐六典』全巻に対して句読・訓点および書き入れをした広池千九郎（1866～1938）の成果は、内田智雄による補訂をともなって、1973年に広池学園事業部からB5判で出版され（広池本と呼ばれる）、その影印本が西安の三秦出版社から出された。この広池本の『大唐六典』について、森鹿三 は前掲の「陽明文庫の漢籍など」で、

その後、臨川書店や台湾の書店からも縮印本がでていて、その需要の絶えないことが知られるが、近ごろ一段と工夫をこらした増訂版というべきものが公刊された。東洋法制史家としても知られる広池千九郎博士が明治末年に近衛版六典の全巻にわたって訓点を施したテキストをもとに内田智雄博士が宋板六典とも校合し、さらに『職官分紀』など六典校勘に有用な文献を駆使して六典の決定版ともいうべきものを作り上げられた。二五〇年前、予楽院が底本の正徳刊本を得た時に「昼ハヒネモス夜ハヨモスガラ寝ラレヌ、六十二アマリテ此ヨリ嬉シキコトハナシ」と喜ばれたと伝えるが、この増訂された新版をもし目にされれば、その喜びはどのように表現されたことであろう。

と絶賛された。しかし、丁寧に検討すると、句読や書き入れに妥当でない箇所が散見されるのである。

また1992年に、北京大学の陳仲夫が広池本の成果をも活用して標点し、詳細な校勘記を付した点校本『唐六典』（北京、中華書局刊）が繁体字の縦組みA5判の洋装活字本で出版された。そして1997年11月には、四庫全書本を底本とし、袁文興と潘寅生を主編、王劍平ら九人を編者、呉文翰ら三人を顧問とし、五年余りの歳月をかけて完成されたという『唐六典全訳』（甘肅人民出版社刊）が、簡体字の横組みB5判で原文、注、訳文の順序で配列されて出版された。中華書局刊点校本『唐六典』の成果をも参照しており、決定版になったかと思われた。

しかし京都大学の文学部および人文科学研究所に所蔵される政書などを参照しつつ、広池本、中華書局刊点校本および甘肅人民出版社刊全訳本における疑問点を一つずつ吟味しようとしたところ、それぞれに疑問百出の状況となったのである。問題点の指摘は余にも煩瑣なので、本稿では省略するとして、中華書局刊点校本の本文が別の書籍の文章に安易に依拠して改変していることで、かつて1988年に王文錦らによってなされた中華書局刊点校本『通典』と同じ手法であり、遺憾千万であること、全訳本の場合、難解な箇所は原文をそのまま訳文に用いている点は止むえぬとして、四庫全書本を底本としたという原文と注や訳文と一致しない事例がまま見られることを指摘しておこう。

近衛家熙について、まとまった伝記や研究論文は少ない。名和修「近衛家熙」（『世界伝記大事典』2〈日本・朝鮮・中国編〉、ほるぷ出版、1978年）によると、家熙は江戸中期の公家として摂政、関白、太政大臣を歴任したが、単に最高の地位にあった公家というだけでなく、学術文化人として、書画や茶、花道などにおいて多くの業績を遺した、と総括されている。すなわち、後水尾天皇の皇女を生母とする家熙は、生まれながらにして、学術文化人としての素養を持ち合わせていたともいえ、長じてのち、その興味のおもむくところ書画はいうに及ばず、和漢の古典、有職故実から本草、金石、言語音韻の諸学、そして茶、花、管弦、香道の遊芸とあらゆる分野にわたった。なかでも家熙の名をその落髪後の号、予楽院でもって高からしめたのは茶道と書であった。また、有職故実に対する関心も深く、礼典儀式を究めるために『大唐六典』の欠陥を校訂することを致仕後の業としてこれを完成、薨後に刊本として出版された、と述べている。

新井白石が近衛家熙に贈った、白石書写の『大唐六典』が、『折たく柴の記』に、元禄末の大地震の際の模様を書き記し、

やがてそのほとりの地に坑鑿らせて、賜りし所

の書ども、また手づから抄録せしものども、ぬりごめより取出して、かの坑の中に入れ、疊六七帖その上にならべ置いて、土厚きりかけて、家を出づ。こゝかしこにて、火のために道を遮られて、火勢や、衰へし時に、そのやけすぎしあどの道を経て、家に帰りてみるに、かの書を埋みし坑に近き岸の上なる家のやけ落たるが、火いまだ消すぞありける。しきりに水をそゝぎて、火打消して、やけたる家の柱などとりかけてみしに、其家の落ぬる時に、彼埋みし所の土をばうち散らして、上にかさねし疊のやけうせ、下なる畳に火すでにつきし程に帰りきける也。ぬりごめは思ひしに似ず、たふれもせず、やけもうせず。

さらば、はじめ坑うがち、書をさめし事は、徒に力を勞せし也けりといひてわらひぬ。

と記していた「手づから抄録せしものども」の中に、白石が江戸から取寄せて家熙に献上した『大唐六典』が含まれていた。大正13年に開かれた新井白石二百年記念講演会で、「白石の一異聞に就て」と題して講演した内藤湖南（1866～1934年）が、確かめることが出来なかった、泥でよごれた『大唐六典』の写本が忽然と姿を現したのである。

今回の発見によって、家熙は白石から贈られた嘉靖本（1544年刊）の写本に跋文を清書した上で考訂を書きつけたことが判明した。

今回、科学研究費を与えられたので、およそ600葉の全文をマイクロ複写するとともに、家熙自身の手によって正史や杜佑撰の『通典』などと対校され、朱と墨のみならず、藍色などの多色の筆づかいがなされている部分や、張り継ぎの箇所など160枚については、特にカラー撮影することができ、泥で汚れた部分を目の当たりにするという幸運にめぐり逢えた。

前回の平成11・12年度の科学研究費によって、稿本全部の複写と重要な部分のカラー複写を入手することができ、新井白石が書写した『大唐六典』稿本の欄外に家熙自身の手によって書き加えられたり挟み込まれている文献を、一つずつ原典に当たりつつ、家熙考訂本の成立過程を追跡した。前回は、〈近衛本〉『大唐六典』の巻1から巻5まで、すなわち尚書省の都省と吏部・戸部・礼部・兵部と巻30、すなわち三府を始とする州県の官吏を重点的に調査し、不分明であった多くの疑問が氷解してきた。今回は、巻6から巻9までを重点的に調査することにし、初年度である平成13年度は巻6の尚書省刑部と巻7の尚書省工部の吟味をした。そして平成14年度は巻8の門下省と巻9の中書省を吟味したのである。これにより、全30巻のうちの三分の

一に当たる10巻分、唐の中央政府の中核である三省六部と地方官庁についての巻々をすべて検討し終えたことになる。

一方、伊藤東涯撰の『制度通』13巻は、中国歴代の制度の沿革と、対応する日本の制度との関係を項目別に述べた書物である。内容は、天文、暦法、地理、官制、官吏任用、税役制、度量衡、礼楽、律令格式、兵制、法制といった制度全般にわたり、中国の古代から明代にいたる間の変遷を簡明に跡付けるとともに、それぞれの条に、〈本朝之制〉の名目を唐の記事に続けて設け、唐制と比較しやすくして、今なお最も信頼しうる制度史入門書である。五十数年前に、吉川幸次郎校訂本の『制度通』上下巻が岩波文庫に収められているが、近い将来、私なりの簡単な注釈を施し、索引を付した書物を読書界に提供する所存である。

『制度通』は、刊本の際に削った『制度通刪』を慎重に検討することによって初めて、編集の経過を明確にすることができる。そこで先ず『制度通』ならびに『制度通刪』の目次を掲げておこう。

『制度通』目録

巻一

- 一 元年改元の事
- 一 正朔三統の事
- 一 日星躔度の事
- 一 暦法の事

巻二

- 一 州郡郡国の事
- 一 郡県大小等差の事
- 一 内朝外朝並に朝会の事
- 一 宮殿名称の事
- 一 都邑坊城並に皇城宮城門号の事

巻三

- 一 三公三師三少の事
- 一 唐三省 本朝太政官の事
- 一 六官九寺六部八省の事
- 一 後宮官の事
- 一 東宮官属の事

巻四

- 一 官秩位階正従の事
- 一 兼行守試の事
- 一 功臣号並に賜の事
- 一 官職四等四分の事
- 一 詔勅制誥並に位記等の事
- 一 冊授詔授の事

巻五

- 一 服章の事

- 一 印章の事
- 一 俸禄の事
- 一 符牌勘合の事
- 一 僧尼度牒の事

巻六

- 一 進士及第状元三場の事
- 一 考課

巻七

- 一 任子蔭補の事
- 一 廟制並に間架の事
- 一 九族五宗五服並に 本朝五等親の事
- 一 廟号陵号並に臣下諡号の事

巻八

- 一 古今戸口多寡の事
- 一 墾田並に税糧総数の事
- 一 田賦並に井田租庸調両税の事

巻九

- 一 田法歩畝頃並に 本朝町段の事
- 一 行程里数の事
- 一 成丁の事
- 一 復除並に益蜀符の事
- 一 旌表の事
- 一 常平倉社倉並に 本朝屯倉公廩田の事

巻十

- 一 錢貨の事
- 一 尺度の事
- 一 斗斛の事
- 一 權衡の事
- 一 端匹屯糸句の事
- 一 姓氏の事
- 一 名字の事

巻十一

- 一 釋奠の事
- 一 楽の事
- 一 経籍の事
- 一 学校の事

巻十二

- 一 律令格式の事
- 一 兵制並に 本朝軍団の事

巻十三

- 一 五刑の事
- 一 十惡並に 本朝八虐の事
- 一 八議並に 本朝六議の事
- 一 議請減贖官当除免の事
- 一 大赦常赦曲赦の事
- 一 私度越度冒度の事

- 一 保辜限の事
- 一 才技長上の事
- 一 土功並に長功中功短功の事

南京の官人なり

古義堂文庫に伝来の『制度通刪』については、天理図書館叢書第二十一輯『古義堂文庫目録』（1956年、天理図書館出版部刊）の「上巻 東涯書誌略」65頁に

10 制度通刪 写大一冊

四十四丁、東所刊本の底本を製するに際し旧諸稿本にありて、刊本には削りたるものを一冊に集めたものを、癸丑の年に原本と照対し更に「甲寅正月廿日校読畢善韶」

とあるとおりで、当然のことながら刊本はない。伊藤東所刊本の底本になったものが

9 制度通 東所校本 写大十三卷十三冊

とあるのと比べると、分量的には大したことはない。

『制度通刪』目録

制度通卷之三目録

- 一 三公三師三少の事
- 一 唐三省 本朝太政官の事
- 一 六官九寺六部八省の事
- 一 後宮官の事
- 一 東宮官属の事
- 一 武官の事
- 一 爵の事
- 一 勲の事

制度通卷之九目録

- 一 田法歩畝頃之事 并本朝町段之事
- 一 行程里数之事
- 一 丁壮老之事
- 一 復除并益蜀符之事
- 一 旌表之事
- 一 常平倉社倉并に本朝屯倉の事
- 一 篆八分真草の事
- 一 姓氏の事

○于定国か飲酒一石……

制度通卷十終

一郡の下の小名の事……

卷之二 州県

○文献通考云古者牧伯之任後世之所謂監司也隋以前

… 又選舉考云

○ 山東省いにしえ齊州の地

右のわけいつれも

卷之四官秩の刪

卷之五 俸禄

○

此二枚は抹消して又刪ること

○宋の服制大抵唐とかはることなし家礼にのする所下にこれを図すその父斬衰三年母は齊衰三年以下事しければ一々するに不及本書を考ふへし

宋五服図

○明の服制明律並に会要にのする所かわることなし明にては父母とも斬衰三年なり

喪服総図

卷之八 戸口

○又黄仲昭か

『制度通刪』の大部分は文字どおり断簡のようなものであり、専門的には面白いものの、一般には関心がうすいと思われるので、注目すべき巻のみに言及しておこう。まず「制度通卷之三目録」の部分を刊本の『制度通』の目録と比べると、「武官の事」「爵の事」と「勲の事」が刪られたことが分かる。また「制度通卷之九目録」の部分を刊本の目録とくらべると、「篆八分真草の事」と「姓氏の事」が刪られたように見えるが、「姓氏の事」は刊本の巻九に回されていて、実際に刪られたのは「篆八分真草の事」だけであることが分かるのである。とくに注目すべきは、儒教教学として重要な喪服について、宋五服図や喪服総図などが刪られてしまっているのである。「武官の事」などが刪られたのは、日本と異なり、中国の武官についての資料を収集することに困難を感じたと思われ、喪服の場合は資料が多くて十全に整理することに自信がなかったからであろう。いずれにせよ、それらの理由の確認は、将来の課題である。

『制度通』対する考察を重ねていた最終段階で、萩野由之・小中村義象『日本制度通』の存在を知った。本書は一般にあまり知られていないようなので、詳しく紹介しておこう。

『日本制度通』巻一の奥書によると、

明治二十二年九月一日出版

著 者 萩 野 由 之

著 者 小中村 義 象

印刷兼発行者 吉 川 半 七

とあって、萩野由之と小中村義象の共著である。

まず萩野由之（1860～1924）は、明治・大正時代の国史・国文学者で、開設されたばかりの東京帝国大学の古典講習科に入学し、卒業するや元老院書記生となり、古典の調査などに従事していた。本書刊行後、学習院大学教授、東京高等師範学校教授、東京帝国大学教授を歴任する。国史学では古代の法制や近世・維新史の研究とともに、国文学では平安から戦国時代の古典文学の研究で知られ、『神皇正統記』『大鏡』『増鏡』などの史書の解説や校定に大きな足跡を残した学者として知られる。

つぎの小中村義象（1861～1923）は、池辺義象の名で知られる明治・大正の国文学者、法制史家である。国学とくに制度の学に通じた小中村清矩（1821～95）の養子となり、のち本姓の池辺に復した人物で、萩野由之とまったく同時に東京帝国大学の古典講習科に入学し、卒業した。図書属をへて、第一高等中学校の嘱託と国学院大学講師をつとめていた時期に本書『日本制度通』を執筆した。本書刊行後に同校教授に昇格、のち女子高等師範学校教授を兼任し、1898年から三年間フランスに遊学し、『仏国風俗問答』を著す。著書に『日本法制史』『新撰日本外史』『古事記通釈』などがある。

『日本制度通』巻一の扉の裏表に、大きな文字で、
「外つ国の ちくさの糸を かせきあけて

大和にしきに おり付さましを 綴」

と書かれている。綴とは明治の法制・文教にかかわる重要政策の立案・起草に当たった井上毅に違いない。

序文は小中村義象すなわち池辺義象の養父である小中村清矩によって、筆写体で書かれているので、移録しておこう。

古の美よしのことのあとをよくしりて、今の世のさまに考へあはするは、くさぐさの物まなびの中にとりわきて、むねとつとむべきわざになんありける。しかはあれど、ただことのあとをわきまへたるのみにて、政理法政の世につれて、いたくかはれるさまと風俗言詞の時にしたがひて、さまざまにうつろひこしすがたとをよくしらざれば、いたづらにおもひを費すのみにして、うまく考得んことはかたくなあるべき。これを物によそへていはば歴史の事実をしるのみにては、人の身にただ骨と肉とをそなへて体をなしたらんがごとく、政理法制を考へ得たるは血脈よくめぐり氣息のとのひたるにひとし、かくてこそ精神たしかにして活動の事業をよくなすべけれ。さればむかしより、やまともろこしの学者ここにころろを入れて

官職礼儀刑法食貨地理のたぐひに品をわかち、類をあつめたる書のかれこれと見ゆめれど、それらの書ともは巻のかずもいととおほく、しかもからふ美のすがたなれば、見るにやすからぬを享保のころ、伊藤の博士のあらはせる制度通は文のさまつつまやかにして、仮字書にもあなれば、初学のためによきたづきなれど、から国の事をむねとしたれば、わが国のなるは、足らずあかすとおもへるくんだり、はたおほしとて、古典に以たりふかきかれこれのあらはせるこの日本制度通に高等の学校に入たちて、歴史のまなびにいたつて、学生たちに法制の大かたをさとやすからしめんとてのしわざにて、何事にもあれまづわが国内の事ともをよく知りて後にもろもろの学びにすすむべきさまとなりたる今の世のすがたにかなひて、著者のあつきこころしらひのほども、めでらるれば、その書のはしにひとことをそふるになむ、風俗言詞の事につきてのふすは、別におのづからその作者あるべし。

明治廿三年四月のはじめ

文科大学教授文学博士小中村清矩識

『日本制度通』は好評を博したらしく、洋装活字本が吉川弘文館から発行されたが、序文の類は省かれている。上に煩を厭わず全文を移録したのである。活字本にも残された「日本制度通例言」はつぎの通りである。

一、凡史を読むもの、制度の沿革を知らざれば、其盛衰變遷の故を詳にすること能はず、然れども従来其種の書に乏しく、希に大日本史の志類、伊藤東涯の制度通の如きあれども、或は浩漭、或は太簡にして、初学に便ならず。此書は其欠陥を補はん為に編修せしものなり。

一、凡此書は事実を叙述するを主として、濫に著者の論断を加へず。畢竟事状既に明なれば、變遷推移の理おのずから知らるればなり。事實は正しき古書中の膏腴を抽繹せり。且其書名を註記せしは、読者の 原に溯らんと欲するものに便せんとなり。

一、凡挿画は、文辞と相表裏して、事物の状態を明にせん為に、伝来正しきものに就て描写せり。観の美の為に徒設せし物にあらず。

一、凡文辞は平易簡明を主とし、つとめて奇僻を避けたり。然れども国史上の専門語は間これを用ひたり。蓋之に因りて、当時の事態を発明することあればなり。

一、凡事皇上に關はるものも、平頭欠字の例に由

らず、紙幅の短縮を欲すればなり。敢て敬意を失ひしにあらず。

一、凡此書は、有史以来を分ちて五期とす。神武天皇の紀元以前を太古とし、神武元年より皇極天皇の三年まで、凡一千三百四年間を上古とし、孝徳天皇の大化元年より、安徳天皇の寿永四年、即鎌倉幕府創置の前まで凡五百四十一年間を中古とし、後鳥羽天皇の文治二年より、孝明天皇の慶応三年まで、凡六百八十二年間、即武家執政の時代を近世とし、明治元年以降を今代とす。

また「日本制度通総目録」を引用すると、

卷一

皇位御継承の事
三種神器の事
后妃の事
皇族の事
祭祀の事
朝礼の事
詔勅の事
印璽の事
改元の事
頒曆の事
宮殿の事
山陵の事
楽舞の事
服忌觸穢の事

卷二

氏族の事
官制の事
位階勲位の事
俸禄の事
律令格式の事
刑法の事
学制の事
兵制の事
都府の事
国郡郷庄の事

卷三

考績任叙の事
戸籍の事
田制の事
租税の事
貨幣の事
度量衡の事
服制の事
運輸の事

となる。序文や例言からも明らかなように、本書が伊藤東涯の『制度通』の後継者であることに、疑問の挟む余地はない。しかし、目次からも分かる通り、本書の卷一が「皇位御継承の事」「三種神器の事」「后妃の事」などから始まり、皇室に関する記事を中心として編集されているばかりでなく、「服忌觸穢の事」の項目があって、『制度通』の刊本で刪られた部分が採用されていることに、とくに注意を喚起しておこう。

聴覚表現における中国古典の影響——「コエ」と「オト」—— 「抄物の原典参照データベースの構築—『韻府群玉』と『玉塵抄』を例として」

出雲 朝子

豊島 正之

【要旨】

本研究は、『玉塵抄』とその原典『韻府群玉』とのデータ参照ベースの構築とそれに関連する研究を目的とするものであるが、その研究成果はA03「情報処理」の分野とB02「受容と伝承（日本）」の分野に分かれて発表することとなった。

本報告は、出雲によるもので、『玉塵抄』と原典『韻府群玉』との対照による研究の一環である。『玉塵抄』は類書の抄であるという性格から、多数の中国古典が解釈の対象になっている。この両文献は、中国古典の語がいかに関日本語で翻訳され、受け止められているか、それが日本語の表現にどのような影響を与えているかを考察するのに、きわめて適切な資料である。

本報告では、聴覚表現における中国古典の影響を考察する。現代においては、〈生物の音声〉は「コエ」で漢字「声」が当てられ、〈無生物の音声〉は「オト」で漢字「音」が当てられ、この二語はきわめて明確に区別されているが、古典語においては「コエ」の意味領域が広がった（たとえば安部清哉1983）。「コエ」の意味領域が広がったことに関しては、すでに漢字の「声」字の用法にひかれたものとする説があるが、くわしく検証されたものではない。本研究では、『玉塵抄』の抄文における「コエ」と「オト」の用法を原典の『韻府群玉』と対照させて考察し、聴覚表現における中国古典の影響を実証しようとするものである。具体的には、主として知識人・文学者の言語において「コエ」の意味領域が中国語の影響により広がったことを示すものである。

しかし、一方、日常言語においては、現在と同様な使い分けが平安時代以降継続していたことも明らかにする。

また、「声」と「音」の漢字の使い方に関しても、中国古典の影響が見られることも、『玉塵抄』と原典『韻府群玉』との関連から指摘することが出来る。

【他領域との連携による成果】

中国古典の日本語表現に対する影響は、特に比較文学の立場から研究されてきた（たとえば小島憲之1964）。本研究とこれらの比較文学研究とを連携させることにより、新たな視点も導入できると考えられる。『万葉集』における「コエ」と「オト」の使い分けにはさまざまな問題があるが（新谷秀夫2002）、これらの問題も、文学に限らず広く中国古典の影響と関連しており、『玉塵抄』と『韻府群玉』との問題にもつながっている。

平安時代以降の和歌に見られる「風の声」「波の声」などの表現も、中国古典の影響と無関係ではなく、この問題を考える上で多くの示唆が与えられる。

【位置付け】

日本語が多くの漢語を取り入れるという点で、語彙の分野で強い中国語の影響を受けてきたことはすでに多く論じられている明白な事実である。しかし、それだけでなく、意味の領域において、それも聴覚表現という基本的な意味領域において、中国古典の受容による影響がみられることを明らかに指摘できたことは、それ以外の意味領域においても同様な可能性があることを示唆するものである。和語の語誌における意味の考察に関しては、中国古典の影響を考慮に入れて論じるべきであることが明らかになったと考える。

また、現在の「コエ」の表記に「声」、「オト」の表記に「音」という対応は、必ずしも以前から固定した

ものではなく、この表記に関しても中国古典の影響があったのであり、日本語の漢字表記一般についても、歴史的に考究する場合、中国古典の影響を無視出来ないということになる。

【研究の成果】

1 意味の分類・原典との関係の分類

1・1 意味の分類

『玉塵抄』において聴覚を表現する「コエ」と「オト」の意味を、1 生物の音声、2 人間・動物の行為による音声（車の音、馬の音なども人間が走らせている点でここに入れる。楽器の音は除く。）、3 楽器・曲の音声、4 自然物の音声、5 総合的・抽象的な音声、を表す場合に分類する。聴覚表現に限定するため、漢字の字音を意味する「コエ」等は除く。

1・2 原典との関係の分類

中国古典の聴覚表現をどのように日本語で表現しているかということが考察の中心なので、各用例について、原典との関係によって、(a) 原典に「声」字がある場合、(b) 原典に「音」字がある場合、(c) 原典に「声」「音」字がない場合、の三つに分類して考察する。便宜、各ケースについて、調査した範囲でその用例が見られた注釈項目の数を記す。一つの項目について複数の用例がある場合も少なくない上、(8)の例のように同一の注釈項目に対する用例が異なる意味に分類される場合もあるので、これは用例数ではなく、傾向を示すに過ぎない。今回調査した範囲は、『玉塵抄』巻11から55までである。巻1、7、9の「コエ」「オト」については、出雲1988、1993で考察した。

以下、『玉塵抄』の引用は国会図書館蔵本により、引用漢文の訓点は特に必要な場合以外省略する。字体はおおむね現行字体による。

2 『玉塵抄』における「コエ」の用法—「声」「コエ」表記のもの—

「声」を「コエ」とよむべきことについては、出雲1988で論じた。なお、そこで論じたように抄文中の「音」も「コエ」とよむべきものであるが、ここでは取り上げず、8で論じる。

「コエ」が抄文にあらわれる注釈項目は合計218項目である。

2・1 生物の音声を表す 121項目

(a) 原典に「声」字がある場合 50項目

(1) 聞其研声而不蹉跌ソ……イヒキノ声ヲキイテモコロビタラヌソ (37—51オ)

(2) 一 (蒲牢) 海獣名声如鐘畏鯨……蒲牢ハ大魚テハナイソ 声カツキカネノ如ナヲ鯨カ此

声ヲソレテナクソ (45—18オ)

(b) 原典に「音」字がある場合 2項目

(3) 曉 懼也 ……毛詩ヲ引タソ 惟予 (予維の誤り) 音曉々 注恐懼告愬意 ヲソレテウツタエヲツクル声ナリ (41—39オ) [清家文庫蔵古活字本『毛詩』には「音」に「コヘ」の振り仮名がある〈岩波書店刊『毛詩抄』による〉。『毛詩抄』には「トガモナイ物ヲト周公ノ成王ヘ申サル、ハ鳥ノ声ノキカル、ヤウナソ 注ニ上ヘ告ゲウツタユル心ヂヤソ」とある。]

(4) 罽……^孟人知之亦罽一両音自得兒声也トアリ カマビソシイニ心ユルソ 声ハ頭カラ出ソ……両音ノ二字フシンソ 声ハカタチナシ物ニカタドリカタイソ……頭ノ気カ口カラ出テ声ニナツテキコユルソ (42—8オ)

(c) 原典に「声」「音」字がない場合 69項目

(5) 於堂與中如聞語……ヲクノ堂與^ヲ中ニイテ物云ウ声ヲ聞ヤウニアツタソ (43—48ウ)

(6) 黄鳥—— (挾書眠) 鶯ノ声ヲキイテネタソ 鶯ハヒルホトニ歌ソ ヒルネテアラウソ (37—22オ)

2・2 人間・動物の行為による音声を表す 24項目

(a) 原典に「声」字がある場合 19項目

(7) ^鬻一 (遷) 于喬木 ^{伐木}……木ヲキコリカ山エ入テ木ヲ斧デキル、キノ声カ丁々ト谷ニヒ、クソ (38—20オ) [毛詩の「毛伝」に「丁々伐木声」とある。]

(b) 原典に「音」字がある場合 無し。

(c) 原典に「声」「音」字がない場合 5項目

(8) 車轉一 (雷) 車ヲ、シテトラル声ハ雷ノ声ノ如ナソ (21—48オ)

2・3 楽器・曲の音声を表す (玉、鈴も含む) 41項目

(a) 原典に「声」字がある場合 17項目

(9) 夜深有絲竹之音省中即有入相者俗言音声木^{因話録}……夜フケテ夜半スキニコトヒワ笙ヒチリキノ声カ木ニアルハソノ尚書ノ官ノ者カ位アカツテ入テ宰相ノ位ニナル者必アルソサテ世俗カ此木音声木ト云タソ (21—25ウ)

(b) 原典に「音」字がある場合 1項目

(10) 緇項瘵如数斛囊作琴瑟笙磬音……女ノクビニサガツタフスベハ六七石モイルタワラノヤウナ囊ノヤウニアツタソ 琴ヤ瑟ヤ笙ヤ磬ナドノ声ガシタソ (47—55オ)

(c) 原典に「声」「音」字がない場合 23項目

- (11) 齊威王鼓琴驕忌子曰ー (大) 絃濁重春温者君也……大ナ絃ハ君ノ位ソ 濁テ声カラモケナソ大ナ者ハヲモイ者ソ (36—37オ)
- 2・4 自然物の音声を表す 18項目
- (a) 原典に「声」字がある場合 8項目
- (12) 水声ー (哀) 水ノカスカニ流ル声スゴウテアワレヲモヨラスソ 谷川ノ水ノ声ガスゴイソ (22—3ウ)
- (b) 原典に「音」字がある場合 無し。
- (c) 原典に「声」「音」字がない場合 10項目
- (13) 水ー (珊々) 水ノ流テヲツル声モ玉ノヤウナソ (32—55ウ)
- 2・5 総合的・抽象的な音声を表す 14項目
- (a) 原典に「声」字がある場合 3項目
- (14) 六塵ー (縁) 六ーハ色声香味触法ナリ……声一切ニ声アルソ (39—52ウ)
- (b) 原典に「音」字がある場合 無し。
- (c) 原典に「声」「音」字がない場合 10項目
- (15) 譚ハカマビスシトヨムソ 声ノカシマシイコトソ (52—4オ)
- 3 『玉塵抄』における「オト」の用法—「ヲト」表記のもの—
- 抄文の「音」は「コエ」とよむべきことは出雲1988で論じたところであり、「オト」の確例は仮名表記のもののみである。
- 「オト」が抄文にあらわれる注釈項目は23項目である。
- 3・1 生物の音声を表す 1項目
- (a) 原典に「声」字がある場合 無し。
- (b) 原典に「音」字がある場合 無し。
- (c) 原典に「声」「音」字がない場合 1項目
- (16) ー (聚蚊) 成雷……蚊ノアツマツテワメクヲトガ雷ノナルヤウナト云コトソ (27—15ウ)
- 3・2 人間・動物の行為による音声を表す 13項目
- (a) 原典に「声」字がある場合 5項目
- (17) 長孫晟ー (貫双鵬) ハ排韻ノ入声 (上声の誤り) ノ覆姓ノ所ニアリ 弓ノ上手ナリ矢一テニノ鵬ヲ射ヌイタソ 突厥ノエヒスカヲソレタソ 弓ノヲトラキイテヘキレキカミナリトシタソ (41—1 6オ, 『排韻』すなわち『排韻増広事類氏族大全』〈以下略して

- 『排韻』とする) の長孫晟の項に「長孫晟字季射一箭貫双鵬突厥畏之聞其弓声謂為霹靂」とある。抄文はこれによったものである。)
- (b) 原典に「音」字がある場合 無し。
- (c) 原典に「声」「音」字がない場合 8項目
- (18) 永巷車ー (雷奔) 永巷ハメシウトヲラク楼獄ノアル所ヲ云ソ ソレチヤソ ソコニ車ノヲトノ 雷奔ナコトハアリサウモナイソ (31—51オ)
- (19) 蚊ー (雷) 夏カ、多ウワクヲトハ雷ノ鳴ル如ナヲ (21—47ウ, 叡山本「如ナソ」)
- 3・3 楽器・曲の音声を表す (玉, 鈴も含む) 3項目
- (a) 原典に「声」字がある場合 無し。
- (b) 原典に「音」字がある場合 無し。
- (c) 原典に「声」「音」字がない場合 3項目
- (20) 古文真宝ノ前集ノ第九ニ琵琶行アリ 白楽天カ作ソ 大絃嘈々如急雨小絃切々如私語トアリ 大絃ハ 緒ソ……フトイホトニアメノニワカニフル声ノ如ナソ 小絃ハイトガホソイホトニヲトヒクウ小コトヲシノヒヤカニ云ヤウナソ (47—49ウ)
- 3・4 自然物の音声を表す 6項目
- (a) 原典に「声」字がある場合 無し。
- (b) 原典に「音」字がある場合 無し。
- (c) 原典に「声」「音」字がない場合
- (21) 木葉ー (乾) 木ノ葉ハ雨ノヲトノ如ナガヌレハセイデカワクソ (33—26オ)

- 3・5 総合的・抽象的な音声を表す 無し。

4 表記と項目数について

4・1 表記の問題

「コエ」の場合、「声」表記はすべて「コエ」とよむべきことについては前述のように出雲1988で論じた。抄文では「声」表記が圧倒的に多いが「コエ」という仮名表記も見られる。「オト」の場合、「音」を「オト」とよむべき例がみられないことも上記論文で論じたが、今回の調査でも全く同様である。これについては後述する。確例として取り上げられるのは、「ヲト」という仮名表記の例のみである。

4・2 項目数

用例がみられる注釈項目数については、「コエ」が合計218項目に対して「オト」は23項目で、「コエ」の方が圧倒的に多く、10倍に近い。これも出雲1988の結果と同様である。

5 「コエ」と「オト」の比較—それぞれの意味—

5・1 生物の音声は、「コエ」で表される。

これは上代以来現代まで変わらぬ基本和語「コエ」の特徴である。

唯一の例外である(16)の「オト」は、蚊の羽音の集合を意味するもので、本来2の人間・動物の行為による音声に分類されるべきであるが、「ワメク」とあることから、この例では生物の音声と認識されていたと考え、1に分類した。実体としては、(19)の「ワクラト」と共通する。なお、蚊の羽音は、『枕草子』『栄花物語』に「こゑ」と表現された例がある(『日本国語大辞典第二版』の「蚊」の項参照)。

5・2 総合的・抽象的の音声を表すのは「コエ」である。

総合的な音声とは、(15)のようにすべての音声を指す場合、抽象的な音声とは、(14)の例のように仏教語「六塵」の一つである「声」(言語・音声)を指すものである。

5・3 1と5以外の2, 3, 4の意味分類については、「コエ」も「オト」も使われる。

これについては後述する。

6 「コエ」と「オト」の比較—原典との関係—

6・1 原典の「声」字と対応する項目は「コエ」が97項目、「オト」が5項目である。「音」字と対応するものは「コエ」のみで、3項目に過ぎない。

抄文の「コエ」は218項目中97項目、半数近くが原典の「声」「音」と結びついて用いられているが、「オト」は22項目中わずか5項目、約2割強が原典「声」字と結びついてもちいられているだけである。「オト」の8割近くが原典の漢字と無関係に用いられていることになる。

6・2 「オト」は原典の「音」と対応する例が皆無である。原典と対応する「ヲト」は、原典の「声」を「オト」と訳していることになる。一方、「コエ」は、原典の「音」を「コエ」と訳している場合が3項目ではあるが見られるということである。

7 「コエ」と「オト」の比較—同一の意味を表す場合—

「コエ」と「オト」が同一の意味にもちいられるのは、人間・動物の行為による音声を表す場合、楽器・曲の音声を表す場合、自然物による音声を表す場合である。順次検討する。

7・1 人間・動物の行為による音声を表す場合

数量的な差については、「コエ」は24項目中19項目、すなわち大半が原典と対応するものであるのに対し、「オト」は13項目中原典と対応するものが5例、そうでないものは8例で、逆に原典と対応しないものの方が多い。

意味そのものについて、主な用例を掲げて検討する。

7・1・1 原典に「声」字がある場合

7・1・1・1 「コエ」 19項目

- (22) 坎々伐輪兮 坎々ハ木ヲキル声ソ 斧斤ノヒヰイタ声ソ (26—59ウ、類例前掲(7)の例)
- (23) 詩篇 車一(鄰)美秦仲也……鄰々ハ車ノ行ク声ソ (24—51オ、毛伝に「鄰鄰衆車声也」とある。類例13—67ウ、15—81ウ)
- (24) 春容乎——(大篇) 國 春容—ハ礼記ノ語ナリ 人ノ物ヲ問ヲ待テ答キカセウトマチマウクル師匠ハ鐘ヲツクヲ待ツ如ナソ 大ニツケハ声カ大ナソ 小ニツケハ声小ナソ (39—12オ、[礼記]の「学記」に「善待問者如撞鐘叩之以小者則小鳴叩之以大者則大鳴」とあり、抄文はこれによったものである。類例21—24オ)
- (25) 楚之一(孫)作天台賦擲地作金石声……ソナタ此ノ賦ヲ地ニナゲテキカシメ金石ヲ打ヒ、ク声カセウト云ソ (31—11ウ、類例33—11オ)
- (26) 軍声動——(九区) 九—ハ九州カ 軍—タタカウ声カ (15—79ウ、類例21—7オ)
- (27) 轆轤无声井百尺……フカイ井ヲクメハソコエナレハロクロノ声モノコエヌソ (25—26ウ)
- (28) 碁声驚——(昼眠) 國 ヒルネムリシテイタニ碁ヲ人カ打ゴ石ヲハチ—ト打声にヲトロイタソ (37—21ウ)

7・1・1・2 「オト」 8項目

- (29) 蔡邕ハ後漢ノ時ノ者ナリ……桐ノ木ヲタキ木ニタイテナルヲトヲキイテコウテ琴ニツクツタソ (13—35ウ、[排韻]の「蔡邕」の項に「邕聞火烈之声知其良材因請裁以為琴」とあり、抄文はこれによったものである。)
- (30) 牝鯉四二月上旬日納之池令無声魚遠行則肥……又メコイ女房コイヲ四此ヲ池エハナイタソ 二月ノ初ノ十月ノ中ニ池エ入ニヲトモセイテ入レタソ ヲトノスルカキンモツナコトカ (13—10ウ)
- (31) 不聞号令但聞人馬之行声……兵ハ物ヲイワヌ

ソ 下知スルコトナイソ タ、人ヲ馬ノヲト
ノスルマテソ (50—2ウ)

- (32) 听煮湯煎成車声遶羊腸……茶ノ湯ヲワカイト
ニヤスヲトヲキケハ湯ノクラへトニエテト
キへグワラへトクヅル、ヤウニヲトカス
ルソ……車ノ羊腸嶺ノ坂ヲクワラメイテメク
リクタルヲトノ如ナソ (54—8ウ, 最初の「ヲ
ト」2例は「听煮湯煎」に対応するもので、
原典に「声」字がない。)

- (33) 詩以友以成伐木……伐木丁々鳥鳴嚶々 タ
トエテ云タソ 丁々ハ木ヲキル声ノエタエ
ヒ、イタナリ嚶々ハ木ヲキル声ニ山ノ鳥ノヲ
ドロイタコトソ 木ヲキルヲトノ丁々鳥ノヲ
トロイタハ心ノ切ニ別ノ心モナク、シウア
ル心ソ (15—49オ, 「毛伝」に「丁丁伐木声
也嚶嚶驚懼也」とある。)

- (34) 懷公熱視不問……張一カツクへトヨウミタ
レドモ奴ニトワヌソ ヲトモセイテヲイタソ
クセコトヂヤカエトモイワヌソ (25—59ウ)

残る1例は前掲(17)である。

7・1・1・3 考察 原典の「声」字に相当する語を
「コエ」としているのは、漢字の訓による正統的な抄
し方であり、日本語で「コエ」と表現してそのまま理
解されるものであったと考えられる。「声」字に相当
する語を「オト」としたものが問題になろう。

(31) について言えば、もしこれを原典の「声」に
よって「コエ」とすると、「馬ノコエ」となり、馬の
鳴き声か、馬の足音かが不明確になる。この場合戦場
での馬の走る音であるから、「オト」とする必要があ
ったと考えられる。日常語としては現代語と同様「馬
のコエ」と「馬のオト」とは意味の違いがあったこと
を示すものである。

(29) (32) は、〈その音声を聞く〉という具体的な
文脈で用いられている点が注目される。(32) と (23)
は共に車の音の表現であるが、(23) が概念的な表現
であるのに対し、(32) はより具体性のある表現であ
ることは明らかである。

(31) (34) については「オトモセズ」という慣用
的表現によるものであろう (安部1983参照。)

7・1・2 原典に「声」字がない場合

7・1・2・1 「コエ」 7項目

- (35) 轅車雷ト谷カ作ソ 此ハ車ノ声ノナルヲ雷ト
云ソ (21—45ウ, 類例前掲(8))

- (36) 婦一棹何時間一 (軋鴉) 旺牧之 舟ヲ
推人棹ノ声ノヤウナソ 舟人ノ棹ヲ櫓カイヲ
推シテ声ヲ出シテエイアツアナド、云コトラ

鳥軋トモアリ 鴉鳥同心ソ 声ヲダイタ心ソ
(53—14ウ, 後の2例は生物の音声の意であ
る。)

- (37) 毛詩第八ニ品幽七月ノ詩アリ……沖々トアリ
氷ヲホリヲコイテ取ソ ホル声ヲ沖々ト云タ
ソ (45—46オ, 「毛詩」巻八の「七月」に「二
之日鑿氷沖沖」とあり、「毛伝」に「沖沖鑿
氷之意」とある。「声」字はない。)

- (38) 五経ヤ史書ノ中ニハ多ウ鸞車鈴鸞ナト、カイ
タソ 八鸞鑄々トカイタソ シツカニ車ヲヲ
セハ声カ和シテキイテヨイソ メデタイソ
(34—34ウ)

「オト」 8項目 前掲例(18)(19)も参照。

- (32) 〈前掲例〉听煮湯煎成車声遶羊腸……茶ノ湯
ヲワカイトニヤスヲトヲキケハ湯ノクラへ
トニエテトキへグワラへトクヅル、ヤウ
ニヲトカスルソ……車ノ羊腸嶺ノ坂ヲクワラ
メイテメクリクタルヲトノ如ナソ (54—8ウ,
最初の「ヲト」2例は「听煮湯煎」に対応す
るもので、原典に「声」字がない。)

- (39) 北客未嘗眉自顰南人誇説口生津……北方ハ寒
国テ梅ノ実ナルコトマレナソ スイヲトヲキ
イテハマイヲシワムルソ (21—36ウ)

- (40) 曹景宗——(拓弦) 作霹靂声……弓ノツルノ
ヲトカヘキレキノ声ノ如ナハ雷電ノヤウニコ
トへシウヒ、イタソ ツルヲトカ雷ノヤウ
ナハ似ヨラヌヲトナリ……箭作餓鸚叫逐麋ト
矢ノヲトガ鸚ノウエテ鹿ヲ逐ヲ声ヲナストア
リ……排韻景宗カコトアリ……昔吾カ村里ノ
アイタテ快ナスクレ足ハヤノ馬ノ龍ノ如ナニ
ノツテ弓ヲヒイテツルヲトヲシタカヘキレキ
雷ノナリハタメク声ヲナイタソ (36—31オ,
後半は『排韻』の「曹景宗」の項に「昔在鄉
里騎馬如龍拓弓弦作霹靂声」による。)

- (41) 幽窓軋々度——(寒梭) 幽ハカスカニフ
カイ窓ノ中物ヲ織ルヲサヲ打ヲトカ窓ヲ度テ
キコエタソ軋々ハ声ヲ云タソ (50—8ウ)

- (42) 蚯蚓發生——(魚眼珠) 谷ガ茶ノ詩ナ
リ 罐子ニ湯ヲワカセバ湯ノニユルヲトガ蚯
—ミミズノ ナク音ノ如ナソ……笙ヲ吹ヤウ
ニ湯ノニユル声ガスルソ 湯ノクラへトニ
エカエル時ニ湯ノカワガ魚 ノ目ノ如ニコマ
カニ立ソ 小ニマルイガ珠ノ如ナソ 露ノ珠
ト同ヤウナソ (15—91オ)

7・1・2・3 考察

原典に「声」字がない場合、言い換えれば原典に縛られずに抄する場合、比率から言えば「オト」が使われる割合の方が多い。「コエ」が8項目、「オト」は5項目であるが、用例の見られる項目は「コエ」は「オト」の約10倍であるから、割合から言えば「オト」の方がはるかに多いことになる。言い換えれば、全体との関係で言えば、「コエ」が原典の「声」字によった表現が多いのに対し、「オト」は原典と無関係に用いられる場合が多い。

(32) はやはり〈その音声を聞く〉という文脈で用いられている。(39)も〈その音声が聞こえる〉という具体的な文脈の例である。また、(39)は弓矢の音で、すべて「オト」である。(40)共に原典に基づかない「湯ノニユルヲ」と「湯ノニユル声」が近接して用いられている興味深い例で、「声」は「笙ヲ吹ヤウニ」という形容と共に用いられており、後述するように楽器の音にはもっぱら「コエ」が用いられるためと見られる。

7・2 楽器・曲の音声を表す場合

ほとんど「コエ」が用いられ、「オト」は原典に「声」字がない場合の3項目のみである。

7・2・1 原典に「声」字のない場合

7・2・1・1 「コエ」 17項目

(43) 両々白玉童双吹一 (紫鸞) 笙李 白玉ノヤウナ色ノシロイ童子兩人アイナラウデ鸞笙ヲ吹タソ 笙ノ声ヲ鸞鳳ノ鳴ニ比シタソ 鸞笙ト云タソ (34—37ウ)

(44) 鄧客歌陽春和者数千人詳歌……楚ノ者カ歌ヲウタウタ曲ノ名ヲ陽春ト云タソ 曲ノ声ノ和シタヲ陽春ト云ソ 声ノイカニモキヨウイサギヨイヲ白雪ト云ソ (26—46オ, 『韻府群玉』「歌」の「白雪歌」の項に「為陽春白雪數十人」とあるが、「声」字はない。)

(45) 衆樂驚作一 (蕤) 融冶……融冶ハ融一ハ樂ノ声ノ雷ノト、ロキナツタ如ナソ 鼓ヲ打ツレタ声カ雷ノナリト、ロキナツタ如ナソ (21—7ウ)

7・2・1・2 「オト」 3項目

(20) 〈前掲例〉古文真宝ノ前集ノ第九ニ琵琶行アリ 白樂天カ作ソ 大絃嘈々如急雨小絃切々如私語トアリ 大絃ハ緒ソ……フトイホトニアメノニワカニフル声ノ如ナソ 小絃ハイトガホソイホトニヲトヒクウ小コトラシノヒヤカニ云ヤウナソ (47—49ウ)

(46) 鈴一 (鸞) 本作鸞但經史中多作一 (鸞) 鸞

モス、ナリ 車ニ鈴ヲ付ソ 天子ノ行幸ノ時ハ鈴ノヲトノ車ノウコクニ随テ鈴ノヲトカ宮商ニアウテニウヘトナルソ 車ヲアラウラセハ鈴ノ音カ五音ニアワヌソ (34—34ウ)

(47) 上絃驚別鶴下絃離一 (孤鸞) 韓曲名 此ハ琴ノ曲ノ声ヲ云タソ 上ハハーノ緒ノフクソノヲトハ別ノ声ノ如ナソ 鶴ノヒトリ友モナウテ友ヲ別レテ友ヲ思テ唳ル声ニ比タソ (34—35ウ)

7・2・1・3 考察

(46)の「鈴」及び類似した「玉」の音については、原典に「声」字がある場合、「コエ」が用いられた例が次のように見られる。

錫一 (鸞和) 鈴……鈴ハ旗ザウノ上ニカクルソ 車カウコキアルケハ声カ節ニアタルソ (50—40ウ) 一 (珊)々佩声 ラビヤキルモノ、スソニ玉ヲ付ソ アルク時ニナル声ソ (32—55ウ)

原典に「声」字がある場合は、すべて抄文では「コエ」である。「オト」は原典に「声」字がない場合に6例みられる。

原典の影響下では「コエ」、日常的には「オト」が用いられたと考えられる。

(20)と(45)は、「～の音声の如く」の場合には「コエ」が、直接耳にする音声には「オト」が用いられていると言えるようである。

7・3 自然物の音声を表す場合

自然物の音声を「コエ」「オト」両語であらわすのは、もっとも問題になる点であるので、両語が共に用いられる原典に対応する漢字のない「コエ」「オト」全例を掲げて検討する。

7・3・1 原典に「声」「音」字がない場合

7・3・1・1 「コエ」 10項目

(48) 〈前掲例〉水一 (珊)々 水ノ流テヲツル声モ玉ノヤウナソ (32—55ウ)

(49) 杜詩ノ十二ノ巻ノ末ニ茅屋秋風ニ破ラル、ヲ歎シタ詩アリ 八月秋高風怒号……秋高トハ天ノ気カスミチギルホトニソラノ上ノ上カミユルホトニ天カ別シテ高イヤウニミユルソ サテ秋高ト云タソ 風モイカリ声カ高ソ (44—59ウ)

(50) 月秋高風一 (怒号) 𩇑……杜カ茅屋風ニ吹ヤブラレタヲナゲク詩ニ作タソ 風ノ声カイカリハラタツヤウナ時モアリ 又ナクヤウナ時モアルソ (45—7オ)

(51) 𩇑夜窓一 (騒騒) 閤松竹 雨也 𩇑々ハ雨ノ声カ松竹ヲシタテ、声カイソカワシイソ

(46—39ウ)

- (52) 幽咽泉流水下灘……**陸天** コ、モ白楽天カ琵琶行ヲ引ソ……幽泉一山ノ洞ノソコニ泉ノナカレ出テキヨイ声テ灘ノアル所エナカレ下ソ (54—36オ)
- (53) **伝灯**……聞声悟道則号一 (声聞) ……^{ハツゲン}香巖ノ閑ト云ハフシンヲシテ石ヲヒロイアゲテ竹ヤフノ中エナゲラレタレハ石カ竹ニアタツテカツチリトナツタ声ヲ聞テ悟リ得ラレタソ一撃忘所知ト頌ニ作ラレタソ 竹ノハツチリトナツタ声ヲキイテ心ニ色々ノコトヲ案ジ思ウ念ヲ忘テ无心ニナツタソ (27—23ウ)
- (54) 但恐千仞崖忽々発一 (虚弾) **陸** 千仞ノ高岩崖ノ岩谷ノ石ノクツレヲチタコエノ雷ノヒ、クヤウニ琴ヲ弾セウスコトヲト云心カ (33—2ウ)
- (55) 飛湍瀑流争一 (喧騰) **陸** 瀑ノ詩カ……上カラ瀑カ打テクタルソ 波ト波ト、モニアツマツテ争テ人ノイサカウテ打ツタ、イツスル如ニ声カスルソ (21—7ウ)
- (56) 又文選ニ風ノ声ノキブウスサマシヲ獵ト云タソ (38—44オ)
- (57) 万籟真笙一 (竿) 万一ハ籟ハ吹物ノ扯ヲ云ソ 天籟地一人一ト云ソ ライハナル声ヲ云ソ 天一ハ風雨雷電等ノ声ヲ云ソ 地一ハ山ノナリ水ノヲトナドソ (15—35オ)

7・3・1・2 「オト」 5項目

- (21) 〈前掲例〉木葉一 (乾) ^コ木ノ葉ハ雨ノヲトノ如ナガヌレハセイデカワクソ (33—26オ)
- (57) 〈上掲例〉万籟真笙一 (竿) 万一ハ籟ハ吹物ノ扯ヲ云ソ 天籟地一人一ト云ソ ライハナル声ヲ云ソ 天一ハ風雨雷電等ノ声ヲ云ソ 地一ハ山ノナリ水ノヲトナドソ (15—35オ)
- (58) 遇老父曰仙家有—— (雷鳴茶) 俟雷発声併手於中頂山採摘獲一両服未竟病蹠……中頂草木繁密重雲積霧蟄獸時出入跡希到——老人カ云コトハ仙人ノ家ニ雷鳴茶ト云アリ 雷ノナル声ヲ待得テ人ヲアマタヤトイ手ヲアツメアワセテ中頂山ノ茶ヲ摘ミトツテアフリ茶ニコシラエテソノ茶ヲノミツクシハテヌニ冷ノ病スキトイエテ本服シタソ……中頂ノ山フカウシテ雲フカクヲ、^{ササ}重リ霧霞コミカサナリ寒ニチヅコマツタシ、ウサキ虫ケラモ陽氣ヲ雷ノヲトヲキイテ時節ヲ得テ出ソ コレヤウナフカイ山ナリ 人ノキタ足アトマレナソ (54—9ウ)

- (59) 内庫二一 (琵琶) 号大小忽雷旧史……天子の内裡ノ文庫ニ二面ノ比巴アリ 大忽雷小忽雷ト云タソ大ナト小ナトアツタ トレモ忽雷ト云タソ クモリモセスハレタニ忽ニ雷ノヲトガスルソ クワラトニワカニナルホトニソ (54—33オ)

- (60) 魚眼生腮々欲作松風鳴 坡カ作タソ 此ハ茶ノ湯ヲワカイタラ云タソ……ワキシツマリテ後ニハホソウ魚ノ目ノヤウナガ出ソ 鱧子ノフタヲトレハ松風ノサツへト吹クヲトカスルソ 寒泉湯鼎聴松風 颺ハ風ノヲトヲ云タソ (54—8オ)

7・3・1・3 考察

雨の音を「コエ」としたものが (51), 「オト」としたものが (21), 水の流れる音を「コエ」としたものが (48), 「オト」としたものが (60), 風の音を「コエ」としたものが (49) (50) (56), 「オト」としたものが (60) である。これらについては、音声の発生源によって「コエ」と「オト」が使い分けられていないことは明らかである。

注意されるのは、これらの「コエ」の例が (48) (56) を除いていずれも詩の解釈の文にあらわれることである。(56) は詩の解釈ではないが、『文選』の語句について言っている点で類似した例とみることができる。これに対して、「オト」は (60) 以外は詩と無関係な注釈文にあらわれている。雨、水、風以外でも、「コエ」の (54) (55) は詩の解釈であり、「オト」は、詩の解釈の文にあらわれる例は皆無である。原典に「声」字がない場合、詩が注釈対象になっている場合は「コエ」、そうでない場合は「オト」が用いられるということが出来る。

「コエ」の (53) の例では、該当抄文は原典に対応していないが、原典そのものには「声」字があり、その影響で「コエ」が用いられたものであろう。(57) は類似した部分に「コエ」「オト」があらわれている。

8 「音」字で表記された例について

これまで扱ってこなかった抄文中で「音」で表記された例について考察する。

8—1 先に述べたように、抄文中の「音」字は「コエ」とよまれるべきものである (出雲1988)。今回の調査で抄文中で「音」字が字音でよまれているのは、次の1例のみであった。

- (61) 正声勿一 (漂淪) **陸** 正声ハ詩文ノ音律ノ大雅ノ音ニカナウタト云ソ (26—51ウ、右傍線の音読符によって字音でよむべきことが示されている。)

「オン」であるか「イン」であるかは不明である。

8-2 意味については、やはり先述のように抄文中の「音」字の大半は漢字音を意味するものである。漢字音以外の抄文中の「音」字は、今回の調査では次の1例を除いて、すべて楽器・曲の音声に用いられる例であった。

- (62) 嘶ト棲ト清濁ハカワレドモ同韻テ音同ソ 唐人ハソラニ云ホドニ音ヲ本ニシテ字ハナニヲモカクソ (19-30ウ、後出の「音」字に左傍線の訓読符があり、「コエ」とよむべきことを示す。)

これは、「音」(コエ)が「字」と対照させて発音の意味で用いられている。ただ、中国語の発音は日本人からみれば漢字音であり、「音」字が用いられているのもそのためと考えることが出来、漢字音の「コエ」の延長線上の例である。

8-3 楽器・曲の音声の意で「音」字が用いられているのは、16項目であった。うち、原典に対応する「音」字があるものが二項目であり、残りはすべて原典に対応する漢字がないものである。二、三例示する。

- (63) 茗々匿ー (音微) ……音ーハ琴ナドノ曲調ノコトデアラウソ 音ヲカクスト云モ心エカタイソ (12-11オ)
- (64) 柔指発ー (哀弾) 此ハ琴ヲ弾シタコトカ ヤワラカナ指テ琴ヲヒイテ哀ノ音ヲヒイタコトカ (33-2ウ)
- (65) 孤竹之管ー (雲和) 之琴瑟……雲和琴ーハ地ノ名ヤラ 琴瑟ノ楽ノ音ノ和融シタ心カ地ノ名テハアリサウモナイソ (50-39ウ)

8-4 原典の「音」が抄文で「コエ」とされているものが2例のみ見られる。前掲の(3)(10)である。(10)の場合、そこに記したように原典『毛詩』の「音」字が清原家の古活字本で「コヘ」と振仮名がある。『玉塵抄』では「音」を「オト」とよむ例は全くみられないということになる。

8-5 考察

注意されるのは抄文中の「音」(コエ)が、漢字音及び楽器・曲の音声の意に限定されていることである。このような使い分けがどの程度一般的であったかは、今後の検討にまたざるを得ない。

原典の「音」字も「コヘ」とよまれた例が上述のように見られることも注意される。『玉塵抄』では原典においても抄文においても「音」字が「オト」とよまれた例は皆無である。

9 中国古典の影響という点から考察した『玉塵抄』

の「コエ」と「オト」

9-1 「コエ」は原典である中国古典の影響が認められる場合が多く、表記として「声」「音」が用いられるのに対し、「オト」は中国古典の影響によって用いられた確例は見られず、表記も「ヲト」という仮名表記のみである。

9-2 生物の音声を表す場合は、もっぱら「コエ」が用いられ、原典の影響は認められない。

9-3 同じ意味で「コエ」「オト」が用いられるのは、人間・動物の行為による音声、楽器・曲の音声、自然物の音声、を表す場合である。これらの意味の場合、「コエ」に対して「オト」は日常語的性格があることが指摘できる。

9-4 自然物の音声を、原典に「声」字がなく抄者がみずからのことばで表現している場合、「コエ」が用いられるのは原典が詩である場合である。

10 中世後期における日常語の聴覚表現

10-1 虎明本狂言における「コエ」と「オト」

生物の声は「コエ」であるのは当然であるが、会話文・それに準ずる文においては人間・動物の行為による音声、楽器の声、自然物の音声にはいずれも次のように「オト」が用いられ、「コエ」の例は見られない。

- (66) おとこ出て……まりのをときひて、いや爰にくつのをとがする、某もすきじやほどに、ちと見物せうと云て、……まりをとり、あなたこなたへもつて、すずのをとをする、(まりざとう、池田広司・北原保雄『大蔵虎明本狂言集の研究本文篇』、中四二七べ)

- (67) 太郎冠者「……なふーおもしろや、いかふえふたやら、ゆきにくひ〈ざんざはま松のをとはざんざ〉かぜでこののはちるもおもしろひ……」(ぬけがら、同上、中五四べ)

- (68) 勾当「いや川の瀬のおとがきこゆるは」(どぶかつちり、同上、中四一九べ)

これに対して、引用された文章の部分には、これらの意味で「コエ」が用いられた例がある。

- (69) しんによのさえづり、おんかくのこゑ、しよほうじつさうとひきわたれば、(うつぼざる、謡曲「自然居士」の引用、同上、上二六一べ)
- (70) 祇園円経ニ云、縁覚十二因縁中ニ有ニ大金鐘チコエキョウニ風吹音聞ニ八里ニ (かねのね、同上、中一一八べ)

狂言の会話文における「コエ」と「オト」は、むしろ現代語に近く、生物の音声は「コエ」、それ以外の音声は「オト」であったと考えられる。ただし、そこに引用されている文学作品や漢文の訓読文においては、

日常語の「オト」にあたるものが「コエ」で表現されていると言える。

11 古典文学作品における「コエ」と「オト」

先述のように安部1883は中古の文学作品を中心に「コエ」と「オト」についてくわしく考究したものであるが、そこで「コエ」の自然物の音声を表す用法が漢字「声」字の用法にひかれたものとする説として『岩波古語辞典』に言及されている。同辞典の「こゑ」の項の②には、次のようにある。

《漢字「声」の用法にひかれたものという。平安時代以後に多い》物の音。「白浪の一」〈土佐一月七日〉。「入相の一」〈かげろふ中〉。「壺越調の一」〈源氏若菜上〉。

「漢字「声」の用法にひかれたものという」とあるが、これが先行研究の何を指しているかは安部1983にも述べられていない。管見の範囲では『倭訓栞』に

声 声音をいふ言笑の義なるへし。西土には秋声なといへるを歌には秋風の声ことあたらしき也と評せり

とある。「西土」すなわち中国では「秋声」というのを和歌では「秋風の声」という。それを「ことあたらしき也」と評したものがあつた、ということである。「事新しき」と評したというのは、「六百番歌合」の藤原良経の歌「いつも聞くものとや人の思ふらん来ぬ夕暮の秋風の声」に対する俊成の「秋風の声も事新しくや」という判詞を指している。新日本古典文学大系『六百番歌合』（久保田淳・山口明穂校注）の同歌の脚注に

良経は本歌合以前にも「住吉の岸に生ひける松よりもなほ奥深き松風の声」（秋篠月清集・二夜百首）と歌っている。定家や家隆にも本歌合以前の作例があるが、この時点ではやはり珍しかったか。「松風の声」は、能因に「白浪の越すかとのみぞ聞えける末の松山松風の声」（能因集）という作例があるが、やはり慈円・定家らが好んで用いた句である。

とある。

自然物の音声を「声」で表した例は、平安時代中期以前から見られる。「風の声」は、『宇津保物語』に4例、『躬恒集』『赤染衛門集』（2例）『相模集』などに見える。「波の声」も『後拾遺集』『源重之集』『元良親王集』などに見える。

これらに対応する漢文の表現についてみると、『和漢朗詠集』に「秋声」（4例）「波声」（2例）が見られ、「あきのこゑ」「なみのこゑ」と訓読されている。また、平安時代後期になると、和歌の題に用いられる例が見られる。たとえば「水声」を含んだ題で詠まれ

た次のような和歌がある。

(71) 東山辺氷止水声

夜を寒みいはまをくぐる谷川のおとも氷の閉ぢてけるかな（教長集、592）

(72) 鳥羽院北殿におはしましし頃、氷留水声といふ心を殿上人々よみしに、御仏名の夜なるべし 冬くれば氷と水の名をかへて岩もる声をなどしのぶらん（長秋詠藻、276）

題の「水声」の「声」にあたることばを、「おと」と表現する場合も「こゑ」と表現する場合もあつたことがわかる。

12 聴覚表現の「コエ」と「オト」の用法に見られる中国古典の影響

以上述べてきたように、『玉塵抄』における「コエ」と「オト」に対する中国古典の影響は、現代語と比較して言えば、「コエ」の意味領域の拡張ということが出来る。ただし、それは日常語の領域ではなく、文章語ないし文学用語の世界でのことだつたと考えられる。『玉塵抄』及び狂言詞章の検討から、中世後期においても「コエ」が生物の音声を表し、「オト」がそれ以外の音声を表すという使い分けは基本的に存在したと考えられる。

平安時代の文学作品、特に和歌に見られる自然物の音声を「コエ」で表す例は、中国古典の影響と見て誤りないと考えられる。平安時代、鎌倉時代の日常語の「コエ」と「オト」との使い分けがどうであつたかは未検討であるが、上代においてはほぼ現代と同様の使い分けが見られること（『時代別国語大辞典上代編』）を考慮に入れると、平安鎌倉時代においても、日常語においては現代語と近い使い分けがあつたのではないかと想定される。

このように考えると、聴覚表現の「コエ」と「オト」に対する中国古典の影響は、基本的には中国古典の受容に大きく関わつた知識層、文学者層の言語に見られるものと言うことが出来る。それは、日常言語に影響を及ぼしたこともあつたであろう。

なお、『玉塵抄』においては、先に述べたように、「声」「音」はいずれも「コエ」の漢字表記であり、「声」が一般的に用いられているのに対し、「音」漢字音、楽器・曲の音声を表す際に用いられるという使い分けがある。「オト」は『玉塵抄』では漢字表記されない語である。現在のように「音」が「オト」、「声」が「コエ」という訓の固定は、少なくとも中世末期においては一般的ではなかつた。

[引用文献]

- 安部清哉 1983 「こえ(声) おと(音) ね(音)」『講座日本語の語彙10 語誌Ⅱ』(明治書院)
- 出雲朝子 1988 『『玉塵抄』と計算機』(昭和62・63年度文部省科学研究費補助金研究成果報告書, 豊島正之と共著)
- 1993 『『玉塵抄』と計算機Ⅱ』(平成3・4年度昭和62・63年度文部省科学研究費補助金研究成果報告書, 豊島正之と共著)
- 小島憲之 1964 『上代日本文学と中国文学 上中下』(塙書房)
- 新谷秀夫 2002 「響かぬ楽の音」高岡市万葉歴史館編『音の万葉集』(笠間書院)

発表成果一覧

中世における外国文化の受容と展開

研究代表者 木田 章義
京都大学大学院文学研究科 教授

分担者 丸山 徹
南山大学人文学部 教授

分担者 鈴木 広光
奈良女子大学文学部 講師

分担者 李 長波
京都大学大学院人間・環境学研究所 助手

【発表成果一覧】

木田 章義

- 国語学と縦書き 単著 国語学 208号, pp.140-141, 2002
- 「林逸抄」と抄物, 単著 『武蔵野文学』49号, pp.2-8, 2001
- 中世における外国文化の受容と展開, 『古典学の再構築, 第Ⅱ期研究報告』文部省特定領域研究報告, 2000
- 日本における古典(の受容) 学術月報(日本学術振興会) 53-11(672), pp.25-28, 2000
- 国語音韻史上の未解決の問題 単著 音声研究 4巻3号, pp.24-27, 2000
- 『万葉集』注評 単著 季刊文学 10巻4号, pp.99-105, 1999

丸山 徹

[講演・パネルディスカッション]

- Como me encontrei com a ortografia portuguesa (講演) 2001. 8.
II Colóquio Internacional sobre Línguas Gerais (ブラジル現地語研究国際学会第二回大会)における開幕基調講演(8月20日午前10時より12時まで)。ブラジル・インド・日本における大航海時代イエズス会の語学書研究について, 主としてそのポルトガル語正書法との関連について論じたもの。(ブラジル国リオデジャネイロ連邦大学の招聘)

- Importância dos estudos recíprocos entre japonês e português dos séculos XVI e XVII (シンポジウムパネリスト) 2001. 8.

II Encontro de Estudos Diacrônicos do Português (ポルトガル語通時言語学会第二回大会)におけるパネルディスカッション(8月31日午前10時より12時まで) 16・17世紀ポルトガル語・日本語双方を視野に入れた研究の重要性について説いたもの。(ブラジル国サンパウロ州立大学アララクアラ校よりの招聘)

[翻刻と文献索引]

- Keyword-in-Context Index of the *Grammatica da Lingoagem Portuguesa* (1536) by Fernao de Oliveyra (ポルトガル語最初の文法書(1536年刊)の全文翻刻・文脈付索引) 2001年6月(平成13年6月)文部科学省科学研究費・特定領域研究「古典学の再構築」研究成果報告(本文A4版570ページ)
- Keyword-in-Context Index of the *Regras que ensinam a maneira de escrever e a orthographia da lingua portuguesa* (1574) by Pero de Magalhães de Gandavo (ポルトガル語正書法書(1574年刊)の全文翻刻・文脈付索引) 2001年10月(平成13年10月)文部科学省科学研究費・特定領域研究「古典学の再構築」研究成果報告(本文A4版100ページ)
- Keyword-in-Context Index of the *Grammatica da Lingua Portuguesa* (1540) by João de Barros (ポルトガル語文法書(1540年刊)の全文翻刻・文脈付索引) 2002年9月(平成14年9月)文部科学省科学研究費・特定領域研究「古典学の再構築」研究成果報告(本文A4版450ページ)
- Keyword-in-Context Index of the *Cartinha* (1539) by João de Barros (ポルトガル語文法・カトリック要理小冊子(1539年刊)の全文翻刻・文脈付索引) 2002年12月(平成14年12月)文部科学省科学研究費・特定領域研究「古典学の再構築」研究成果報告(本文A4版250ページ)

[翻刻]

- コンカニ語・ポルトガル語語彙集写本(1626)翻刻 2002年9月(平成14年9月)文部科学省科学研究費・特定領域研究「古典学の再構築」研究成果報告(C-H部A4版70ページ)

[関連論文・報告・エッセー]

- 「17世紀書写コンカニ語・ポルトガル語辞書」タイプ版覚書(2001年6月, 『アカデミアー文学・語学

編】第70号 南山大学, pp.219-229.)

- キリシタン資料語学書研究の「これから」(2001年9月(平成13年9月)文学第2巻第5号(2001年9月-10月)(岩波書店)(pp.82-85)
- 16世紀ポルトガル語文法書文脈付索引作成報告(2002年3月,『アカデミア—文学・語学編』第71号南山大学)(pp.301-316)
- Father João Rodrigues and his attitudes towards language (*Encontro de Estudos Diacrônicos do Português Universidade Estadual Paulista*, 2002) (pp. 83-95)
- 16世紀ポルトガル語文法書文脈付索引作成報告(続)(2003年1月,『アカデミア—文学・語学編』第72号南山大学)(pp.1-8)

李 長波

[本特定領域後半二年の成果]

- 『日本語指示体系の歴史』(単著)平成14年5月,京都大学学術出版会, pp.1-462.
- 「江戸時代における中国の文章作法書の受容—『文筌』と『文章一貫』を中心に—」(単著), 2002年9月, 文部科学省科学研究費補助金特定領域研究(A)「古典学の再構築」『ニューズレター』第十二号, 「古典学の再構築」総括班, pp.31-46.
- 「江戸時代における漢文教育法の一考察—伊藤仁齋の復文と皆川淇園の射覆文を中心に—」(単著), 2002年9月, *Dynamis*, Vol.6 (京都大学大学院人間・環境学研究科文化環境言語基礎論講座), pp.54-82.
- 「陳繹曾の『文筌』とその周辺—著者, 書誌, その他—」(単著), 2001年10月, *Dynamis*, Vol.5 (京都大学大学院人間・環境学研究科文化環境言語基礎論講座), pp.113-141.

[本特定領域前半二年の成果]

- 「古代日本語の人称体系における「自・他」の問題—古代中国語の人称代名詞と上代語との関連を中心に—」(単著), 2001年8月, 文部科学省科学研究費特定領域研究(A)公募研究研究課題:「古代・中世漢文訓読文資料の文体史的研究」(研究代表者:金水 敏大阪大学教授), 『古典学の再構築』第I期公募研究論文集, pp.427-446.
- 「『カレ』の語史とその周辺—三人称代名詞が成立するまでのみちすじ—」(単著), 2000年5月, *Dynamis*, Vol.4 (京都大学大学院人間・環境学研究科文化環境言語基礎論講座), pp.1-33.

2 B02班・計画研究

キリシタン文献の文化横断的研究

研究代表者 米井 力也

大阪外国語大学外国語学部 教授

分担者 エンゲルベルト・ヨリッセン

京都大学総合人間学部 助教授

【発表成果一覧】

米井 力也

- 1999, 「キリシタンと王法・仏法」(『国文学』1999年7月号, 特集・仏教, pp.52-55, 学燈社, 1999年6月)
- 2000a, 「キリシタン時代のスペインと日本」(『スペインと日本』, pp.179-195, 行路社, 2000年3月)
- 2000b, 「ヴァリニャーノと『日本のカテキズモ』」(伊藤玄二郎編『エヴォラ屏風の世界』, pp.23-41, 「エヴォラ屏風」修復保存・出版実行委員会, 2000年5月)
- 2000c, 「キリシタンの日本語研究と翻訳の試み」(『日本語学』19号「日本語史研究入門」, pp.176-186, 明治書院, 2000年9月)
- 2000d, 「水夫の反乱:キリシタン翻訳の一側面」(『古典学の再構築』第8号, pp.71-75, 2000年11月)
- 2001a, 「キリシタンの説話:日本のイソップ物語と聖人伝」(小峯和明編『週刊朝日百科世界の文学』83号「今昔物語集宇治拾遺物語」, pp.92-93, 朝日新聞社, 2001年2月)
- 2001b, 「複数形の地獄:キリシタンの翻訳」(『仏教文学』第25号, pp.1-9, 仏教文学会, 2001年3月)
- 2001c, 「異界の変奏:大航海時代の異言語接触」(『文学』隔月刊・第2巻第5号, pp.8-23, 岩波書店, 2001年9月)
- 2002a, 「魂とスパイスを求めて:大航海時代の宣教師たち・商人たち」(『東洋文庫ガイドブック』pp.162-181, 平凡社, 2002年4月)
- 2002b, 「ヨセフとその兄弟:旧約聖書『創世記』の翻訳」(『説話論集』第11集「説話と宗教」, pp.345-369, 清文堂, 2002年8月)

- 1999, 「一六・一七世紀インドと日本におけるイエズス会士のテキスト：思想史，文学，ポスト・コロニアリズムからの解釈の試み」（ザビエル渡来450周年記念行事委員会編『「東洋の使徒」ザビエル』I，上智大学，1999，pp.95-115），“Texts of the Society of Jesus in India and Japan from the 16th to the 17th Centuries：An Attempt at Interpretation of the Contexts of the History of Thought, Literature, and Post-Colonialism”，1999，pp. 101-119，上記の英語版）
- 2000a, “Goa as a literary motif and as historical subject in Captain Marryat’s *The Phantom Ship*: Preliminary considerations of a Goan identity in contemporary literature”, in: Charles J. Borges, Oscar G. Pereira, Hannes Stubbe, eds., *Goa and Portugal. History and Development*, New Delhi, Concept Publishing, 2000, pp. 379-397
- 2000b, 「A・ヴァリニャーノの生涯と彼のヨーロッパ中心主義観：ヴァリニャーノ『入満満心得ノ事』（1580年頃）の予備的研究として」（伊藤玄二郎編『エヴォラ屏風の世界』，かまくら春秋社，2000年 pp. 45-63），“Prologenomenos para um estudo de Iru-man kokoroe no koto (ca. 1580) de A. Valignano”，ibidem（上記のポルトガル語版。日本語と葡語の協力は河野彰，E. M. デ・ローザによる。）
- 2000c, 「ポルトガルの領土拡張・イエズス会の宣教活動・文化的接触と衝突」（*Bulletin of the Nanzan Centre for European Studies*, Vol.6, 南山大学ヨーロッパ研究センター，2000，pp. 29-36）
- 2000d, “Missionaries and Palimpsest, re-reading texts for re-constructing European missionary activities in India and Japan in the context of colonialism: a first attempt of defining the project”，（『古典学の再構築』第8号，pp.66-70，2000年11月）
- 2001a, 「神の掟で光る銀——インドと日本におけるフランシスコ・ザビエルの布教活動とポルトガルの領土拡張政策」（教養講座要旨集第二十集『芸香草』，鹿児島県立図書館，2001年，pp.93-110）
- 2001b, “The Portuguese Approach to Asia in the Early Sixteenth Century”，in: Josef Kreiner, ed., *Rukyu in World History*, Bonn, Bier’sche Verlagsanstalt, 2001, pp. 85-116
- 2001c, “When in a Warm Night in Goa Four Hundred Fifty Years Ago Three Travellers Might Have Met”，（『人環フォーラム』創立10周年記念号，2001，pp. 42-49）
- 2002a, “Exotic and “Strange” Images of Japan in European Texts of Early 17th Century. An Interpretation of their Contexts of History of Thought and Literature”，in *Bulletin of Portuguese Japanese Studies*, Vol. 4, Lisbon, Centro de Historia de Alem Mar, Universidade Nova de Lisboa, 2002, pp. 35-58
- 2002b, 「ピエートロ・アレティーノ（1492-1556）についての覚書」（『古典学の再構築』ニューズレター第12号，2002年，pp.70-71）
- 2002c, 「ルイス・フロイスのいた都」（上田正昭監修，芳賀徹，富士谷あつ子編『京都学を学ぶ人のために』，世界思想社，2002年，pp.264-281）

正倉院聖語藏經卷の文献学的研究 ——隋・唐經を中心に

研究代表者 末木 文美士
東京大学大学院人文社会系研究科 教授

分担者 月本 雅幸
東京大学大学院人文社会系研究科 助教授

分担者 杉本 一樹
宮内庁正倉院事務所保存課 調査室長

【発表成果一覧】

末木 文美士

- 「日本の仏教書」『印刷博物誌』凸版印刷, 2001年6月, pp. 372-373.
- 「東京大学所蔵の仏教貴重書」『印度学仏教学研究』50-1, 2001年12月, pp. 1-8.
- 「高山寺所蔵『釈迦如来五百大願』の翻刻研究(2)」『平成十三年度高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』, 2002年3月, pp. 85-98.
- 『岩波仏教辞典』(共編), 岩波書店, 2002年10月, 1246P.

月本 雅幸

- 「漢訳仏典と音義」『悠久』85号, 2001年, pp. 68-75.
- 『訓点語辞典』(共編), 東京堂出版, 2001年, 318pp.
- 「高山寺蔵本大毘盧遮那成佛經疏卷第十五康和点訳文稿(一)」『平成十三年度高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』, 2002年, pp. 111-116.
- 「尊経閣文庫所蔵『日本書紀』の訓点」『尊経閣善本影印集成26日本書紀』(八木書店), 2002年, pp. 47-58.

杉本 一樹

- 「正倉院の古文書」(日本の美術440号), 至文堂, 2002年12月, 98p.

古代幼学書の基礎的研究

研究代表者 黒田 彰
佛教大学文学部 教授

分担者 三木 雅博
梅花女子大学文学部 教授

【発表成果一覧】

黒田 彰

- 「孝子伝の研究」(思文閣出版, 2001年9月) pp. 1-479
- 「孝子伝の図—宋, 遼・金を中心とする—」(『京都語文』7, 佛教大学国語国文学会, 2001年5月) pp. 130-163
- 「董黯賢語—孝子伝図と孝子伝—」(『日本文学』51・7, 2002年7月) pp. 26-36
- 「鍍金孝子伝石棺統紹—ミネアポリス美術館蔵北魏石棺について—」(『京都語文』9, 佛教大学国語国文学会, 2002年10月) pp. 166-197
- 「羊公賢語—孝子伝図と孝子伝—」(汲古書院『孝子伝注解』解題, 2003年2月予定) pp. 487-542
- 「伯奇賢語—孝子伝図と孝子伝—」(『説話論集』12, 清文堂出版, 近刊)

三木 雅博

- 「説経『しんとく丸』『あいごの若』の成立と中国孝子譚」(『説話論集』13, 清文堂出版, 近刊)

古代幼学書の基礎的研究

研究代表者 大津 透

東京大学大学院人文社会系研究科 助教授

【発表成果一覧】

〔著書〕

- 『古代の天皇制』岩波書店, 1999年12月, 304頁
- 『日本の歴史第6巻 道長と宮廷社会』講談社, 2001年4月, 396頁

〔編著〕

- 『日本の歴史第8巻 古代天皇制を考える』講談社, 2001年6月, 362頁,
「『日本』の成立と天皇の役割」, 7-29頁
- 『新体系日本史2 法社会史』山川出版社, 2001年10月, 590頁,
「律令法と固有法的秩序」 「格式の成立と撰関期の法」, 5-102頁
- 『日本の歴史』全26巻, 講談社, 2000年10月-2003年1月, 編集委員(網野善彦氏ら全5名)

〔論文〕

- 「北宋天聖令・唐開元二十五年令賦役令」
『東京大学日本史学研究室紀要』5, 2001年3月, 175-184頁
- 「関于大谷文書中均田制的文書の復原」
張国剛主編『中国社会歴史評論』第三卷, 中華書局, 2001年6月, 342-354頁
- 「唐日賦役令の構造と特色」
池田温編『日中律令制の諸相』東方書店, 2002年3月, 311-332頁
- 「農業と日本の王権」
『岩波講座 天皇と王権を考える』第3巻, 岩波書店, 2002年10月, 15-40頁
- 「日本律令制與古代東亞文化圈」『台大歴史学報』30, 2002年12月, 53-73頁
- 「大谷文書唐代田制關係文書群の復原研究」(野尻忠・稲田奈津子氏と共同執筆)

〔口頭発表〕

- 「20世紀唐代史研究の成果と課題 2 律令と儀礼」司会およびコメント
唐代史研究会夏期シンポジウム, 箱根静雲荘, 2001年7月
報告要旨:『唐代史研究』5, 2002年6月, 161-163頁
- 「大谷文書均田制關係文書群の復原研究」(野尻忠・稲田奈津子氏と共同報告)
東洋文庫内陸アジア出土古文献研究会, 2002年3月
- 「日本律令制與古代東亞文化圈—以税制和戸口掌握為中心—」
東亞文化圈の形成與發展國際學術研討会, 台湾大学, 2002年6月

〔書評・学界動向〕

- 「山田英雄著『万葉集覚書』」『日本歴史』645, 2002年2月, 100-102頁
- 「2001年の歴史学界—回顧と展望」日本古代(一, 四)『史学雑誌』111-5, 2002年5月, 35-36, 49-51頁
- 「鎌田元一著『律令公民制の研究』」『史林』85-4, 2002年7月, 141-148頁
- 「大隅清陽著『日本律令制における威儀物受容の性格』」『法制史研究』52, 2003年3月

古代・中世の漢文訓読文資料の 文体史的研究

研究代表者 金水 敏
大阪大学大学院文学研究科 教授
分担者 朝倉 尚
広島大学総合科学部 教授

【発表成果一覧】

金水 敏

- 金水 敏 (2000) 「方便智院聖教目録索引」『平成十一年度高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』(左 1-21)
- 金水 敏 (2001) 「高山寺蔵『惠果和尚之碑文』所収「大儀後序」について」『平成十二年度高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』(75-79)
- 土井光祐・金水 敏 (2001) 「高山寺「観智記」鎌倉時代中期写本・解題並びに翻刻」『実践国文学』61, pp. 92-157
- 金水 敏 (2002) 「惠果和尚之碑文」所収字書様拔書について『平成十三年度高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』(65-70)
- 金水 敏 (2002) 「平安時代の「をり」再考—卑語性の検討を中心に—」『大阪大学大学院文学研究科紀要』42, 1-25
- Kinsui, Satoshi (2002) "The Influence of Translation upon the Historical Development of the Japanese Language," Faculty Center, Hacienda Room, UCLA.
- Kinsui, Satoshi (2002) "The Influence of Translation upon the Historical Development of the Japanese Language," 2-Day Workshop on Language change with the focus on Grammaticalization, Organized by EALC, and co-sponsored by Linguistics, Applied Linguistics, the Center for Japanese Studies & the Center for Korean Studies

朝倉 尚

- 「禅林聯句に関する基礎的研究—『聯句の総集』について—」古典学の再構築・第I期公募研究論文集, 2001. 8, pp. 374-388
- 「禅林における『詩の総集』について—受容の実態と編纂意図」古典学の現在, 2001. 11, pp. 1-121
- 「景徐周麟の文筆活動—延徳二年(3)—」地域文化研究, 第27巻, 2001. 12, pp. 1-34
- 「禅林における『送行詩』と『招寄詩』について—『雪岫朔公諸彦送行詩軸』(南禅寺所蔵)を中心に—」日本研究, 第15号, 2002. 3, pp. 1-16
- 「景徐周麟の文筆活動—延徳二年(4)—」地域文化研究, 第28巻, 2002. 12, pp. 1-37

古代幼学書の基礎的研究

研究代表者 礪波 護
大谷大学文学部 教授

【発表成果一覧】

【著書・編著】

- 共編『京大東洋学の百年』 2002年 5月
京都大学学術出版会 pp.1-310
- 編著『週刊朝日百科 世界の文学』103号
2001年 7月 朝日新聞社 pp.11-065-11-096
- 京洛の学風 2001年 5月 中央公論新社
pp.1-376

【編集・監修】

- 編集ならびに解説 宮崎市定『アジア史論』
2002年 3月 中公クラシックス pp.1-424
- 編集ならびに解説 宮崎市定『東風西雅抄』
2001年 5月 岩波現代文庫 pp.1-336
- 編集後記『京都大学百年史』資料編三 2001年 3月
pp.1124-1130
- 読み下し、語注ならびに解説 桑原隲藏『考史遊記』
2001年 3月 岩波文庫 pp.1-558
- 編集 宮崎市定『論語の新しい読み方』2000年 7月
岩波現代文庫 pp.1-320
- 編集ならびに解説 宮崎市定『東洋的古代』
2000年 2月 中公文庫 pp.1-320
- 編集ならびに解説 宮崎市定『東洋的近世』
1999年 6月 中公文庫 pp.1-320

【論説】

- 羅・王の東渡と敦煌学の創始 高田時雄編『草創期の敦煌学』2002年12月 pp.1-12
- 中国の天神・雷神と日本の天神信仰
『日本歴史』第652号 2002年 5月 pp.4-10
- 魏徴撰の李密墓誌銘『東方学』第百三輯
2002年 1月 pp.1-17
- 均田制と府兵制『隋唐世界帝国』中国文明の歴史 5
2000年 6月 中公文庫 pp.147-182

- 内藤湖南『20世紀の歴史家たち 2』日本編下1999年
11月 刀水書房 pp.35-53

【座談会・対談】

- 対談（加地伸行と）どこが違う？司馬遷と司馬遼太郎 諸君 5月臨時増刊号『歴史諸君』2002年 5月
pp.128-139
- 先学を語る—宮崎市定博士（座談会）『東方学』100輯
2000年 9月 東方学会 pp.315-347
- 藤枝晃を語る（座談会）『藤枝晃先生追悼文集』
2000年 6月 自然文化研究会 pp.299-317

【書評・解説】

- 「折口信夫の筆あと」展参観記—解説に代えて 穂積生萩『私の折口信夫』2001年 5月 中公文庫 pp.395-300
- 序 胡宝華『百年の面影』2001年 3月 角川選書
pp.3-4
- 解説 宮崎市定『中国のめざめ』中国文明の歴史11
2000年12月 中公文庫 pp.359-376
- 六朝の官職名 興膳宏編『六朝詩人伝』2000年11月
大修館書店 pp.989-1000
- 解説 宮崎市定『清帝国の繁栄』中国文明の歴史 9
2000年10月 中公文庫 pp.377-392
- 解説 宮崎市定『現代語訳 論語』2000年 5月
岩波現代文庫 pp.367-373
- 解説 井波律子『中国のグロテスク・リアリズム』
1999年12月 中公文庫 pp.313-318
- 中国訪問使節日記・南海寄帰内法伝・入唐求法巡礼
行記・行歴抄『世界の旅行記 101』1999年10月
新書館 pp.52-53 pp.87-92
- 書評 丸山裕美子『日本古代の医療制度』
1999年 6月 『唐代史研究』2 pp.88-90

【雑録】

- 内藤湖南の欧州紀行『湖南』第22号 2002年 3月
pp.8-9
- 著作目録とペンネーム『以文』第44号 京大以文
会 2001年11月 pp.2-5
- 歴史をづる営みは、むかしも今も生命がけ。司馬遷
しかり李贄しかり『週刊朝日百科 世界の文学』
103号 2001年 7月 朝日新聞社
pp.11-066-11-067
- 半跏思惟像の変遷『日本の歴史』03巻 月報
2001年 1月 講談社 pp.1-2
- 藤枝先生の功績調査『藤枝晃先生追悼文集』

- 文学部旧本館の消滅 『以文』第42号 1999年10月
京大以文会 pp.2-3
- 田村実造博士の訃 『史林』第82巻第5号
1999年9月 史学研究会 pp.169-170
- シルクロードと隋唐の文化 『club Keibun』200
1999年6月 pp.22-23

[口頭発表]

- 唐代の釋奠 平成十四年度足利学校釋奠記念講演
2002年11月23日 史跡足利学校方丈(講演の全文は
足利市教育委員会史跡足利学校管理委員会より,『平
成十四年度足利学校釋奠記念講演筆記』と題し
て,2003年3月に発行予定)
- 羅王両先生の東渡と敦煌学の創始 羅・王両先生東
渡90周年記念日中共同ワークショップ「草創期の敦
煌学」2001年11月27日 京大会館
- 伝承・受容されたものと伝承・受容されなかったも
の「新しい古典学」古典学の再構築第5回公開シン
ポジウム 2001年3月28日 日本学術会議講堂(要
旨は『古典学の再構築』第9号 2001年1月 pp.55
-57に掲載)
- 山陽と湖南 史学研究会大会 2000年11月2日
京大会館(要旨は『史林』第84巻第1号 2001年1
月 史学研究会 pp.158-159に掲載)

抄物の原典参照データベースの構築 —『韻府群玉』と『玉塵抄』を例として—

研究代表者 出雲 朝子

青山学院女子短期大学国文学科 教授

分担者 豊島 正之

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 助教授

[発表成果一覧]

出雲 朝子

- 「文語体抄物における主格助詞「が」——抄物文の
近代語的性格——」,『国語と国文学』,平成14年1
月特集号,東京大学国語国文学会,pp.96-106,2002.

豊島 正之,

- 「音韻を計る」,上野善道編『音韻』朝倉日本語講座
3,朝倉書店,(印刷中).
- 「キリシタン文献の漢字整理について」,『国語と国
文学』79巻11号(平成14年11月「近代語」特集号),
東京大学国語国文学会,pp.47-59,2002.
- 「漢字による情報交換と漢字制限」,『漢字文化圏の
諸相』筑波大学東西言語文化の類型論特別プロジェ
クト研究成果報告書平成13年度別冊,筑波大学,
pp.37-54,2002.
- 「「ぎやどべかどる」解説」,尾原悟編『ぎやどべか
どる』(『キリシタン研究』38),教文館,pp.354-
392,2001.

[口頭発表]

- 清水康行・豊島正之,「一世紀前の日本語の音声」,
『一世紀前の日本語の音声——音源アルヒーフの
1900~1901年の録音資料から——GICAS PHON-
ARC プロジェクト研究発表会』,アジア・アフリカ
言語文化研究所 COE 拠点 GICAS,2003.2.18.
- 「言語普遍の系譜——セッションの序として」,『東
京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 AA
研棟竣工記念シンポジウム「誰が世界を翻訳するの
か」』,東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研

究所, 2002. 6. 29.

- 「XMLの骨抜き利用法——アジア・アフリカ言語文化研究所データベースの例」, 科学研究費特定領域研究「古典学の再構築」情報処理班主宰研究会「XML pro/con——XMLで書く文献学的データ」, 九州大学文学部, 2001. 10. 27.
- 「漢字による情報交換と漢字制限」, 筑波大学「東西言語文化の類型論」特別プロジェクト主宰国際シンポジウム「日本・韓国における漢字受容の過去・現在・未来」, 筑波大学国際会議場, 2001. 7. 27.
- 豊島正之・James William Breen, 「キリシタン版「ぎやどべかどる」の活字字体についての計量的報告」, 近代語研究会第184回研究発表会, 神戸山手大学講堂, 2001. 5. 18.

論集「伝承と受容(日本)」 「古典学の再構築」研究成果報告集VII

平成15年3月20日発行

編集者 木田章義

編集所 文部科学省科学研究費補助金 特定領域研究
「古典学の再構築—20世紀後半の研究成果総括と
文化横断的研究による将来的展望」
B02「伝承と受容(日本)」調整班
〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学大学院文学研究科

発行者 中谷英明

発行所 「古典学の再構築」総括班
〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬518
神戸学院大学人文学部

印刷 株式会社シンクス

この冊子は再生紙を使用しています

今也トハ王業之本在稼穡后妃ト奉
 ハ稼穡ヲ奉リ后妃ハ女功トノ物ヲスラフ
 一 后妃ハ天子ノ妃ナシトモニクノ父母ノ家
 リトモハ天子ノ后ニ成リセリム事ヲモ諒
 セラス事ヲモ留也 躬儉一 身ヲ華
 後ナトモ長イ物ヲツキキム衣地ニキ
 フリクシテ有ルヤウニシテ無用ノ
 カクニナリル也 著一 所制ハ婦
 ナ嫁セズ人ノムメノ坊主ニ成テ婦道ヲ
 ノミナ也 可一 此間ワルナシトモカ
 女ニク帰寧トモ后妃在又トモ
 躬儉一 小徳ニシテ我私トモ考
 後ナトモ長イ物ヲツキキム衣地ニキ

1998 - 2002



古典学の再構築